

子どもの虹情報研修センター

日本虐待・思春期問題情報研修センター

紀 要 No.8 (2010)

- 発刊にあたって 小林美智子
- 論 文 ・子ども虐待問題の基底としての貧困・複合的困難と社会的支援..... 松本伊智朗
- 特別講演 ・マンガで届ける子ども虐待防止..... 椎名 篤子
より
- 研修講演 ・アタッチメント理論の現状と課題：
より 進化・発達・臨床の3つの視座から 遠藤 利彦
・子どもの記憶 -子どもの証言と司法面接- 仲 真紀子
・日本における性的虐待の実態と対応の現状..... 山本 恒雄
・施設における家族への援助..... 島川 丈夫
- 小論・ ・つなぐ願い -オレンジリボンたすきリレーへの思い・4- 増沢 高
エッセイ ・ことはじめ、児童虐待防止事業..... 川崎二三彦
・インターネットでカンファレンス！ 南山今日子
- 研究報告 ・児童虐待の援助法に関する文献研究（第5報）
戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析
-2000年以降の性的虐待に関する文献研究- 保坂 亨他
・児童虐待に関する文献研究（第6報）
子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析 増沢 高他
- 事業報告 ・Ⅰ. 平成21年度専門研修を振り返って
・Ⅱ. 研修評価の試み
・Ⅲ. 平成21年度の専門相談について



子どもの虹情報研修センター紀要第8号発刊にあたって

子どもの虹情報研修センター長
小林 美智子

子どもの虹情報研修センターは、ここに紀要第8号を発刊することができました。センター長としては喜びに堪えず、また紀要の発刊にあたり素晴らしい原稿をいただいた先生方には心より感謝申し上げます。

2000年の児童虐待防止法制定から10年、この間に児童虐待の発生要因に関して様々な論議がなされてきました。その中で子どもの貧困が虐待の背景に潜むこと、そして子どもの発達や教育にとっても直接的な不利益をもたらすことが分かってきました。巻頭の松本伊智郎先生による「子どもの貧困」というタイトルの論文はこの問題を取り上げたものです。松本先生は、近年進行しつつある我が国の子どもの貧困状況をいち早くキャッチし研究に取り組まれた専門家のお一人です。

子ども虐待防止には、国民の全てが子ども虐待に関心を持ち、自分が出来ることの一役を担うことが重要です。かつて子どもの虐待は、日本には存在しないという認識が一般的でした。90年代に入り深刻な子ども虐待が我が国に数多く存在する実態を驚愕と共に認識していくことになるのですが、そのきっかけの一つに、ジャーナリストである椎名篤子氏の原作による「凍り付いた瞳」が漫画雑誌に連載（1994年8月～1996年6月）されたことがあげられます。昨年行われた公開講座では、椎名先生をお招きし、「マンガで届ける子ども虐待防止」というタイトルで、漫画連載される経緯や、その後の世論の動き等興味深いお話をさせていただきました。この漫画を読んで、自分が虐待をしているかもしれないなどといった電話相談が激増したことや、何人かの国会議員がこの本を通して問題を認識し、法制定に向けて取り組んだそうです。紀要では「特別講演より」として、先生の貴重なお話を編集、掲載させていただきました。

センターでは昨年26本の研修を実施いたしました。数多くの講義や演習が行われたのですが、その中から4つの講義を取り上げて、編集掲載いたしました。東京大学大学院教育学研究科の遠藤利彦先生の「アタッチメント理論の現状と課題」、北海道大学大学院文学研究科の仲真紀子先生の「子どもの記憶」、日本子ども家庭総合研究所の山本恒雄先生の「日本における性的虐待の実態と対応の現状」、児童養護施設同仁学院の島川丈夫先生の「施設における家族への援助」の4つです。ケースアセスメントにおいて、愛着形成を中心とした乳幼児期の発達の理解は必須ですし、重大な問題でありながらわが国ではその対応がなかなか前に進まない性的虐待について、その現状を知ると共に、子どもの性被害に関する証言を扱う際に子どもの記憶の問題を理解しておくことは重要です。また虐待に至った家族への援助も非常に困難な現状があり、児童相談所や児童福祉施設では関心の高いテーマです。いずれも我が国の子ども虐待対応において、重要かつ実践に役立つ内容豊かな論考です。

エッセイとしては、昨年引き続き、研究部長の川崎二三彦が「ことはじめ、児童虐待防止事業」を、研修部長の増沢高が「つなぐ思いーオレンジリボンたすきリレーへの思い・4ー」、研修部員の南山今日子が「インターネットでカンファレンス！」を執筆しています。

研究報告は、センターの研究事業としてセンター開設2年目からずっと継続している「児童虐待に関する文献研究」の第5報と第6報の主要部分を掲載しました。第5報は「2000年以降の性的虐待に関する文献研究」、第6報は「子ども虐待と発達障害との関連に焦点をあてた文献の分析」です。性的虐待と発達障害は、非常に関心の高いテーマです。ぜひ参考にしていただけたらと思います。

子どもの虹情報研修センターは、8年間の事業を終え、9年目に入りました。この4月にセンター開設からセンター長を務められました小林登センター長（現子どもの虹情報研修センター名誉センター長）が3月をもって退職され、4月より私が後任として職責を担うこととなりました。これまでの8年間で、事業は大きく発展し関係諸機関から厚い信頼を得られていると感じます。これも小林名誉センター長のご尽力の賜物と敬服いたします。児童虐待防止法制定以来、子ども虐待のメカニズムや発生要因等についての理解はずっと進んできつつも、潜在していた多くの課題があぶり出されてきた状況でもあり、子ども虐待に対応する現場は大変な苦勞と混乱の只中にあるといえるでしょう。これからも子ども虐待が我が国の重大問題の一つであり続けることは間違いなく、解決すべき課題は山のごとくであります。ゆえに子どもの虹情報研修センターに寄せられる期待も大きいことを実感します。皆様の期待に応えられるよう、センター職員一同尽力を尽くす所存です。ぜひこの紀要を読まれた方々のご指導とご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

子どもの虹情報研修センター紀要 No.8

目 次

発刊にあたって		小林美智子	
論 文	・子ども虐待問題の基底としての貧困・複合的困難と社会的支援	松本伊智朗	1
特別講演より	・マンガで届ける子ども虐待防止	椎名 篤子	12
研修講演より	・アタッチメント理論の現状と課題：進化・発達・臨床の3つの視座から	遠藤 利彦	23
	・子どもの記憶 -子どもの証言と司法面接-	仲 真紀子	39
	・日本における性的虐待の実態と対応の現状	山本 恒雄	56
	・施設における家族への援助	島川 丈夫	79
小論・エッセイ	・つなぐ願い -オレンジリボンたすきリレーへの思い・4-	増沢 高	98
	・ことはじめ、児童虐待防止事業	川崎二三彦	112
	・インターネットでカンファレンス！	南山今日子	128
研 究 報 告	・児童虐待の援助法に関する文献研究（第5報） 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析 -2000年以降の性的虐待に関する文献研究-	保坂 亨他	132
	・児童虐待に関する文献研究（第6報） 子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析	増沢 高他	154
事 業 報 告	・Ⅰ. 平成21年度専門研修を振り返って		163
	・Ⅱ. 研修評価の試み		185
	・Ⅲ. 平成21年度の専門相談について		190

「子ども虐待問題の基底としての貧困・複合的困難と社会的支援」

松 本 伊智朗

(北海道大学大学院教育学研究院)

1 はじめに

子ども虐待問題は、家族における生活の不安定と貧困、養育者の心身の疾病や障害、家族関係上の葛藤、子どもの健康と発達上の困難、社会的孤立と排除、社会資源や公的支援へのアクセスの困難などが、複合的に連鎖するなかで生起し、あるいは深刻化する。被虐待児の回復と社会的自立の困難も、被虐待体験による負因のみならず、こうした家族と子どもの社会的不利を基底に持つ。

わが国の子ども虐待問題に対する対応は、今後は子どもの回復と自立のための支援と、地域での支援を可能にする社会資源の整備が焦点になる。一方で、家族と子どもを取り巻く経済的格差の拡大と生活の不安定化が進行し、家族の直面する問題はより複雑化している。したがってこの複合的な困難の構造を明らかにし、不利と困難の連鎖をどこで食い止め、虐待の深刻化を防ぐかを検討することは、不可欠の作業となる。

日本においては高度成長期以降、少数の研究者をのぞいて貧困に対する関心は低下していた。改めて経済的・社会的格差に対する社会的関心が高まり始めたのは、1990年代後半である。そこで示されたことは、一般的に考えられていた以上の「格差」の存在と拡大傾向である。2000年代に入るところから、社会的格差と不平等の下層に存在する「貧困」が議論の俎上にのり始める。2008年から「子どもの貧困」をテーマにした書籍や雑誌特集が相次いで上梓され、社会的関心を集めるようになった(注1)。

この社会的関心の高まりの背景には、結婚・家族形成期にあたる青年層の失業率の上昇と雇用の不安定化に伴う、子育て家族の生活基盤の脆弱化の進行がある。またOECDの報告によれば、日本は相対的貧困率が高いばかりではなく、税制と社会保障による所得再分配の結果、子どもの貧困率が上昇するOECD加盟国で唯一の国であり、子ども・子育て家族の貧困に対する政策的対応の脆弱性が明らかになってきたことも、議論に一定の影響を与えている。2009年秋には、日本政府として初めて「相対的貧困率」を15.7%と公表し(「低消費水準世帯」の推計は1965年までなされているが、それ以降「貧困率」の公的推計は存在しなかった)、貧困が政策課題として無視できなくなってきたことを印象付けた(注2)。

ところで前述の「子どもの貧困」をテーマにした諸文献で明らかにされているのは、単に「貧困率の高さ」のみならず、低所得・経済的資源の制約が、子ども・子育て家族の社会的不利や困難と密接な関係があることである。学力達成の不利や教育機会の制限、健康への負因、「居場所」の喪失、家族での養育の困難、将来展望の持ちにくさなど、様々な不利や困難が貧困と相互に関係していることは、子どもと家族に関わる諸領域が反貧困政策・実践と無関係ではないことを意味する。こうした不利が相互に原因・結果として関係し、具体的な生活過程においては複合的な姿をとるとすれば、対抗する諸領域も相互に連携している必要がある。

こうした子ども虐待と家族の貧困・複合的困難の関係は、多くの実践者が経験的に感じていることであろうが、実証的データと研究の蓄積は少ない。厚生労働省による毎年の児童相談所における児童虐待対応件数等の公表データや、5年ごとの「児童養護施設入所児童等調査」などの公的統計資料にも、家族の収入や雇用形態などの社会経済的背景を示す項目はない。ただし、近年の東京都保健福祉局や全国児童相談所長会などによる

■ 論文 ■

個別の調査では、子ども虐待問題と低所得・貧困の関連が示されている（注3）。ただしこれらの調査でも「虐待につながると思われる家族の状況」を問う際の選択肢のひとつとして「経済的困難」が挙げられており、家族の生活困難や不利の複合的側面について具体的に把握されているわけではない。従って現時点では、実証的なデータと研究の蓄積が必要である。

筆者を代表とする研究グループは平成20・21年度厚生労働科学研究により、こうした複合的な諸困難の構造を実証的に明らかにすることを通して総合的な社会的支援のあり方を検討することを目的とし、北海道内の児童相談所における虐待受理事例を分析する機会を得た。結果についてはすでに報告書が公表されているが、本稿では改めて結果の概要を報告し、関係各位の批判を得たい（注4）。紙数の関係から、本来付されるべき表のほとんどを割愛していることを、お断りしておきたい。

2 調査対象と調査方法

平成15年度に北海道内すべての児童相談所（札幌市児童相談所および道立8児童相談所）において虐待相談として受理したもののうち、当該児童の受理時の年齢が5歳、10歳、14歳・15歳のものすべてで、合計129例である。うち8例はケース移管等で情報が不十分、2例は事例の内容から個人情報の保護が困難と判断し、この10例を対象から除外した。結果として5歳が49例、10歳が28例、14歳・15歳が42例の合計119例が分析対象となった。

平成15年度を取り上げることで、受理から調査時点までの5年間の支援経過と予後进行分析することが可能になる。5歳、10歳、14歳・15歳の年齢を対象にしたのは、すべての年齢を対象にした悉皆調査が時間の制約から難しいことに加えて、受理時点でこれらの年齢の者は、調査時点までの5年間で「学校」に関わる変動を経験するからである。すなわちこの5年間に、5歳の子どもは小学校に入学し一定期間を過ごす、10歳の子どもは中学校に入学し、場合によっては中学卒業とその後の進路選択を経験する、14歳・15歳の子どもは中学を卒業しその後の進路選択を経験すると同時に、調査時点では「18歳未満」という児童福祉法の対象年齢を超え「自立」の問題に直面する。このように調査対象年度と年齢を設定することで、受理時点からの経過と予後、特に「学校」に関わる変動と進路選択・自立の問題に関わらせて分析することが可能になる。なおこの点の詳細な検討は、本稿以降の課題となる。

調査は調査員が各児童相談所を訪問し、当該事例の相談記録を閲覧、調査転記票に必要事項を記入し整理する方法をとった。記入に当たっては、まず一例ごとの相談経過を読み解いて家族と子どもの状況を理解する必要があることから、整理と転記には、1例あたり平均的には5時間前後、短いもので2時間、長いもので10時間程度を必要とした。調査員には研究班のメンバーと研究協力者があつた。整理と転記に当たっては、個人情報特定されないよう配慮を行った。調査期間は、平成20年秋から平成21年度末までの2年間にまたがった。

3 調査対象の概要

119例の内訳は、5歳が49例（41.2%）、10歳が28例（23.5%）、14歳・15歳が42例（35.3%）である。虐待種別では、身体的虐待が46例（38.7%）、ネグレクトが55例（46.2%）、心理的虐待が10例（8.4%）、性的虐待が8例（6.7%）である。性別は、男児は66例（55.5%）と半数強であり、年齢別には大きな偏りは見られない。

重症度別にみると重度が15.1%、中度が40.3%、軽度が37.0%、危惧ありが5.9%、不明が1.7%である（注5）。なお今回の調査では、「生命の危機」は無かった。

4 通告受理時の家族構成と「主な虐待者」

通告受理時の家族構成は、子どもが父母と同居している「父母+子」世帯が47.9%と約半数になる。これには継父母を含んでおり、父母世帯の半数弱が継父母を含むステップファミリーである。また母子世帯が42.9%、父子世帯が2.5%で、単親世帯の比率が高い。

主な虐待者でもっとも比率が高いのは「実母」で、57.1%である。「継母」は3.4%で、合わせると約6割が母親ということになる。「実父」は12.6%、「継父」は16.0%で、合わせると約3割が父親である。このほかは「実父母」8.4%、異父兄1.7%である。

父親に比して母親が主な虐待者になる比率が高いが、これは母親のみが養育者である母子世帯が多く含まれているからだ考えられる。そこで子どもが父母と同居している62例に限定して主な虐待者をみると、主な虐待者が父親（継父を含む）であるものと母親（継母を含む）はそれぞれ24例（38.7%）で、同数であった。一般的に母親のほうが子どもと過ごす時間が長く、子育て役割を担うことが多いことから、父親に比較して母親が「虐待者」になるリスクを負いやすい。このリスクの高さを勘案すると、両親世帯において「主な虐待者」が父母同数であるということは、子ども虐待問題における「父親」の問題は一般に考えられるより大きいことを示唆している。

5 生活基盤の脆弱性と貧困

多くの家族が経済的困難を経験し、生活基盤の脆弱な中で生活している。例えば、①これまでの生活歴の中で、「解雇・失業」を経験しているのは42.9%、「返済に困る借金・多重債務、破産、経済的困窮、生活保護受給」などの「経済問題」を経験しているのは72.3%である。②不明を除くと、生活保護受給世帯は66.2%、非課税世帯は8.5%で、あわせると74.6%である（不明を含むと全体の44.5%）。③調査員の判断による生活程度は、「困難（54.6%）」と「多少困難（26.9%）」をあわせると81.5%である。これらのいずれの指標も、全体の約4分の3の家族が、生活基盤が脆く不安定な中で暮らしていることを示しており、ネグレクト事例にその比率が高い。また52.9%に過去5年以内の転居歴があり、生活の変動を経験していることをうかがわせる。持ち家率は10.1%で、北海道の平均である56.5%に比べて低い。

すなわち今日の子どもの虐待問題は、貧困を背景としている。したがって子ども虐待対応は、広く社会政策上の貧困対策を基盤とする必要がある。貧困と子ども虐待の因果関係の検討は今後の実証研究の課題であるが、仮説的には、①貧困が家族内の葛藤・ストレスを高めること、②貧困が問題への対応能力を低めることによって、子育ての困難・不利をより増幅させ問題を深刻化・複合化させること、等が考えられる。この場合の対応能力とは、個体還元的な「能力」に限定するのではなく、家族の経済的資源、時間的ゆとり、情報へのアクセス、支援的な社会関係や社会資源の存在等を含む、現実的な対応可能性である。

6 家族関係の変動

多くの家族が、離婚等家族関係の変動を経験している。離婚を経験しているのは、77.3%である。受理時に母子世帯であったのは42.9%、父子世帯は2.5%であり、ひとり親世帯の比率が高い。また父母世帯の約半数が継父母を含むステップファミリーである。離婚や「ひとり親」自体は、ネガティブな指標ではない。婚姻関係を取り結ぶ両性の自由の表れであるし、夫婦間の葛藤や暴力に対処し安定的な生活環境をつくるための手段として積極的な意味を持つ場合もある。しかし一方で家族関係の葛藤に直面することがほとんどであるし、一般

■ 論 文 ■

的には特に母子世帯という家族の形態は、今日の就労環境と社会保障の状況を前提とすれば、貧困へのリスクと子育ての不利を高める。また再婚による再形成家族では、夫婦関係に加えて、子どもと継父母との関係の葛藤に直面することが多い。

7 ドメスティック・バイオレンス

夫婦間の暴力、あるいはその疑いがある家族は26.1%であり、全体の4分の1が子ども虐待の背景にDVを持っている。DVの目撃が「心理的虐待」にあたるというだけではなく、DVは直接的に家族内の葛藤を高め、虐待のリスクを高める。また被害者の「力」を弱めることを通して、問題への対応能力を低下させ、虐待のリスクを高める。したがって子ども虐待対応にはDV対策と被害者支援が不可欠と考えられるが、本調査での結果もそれを裏付けている。

また、女性が男性に経済的に依存せざるを得ない状況がDV問題の基底にあることを考えあわせると、特に母子世帯の経済的不利の解消が政策的課題となるが、これは前述の貧困問題・家族関係の変動とのかかわりで考えても同様に重要な課題である。女性が一人でも安心して子どもを育てていける環境を社会的に整えることが、子ども虐待とDV対策の基底になければならない。

8 養育者の心身の状況

多くの養育者が心身の疾病や障害を抱えており、生活と子どもの養育を営む上での脆弱性を持ち、不利に直面している。39.5%の家族に、養育者のいずれかに何らかのメンタルヘルス上の問題（「精神病（抑うつを中心とする）・神経症」「アルコール・薬物問題」「人格障害」）がある。また20.2%の家族に、知的障害がある養育者が含まれている。これまでの生活歴の中で「けが・疾病」を経験しているものは、41.2%であり、長期の疾病・体調不良は30.3%、入院が23.5%、事故・怪我10.9%である。

疾病や障害自体は、通常の生活の過程で起こりうることであり、治療と支援体制の充実で不利を緩和しうる。問題は、これが子ども虐待のリスクとなってしまいう構造である。前述の貧困や家族変動と家族関係の葛藤、後述する子どもの脆弱性などに関わって、生活者の対応能力の有無が問われる場合、特に疾病や障害という脆弱性を抱えた家族に不利と困難が集中することになり、子ども虐待という形をとって表面化する。したがって、①疾病や障害に対する治療と生活支援、②疾病や障害を抱える養育者に対する集中的な子育て支援、③貧困や子どもの脆弱性に対する対応・緩和策のそれぞれが、疾病と障害と子ども虐待の関係を切るために必要である。

9 社会的孤立

多くの家族が、社会的孤立の中で生活している。支援的な親族・知人の存在が確認できたのは50.4%である。残りの49.6%は社会的な孤立度が高いと推定される。職場への安定した帰属があるものは父親18.5%、母親12.6%である。仕事以外の活動や団体への参加が確認できたものは、母親の2例（1.7%）のみである。公的機関で親身になってくれる支援者がいたものは53.8%であり、フォーマル・インフォーマルな関係の双方で孤立的であることが示唆される。また、親身になってくれる家族以外の大人の存在があった子どもは37.0%にとどまり、子どものみで生活していた経験のある子どもが13.4%である。子ども自身もまた、孤立的な状態におかれている。

支援的な人間関係・社会資源は、それ自体が対応能力の重要な構成要素である。困難の渦中にある養育者・

子どもの精神的な支えという点でも、具体的な支援につながる経路という点でも、支援的な人間関係の果たす役割は大きい。これを欠く孤立的な状態の中で、子ども虐待が生起し、深刻化することが、改めて確認できる。

10 子どもの直面する困難と脆弱性

多くの子どもが困難に直面しており、子ども虐待と、子どもの「育てにくさ」や脆弱性が関わっている。子ども虐待対応には、子どもを直接支援する資源と政策が不可欠である。

まず子どもに障害が見られる家族が多い。虐待通告の当該児童では47.1%、兄弟姉妹では34.5%に子どもに障害がある。当該児童と兄弟姉妹の双方に障害があるのは21.8%、どちらか一方では59.7%と、全体の約6割の世帯に障害を持つ子どもが含まれている。なおここでの障害は、「病弱・虚弱」「身体障害」「知的障害」「発達障害」「自閉症」「言語遅滞」を大きく「障害」とまとめている。

また当該児童の18.5%がいじめの被害にあっており、不登校（園）は当該児童の35.3%、兄弟姉妹の33.6%である。「暴力傾向・非行」は当該児童の28.6%にあたる。すなわち虐待問題で児童相談所が対応している子どもたちは、同時に学校でのトラブルやつまずきを抱えた子どもが多いことが示唆される。「障害」「いじめ被害」「不登校」「暴力傾向・非行」のうち、少なくともいずれかひとつに直面しているのは、当該児童の77.3%、兄弟姉妹の58.0%で、当該児童と兄弟姉妹の「どちらか」に広げると84.9%となる。9割近い家族に、こうした脆弱性・困難に直面する子どもが含まれていることになる。

こうした子どもの「育てにくさ」や脆弱性は、特に広い意味での対応能力が奪われている家族においては子ども虐待の「リスク要因」となるが、問題はそれにとどまらない。子ども自身を成長と発達の主体と考えた場合、子ども自身の不利と困難に注目する必要がある。子どもの成長には、子どもらしくすごせる「場」と「人間関係」が必要であるが、家族が虐待的な環境であると同時に学校や保育園でも排除されることは、子どもの発達の基盤の社会的剥奪である。また障害という成長のうでの脆弱性があることは、よりいっそう「子どもの側に立つ」大人の存在が必要であることを意味するが、虐待的環境は養育者がこの立場に立てていないことを意味する。したがって、障害児の療育や「居心地のよい学校・保育所」は、子ども虐待のリスクを低減させるという意味のみならず、仮に家族における虐待的環境があっても、子どもの不利を緩和し成長と発達を社会的に支える場として、重要な役割を持つ。

11 困難と不利の複合的性格

これまで示してきたような不利と困難の諸要因は、どのように重なり合っているのだろうか。ここでは、生活基盤の安定/不安定を考える指標として経済的困難と社会的孤立の双方を取り上げ、子どもの障害、養育者のメンタルヘルスの問題、養育者の知的障害、DVなどといった「支援を必要とする問題」がどの程度複合しているか、加えてこれらの支援を要する問題が家族の中でどの程度複合しているか、といった諸点を検討したい。

1) 経済的困難の指標としての「経済問題」群

まず経済的困難の指標として、これまでの養育者の生活歴の中での「経済問題」を取り上げ、経験している家族を「経済問題群」としておきたい。前述のように、この「経済問題」とは「返済に困る借金・債務」「破産」「経済的困窮」「生活保護受給」であり、これらのいずれかを経験している家族は86例で全体の72.3%になる。

ほかに同様の指標としては、課税状況と調査者による生活困難度の判断がある。課税状況で「非課税世帯・生活保護世帯」は53例で、全体の44.5%である。ただし不明が多く、ほかの要因との重なりをみる指標として

■ 論 文 ■

は不確実性が大きい。不明を除くと74.6%となり、「経済問題群」の比率とほぼ同じになる。また調査者による生活困難度の判断も経済的困難をあらわしているが、ここでは調査員の主観的判断ではなく、生活歴で把握された事実に基づいた「経済問題」のほうを採用したい。ただし前述のように生活困難度の判断は「困難」が54.6%で「多少困難」を含めると81.5%となり、経済的困難に直面すると思われる世帯の比率は他の二つの指標と近似していることは、注意しておきたい。

図1は、この3つの指標の重なりを見たものである。経済問題群は「非課税世帯・生活保護世帯」と生活困難度の「困難」をほぼ含んでいることが確認できる。

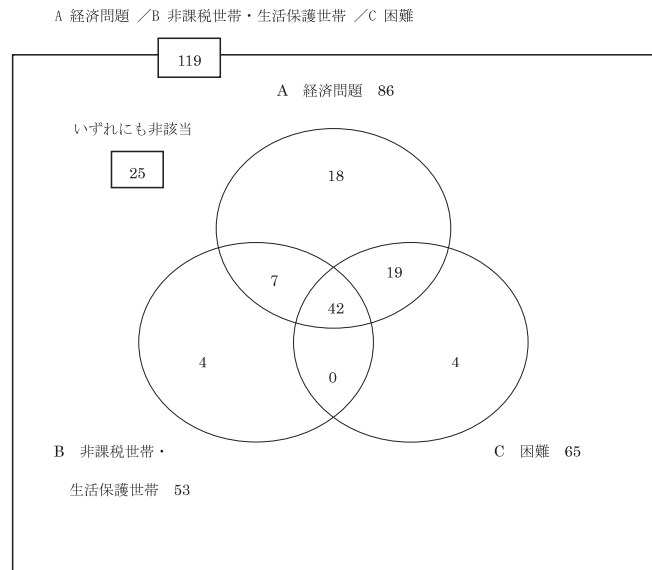


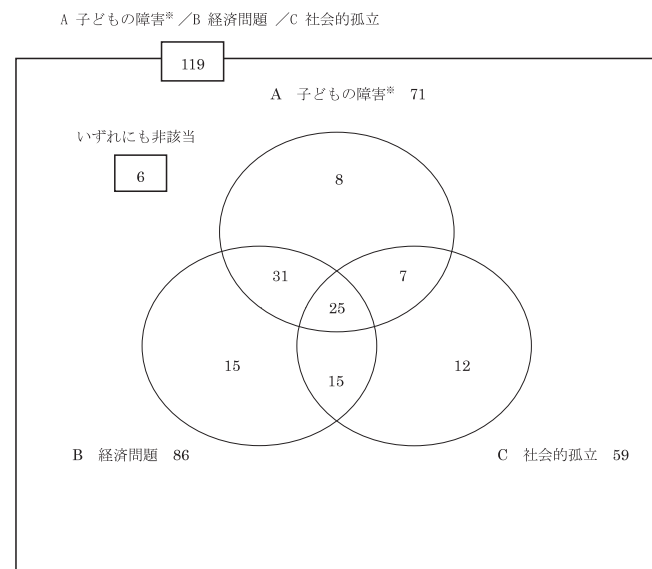
図1 生活基盤の指標の重なり

2) 社会的孤立

社会的孤立の指標として、前述の「養育者のいずれかに親身になる友人や親族が確認できる」かどうかという点を取り上げる。確認できたものは全体の60例、50.4%であり、残りの59例を「社会的孤立群」とする。これらは支援的なインフォーマルな社会関係が希薄ななかで、孤立的な生活を営んでいると仮定しうる。

3) 子どもの障害

当該児童あるいは兄弟姉妹に、何らかの「障害」を抱える事例は多い。前述のように「病弱・虚弱」「身体障害」「知的障害」「発達障害」「自閉症」「言語遅滞」を大きく「障害」とし、これらのうちひとつ以上に当てはまるものを「障害」として1例と数えると、これに当該児童かその兄弟姉妹のどちらかが当てはまる事例は71例、全体の59.7%にあたる。これと「経済問題群」「社会的孤立群」の重なりを整理したものが、図2である。71例のうち「経済問題群」か「社会的孤立群」のいずれにも含まれていないのは8例（11.3%）のみで、56例（78.9%）は「経済問題群」と重なり、32例（45.1%）は「社会的孤立群」と重なる。うち25例（35.2%）はこの3つが重複し、「経済問題」を抱え「社会的孤立」の中での「子どもの障害」であることがわかる。これらの3つの要因のいずれにも当てはまらないのは、119事例のうちわずか6例である。



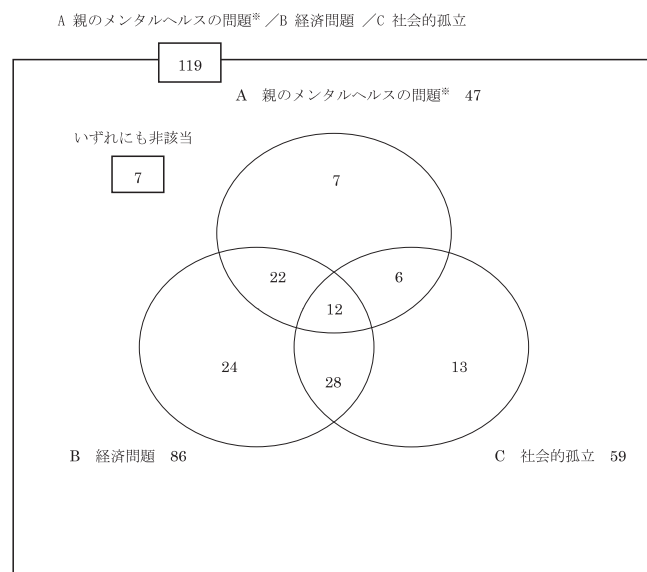
※子どもの障害は、当該児童もしくは兄弟姉妹のどちらかが当てはまる事例

図2 不利と困難の複合（子どもの障害）

4) 親のメンタルヘルスの問題

同様に「親のメンタルヘルスの問題」と「経済問題群」「社会的孤立群」の重なりを見てみたい。前述のよ

うに、精神病（抑うつを中心とする）・神経症、アルコール・薬物問題、人格障害といった何らかのメンタルヘルス上の問題を有する養育者が家族に含まれているのは47例で、全体の39.5%になる。この47例と「経済問題群」「社会的孤立群」重なりを整理したものが、図3である。47例のうち「経済問題群」か「社会的孤立群」のいずれとも重複していないのは7例（14.9%）のみで、34例（72.3%）は「経済問題群」と重なり、18例（38.3%）は「社会的孤立群」と重なる。うち12例（25.5%）はこの3つが重複し、「経済問題」を抱え「社会的孤立」の中での「親のメンタルヘルス問題」であることがわかる。これらの3つの要因のいずれにも当てはまらないのは、119事例のうちわずか7例である。



※親のメンタルヘルスの問題は、「精神病・神経症」、「アルコール・薬物問題」、「人格障害」
図3 不利と困難の複合 (親のメンタルヘルスの問題※)

5) 親の知的障害

前述のように、親のいずれかに知的障害があるものは24例で、全体の20.2%にあたる。これと「経済問題群」「社会的孤立群」の重なりを同様に整理してみたのが、図4である。24例のうち「経済問題群」か「社会的孤立群」のいずれにも重複していないのはわずか2例（8.3%）のみで、21例（87.5%）は「経済問題群」と重なり、7例（29.2%）は「社会的孤立群」と重なる。「子どもの障害」「親のメンタルヘルス問題」と比較して、「経済問題群」との重なりの方が高く、逆に「社会的孤立群」の比率は低い。調査対象は虐待として児童相談所が受理した事例、すなわち子育てをしている家族であるから、この知的障害はいわゆる「軽度」であることが推定される。こうした障害当事者は社会生活の中で、ここでの「経済問題」の構成要素である「借金・債務」「破産」「経済的困窮」「生活保護受給」などに直面する可能性が高く、またその中で「子育て家族」を形成するにはインフォーマルな社会関係が前提となっていることが、仮説的に考えられる。6例（25.0%）はこの3つが重複し、「経済問題」を抱え「社会的孤立」の中での「親の知的障害」であることがわかる。これらの3つの要因のいずれにも当てはまらないのは、119事例のうち12例である。

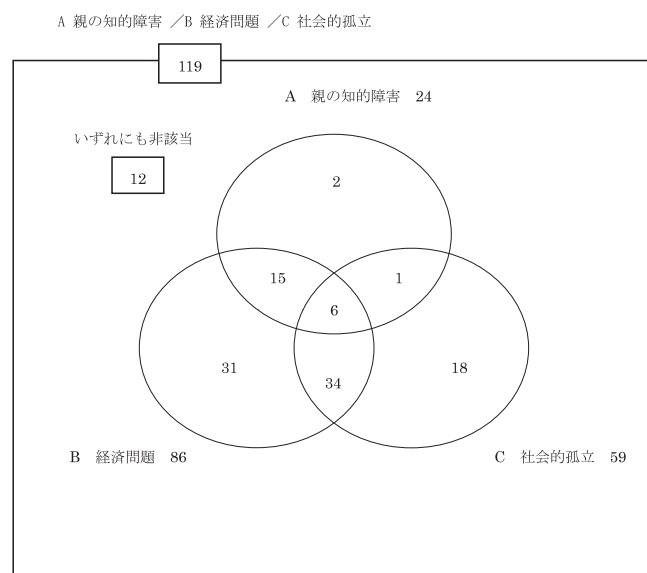


図4 不利と困難の複合 (親の知的障害)

6) DV

同様に「DV（疑いを含む、以下DV）」と「経済問題群」「社会的孤立群」の重なりを見てみたい。前述のように、DVがあるのは31例で、全体の26.1%になる。この31例と「経済問題群」「社会的孤立群」の重なり

■ 論文 ■

を整理したものが、図5である。31例のうち「経済問題群」か「社会的孤立群」のいずれにも重複していないのは5例(16.1%)のみで、25例(80.6%)は「経済問題群」と重なり、16例(51.6%)は「社会的孤立群」と重なる。うち15例(48.4%)はこの3つが重複し、「経済問題」を抱え「社会的孤立」の中での「DV」であることがわかる。障害やメンタルヘルスなど他の要因と比較すると、「経済問題群」と「社会的孤立群」の双方が重複している比率が高く、家族関係上の強い葛藤を背景に、より問題が複雑であることを示唆している。これらの3つの要因のいずれにも当てはまらないのは、119事例のうちわずか9例である。

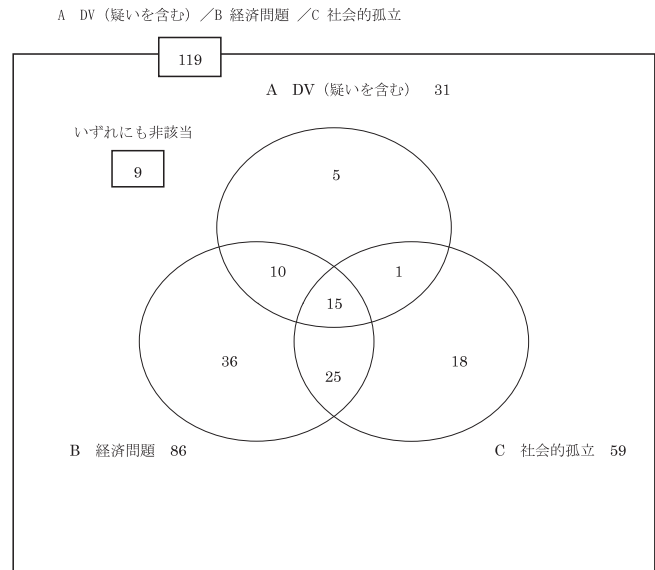
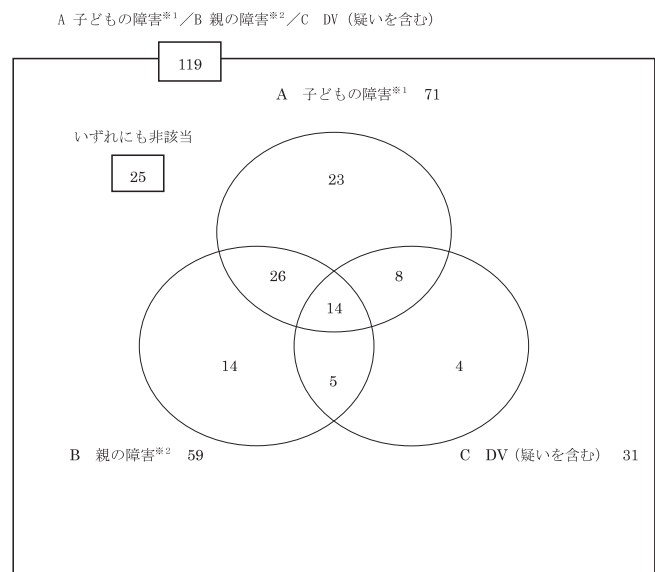


図5 不利と困難の複合 (DV)

7) 子どもの障害と親の不利・困難の複合

これまで検討した「子どもの障害」「親のメンタルヘルスの問題」「親の知的障害」「DV」のそれぞれは、相互にどのように重複しているだろうか。この点を整理したものが、図6である。ここでは分析の都合上、「親のメンタルヘルスの問題」と「親の知的障害」のどちらかに該当するものをまとめて「親の障害」とした。これは59事例(49.6%)である。図6を見ると、これらが相互に重なりあっていることがわかる。例えば「子どもの障害」の71例のうち40例(56.3%)は、「親の障害」と重なりあっている。また「親の障害」の59例のうち40例(67.8%)と、約3分の2が重なりあっていることがわかる。親世代の不利・困難と子ども世代の不利・困難が重なり合っている家族に、特に虐待が生じるリスクが高いということを示している。DVの31例をみると、「親の障害」「子どもの障害」のいずれにも重なっていないのはわずか4例(12.9%)で、家族構成員の脆弱性を背景にDVという形での暴力、すなわち支配・被支配関係が生じていることが示唆される。いずれにしても、こうした支援を必要としている不利・困難が複合している家族が多くみられることは、留意しておきたい。



※1 子どもの障害は、当該児童もしくは兄弟姉妹のどちらかが当てはまる事例
 ※2 親の障害は、親のメンタルヘルスの問題(精神病・神経症、アルコール・薬物問題、人格障害)と知的障害

図6 不利と困難の複合 (障害/DV)

ところで「子どもの障害」「親の障害」「DV」のいずれかに直面している家族は94例で、全体の79.0%にあたる。この94例と「経済問題群」「社会的孤立群」の重なりを整理したものが、図7である。この94例中「経済問題群」と「社会的孤立群」のいずれとも重複していないのは11例(11.7%)で、約9割は生活基盤の脆弱性を抱える中でこのように問題であることが確認でき、この点はこれまでの個々の分析と同様である。また「経済問題群」の86例中こうした不利・困難(「子どもの障害」「親の障害」「DV」)を抱えてないのは15例(17.4%)、

「社会的孤立群」の59例のうちでは14例(23.7%)で、いずれの側面から見ても不利と困難の諸要素が一つの家族に複合していることが示されている。ここで取り上げた諸要素のいずれにも該当しない家族はわずか3例で、全体の2.5%にすぎない。

これまでの考察からは、実際の生活の過程においてこうした不利と困難は、それぞれが独立しているというよりは連鎖・複合していると考えられる。したがって、それぞれに対応する社会資源とともに、それらの関係を切るためのソーシャルワーク的介入が必要である。また、家族の困難を総体として把握するためのアセスメントの枠組み、機関連携を有効に機能させるためのアセスメントと行動計画の共有のための枠組みが、ともに不可欠である。

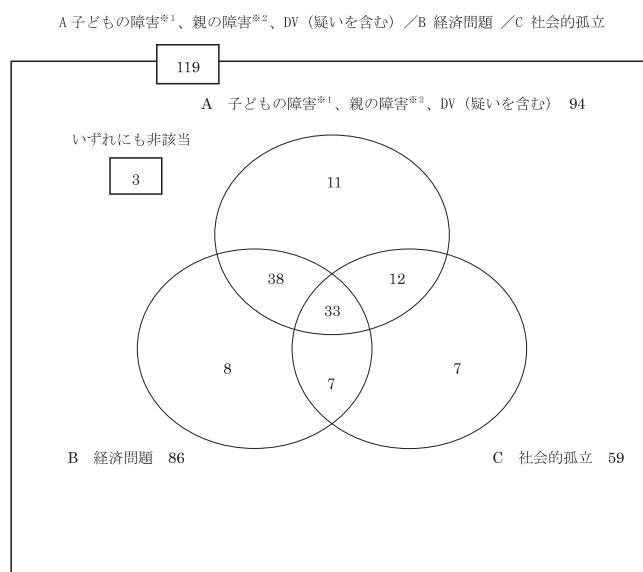


図7 不利と困難の複合(総合)

12 養育者の虐待に対する意識

養育者は、虐待の認識が無い場合も多い。「虐待の認識」があるのは、47.9%である。これは相対的に母親に高く、また身体的虐待に比較してネグレクトに低い。支援を受け入れているのは、73.9%である。多くは児童相談所の介入後に支援的関係を構築できているが、支援について受容的ではないものも約2割近く存在することになる。

13 児童相談所の支援経過

支援の経過の中で一時保護がなされたのは52.9%、施設入所がなされたものは42.0%で、12.6%が調査時点でも施設入所中である。全体の56.3%が、当該虐待受理以前に児童相談所が何らかのかかわりを持っている(表1)。また全体の34.5%は、最初の児童相談所との関わりが「障害相談」や「養護相談」など「虐待」以外の内容である。すなわち児童相談所のある年度の「虐待受理」事例には、すでに虐待として支援の経過がある事例の再受理と、「虐待以前」の様々な問題が「虐待」へ転化あるいは深刻化していく事例が少なからず含まれている。

表1 当該受理前の児相の関わりの有無と内容

当該受理前の関わり なし	当該受理前の関わり あり 67(56.3%)	
52 (43.7%)	26 (21.8%)	41 (34.5%)
最初から「虐待」として対応	78(65.5%)	最初は「虐待以外の問題」として対応

児童相談所の最初の関わり(当該受理が最初の関わりであったものを含む)から当該受理までの平均期間は全体では2.3年、当該受理以前に関わりがあったものに限定すると4.0年である。また当該受理から最後の関わり

りまでの平均期間は、2.4年である。当該受理をはさんで最初の関わりから最後の関わりまでの平均期間は4.6年で、24.4%が7年以上と長期にわたり、1年未満のものは18.5%にすぎない。

ひとつの「虐待受理」には、虐待問題に限定されない支援の長い経過があることが確認できる。児童相談所をはじめとする関係機関の負荷量は事例の通告と受理数ではなく、事例の累積数を基礎に推計される必要がある。これを受理後の平均関わり期間でみると単年度受理数の2.4倍、最初の関わりからの期間でみると、受理数の4.6倍と推計される。

14 おわりに

経済的困窮、家族変動、夫婦間暴力、子どもの障害、養育者の疾病と障害、社会的孤立が重なり合い、複合的な不利が形成される中で、子育ての困難が子ども虐待問題として表面化すると仮説的に考えられる。また「虐待以前・虐待以外」の問題が、こうした不利と困難を背景とした時間の経過の中で「虐待」に転化・深刻化していく事例が少なからず確認できる。

貧困とは現実の生活過程においては、可能性の制限と対応能力の低下、不利と困難の連鎖・蓄積の過程である。したがって児童虐待に対する政策的対応は、広く生活基盤の安定と個々の不利と困難を緩和するための政策を含んで構想される必要がある。今回の検討からは特に、①所得保障と生活基盤の安定、すなわち直接的な貧困対策、②DV防止と被害者支援、③障害児の療育と支援、④不登校（園）・いじめ対策等、子どもを排除しない保育所や学校体制、⑤地域での精神保健と精神医療、⑥知的障害等の脆弱性を抱えた親への支援、等の充実が不可欠であり、これらを前提に児童相談所における介入とソーシャルワーク、地域を基盤にした連携と支援が有効に機能しうると考えられる。またこの①～⑥は、費用負担とアクセスの機会において低所得・貧困層を排除しないこと、またサービス利用についてのスティグマを軽減することといった諸点から、選別的なものではなく普遍的な制度であることが重要である。

本稿では、子ども虐待が貧困を基底とする複合的困難と深く関わっている点を論じた。最後に、こうした「子ども虐待と貧困」という問題の設定が含む「危険」についてふれておきたい（注6）。貧困と子ども虐待は、ともに実践的な課題であると同時に、定義、原因、対策などをめぐって、それぞれ論争的な問題である。従ってそれぞれの概念の深化が必要で、研究の継続が不可欠である。また双方とも、現実の生活の営みは社会のあり様と深く関わっているという点の考察を抜きにして、問題を個人の人格的・道徳的側面に特化して理解する観点が、社会には根強く存在する。こうした観点は、困難の渦中にいる当事者へのバッシングを招き、偏見とスティグマを強化することを通して、当事者を無力化する方向に作用する。従ってこの問題を安易に重ねることは、「当事者バッシングの二重奏」を招く危険をはらむ。「貧しい人はダメな人だ」という偏見を、強化しかねない。少なくともこの危険に無自覚な議論は、当事者の無力化に手を貸すことになる。

しかし一方で、政策的、実践的に不可避の課題である。だとすれば「子ども虐待と貧困」の研究と議論は、当事者の苦闘に対する共感を基礎に持つ必要があるし、政策と実践は当事者の有力化の方向で構想されることが重要である。問題を個人的なことがらに矮小しないという当たり前のことが、「子ども虐待と貧困」の議論では改めて確認される必要がある。小林美智子が述べるように、目指すべきは「子どもをケアし親を支援する社会」の構築であるし、「子ども虐待に取り組むことは社会にとって『人間についての価値』観を変える」可能性がある（注7）。こうした論争的な議論では、常に社会観と人間観が問われるのだと思う。

- (注1) 単行本では、浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編著「子どもの貧困－子ども時代のしあわせ平等のために」2008年4月、明石書店、山野良一「子どもの最貧国日本－学力・心身・社会に及ぶ諸影響」2008年9月、光文社新書、阿部彩「子どもの貧困－日本の不公平を考える」岩波新書、2008年11月、「子どもの貧困白書」同編集委員会編、明石書店、2009年9月など。
- (注2) 本稿ではこうした「子どもの貧困」の動向について詳細に紹介する余裕がない。注1、注3の諸文献を参照されたい。
- (注3) 東京都福祉局「児童虐待の実態Ⅱ」、2005年。全国児童相談所長会「児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査報告書」、2009年。これらの調査を含む先行調査の整理については、川松亮「児童相談所から見る子ども虐待と貧困」（前掲浅井他編「子どもの貧困」所収）、松本伊智朗編著、「子ども虐待と貧困－『忘れられた子ども』のいない社会をめざして」（明石書店、2010年）の諸論考（松本、清水克之、佐藤拓代、峯本耕治、村井美紀、山野良一）を参照のこと。
- (注4) 平成20・21年度厚生労働科学研究報告書（政策科学総合研究事業）「子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」 研究代表者 松本伊智朗 平成22年3月。研究班は筆者を含め23名から構成される。報告書は10名の分担で執筆され、173頁にのぼる。報告書をご希望の方は、松本までお問い合わせ頂きたい。なお本稿の一部は、報告書における松本執筆部分と重複している。研究は共同で行なわれたが、本稿の責任は執筆者の松本にある。なお研究班メンバーの氏名は以下である。分担研究者として岩田美香（法政大学）、栗山隆（北星学園大学）、小西祐馬（長崎大学）、澤田いずみ（札幌医科大学）、品川ひろみ（札幌国際大学短期大学部）、田中康雄（北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター）、戸田まり（北海道教育大学札幌校）、藤原里佐（北星学園大学短期大学部）、研究協力者として大場信一（北海道中央児童相談所）、川股英嗣（北海道中央児童相談所）、柴田和永（札幌市児童福祉総合センター）、穴田幸治（札幌市児童福祉総合センター）、家村昭矩（名寄市立大学短期大学部）、横山登志子（札幌学院大学）、畑千鶴乃（函館短期大学）、福岡麻紀（北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター）、大澤真平（北海道大学大学院教育学院博士課程）、山田千春（北海道大学大学院教育学院博士課程）、中澤香織（北海道大学大学院教育学院博士課程）、常盤野文子（札幌学院大学大学院臨床心理学研究科修士課程）、横尾昌弘（北海道大学大学院教育学研究院修士課程）、前田絵梨奈（札幌学院大学卒業生）。
- (注5) 重症度の判断基準は以下である。重度：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性のあるもの。／中度：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。／軽度：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。／危惧：暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。
- (注6) この点については、すでに拙稿「いま、なぜ『子ども虐待と貧困』か」（前掲松本編著「子ども虐待と貧困」所収）において論じている。
- (注7) 小林美智子「子どもをケアし親を支援する社会の構築に向けて」、小林美智子、松本伊智朗編著「子ども虐待 介入と支援のはざままで－『ケアする社会の構築に向けて』」、明石書店、2007年、所収。

「マンガで届ける子ども虐待防止」

椎名 篤子

（フリー ジャーナリスト）

はじめに

こんにちは。椎名です。宜しくお願いたします。

今日は、専門職の方、地域にお住まいの方など、様々な立場の方が会場においでです。どの程度詳しくお話しするか、少し難しい感じがしています。

今回は、「マンガで届ける子ども虐待防止」というタイトルをいただきました。漫画を講演の主題に据えるのは、本当に珍しい企画です。

私は、子ども虐待について「本」を書くことを仕事のひとつにしております。子ども虐待の現状、情報を社会に発信するのが目的です。けれども、活字離れもあり「本」はなかなか読んでいただけません。そのため、読みやすい「マンガ」にすることに挑戦しています。子ども虐待を知るための分かりやすい資料として、一軒一軒の家のテーブルに届けることで、子ども虐待防止に結びついて欲しいという思いを込めています。

ところで、先ほど小林登先生から、タイトルに使っている「マンガ」という表現についてお話がありました。私の漫画化作品は『「マンガ」というより、「劇画」に近いのではないのでしょうか』とおっしゃるのですが、皆さんはどうお考えになりますか。確かに、内容に裏づけを持って伝えていくという意味では、「劇画で届ける子ども虐待防止」というタイトルもよかったのかなと思いました。

子ども虐待の社会問題化

1、統計開始後の出来事

子ども虐待は、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）によって、四つに定義さ

れています。初めてお聞きになる方もおいでだと思いますが、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、それから性的虐待です。

ネグレクトは、養育の拒否・放棄、保護の怠慢などと訳されています。ミルクや食事を十分に与えない、衣服を着替えさせない、放置するなどで、小さなお子さんに起こりやすい虐待です。

さて、日本では、子ども虐待はどれくらい起こっているのでしょうか。「児童相談所における児童虐待相談対応件数」（以下、相談対応件数）をグラフ（表1・上）にしてみると、統計を開始した1990年は1101件。2008年度は4万2662件。右肩上がりが増えていきます。

この1990年から2008年までをふり返ってみますと、「子どもの権利条約」を1994年に批准、2000年に「児童虐待防止法」の立法・施行、という社会的に大きな動きがありました。「子どもの権利条約」により、子どもは一個の権利の主体であるという考え方が社会に認識されることとなり、「児童虐待防止法」は、子どもに関係する人たちに子ども虐待の早期発見と通告、対応を促す根拠法となりました。

この間、マスコミによる報道が相次ぐようになり、子ども虐待を知る人が増えました。

2004年10月に改正された「児童虐待防止法」では「児童虐待に係る通告の拡大」として、児童虐待を受けたと「思われる」児童を通告義務の対象とすることとなりました。一般社会の人たちに対して「目で見て確認できなくても、虐待と思われるものについては、関係機関に通告してください」としたこと、で、被害児の発見はより推し進められることになりました。

児童相談所等で対応した子ども虐待は、諸外国でそうだったように、まず身体的虐待が顕在化し、件

数を押し上げました。近年、社会を揺るがしているのはネグレクトの増加です。

厚生労働省の「社会福祉行政業務報告」の「児童虐待の内容別相談対応件数の推移」によると、99年度には身体的虐待の割合が51.3%、ネグレクト29.6%だったものが、08年には38.3%、37.3%と肩を並べつつあります。

心理的虐待の割合も、99年度は14.0%、08年度21.3%で、増えてきています。

では、性的虐待はどうでしょうか。日本子ども虐待防止学会の「児童相談所における性的虐待事例への対応課題に関する調査」(2006年)によると、回答した152か所の児童相談所のうち、03年度から05年度までに性的虐待を扱ったのは147か所(96.7%)。03年度に受けた子ども虐待に関する相談件数は20953件、このうち、性的虐待に関する相談は671件、全体の3.2%。04年度は26772件、3.1%、05年度26696件、3.1%です。この数字をどう捉えるかですが、社会全体が、身体的虐待と同程度に性的虐待の存在を知ってはならず、発見・通告されない事例も多い、と私は考えます。性的虐待については、後ほど、私のデータを加え、もう少し詳しく触れます。

2、急増した背景

ところで、この右肩上がりのラインを見る限り、日本では、子ども虐待の発生数が急激に増加していると考えるのが自然です。しかし、本当にこれほどまでに増加しているのでしょうか。

私見になりますが、ひとつには、昔から存在していた子ども虐待が顕在化し、数字を押し上げているのではないか、ということです。相次ぐ重大・死亡事件の発覚、マスコミ報道の影響も加わり、子ども虐待は社会問題化し、親による著しく不適切な関わりに「子ども虐待」という名詞が与えられました。これにより、潜在していた子ども虐待が子ども虐待として認識され、発見、通報が進んだと考えます。

一方で、子ども虐待の発生数、そのものも増えていると考えます。裏づけるデータを持っておらず推測の域になりますが、子育てを支える地域社会環境の脆弱化、核家族化が進む中で手探りを強いられる

子育て、女性の社会参加が進んでも変わらない子育ての重い負担、夫婦の自己実現希求と子育てが共存しにくい、仕事に忙殺される夫の家庭不在と妻を支える時間が少ない、などによるものではないでしょうか。また、不況、貧困も大きな負因です。

右肩上がりには、このふたつの理由を両輪として考えると考えています。

3、専門家たちによる資料文献の数から見る日本の動き

ところで先日、「子どもの虹情報研修センター」企画、保坂亨先生編著による『日本の子ども虐待』(福村出版)という本が出版されました。副題は『戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理的分析』です。

さっそく読ませていただきましたが、興味を持ったのは、巻末に掲載された資料「戦後日本における文献資料等一覧」(469-497頁、以下、文献資料等一覧)です。1949年から2006年までの、子ども虐待に関連する報告や論文などを掲載しています。先ほどお示しした「相談処理件数」の統計開始より40年前からの、日本の子ども虐待への関心の変遷が分かります。

そこで年ごとに、掲載されている文献資料等の数を数えて、グラフを作ってみました(表1・下)。前もってお断りしておきますが、掲載されている「文献資料等一覧」においては、2000年は雑誌特集が相次いだことから、別立てで、他のページに資料掲載する方法が講じられています。翌01年は「文献数が膨大になるため、主な和書・訳書のみを掲載する」という断り書きがありました。そのため、ここでお示しするグラフは1999年で終わりにしました。

1949年から70年までは、厚生省児童局(64年から厚生省児童家庭局)から出された「児童のケースワーク事例集」(69年からは「児童相談事例集」)が年に1冊、それに加えて57年に2題、60年、66年、69年に各1題の文献資料が掲載されているのみでした。つまり、国の刊行物である「事例集」は出ているが、関係の専門家たちから報告はほとんど出ていない、という状況です。

しかし71年から、平坦だったグラフに山ができ始

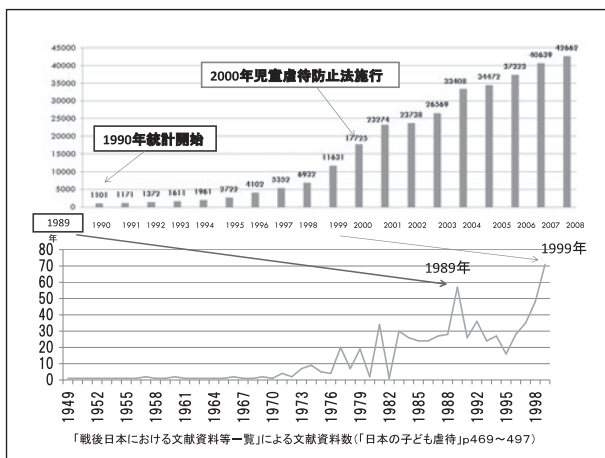
■ 特別講演（公開講座）より ■

めます。まず71年は、池田由子先生、佐竹良夫先生、山中樹先生のお名前、医学雑誌に掲載された論文が出てきます。厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第3集が加わり、合計4件。引き続き年ごとに数を打ち込んで行くと、突出して文献資料が増え、高い山となる場所が出てきます。

目を引くのは89年、文献資料は57件となり、前年の28件を大きく上回ります。個別の論文や報告等に加えて、大阪児童虐待防止調査研究会から出された「被虐待児のケアに関する調査報告書」という冊子、大阪市中央児童相談所「紀要—特集 児童虐待の処遇について」もそれぞれ1件と数えられています。一番山が高くなるのは1999年です。

それでは、ここで、先ほどお見せした「相談対応件数」のグラフと、この「文献資料等一覧」グラフを重ね合わせてみましょう（表1）。

表1 児童相談所における児童虐待相談対応件数と文献資料等数



まず「文献資料等一覧」の山が高くなった89年。私自身は、お国は動いてくれないという印象を抱いていた時期ですが、子ども虐待に憂える専門家たちからは多数の論文、報告等が発信されていたことがわかります。旧厚生省が「相談処理件数」の統計を開始した90年の前年のことです。このような社会的な動きが先行して国を動かし、子ども虐待に目を向けさせるひとつの大きな力になった。私は、そう考えます。

その後、資料数が減ってグラフは下降しますが、

99年に向かって再び上昇します。この翌年の2000年「児童虐待防止法」が施行されました。子ども虐待防止と対応を進めるには根拠法が必要だ、という社会的な声は当時高まっていたましたが、論文や報告等の形でも要請が重なり、超党派の議員立法という形で結実した。こうした見方ができそうです。

私自身は、医学論文を探し出して子ども虐待について勉強しました。過去の学会誌数誌から文献を探す方法を取りましたが、70年代から論文の数が多くなっているという印象を持っていました。今回、「文献資料等一覧」の資料数を追ったことで、ひとつの裏づけを得たように思います。

以上、『日本の子ども虐待』の巻末資料に掲載された文献資料に限ってという前提でしたが、その数から読み取れる社会的な動きを、私なりにまとめてみました。

4、民間団体の設立ラッシュから見る日本の動き

次に、子ども虐待防止のための民間団体の動きを追ってみます。

日本では1990年に大阪で「児童虐待防止協会」が立ち上がりました。医療や保健、福祉、教育、報道、法曹などの関係者が組織した団体です。続いて91年には、東京に「子どもの虐待防止センター」が立ち上がりました。自立援助ホーム、医療、保健、法曹、大学などの関係者で構成されていました。いずれも電話相談を実施したことが特徴でした。

このふたつの、専門家を中心とした民間団体の設立は、全国で子ども虐待防止に関わっていた方々に影響を与えました。この後、日本では、民間団体の設立が相次ぐこととなります。

それぞれの民間団体には特徴があり、構成する人や専門性は異なりましたが、研究や検証、啓発、電話相談などを積極的に行うこととなり、対応に出遅れた感のある国の動きを先導するように活動を展開し、また、立法、法改正等への提言や働きかけも行いました。

学術組織としては、小林登先生が会長を務めてくださいました「日本子どもの虐待防止研究会」（現在は、日本子ども虐待防止学会）が96年に立ち上がっ

ています。

当時は、子ども虐待について勉強したくても、書店に本は数えるほどしかなく、身近にインターネットはありませんでした。子ども虐待の現実を突きつけられていた関係者は、学ぶ場や知識を渴望していました。「日本子どもの虐待防止研究会」が立ち上がったとき、関係者たちは「これでようやく、関係者が一堂に会し、子ども虐待をテーマに学び合える、研究できる」と大変喜んだものです。私も大変に嬉しく、大阪に向かったのを覚えています。

なお民間団体については、2004年に「日本子どもの虐待防止民間ネットワーク」が立ち上がり、現在は41団体が加盟しています。

漫画「凍りついた瞳」の出版の背景

1、医科大学の図書館で論文を探して

少し前置きが長くなってしまいました。本日のテーマである「マンガで届ける子ども虐待防止」に話を進めます。

私自身は、大学を卒業してから出版社に勤め、その後フリーランスになり、週刊誌や月刊誌の編集や記者をしていました。記憶をたどると88～89年だろうと思うのですが、新聞を読んでいたところ「親からの虐待によって子どもが死亡した」と報じる記事に出会いました。当時私は「子ども虐待」という名詞を知りませんでした。情報を発信する立場から見て、一般社会でも「子ども虐待」は知られていないと思いました。そこで仕事柄もあり、どういうことか調べるため、急いで都内の大きな本屋さんに行きました。ところが、本が見当たらないのです。当時はインターネットはなく、さらに探し続け、ようやく池田由子先生が本を出しておいでだとわかったのですが、入手できませんでした。

そこで、医科大学の図書館を使わせていただく許可を得て、医学雑誌を調べてみました。開架図書で15年間分を目で見えて調べることができましたので、医学雑誌3誌をさかのぼって見ると、社会では「子ども虐待」という名前すら認識されていないと思われるのに、医療現場からは多数の報告が出ていま

た。とくに児童精神科医療の文献からは、虐待が子どもの発達に影響を及ぼし重い心の傷を負うことがあり、家族病理が深く解決が困難である、というような報告が出ていたのです。論文には引用文献が多数掲載されていましたので、知り合いの医師に論文集めをお願いするなどして、かなりの量の論文を手元に集めました。

勉強すればするほど、これは重大な社会問題ではないのか、という危機意識を持つようになりました。それで、報告を書いた児童精神科医、小児科医の方々に会い、話を聞かせていただくことにしたのです。お目にかかった医師たちは、事例こそ違うものの、同じことをおっしゃいました。

「子ども虐待が現にあるのに、日本全体が子ども虐待の存在を知らない」

「顕在化していない事例が多数あると予想されるが、子ども虐待を社会に知ってもらわないと虐待を受けている子どもたちを見つけることができない」

「親御さんも子育てに困っており、支援を必要としている」

医師たちが突きつけられた子ども虐待の現実、医療分野の人々のみでは解決困難で、世代間伝達を伴い、虐待された人の一生を傷つけることもある重大な問題だと私は受け止めました。

2、私にできる「役割」は事実を伝えること

こうした過程を経て、社会に子ども虐待の現実を伝えるために、一般書として本を出すことが必要だと痛感するに至りました。そして、最初の本『親になるほど難しいことはない』を出版しました。医療ジャーナリストを目指していたこともあり、児童精神科医の視点から書いたものです。

内容を簡単にご説明します。第1話には、医師と保健師らが子どもを守ろうと動いたものの、関係機関の思惑が異なって連携できなかった事例を書きました。当時の現状を伝えています。第2話は、家族が抱える複雑な事情に、関係者が試行錯誤して対応した事例。第3話は、性的虐待について2例。第4話は、ネグレクトにより押し入れで育った6歳児の事例。第5話は、乳児期の暴行によって脳性まひに

陥った子どもとそのお母さんを支えた事例。第6話は、熱意ある関係者の連携によって解決に向かった事例を書きました。6話は親御さんへのカウンセリングも実施した、現在の手本となる取り組みでした。

出版は93年1月。原稿は、取材させていただいた医師や関係者に2回から3回チェックをしていただき、専門的な正確さとプライバシーの保護に十分配慮しました。関係者の考え、想いをできるだけ忠実に再現し、誤りのない事実を伝えるためです。医学論文を翻訳するつもりで、社会に子ども虐待の実態を伝えていく。子ども虐待と向き合う私の仕事のスタイルは、ここで作られたと思います。

本を出版してから数か月後、仕事場に電話が入りました。何やら女性の声で『「YOU」編集部の者ですが』と言います。「YOU」が何なのか知らず、怪しいのでガチャッと切りました。後になって分かることなのですが、「YOU」は集英社のレディースコミックでした。私の本を漫画化したいと、漫画家のささやななえさんに言われた女性編集者が電話をかけてきたのです。ささやさんは有名な方で漫画界のビッグネーム。電話を切られた編集者は、ひどく怒られたそうです。

2回目に電話があったとき、私の本を漫画化させて欲しいという話を伺いましたが、すぐに断りました。子ども虐待の漫画化となれば、子どもは殴られ、蹴られ、血だらけになり、親御さんを悪く描きそうな気がしました。

私とささやさんとの板挟みになったその女性編集者からは何回か連絡があり、最終的には、結果はともかく、一度話し合いをさせて欲しいということでした。その後、最初の会議の場を持ち、そこからさらに1年の準備期間をかけて、ようやく94年9月「YOU」に漫画『凍りついた瞳』（図1）を連載開始しました。漫画化に際し、私から出した条件は「暴力シーン、流血場面を描かない」ということでした。

先程からお話している、子ども虐待の社会問題化、国による対応状況と重ね合わせますと、『親になるほど難しいことはない』を出版した93年、『凍りついた瞳』の連載を開始した94年は、社会が子ども虐待の存在を認識して行く夜明け前であったと思います。



図1

3、『凍りついた瞳』への反響

第1回目の連載開始直後から『凍りついた瞳』は大きな反響を呼びました。それは、予想をはるかに超える数の手紙を受け取ったこと、雑誌に綴じられた「読者カード」というアンケート用紙でも読者投票第1位となったこと、マスコミからの取材要請が相次いだことなどからわかりました。

手紙の差出人はさまざまでしたが、子どもの頃に虐待を受けて大人になったと訴える方、子どもを虐待している、虐待してしまいそうだという内容が目立ちました。手紙の発信者は、掲載誌が女性向けだったためか、数通を除き女性です。それまで出版の世界でしてきたように、「事実を伝える」仕事をしたつもりでしたが、一介の物書きのもとに集まった山のような手紙に、ただならぬ事態を覗き見た気がしました。先程言いましたように「子ども虐待」という名詞すら、社会に根付いていなかった時代です。

一方、医師、看護師、児童相談所関係者、児童福祉関係者など、子どもを間近で見ている方々からの手紙も受け取りました。ある医師は「子ども虐待についてはあまり知らなかった。漫画を読みたいが看護師にからかわれるから、機材室で隠れて読んでいます」と書いてこられました。看護師さんは「休憩所で、他の人にも回覧して読んでいます」などと書かれていました。書き手としては、嬉しい反応でした。

また、日本の対応の遅れを実感したのは、「自分

が仕事で経験した事例は『子ども虐待』だったと気づいた」という医療関係者や保健関係者、児童相談所職員などからの手紙があったことです。

連載が終了した後、95年11月に『凍りついた瞳』は単行本化されましたが、反響は衰えませんでした。

4、「大人になった被虐待児」(被虐待者)

アンケートから

さて、手紙の内容に戻ります。

予想を超えた数の手紙は、段ボール箱に入れられて、編集部に届きました。最初のうちは編集部で受け取ってくれましたけれども、そのうち「宅急便で送るから」という話になり、私の仕事場で受け取るようになりました。あっという間に数百通を超え、開封作業をする毎日となりました。総数を数えればよかったです、長期にわたり手紙が届いたこともあり、500通を超えたあたりから数えていません。

先ほど申し上げましたように、手紙の差出人の多くは「子どもの頃に虐待を受けて大人になった」と訴える方、「我が子を虐待している」「してしまいそうだ」という方々からの手紙でした。「我が子を虐待している」「してしまいそうだ」という手紙にも「子どもの頃に虐待を受けて大人になった」と書かれているのが印象的でした。

多数の手紙の中には、自殺を匂わせるもの、子どもの命に関わる危機的な内容が含まれており、自分自身が、想像をはるかに超える事態の渦中に立つことがわかってきました。

そこで、実態を把握するべく、アンケートを実施してみることにしました。実施したのは1995年、対象は「子どもの頃に虐待を受けて大人になった」と手紙に書いた方に絞りました。実施には医師1名に協力をいただきました。

前もってお断り致しますが、アンケートは、漫画に呼応してお手紙を下された方を対象にしており、あくまで差出人の記憶、感じたことを聞く形になっています。また、簡単な手法により行ったものですので、その点ご了承ください。

まず当時手元にあった441通のうち「私は虐待を受けて大人になった」と書かれた手紙を取り出して

みたところ269通ありました。受け取った手紙のうち61%が被虐待者です。その方にアンケートを発送したところ、回答が有効と思われるもの107通(39.8%)を得ました。

主な回答年齢層は、25歳から35歳(93.6%)、すべて女性です。これは、結婚を控えた若い女性、子育て中の女性をターゲットにしていた「YOU」の中心読者層に重なっています。一番若かったのは18歳、最高齢は67歳でした。

「どのような虐待を受けましたか」という質問への回答を見た所、単独の虐待はなく、いずれも複数の虐待を受けていました。身体的虐待に心理的虐待が加わっている、身体的虐待ののちネグレクトされた、等です。予想を超えて多数あったのは、性的虐待です。これも、暴力が先にあってその後性的虐待が始まった、性的虐待が先にあり拒絶するようになると暴力や暴言に変わった、無視されるようになった、など、ひとりの子どものに複数の虐待が起こっていました。

性的虐待の存在を否定する医療関係者に出会う時期でしたので、回答を、身体的、心理的、ネグレクトでひとまとめにしてA群。性的虐待関連を抜き出してB群としました。

性的虐待を除く身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、この三つの虐待が絡んでいたものは73人(68.2%)。性的虐待が絡んでいた虐待は34人(31.8%)でした。

厚生労働省の「社会福祉行政業務報告」によると、「児童相談所による虐待の内容別相談件数」のうち性的虐待の割合は、97年度5.8%、98年度5.7%、99年度5.1%、00年度4.3%と推移していますが、01年度から20年度までは3%台が続いています。

アンケートに占める性的虐待の割合が高いのは、『凍りついた瞳』に性的虐待の話が掲載され、その影響があったと考えておいたほうが良いのかも知れません。しかし、性的虐待の実態は、児童相談所で扱った事例数より多いのではないかと推測しています。

アンケートの自由回答欄から読み取れたのは、虐待者による恫喝や暴力を受け、お母さんが知ったら

居なくなるぞ、誰かに話したら捨てるぞと言った口止めされ、自分が悪いからこのようなことが起こったと思い、社会に知られたくないと苦しむ、性的虐待者の姿でした。隠ぺいの構造に加えて、子どもの自罰的な傷つき、社会的な偏見も加わって、何重にも目隠しされているのが性的虐待の実態だと思われれます。

早急に、発見できず潜在している性的虐待の正確な数字に迫る調査を実施し、被害を受けている子どもを発見・保護する必要があります。

性的虐待に関して、興味深い数字を見つけましたので、少し触れます。

05年度の厚生労働科学研究「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」によると、02年4月～05年7月までの「虐待事例遭遇状況」について、全国の公立・私立幼稚園、公立中学校から無作為に5%を抽出し調査を行ったということです。この概要には、施設別の子ども虐待の種別割合が報告されています。性的虐待に関しては、対象施設全体では3%であり、これは、社会福祉業務報告の数字とほぼ同じです。しかし、中学校における性的虐待の比率は、厚生労働省調査の2.8倍多かったと報告し、「比率が顕著に高い要因については、今後詳細な分析が必要」として結んでいます。

着目したのは「虐待の自信がない」ことから、通告しなかったケースが3割～4割あったという点です。他者から見て、性的虐待が起こっていると「見極める」のはかなり難しいように思います。また、虐待を受けている子ども本人が「性的虐待を受けている」と、他人に言えるのは中学生になってからでしょうか。私が経験したのは、幼い頃に性的虐待が始まった事例では、子ども本人が「おかしい」「いけない事」と認識したのは小学校6年生時であったり、中学生になってからでした。隠ぺいの構造を持つ性的虐待は顕在化しにくいと思われれます。

ところでこのアンケートには、「これは放っておけない社会問題なのだ」と実感する数字がもうひとつありました。「子ども虐待を受けたことによって自殺を思い詰めたことがありますか」という質問に、「はい」と答えた方が全体の約74%に上ったのです。

A群、B群、ほぼ同率でした。

自殺を試みた年齢は、子どもの頃、大人になってから、と様々でしたが、中には、「小学校の高学年のときに学校の屋上から実際に飛びおりたが、下に植え込みがあったから助かった」という内容もありました。家に居場所がない上に、先生が気づいてくれなかったから、という理由でした。その女性は虐待の連鎖を起こしており、育児に苦しんでおられました。他に「リストカットした」、「焼身自殺をしようと思ったことがある」などもありました。

虐待の連鎖についても質問をしています。A群73人中で、子どもがいた方は50人。この中で、連鎖を起こしていると答えたのは40人、80%でした。B群では34人中22名。その中で、連鎖を起こしていたのは22人、68%でした。

虐待の連鎖、世代間伝達率については、研究により数字が異なっているようです。4つの研究報告を挙げた上で30%～50%程度であるといわれていると報告している研究者もいます。このアンケートによって出た連鎖の割合は、漫画の内容に影響されて高率になったと想像される点を改めてお断りしておかなければなりません。

一方、見方を変えると、支援関係者が遭遇する連鎖の割合に近いのではとも考えています。

6、結婚、出産、対人関係に影を落とす子ども虐待

さてアンケートには、自由筆記欄があり、虐待を受けて大人になった方の言葉が書きこまれていました。「非行とか薬、何でもやった。少年院にも行き、自暴自棄な生活を送りました」「精神科に通院をしています。自分を肯定できません。自分の存在を認めることができません」「結婚をしたくない。結婚に希望が持てない」「結婚しても子どもは欲しくない」「自殺を思い詰めながら子育てしている」「夫も自分も被虐待者で、子育てがわからない」「連鎖を起こしています。子どもを殺してしまう」「子どもを殺したい」など書かれていました。性的虐待を受けた方を見ると、「出産に嫌悪感がある」「性的虐待の後遺症で夫婦生活ができない」など、深刻な内容でした。出産を拒否する割合は、性的虐待のほうが

高くなっていました。そして、直接面会したり文通をして強く感じたのは、対人関係を円満に築くことが難しく、感情の起伏が大きいことでした。精神的に深い悩みを抱えていて、精神科で治療や投薬を受けている方が多いのも特徴的でした。また、家庭のモデルがないので家庭をつくろうとしてつまずく。虐待の連鎖を起こしてしまいました。こういった様子が浮かび上がりました。

気になったのは、頻回の転職です。短期の転職もありましたが、長く勤めると対人関係が深まり、葛藤が強くなって一か所にいられない。対人関係、感情の起伏、精神的な悩み、などが絡み合っ、頻回の転職が起こっていると思われました。虐待を受けて大人になると、自尊心を育てることができず、自分は自分という自信が持てないことがあります。そのような場合、一か所に勤め切れずに転職を繰り返すことは、元々の自信のなさを倍加させ、苦悩が深くなるのだ、という印象を持ちました。

7、危機的なSOSに対応

ところで、手紙に記されたSOSの中には、危機的なものが含まれていました。過剰な表現や一時的な心の揺れであろうことを差し引いて考えても、看過できそうにないものがありました。その後日談を数例お話しします。

95年のある日、深夜に電話がありました。「子育てに行き詰まったので、今から飛びおり自殺しようと思っている」という内容です。電話の向こうからは「ママー、ママー」という、幼児の泣き声が聞こえました。私は、子どもの命が危険に晒されているかもしれないと判断し、「お子さんは何歳?」「お子さん今日は何か食べたかしら」などと聞きました。このお母さんは、「外が怖くて出られない」とのことです。子育てを一生懸命にするあまりに、想像と現実のギャップに追い詰められており、未婚で、周囲に親戚などもいません。すでに閉じこもりは数カ月続いていて、電話での会話の内容から、幼児の体と危機的な虐待に発展することが心配されました。

彼女の住む町に旧知の児童精神科医がおり、ご相談したところ、すぐに児童相談所に通告をしてくだ

さいました。しかし、その直後に危機が訪れました。児童相談所が民生委員さんを派遣してくださったのですが、お母さんがドアを開けるまでたたいたのです。お母さん曰く「相当強硬」とのことでした。不安は増大し、一気に周囲からの接触を断絶する状態になりました。家庭に入れるのは、私からの電話だけになってしまいました。

かなり難しい状態に陥りましたが、あるとき児童精神科医から「苦しくなったら私のところにいらっしゃい」と伝えてくださいと指示を受けました。先生は、機は熟したと思われたのでしょうか。それを聞いたお母さんは、数日後、意図的に子どもを殴って額に流血させ、その医師のところに行きました。児童相談所はここにきて一時保護をかけ、子どもは遠方の親戚に引き取られました。私は肩の荷を下ろしましたが、気がつくとも2年弱経過していました。今だったら、もっと速やかに児童相談所が動いた事例だと思います。

もうひとつ事例をお話しします。あるお母さんから、「息子が年を追うごとにどんどんしゃべらなくなってきました。信頼できるお医者さんのところに行きたいし、私自身も精神的に不安定で苦しんでいます」という手紙を受け取りました。離婚して、ひとり子育てされている方でした。お母さんに了解を取ったあと、児童精神科医の方に手紙を見せ、指示を受けながらやりとりをしました。このケースでは、お母さんが、その児童精神科医に子どもを連れて受診しました。その結果わかったのは、お母さんには記憶がなかったのですが、お母さん自身が重い虐待を受けており、知らず知らずのうちに我が子をネグレクトしていたことでした。

非常に困ったのは「お腹の赤ちゃんを殺したい」というSOSを複数受け取ったことです。「お腹にいる赤ちゃんを産みたくない」「死産すればいいと思って、お腹をおつけたり、たばこを立て続けに吸ったりしている」「胎動を感じると吐きそうだ」というような内容でした。

何例かについては、児童相談所と保健所に電話をしましたが、対応できないとのことでした。それ以降私は、周産期における継続支援の必要性も訴える

ようになりました。

漫画で子ども虐待を伝えようとしたことから、たくさんのお手紙を読者からいただきました。そして、想像を超える実態を身をもって知り、子ども虐待が危機的な状況、命とすぐ背中合わせにあることを突きつけられ、私に何ができるのかと強く感じました。

8、防止法立法の一助となった漫画

対応せざるを得なかった事例に関わるうちに、日本では、社会的な支援のシステムが、一部の地域を除いて、あるいは一部の専門家たちを除いて、ほとんど整っていないということを実感することとなりました。

また、子育て支援に重点を置く支援策だけでは解決できないという視点を持つようになりました。

そうした時期に、対応の遅れを実感する経験を重ねました。たとえば、医療関係者が集う講演会に呼ばれ『凍りついた瞳』で扱った性的虐待事例の紹介をしたところ、ある医師から「あなたが書いたり、言ったりするから性的虐待が日本にあることになるじゃないか」との発言を受けました。また別の場所ですが、小児科医からは「現場は忙しいんだよ、子どもの一つ二つのたばこの跡ぐらいじゃ立ちどまれないんだ」と言われました。また、ある児童相談所の方からは「子どもを育てられない、どうしても殴ってしまう、とお母さんが言うのできつくしかったところ、バツと外に飛び出してしまい、交通事故になりそうになった」と聞きました。

専門家ではない私でも、すでにケンプの論文を読み、積極的に取り組んでいる関係者に会っていました。専門家らしからぬ反応にたびたび出会う現実に疑問を感じていましたが、小林美智子先生の講演資料に、クルーグマンによる「被虐待児の対応の発達段階」という資料が掲載されているのを見つけ、日本の現実にあてはめ「ああ、そうなのか」と得心が行きました。6段階に分けられた対応の発達段階から見ると、日本は当時、第1段階の「虐待があることを無視する」、第2段階の「身体的虐待があると認める」あたりに居た訳です。

様々な経験をするうちに、一般の人を巻き込んだ

子ども虐待の早期発見・通告、関係機関、関係者による速やかな取り組みを実現するためには、まず「根拠法」が要るところに視点が定まっていきました。

期せずして1999年夏、児童虐待防止法の前年ですが、社民党の保坂展人衆院議員が、衆院青少年問題特別委員会の全委員に、『凍りついた瞳』の単行本を配りました。この経過は『法律はこうして生まれた』（読売新聞社政治部著 中公新書ラクレ2003年 54-69頁「児童虐待防止法」）に触れています。

以下、この本の55頁から一部抜粋させていただきますが、保坂展人議員は『青少年問題と言えば、非行防止や薬物取り締まりの話が先行し、児童虐待の問題への関心は全体に低かった。だから、この漫画をぜひ読んで欲しかった』とコメントしています。民主党理事だった田中甲衆院議員は「生々しく、視覚に具体的に訴えかけてくる漫画だった。『我々が何とかしないとイケない』という気持ちを駆り立てられた議員も多かった」と指摘しました。「まるで超党派の議員連盟のよう」（田中氏）に、特別委の与野党理事は、児童虐待防止法を目的とする法整備に動きだした」とあります。

立法を望んでいた私には、この一連の出来事は大変に嬉しく思われました。もちろん、多くの専門家方々からのさまざまな働きかけがあったと思われますから、ひとつの小さな役割を果たせた、という意味合いでお伝えしました。

そして2000年に、超党派の議員立法として待望の「児童虐待防止法」が生まれました。

漫画『凍りついた瞳』が果たした役割は、子ども虐待の存在を社会に知らせ、かつ、社会を動かすひとつの力になったと感じました。

9、「マンガ」が子ども虐待防止の資料として活用されることを目指して

漫画『凍りついた瞳』は、多彩な役割を果たすようになりました。

中でも、非常に大切な役割だと感じたのは、高校、専門学校、保育大、短大、大学などで「サブテキスト」として使われたことです。教鞭を取る方たちか

ら、生徒、学生に読ませているという連絡を多数いただきました。そのうちに、大学の授業で『凍りついた瞳』を読んで専門職になった、という方に出会うようにもなりました。学校や公立図書館に置いてくださるところも増えました。

漫画である『凍りついた瞳』が、子ども虐待を知る資料本となっていることを知り、私は、この領域における「漫画で伝える仕事」の大切さ、実効性を実感しました。

『新凍りついた瞳』（図2）は、「児童虐待防止法」の改正に向けて03年9月に出版しました。ノンフィクション作品で、原作本と漫画のタイトルは同じです。構想から出版までは4、5年かかっています。



図2

1話目は3歳から5歳までの間、2県3都市を転々とした後に子どもが虐待死し、関係機関には格段の落ち度はないと判決が出た事例を描きました。この中では、児童相談所の充実、国による死亡事例の調査・検証の必要性を伝えました。

2話目では、乳児院に措置され、その後児童養護施設で育った子どもの自立までを描きました。当時の児童福祉法では、愛着関係を全く無視して年齢による児童養護施設への措置変更が規定されており、法改正が必要であると指摘しました。親御さんによる強制引き取りを阻止できず、サウナを転々とした子どもの心の崩壊、自立支援の脆弱さも伝えました。

3話目は、帰るべき家のない子どもが暮らす「自立援助ホーム」を描きました。自立援助ホームと児

童自立支援施設の区別がつかない国会議員がおり社会も自立援助ホームを知らない時期でした。この本は財務省に資料本として上げられ、自立援助ホームへの予算をつける役割を果たしたと聞いています。

4話目では、子ども虐待を起こした母親への支援体制の充実と、家族は再び歩き出せる可能性を持っているということを伝えました。また、私のライフワークともなっていますが、児童精神科医が200名程度しかいない現状の改善も訴えました。

5話目は、ふたりの法医学者を追いました。死亡事例検証の重要性、生きている子どもの体のけがや傷を、法医学を学ぶことにより判断するシステムを取り入れて欲しい、などを伝えました。

ところで今日は、私のお話の後、岩田泰子先生とディスカッションをさせていただくことになっています。07年に発刊した『愛されたいを拒絶される子どもたち』の第2章「あすなる学園一育て直しの子ども病院への挑戦」に書いた内容についてです。

舞台となったのは三重県立小児心療センターです。重い虐待を受けた子どもに、医師、保育士、教師らが、医師らによる「治療」、病棟での「生活」、小学校での「教育」によって濃厚に関わった事例を長期間追いました。

テーマに取り上げた理由は、虐待を受けた子どもの治療的な環境を整える必要があると伝えるためです。愛着形成の重要性、長期の医療的関わりができる場所を増やすこと、専門家の増員など、問題提起も盛り込みました。同時に、子どもが歩く回復への道のり、関わる側の試みや苦悩なども丹念に追い、他の虐待を受けた子どもへの理解が進んで欲しい、という思いもこめました。この章は「愛ときずな」(図3)として漫画化しました。

冒頭お伝えしたように、94年から、虐待を受けて大人になった方たちと出会うようになりました。多くの女性が、自分に自信が持てず、不安そうでした。私が学んだのは、子どもが幸福を感じ、未来に希望を持って生きる心の要となるのは「子どもの心に、愛着を結んだ大好きな大人が住んでいること」「自分を愛せること」だということでした。「愛ときずな」は、その経験へのひとつの答えでもあります。



図 3

最後に

子ども虐待への対応は、法整備も含め、進んでいます。そうした中、社会的養護の下で暮らす子どもが増えています。子どもひとりひとりが、自分だけを見つめてくれる大人と愛着を結べる環境を必要としています。濃厚な治療が必要な子どもには、医療機関で時間をかけてゆっくりと癒える環境も必要です。ひとりひとりが未来に希望を持って自立し、虐待の連鎖を断ち切り、希望すれば高校や大学に進学でき、安定した結婚をして子どもをもうけ、幸せを感じながら暮らせるようにしなければ、子ども虐待を解決した、解決に向かわせたとは言えないのではないのでしょうか。

性的虐待に関しては、まず、どうやって発見するかが問われています。保護後のケアも含め、更なる取り組みが必要だと考えます。

「虐待死」については、私は02年頃から「定義」を定めるべきだと訴えています。日本においては、子どもの虐待死は、確実に発見されているのでしょうか。曖昧な死、よくわからない死を、医療現場とその関係機関は見過ごしてしまっていないか、虐待死を、虐待死だと医師らが診断できる環境は整っているのか、調査を行うべきです。どのようにすれば虐待死の診断が確実にできるのか、診断のためのサポート組織は必要ないのかなどを検討し、確実に虐待死を発見・診断できるようにすることが急がれま

す。また「虐待死の定義」が明らかになることにより、関係機関は一定の基準をもつことができます。これまで虐待死だと認識していなかったケースも確実に発見し、公的統計に結びつけることで、より確実な虐待死の実数を知り、実態に迫ることができるのではないのでしょうか。亡くなった子どもの死をひとつも無駄にすることなく、いまを生きている子どもを守る力に変える。そのことも、私にはとても重要に思えます。

時間が参りました。ありがとうございました。

「アタッチメント理論の現状と課題： 進化・発達・臨床の3つの視座から」

遠藤利彦

(東京大学大学院教育学研究科)

* 平成21年度「治療機関・施設専門研修」での講演を拡張的にまとめたものです。

1 はじめに

本論が企図するところは、アタッチメント研究の現況を俯瞰し、アタッチメント理論のこれからについて考察を行うことである。無論、ごく最近に発刊された改訂版ハンドブック (Cassidy & Shaver, 2008) が優に1000ページを超し、全40章からなることから推察される通り、現在、アタッチメント研究は実に多方向的に発展してきており、その全体像を網羅的に要約することは、紙数からして土台無理であるし、そもそも、そのような仕事は筆者の力量をはるかに超えるものである。そのため、本論では、選択的に進化的視座、生涯発達の視座、臨床的視座という3つの視座からアタッチメント研究の動向を眺望してみることにした。なぜ、この3つなのかと言えば、それは、これらが、最近になって立ち現れてきた特に目新しい視点であるということではなく、むしろBowlby (1969, 1973, 1980) 自身の発想の中に元々、色濃く存在していたからであり、いわば原点回帰することによって、アタッチメント理論の現在の特質と課題とをより明確に審らかにすることができるのではないかと考えたためである。

Bowlbyは、専ら乳児の精神内界に重きを置く精神分析的アプローチに代わるものとして、自然観察を通して乳児の現実の発達像を精細に見極めることを可能にする比較行動学的アプローチを取り入れることになる訳であるが、その中で、比較行動学が主要な解明対象として掲げる生物としてのヒトにも殊の外、関心を示すようになったと言われている。そして、ヒトという生き物に元来、備わって在る発達

や養育の生物学的機序、さらには社会的関係の構築や維持に関わる本源的な動機づけシステムといった進化生物学的視点から、親と子あるいは人と人との緊密な情緒的絆とそれらが個人の発達や適応性に影響を及ぼすプロセスとを理論化するに至ったのである。しかし、Bowlbyが依拠した比較行動学や進化生物学は、その後、現在に至るまで飛躍的に発展し、Bowlby理論の中に在った少なくともいくつかの進化論的仮定は今や時代遅れになっているという感が否めず、大きくその抜本的な修正を迫られていると言える (e.g. Simpson & Belsky, 2008)。その意味で、アタッチメント理論の進化的側面に関して、現在、どのような議論があり、またいかなる実証的な検討が進展しているかを把握しておくことには十分な意味があると言えよう。

また、Bowlby (1988) は自身の考えを、人の揺りかごから墓場までのパーソナリティの生涯発達を理解するための総合理論であると言明していた。Bowlbyの初期の仕事が「母性的養育の剥奪」(maternal deprivation) という概念の提示から始まったこともあり、アタッチメント理論は、当初、専ら母子関係の理論という受け取られ方もした訳であるが、彼の最も中核的な関心は、生涯を通して人が誰か特定の他の人に身体的あるいは情緒的にくっつく (attach)、あるいはくっつけるということの発達の・適応的な意味と、また、その安心してくっつけるという関係性を喪失した時の人の心身全般に亘る脆弱性に注がれていたと言えるのである。現在、アタッチメント研究は、現実に乳児期 (あるいは胎児期) から老年期までの全発達期に亘って、分

厚く展開されるに至っている。また、数としては稀少であるが、米独などにおける長期縦断研究は、乳児期から成人期に至るまで、個人のアタッチメントの特質がいかに連続あるいは変化するのか、また幼少期の被養育経験が個人のその後の社会人格的発達や適応性をいかに左右するのかについて数々の重要な知見をもたらしてきており、それらは、単にアタッチメントという領域を超えて、いわゆる生涯発達心理学に対しても大きな貢献をなしていると言い得るのである。

そして、もう一つ、私たちは、Bowlbyが最期まで一臨床家としてのアイデンティティと矜持とを保持し、子どもや大人における難しい精神病理の事例とも一貫して向き合い続けたということを忘れてはならないだろう。彼にとってのアタッチメント理論は、人の生涯発達の過程と機序とを説明するだけでなく、時にそこに生じる不適応や病理を理解し、それに基づいて有効な臨床的介入を行うためのいわばプラクシスの理論でもあったのである。もっとも、精神分析的な臨床実践からBowlbyの考えが長く異端の扱いを受け続けたということもあり、またAinsworth et al. (1978) によってストレンジ・シチュエーション法 (Strange Situation Procedure: 以後SSP) が開発されて以降、アタッチメント研究が相対的に低リスクの健常サンプルで数多くの成果を挙げたということもあって、一頃、その臨床的志向性は大幅に影を潜めることになったと言っても過言はなからう。しかし、近年、その状況は一変しつつある。様々な高リスク・サンプルでのデータ収集が進み、被虐待児を始め、劣悪な環境下で育成した子どもの特異なアタッチメントに関する知見が着実に蓄積されるとともに、また、そうした対象に対する特にアタッチメントに焦点化した種々の実践的介入が多く試みられるようになってきており、エビデンス・ベースの臨床理論としてのアタッチメント理論に再び光が当てられてきているのである (Fonagy, 2001)。

以下では、この3つの視座からそれぞれアタッチメント研究がどのように発展してきていると言い得るのか、また残された課題はいかなるものであるの

かについて、筆者なりに概要を述べることにしよう。その上で、日本のアタッチメント研究が今後辿るべき道筋について、多少とも模索してみることにしたい。

2 進化的視座から見るアタッチメント

1. Bowlbyと現代進化生物学の齟齬

Bowlbyが仮定するアタッチメントとは、厳密には、個人が危機的な状況に遭遇した（あるいは遭遇しつつある）時に、そこで経験される恐れや不安の感情を低減すべく、他個体に近接することを通して、安全の感覚 (felt security) を得ようとする行動傾向あるいはそれを支える心理-生理学的制御システムのことであった。そして、この背後にある一つの根本的な前提は、アタッチメントの主たる機能が個人の生存 (survival) を高度に保障することの中にあるというものであった。そして、おそらく、この前提は、アタッチメントを子どもとその養育者等との関係性に限定して考える限りにおいては、生物学適応を遺伝子の維持・拡散という視点から考える現代の進化生物学に照らしても、さして問題性を孕むものでない。なぜならば、子どもにとっての生物学的適応、すなわち自らの遺伝子の保続は、まさに子ども自身が確実に生き残り、成長することを通してのみ可能になるからである。

現代の進化生物学との齟齬が顕在化してくるのは、アタッチメントを生涯発達の概念として捉える場合においてである。アタッチメントを生涯、存続し、特に成人期以降、異性や配偶者等とのほぼ対等な関係性の中でも一貫して重要な意味を担い続けるものと措定するならば、(無論、成人期以降においてもアタッチメントが個体の生存に寄与しているという可能性は否定すべきものではないが) 単に個体の生存ということに限定されない別種の機能をも仮定する必要があるのではないかということである。つまり、全生涯を通じた適応度 (fitness) (遺伝子の維持・拡散の度合い) という視点からアタッチメントを見るのであれば、そこには、それが、生存のみならず、繁殖 (reproduction) (配偶・生殖・

養育等)上の成功に対して寄与し得る側面も想定して然るべきだというのである。

例えば、Zeifman & Hazan (2008) は、アタッチメントのメカニズムが、子ども期における安全保障のみならず、成人期の安定した二者(男女)間の絆を確立・維持するようにも「共選択」(co-opt)されてきたのだと主張している。彼らによれば、成人期のアタッチメントは特定男女間の一夫一婦的な絆の形成を通して、結果的にその遺伝子を分け持つ子どもの生存と(性的成熟後の)繁殖の可能性を高めることに寄与するという。すなわち、アタッチメントが親子関係のみならず配偶関係においても、一貫してそれらを保持・強化する機能を果たすがゆえに、生涯トータルで考えてもその適応価が高いというのである。そして、この立場では、BowlbyおよびAinsworthが乳児期におけるBタイプ(安定型アタッチメント)を「自然のプロトタイプ」と考えていたように、一夫一婦的な長期的絆(monogamous long-term bonding)を成人のアタッチメントの基本型と見なし、前者の発達上の帰結として後者が準備されてくることを仮定する。逆に言えば、そこでは、持続的で安定したアタッチメントから逸脱した種々の関係性の形態は、相対的に適応価の低い(遺伝子の維持・拡散に貢献しない)不適応・機能不全型と見なされることになるのである。

その一方で、同じくアタッチメントを生存と繁殖の両方に寄与すると見なしはするものの、そこに現れる個人差に関しては、全く異なる見方をする立場もある。元来、BタイプのなアタッチメントをヒトのEEA(進化的適応環境)に合致したプロトタイプと見なすBowlbyとAinsworthの考え方には批判があり、Aタイプ(回避型)やCタイプ(アンビヴァレント型)などの他のアタッチメントの形態も特定環境下においては十分に高い生物学的機能を果たし得るのではないかという見解を有する研究者も少なくはない。そして、これらの研究者の中には、ヒトの祖先におけるEEAがそもそも、Bowlbyが仮定したほど画一的かつ穏和なものではなく、むしろ種々雑多で不確かな、そして時に厳酷な状況の現出が確率的に多く想定されるような環境であり、その中で、

BのみならずAやCといったアタッチメント・タイプが代替的な適応戦略として進化してきた可能性を主張する向きもあるのである(e.g. Belsky, 2005; Simpson & Belsky, 2008)。

2. 生活史理論から見るアタッチメント

上述した2つの立場の内の後者は、いわゆる生活史理論(life history theory)に依拠しつつ、各種アタッチメント・タイプがいかなる環境下で生じ、かつ生涯トータルで見た時に、どのような適応価を有し得るかを理論化している。この生活史理論とは、生物個体には、自らが置かれた環境の特質に応じて、ただ現時現空間においてというのではなく、生涯という長いタイムスパンの中で、身体の保持(生存や成長)および繁殖の成功(配偶行為や子育て)など、適応に関わる様々な要素に時間、エネルギー、資源などの配分を調整しながら、自らの適応度を最大化しようとする傾性があることを仮定するものである。この立場からすれば、個人は発達早期の養育者等との関係性から、自らがこの後長期的に住まうことになる、つまりはこれから適応すべき生態学および社会的環境の特質を見積もり、それに依拠して、生涯にわたる時間やエネルギー等の配分あるいはトレード・オフのパターンをある程度、決定するということになる。Chisholm (1996)やGangestad & Simpson (2000)などによれば、進化の過程を通して、確率的にその将来的環境を予測させることになる重要な手がかりを察知し、それに依拠して、ある特定の配分あるいは(生存・成長・配偶・養育等に潜在的に深く絡む)社会的行動のパターンを一貫して取り得るような心理的機構がヒトという種に備わったのではないかという。そして、これらの論者は、こうした心理的機構こそがアタッチメントであり、安定/不安定(secure/insecure)あるいはABCといった各種アタッチメント・タイプは、それぞれ特異な生活環境に容易に適応すべく、予め仕組まれた代替的な心理行動的戦略であると見なすべきではないかと主張するのである。

より具体的に見るならば、例えばBelsky, Steinberg & Draper (1991)は、人は、人生の比較

的早期に経験するストレスの度合いに応じて、彼らが言うところの「安定したアタッチメント/質的繁殖戦略」あるいは「不安定なアタッチメント/量的繁殖戦略」のいずれかを身につけるように方向付けられるのだと仮定している。それによれば、相対的にストレスの低い環境下（同一の対象から持続的に資源を得られるような信頼にたる家族や社会的な環境）では、前者、すなわち、特定のパートナーとの間に持続的で安定した関係を持ち、結果的に少産とはなるが、その子孫に対して質的に高い養育を施すことで、確実に自分の遺伝子を残そうとする戦略がとられやすい。一方、相対的にストレスフルな環境下（貧困や家庭内不和・葛藤などを含む不安定な家族や社会的な環境）においては、後者、すなわち早く成熟し、早い時期から、複数の異性との間で頻繁に性行動を行うことで、数多くの子どもを持ち（配偶行動に多く力を注ぐ分結果的に養育行動はおろそかになる）、それを通じて自分の遺伝子を拡散する量産的な戦略がとられやすいという。

そして、この仮説はこれまでにBelskyら自身による研究も含め、既に複数の研究において実証的な検討に付されてきている。そして、まだまだ不確定要素はあるものの、少なくともその一部の結果からは、幼少期における子どもと養育者とのアタッチメント関係がその後の繁殖に関わる生理的発達や心理・行動などに多少とも影響を及ぼすという可能性が示唆されるに至っているのである。例えば Belsky et al. (2007) や Ellis & Essex (2007) は、夫婦間葛藤や厳酷な養育など、子ども期に（不安定なアタッチメントの形成に関与するような）ストレスフルな家族環境にさらされた場合に、女兒の第二次性徴が（性的成熟に関わる遺伝的要因を統制してもなお）有意に早まるという結果を得ている。また、Chisholm et al. (2005) は、個人が幼少期に経験したストレスが、初潮の早さのみならず、第一子の出産時期を有意に早める傾向があることを見出している。さらに、Schmitt (2005) は、全56文化、総計1万7千人弱の大規模な質問紙調査から（厳密なアタッチメントの測定はなされておらず、しかもあくまでも青年期現時の対人的志向性のみを問題にしているという点

で割り引いて受け止めなくてはならないところも多いが）、アタッチメントの質が家族ストレスと関係し、なおかつその不安定さが短期的な配偶戦略（short-term mating strategy）（特定の異性との持続的關係ではなく頻繁に対象を変えるような関係性の持ち方）と結びつきやすいことを示唆するような結果を提示している。

もっとも、これらは、あくまでもBelskyらが示した仮説のごく一部に、しかも間接的な意味で関わるものであり、これらをもって、アタッチメントの個人差を代替的な適応戦略と考える見方の正当性が証明されたという訳では当然ない。それを訝る向きも依然として根強く、先にふれたハンドブックにおいても、ここで述べた相対立する2つの立場が、それぞれ章を分けて記述されていることからしても（Zeifman & Hazan, 2008 ; Simpson & Belsky, 2008）、これに絡む議論は未だ定まらず、今後のより厳密な実証的検討を俟っているということが窺えるだろう。また、このセクションでふれたことは、あくまでも遺伝子の論理から見生物学的な適応であり、従来、心理学が問題にしてきた（例えば主観的なwell-beingを基準とするような）適応観とは一定の隔たりを有するものであることは言うまでもない。当の個々人が主観的に経験し意識する次元から見えてくるアタッチメント上の個人差やそれに絡む適応性は、生物学的適応度から見えるそれとは、多かれ少なかれ食い違うものであるということを私たちはここで再確認しておいてよいのかも知れない。

3 生涯発達の視座から見るアタッチメント

1. 生涯にわたるアタッチメントの連続性と不連続性

先にも述べたように、アタッチメント理論は、パーソナリティの生涯発達理論として提唱されている。従って、そこでは当然のことながら、Bowlbyが仮定したように、アタッチメントは乳幼児期のみならず他の発達期においても依然として重要な機能を担い続けるのか、また幼少期におけるアタッチメントの質は生涯発達過程において現にどれだけあるはいかに連続する傾向があるのかということが実証的

に問われることになる。

実のところ、これについては既に相当数の研究が行われているのだが、それらは総じて、乳児期の個人差が、幼児期、児童期、思春期など、その後の各発達ステージにおけるアタッチメントおよび種々の社会情緒的行動の質やパーソナリティ特性を、ある程度、予測するという結果を得ているようである(数井・遠藤, 2005, 2007)。もっとも、乳児期から成人期に至るまで、あるいはそれを超えて、20年以上にも亘って、同じ集団を一貫して追跡し続けている長期縦断研究ということになると、世界を見渡しても、その数はごくわずかということになる。そして、こうした研究のいくつかは、乳児期におけるアタッチメント・タイプと成人期におけるそれとの一致について実に興味深い報告を行っているのである。

おそらく、ここで、1つ問題になるのは、成人期におけるアタッチメントの個人差をいかに測定し得るのかということになるだろうが、こうした研究においては、"アダルト・アタッチメント・インタビュー"(Adult Attachment Interview; 以後AAI) (e.g. George et al., 1984, 1996) という面接手法を用いて、成人期のアタッチメントの個人差を表現することが一般的となっている。この開発者のMainらは、乳児のSSPでのアタッチメント分類とその養育者のアタッチメントをめぐる語りの特質との間に特異的な関連があることを見出し、その語りの特徴をより具体的に捉え得る面接方法としてAAIを案出したと言われている(Hesse, 1999)。この方法は、両親(やそれに代わる主要な養育者)との関係について子ども時代のことを想起し語ってもらう中で、個人のアタッチメントシステムの活性化を促すよう工夫されており、「無意識を驚かす(George et al., 1996)」ことで、被面接者自身も通常、意識化し得ないアタッチメントに関する情報処理過程の個人的特性を抽出するのだという(AAIの原理に関する詳細は遠藤[2008]などを参照されたい)。AAIでは、最終的に被面接者を、自律型(autonomous)、アタッチメント軽視型(dismissing)、とらわれ型(preoccupied)、未解決型(unresolved)のいずれかの類型に振り分けることになる。ちなみに、これらは、順に乳児期

のSSPにおける安定型、回避型、アンビヴァレント型、無秩序・無方向型に理論的に対応すると仮定されるものであり、アタッチメントの連続性は、基本的に、同一個人における乳児期のSSPの結果と成人期のAAIの結果とが、現にこうした理論的に仮定される通りの一致を見せるかどうかを問うという形で検討される。

例えば、Waters et al. (2000) は、60人の白人ミドルクラスのサンプルについて、乳児期のSSPにおけるアタッチメント・タイプとAAIによって測定した21歳時のアタッチメント・タイプとの間に、ABC 3分類で64%、安定/不安定2分類で72%の理論通りの一致が認められたことを報告している。つまり、乳児期にBタイプだった個人は養育者に関して防衛なく容易に整合一貫した語りをすることができたのに対し、Aタイプだった個人は養育者に対して表面的なこと以外はほとんど話そうとせず、またCタイプだった個人は話が冗長で一貫性がなく、過去のことを語りながらそれがまるで今のことであるかのように怒ったりする傾向があったのである。Hamilton (2000) も、家族ライフスタイルの研究プロジェクトに参加した30人の子どもを対象に同様の検討を行い、安定/不安定2分類で乳児期と成人期の間に77%の一致を認められたことを報告している。この研究で興味深いのは、研究協力者には、父母が安定した形で存在しているいわゆる伝統的家族と片親家庭などの非伝統的家族の出身者がいたのだが、後者において、たとえ低収入で家族成員の入れ替わりが相対的に多くあっても、基本的に前者とあまり変わらない連続性が認められたということである。

しかし、こうした証左が得られている一方で、ドイツでデータを収集したGrossmann et al. (2002, 2005) は、21, 22歳まで追跡可能だった38人について、6歳時の分離不安テストに現れたアタッチメントの特徴が成人期のAAI分類を予測するも、乳児期のSSPはそれを有意に予測することはなかったと報告している。また、ハイリスクの貧困家庭で生まれ育った57人を対象にしたWeinfield et al. (2000) の研究も、乳児期と成人期の間に連続性を見出しておらず、虐待、家庭内不和、親の抑うつなど、ネガティブな事

態にさらされる確率の高いこうしたサンプルでは、アタッチメントの質がその時々環境に特質に起因して変動しやすくなるのではないかと推察している。

このように20年以上に亘るアタッチメントの連続性については研究間に食い違いが認められる訳であるが、これについて私たちは現段階で、どのように理解しておくべきなのだろうか。ここで1つ参考にするべきは、Fraleay (2002) による5つの縦断研究、総計218ケースに対するメタ分析の結果と言えるかも知れない。それによれば、乳児期のSSPと16~21歳におけるAAIとの重みづけ相関は0.27 (単純相関0.30) であり、総じて、そこには緩やかな連続性があると仮定してよいのではないという。もっとも、先のWeinfield et al. (2000) のように、発達過程において養育環境の変化を相対的に多く経験しやすいハイリスク・サンプルほど、こうした連続性は低くなる傾向があるということである。

また、考えてみれば、そもそも、比較的高い連続性が認められたWaters et al. (2000) のABC3分類の64%という一致率でさえも、実のところ、3人に1人は成人になるまでに何らかの形でアタッチメントのタイプを変質させたことを物語っており、Bowlbyが仮定したほどに、内在化された関係性が個人の中で不変のものとは言えないのかも知れない。特に、AAIで自律・安定型に分類される個人の中には、過去に不遇な親子関係の体験を有しながら、それを防衛なく冷静かつ整合的に語ることができ、なおかつ現在、日常生活において適応的なふるまいを見せる、いわゆる"獲得安定型" (earned secure) (Pearson et al., 1994) の者が相当数おり、こうした悪しき連続性の分断が何に起因して生じるのか、そのメカニズムの解明に現在多くの研究者の関心が注がれている (Goldberg, 2000)。

ただし、こうした変化の機会を、一般的に、生涯発達過程においてそう多くは生じないということ、特に加齢が進めば進むほど相対的に訪れなくなるという可能性があるということにも着目すべきかも知れない。Bowlby (1973) は、内的作業モデルが、乳幼児期、児童期といった未成熟な時期に漸次的に

形成され、加齢とともにその構造的安定性・固定性を増していくと考えていたが、これは裏を返せば、早期段階の内的作業モデルにはまだ十分な可塑性が残されているということの意味する。発達早期においてはこうしたモデルが確固としていない分、子どもには、環境の変化に敏感に反応して相対的に大きく変化する可能性があると言えるだろう。また、これに加えて、年齢が低くければ低いほど、私たちの人間関係の中核は、親子関係や家族関係など、個人が自由に選択はできない"強制された関係性"によって占められる割合が高いと考えられる。つまり、良くも悪くも、親との別離や家族の崩壊あるいは養子縁組や施設入所などによる人間関係の変化の影響を、それらに自ら抗することができない分、より直に被りやすく、またその結果としてアタッチメントの質も変化しやすいと言い得るのである。

しかし、私たちの人間関係は、加齢とともに徐々に、友人との関係など、私たちが自ら自律的に"選択した関係性"によって占められることが多くなる。一見、このことは専らポジティブな意味を有するようにも考えられるが、実のところ、個々人が、それぞれに固有の内的作業モデルに沿った人間関係および社会的環境の選択・構築を行いやすくなることを意味している。つまり、人は、自分の成育過程からして、よりなじみやすく予測可能な対人世界を作り上げ、そこに安住しがちになるということである (Bowlby, 1988; Swann, 1983)。そして、そうなれば、当然、自らに変化の機会を与え得る、異質な対人関係に遭遇する確率も低くなり、結果的に、良くも悪くも、私たちのアタッチメントの質やパーソナリティも、その連続性を益々、増大させていくことになるのだろう (遠藤, 2001)。

2. アタッチメントの世代間伝達

前節ではアタッチメントの生涯に亘る連続性と変化について概観したが、こうした関心の延長線上に、アタッチメントの質が親から子へと世代を超えて繰り返されるのかどうか、すなわちアタッチメントの世代間伝達に関わる問いがある。元来、幼児期における被養育経験やそこにおけるトラウマが、自らが

子をなし親となった時に、その子どもとの関係において再演されるという発想は、精神分析の論者によって繰り返し問われてきた (e.g. Chodorow, 1978) し、また、虐待やネグレクトの研究領域においても当初から、虐待された子どもが虐待する親になるという世代間伝達に関わる見方が、かなり中核的な仮定として信奉されてきたと言える (e.g. Buchanan, 1998; Kaufman & Zigler, 1987)。しかし、こうした研究領域では、相対的に実証的データが乏しく、また、なぜそうした世代間伝達が生じるのかということの解明が十分になされてこなかったことは否めない (遠藤, 1993)。それに対して、アタッチメント研究は、これに関して、既に相当数の実証的データを積み上げ、世代間伝達のメカニズムについて様々な示唆を提示するに至っている。

Bowlby (1982, 1988) は、被養育経験を基に作り上げた内的作業モデルが、個人が親になった際、自分の子どもとの関係にも適用され、現実の養育実践や感受性を方向付けることを通して、子どもの中に、親と同様のアタッチメントの基盤を準備させることになるかと仮定していた。実証研究の多くは、この仮定を部分的に確かめるべく、親のアタッチメントあるいは内的作業モデルの質をAAIによって測り、またその子どものアタッチメントの質をSSPによって測定した上で、両者に理論的に想定される通りの関連性 (AAI-SSPの一致として、自律型-安定型、アタッチメント軽視型-回避型、とらわれ型-アンビヴァレント型、未解決型-無秩序・無方向型) がいかに認められるかを検討している。その結果、例えば、18サンプル、854組の親子を対象にしたvan IJzendoorn (1995) によるメタ分析では、安定/不安定2分類で74%、ABC3分類で70%、ABCD4分類比較でも63%の一致が確認されている。また、こうした研究の中には祖母-母親-子どもという3世代におけるアタッチメント分類の一致を問うているものもあり、3分類で約2/3の一致が認められたことが報告されている (Benoit & Parker, 1994)。なお、世代間伝達に関する知見は、日本人サンプルにおいても得られており、それは、子どもに関してSSPではなく、アタッチメントQセッ

ト法によって次元性のアタッチメント安定性得点を算出したものであるが、自律型の親の子どもが、他のタイプの親の子ども、とりわけ未開解決型の親の子どもよりも、はるかに安定性得点の値が高くなることを報告している (数井・遠藤他, 2000)。また、Behrens et al. (2007) も、札幌を舞台にした研究において、SSPそのものではないが、それに類する方法で6歳児のアタッチメント分類を試み、それと養育者のAAIによるアタッチメント分類に有意な関連が認められたことを報告している。

このように親自身のアタッチメントの影響下で、相対的に、同様のアタッチメントの特質が子どもに伝達されやすいことが明らかにされている訳であるが、それはどのようなメカニズムを介して生じるのだろうか。その詳細については他の論考 (遠藤, 1993; 数井・遠藤, 2005) に譲るが、確かにBowlbyが想定した通り、親のアタッチメントの質は、ある程度、親の感受性の高低に影響することを通じて、子どものアタッチメントに作用するということが現に確かめられているようである (Pederson et al., 1998; van IJzendoorn, 1995)。もっとも、そうした影響経路は、親子間のアタッチメントに認められる関連のごく一部を説明するものでしかないらしい。統計数理的に見た時に、親のAAIの結果が感受性の豊かさを規定する説明力にしても (van IJzendoorn, 1995)、また、親の感受性の豊かさが子どものSSPの結果を予測する説明力にしても (De Wolff & van IJzendoorn, 1997)、それらの値はごく限られたものであり、また感受性を介した影響経路が、親子間のアタッチメントの関連を説明する比率も、van IJzendoorn (1995) によれば23%、Pedersen et al. (1998) によれば17%と概して低いものとなっている。従って、そこには、別種の影響プロセスの介在も想定されなければならないところとなる。

ここで当然、考慮すべきことは、親子間における遺伝的関連が、アタッチメントの世代間伝達に関わっているという可能性であろう。元来、これまでのアタッチメント研究においても、アタッチメントの個人差を規定する要因の1つとして、遺伝的基盤

とのつながりが相対的に強いとされる子どもの気質 (temperament) の関与が部分的に認められ、それと養育者の関わり方や感受性との交絡的影響が様々な考察されてきたという経緯がある (数井・遠藤, 2005) ため、アタッチメントの世代間伝達に遺伝的影響のプロセスが介在するという可能性は十分に検討に値するものと言える。そして、これに、よりダイレクトに 대응できるものとして、近年、進展の著しい行動遺伝学的な研究があり、既に少数ながら、一卵性双生児および二卵性双生児における、きょうだい間でのアタッチメントの質の近似性に着目した研究が行われている。しかしながら、それらは、どちらかと言うと、遺伝的影響プロセスの介在を語るものとなっているようである。その知見は総じて、一般的なアタッチメントの安定／不安定および個々の分類の個人差に関しては、遺伝的規定性がきわめて低く、むしろ環境的な要因、すなわち養育者の特性や個々の子どもが特異的に経験する家庭内外の要因などによって説明されるところが大きいということを示しているのである (Bokhorst et al., 2003; Fearon et al., 2006; O'Conner & Croft, 2001)。Bowlby (1973) は、精神的な健康や病理は遺伝子を介してよりも家族のマイクロカルチャーを通して伝達されると言明しているが、まさに、アタッチメントの質そのものに関して、こうした仮定の妥当性がある程度、確かめられたと言えるのかも知れない。

それでは、子どもを取り巻く養育環境の中に、養育者の感受性以外の、いかなる要因がアタッチメントの世代間伝達を媒介していると言い得るのだろうか。現在のところ実証的証左にはまだまだ乏しいが、様々な代案が多く研究者によって提示されている。例えば、養育者自身の特性としては、養育者の情動的特性 (Dix, 1991) や、感受性のみならず子どもの行動に対する非侵害性をも加味した子どもにとっての養育者の"情緒的利用可能性" (emotional availability: Biringen, 2000; Biringen & Robinson, 1991)、また、子どもを1人の心ある人間と見なし子どもの視点から物事を見る能力を指す"子どもの心を気遣う傾向" (mind-mindedness: Meins, 1997) や、さらには養育者の内省機能 (reflective

function) およびそれに基礎づけられた感情的コミュニケーションのパターン (Slade et al., 2005) などの関与が想定されている。なお、最近、Cassidy et al. (2005) は、感受性の低い養育者で不安定なアタッチメントを示す子どものペアと、感受性の低い養育者ながら安定したアタッチメントを示す子どものペアを比較した上で、後者の養育者は、確かに客観的な測定指標上の感受性は低いものの、日常、何はともあれ最後の最後には子どものアタッチメント行動に応じる確率が高いことを見出し、要は、それぞれの子どもの主観的な次元で養育者が安全の感覚を確保し得るかどうかということではないかと示唆している。

ちなみに、先に述べたような長期縦断研究は、研究始発時点において乳児だった個人が結婚し、子をなし、その子どもとの関係性を構築するに至るまで進行しつつある。現段階の世代間伝達研究は、親になる前後にAAI等で測定した養育者のアタッチメントの質が、その測定時点とそうは離れていない時点での子どものSSP等によるアタッチメントの質にいかに関連するものであるかを問うものでしかないが、今後の研究の進展は、乳児期にアタッチメントの質を測定された個人が、現にどのような親となり、またその子どもとの間にいかなる関係性を築くのかを、ダイレクトに示す可能性がある。そうなれば、アタッチメント形成に関わる発達早期の被養育体験が真に世代を超えて繰り返されるのか、また、そうした世代間の連鎖を絶つものがあるとするれば、それは何なのかといったことが、より具体的かつ精細に明らかにされることになるだろう。

4 臨床的視座から見るアタッチメント

1. アタッチメントと発達の精神病理

前節の内容にも関わることだが、幼少期におけるアタッチメントの不安定さや歪曲を、直線的な因果論で、その後の不適応行動や精神病理などに結びつけて見る考え方はきわめて短絡的なものと言わざるを得ない。このセクションの冒頭で、幼少期のアタッチメントは、不適応や精神病理の発生においてあく

までも、潜在的に多く在る危険因子や保護因子 (e.g. Cicchetti & Rogosch, 1997) あるいは触媒 (e.g. Kochanska et al., 2009) の一つに過ぎないのだということをまずは確認しておくことにしたい。

しかし、無論、これが意味するところは、アタッチメントのみが各種発達病理を引き起こすという見方の否定ではあっても、それに対して注視する必要性が相対的に低いということではさらさらしない。それどころか、アタッチメントは、子ども自身や子どもを取り巻く家族や人間関係に他の危険因子が少なからず潜んでいるような文脈においては、より大きな影響力を有するという認識が近年、益々、一般的になってきているように考えられる (e.g. Greenberg, 1999)。Deklyen & Greenberg (2008) によれば、幼少期におけるアタッチメント上の問題は、① (それに関わる生理学的機序の発達不全も含めた) 情動制御プロセスへのネガティブな影響や② (例えば執拗な泣きや不従順といった) 特異な行動パターンの形成を介して、また③ (内的作業モデルの組織化に絡んで) 社会的認知や対人的情報処理に歪んだバイアスをもたらすことを通して、さらには④ (結果的に自ら社会化の機会を遠ざけてしまうことになるような) 他者との社会的関わりへの動機づけの低下を招来することによって、後の様々な不適応事態につながる可能性が想定されるのだという。こうしたことから、個人の行動や心的状態のあり方を正當に理解し、そこに有効な介入を行うためには、このアタッチメントという要因への着目が必須不可欠であると言っても過誤はないのだろう。

2. 無秩序・無方向型アタッチメントの発生因と

発達の帰結

近年のアタッチメント理論における臨床回帰の動向を語る上で、最も注目すべきは、無秩序・無方向型 (disorganized/disoriented) アタッチメントということになる。Ainsworth et al. (1978) に礎を置く従来のアタッチメント研究においては、子ども期およびその後のアタッチメントを安定型 (secure) であるBタイプと不安定型 (insecure) であるAタイプ (回避型) とCタイプ (アンビヴァレント型)

に振り分けることが一般的であったと言える。そして、かつてはその不安定型と個人の心理社会的不適応や精神病理との関連が問われ、例えばAタイプと外在化問題行動との、またCタイプと内在化問題行動との密接な結びつきが疑われたようなこともあったようである (北川, 2005)。しかし、最近のより一般的な認識によれば、AタイプもCタイプも不安定 (insecure) とカテゴライズされるにせよ (すなわち子どもの側からすれば容易に安心感を得られないにせよ)、Bタイプと同様、特定の養育環境に対する適応方略と見ることができ、少なくとも養育者等との近接関係の確立・維持という究極のゴールからすれば、それぞれが (Aタイプはアタッチメントのシグナルを最小化するという意味で、Cタイプは逆にそれを最大化するという意味で) 明確に「組織化されている」(organized)、そして少なくとも自らが置かれた養育環境下では有効に機能している可能性が高いのだという (e.g. Main, 1991)。むしろ、多くの研究者はここに来て、その関心を一気に、そうした組織化されたアタッチメントの対極にある「組織化されていない」(disorganized) アタッチメント、すなわちD: 無秩序・無方向型の愛着に注ぎ始めているのである。臨床的視点から刮目すべきは、アタッチメントが安定している否か (secure / insecure) の軸というよりも、組織化されているか否か (organized / disorganized) の軸だということである (Green & Goldwyn, 2002)。

この無秩序・無方向型の特徴は、SSPのような状況においてまさに組織立っていない、すなわち近接と回避という本来ならば両立しない行動を同時に (例えば顔をそむけながら養育者に近づこうとする) あるいは継時的に (例えば養育者にしがみついたかと思うとすぐに床に倒れ込んだりする) 見せるところにある。また、不自然でぎこちない動きを示したり、タイミングのずれた場違いな行動や表情を見せたりする。さらに、突然すくんでしまったり、うつろな表情を浮かべつつじっと固まって動かなくなってしまうりするようなことがある。総じてどこへ行きたいのか、何をしたいのかが読みとりづらいたという (Main & Solomon, 1990)。

このDタイプがとりわけ臨床的に注目されるのは、無論、このように行動そのものが実に不可解であるからでもあるが、それ以上に、このタイプに分類される子どもの多くが成育する養育環境の特異性にあると言えよう。このタイプの子どもの養育者像については、これまでに、抑うつ傾向が高かったり精神的に極度に不安定だったり、また日頃から子どもを虐待したりするなどの危険な兆候が多く認められることが報告されてきている (Lyons-Ruth & Jacobvitz, 2008)。特に被虐待児を対象にしたある研究では、その内の実に8割から9割がこのDタイプによって占められるという見方がある (e.g. Carlson et al., 1989; Cicchetti et al., 2006)。これに関連して言えば、養育者による極端なネグレクトとの関連が強く疑われる非器質性成長障害 (failure to thrive) の子どもにおいて、このDタイプの比率がかなり高率になるという指摘もある (Ward et al., 2000)。

先にもふれた世代間伝達の研究からは、こうした子どもの養育者が、AAIにおいて、特定のトラウマ事象 (主要な人物との死別や別離あるいは自らの被虐待経験など) に関して選択的にメタ認知が崩れ、矛盾・崩壊した内容の語りをする、いわゆる「未解決型」 (unresolved) に分類される比率が有意に高いことが明らかになっている (van IJzendoorn, 1995) (これについてはBehrens et al. [2007] の日本人サンプルを扱った研究でも未解決型および分類不可能型の養育者と無秩序型の子どもとの間に77%の合致が認められたことが報告されている)。Main & Hesse (1990) は、こうした養育者の自身の過去の喪失やトラウマ等に関する未解決の心的状態が、多くの場合、日常の子どもとの相互作用において「おびえ／おびえさせる」 (frightened/frightening) ふるまいとして現れる可能性を提示している。彼女らによれば、このタイプの養育者は、日常生活場面において突発的に過去のトラウマティックな記憶などにとりつかれ、自らおびえまた混乱することがあるのだという。そして、そのおびえ混乱した様子、具体的には、うつろに立ちつくしたり、急に声の調子を変えたり、顔をゆがめたり、子どものシグナルに

突然無反応になったりするなどのふるまいが、結果的に子どもを強くおびえさせ、それが乳児の不可解なDタイプの行動パターンを生み出すというのである (本来、危機的状況で逃げ込むべき安全基地であるはずの養育者自身が、子どもに危機や恐怖を与える張本人でもあるという、ある意味、きわめてパラドキシカルな状況において、子どもは近接も回避もできず、そこでただすくみ、行動停止してしまうことになるらしい)。

最近では、さらに進んで、Dタイプの特徴が、ここまで述べてきたようないわゆるハイリスク・サンプルの子どもだけでなく、ごく一般的なサンプルの子どもにも一定程度 (約15%) 認められる (van IJzendoorn et al., 1999) こと、また、子どものDタイプと養育者の未解決型との関連は相対的に強いものの、合致しないケースも少なからず存在すること (van IJzendoorn, 1995) などから、Dタイプの子どものおおよびその養育者には、(潜在的には通底するところがあるものの) 少なくとも表面的には異なった様相を呈する2種の亜型が存在するのではないかと考えられ始めている。特にLyons-Ruth et al. (2004) は、Dタイプの子どもには、一部AあるいはCタイプの行動特徴を見せるD不安定型と、通常、落ち着いている時にはBタイプの行動が優位となるD安定型とが、ほぼ同じくらいの割合で存在する可能性を指摘している。そして前者の子どもが、相対的に自己中心的で敵対的・攻撃的な行動を子どもに直接向けることによって子どもをひどくおびえさせるような養育者 (敵対・自己中心型) の下で成育していることが一般的であるのに対し、後者の子どもは多くの場合、どちらかというとおとなしく、そして時には子どもに優しく接し得るような養育者の下で成育している確率が高いとしている。ただし、後者の養育者はきわめて無力感 (helplessness) が強く、少しのストレスでも動揺し、おびえ、情緒的に引きこもってしまう傾向が高いらしい (おびえ・無力型) (e.g. Goldberg et al., 2003)。こうした理論上の展開を受けて、未解決型のようにトラウマ事象に関わる語りだけではなく、AAIの語り全般の特質から、養育者の無力・敵対 (helpless/hostile) 的な心性を取

り出す符号化手順を新たに案出し、それをもって子どもにおける無秩序・無方向型の発生をより高精度に予測・説明しようとする試みも始まっているようである (Melnick, 2008)。

なお、こうした乳児期における無秩序・無方向型の特徴は、3歳くらいから、子どもの認知能力の高まりとともに徐々に、別種の行動パターン、すなわち統制型 (controlling) へと変じ始めることが知られている (Howe, 2005; Moss et al., 2004)。いつ突発的に養育者の精神状態が崩れ、その結果として自らが虐待も含めた養育者の不適切な行為の犠牲になったり、安全な基地や避難所を失うことになったりせざるを得ないのであれば、養育者との役割の逆転を図り、自身が環境を統制する (control) 側にまわろうとするというのである。具体的には、養育者のことを過度に気遣い様々な世話をしようとしたり (世話型)、あるいは養育者に対してひどく懲罰的・高圧的あるいは侮辱的にふるまおうとしたり (懲罰型) する形で、子どもは、養育の主導権を極力、自らが掌握しようと試みるようになるらしい。

こうした無秩序・無方向的型およびその発達の延長としての統制型の発生には、一部、例えばドーパミン受容体に関わるような遺伝的素因の関与を疑う向きもある (e.g. Lakatos et al., 2002) が、そこで主に仮定されているのは環境要因の影響の被りやすさという意味での関与であり、基本的にそれらが相対的に不適切な養育状況で発生してくることはほぼ間違いのないところと言える。また、このような幼少期における特徴がその後の様々な認知・行動上の問題や精神病理をかなり長期的に予測するという知見も既に数多く得られており (e.g. Lyons-Ruth & Jacobvitz, 2008)、こうした特徴を可能な限り発達の早期段階で見出し、そこに的確な介入あるいは予防を試みていくことは、ある意味、喫緊の課題とも言っても過言ではないのだろう。

そうした意味においても、現在、例えば養育者の表象や子どもに対する敏感性および具体的な養育行動への種々の働きかけを始め、様々なアタッチメント理論に基づく介入 (attachment-based intervention) のプログラムが、複数のアタッチメ

ント研究者によって案出・実践され、既にある程度の成果を挙げつつあるということには大いに刮目して然るべきであろう (Zeanah et al., 2008)。その詳細は他書 (e.g. Egeland & Carlson, 2004; Juffer et al., 2008; 中尾・工藤, 2007) に譲るが、日本でも最近になって、こうした動向にならった試みが少しずつではあるが着実に生じ始めているようである。例えば、青木 (2008) は、児童養護施設職員が、被虐待児に対してアタッチメントに焦点化した発達支援を行うためのプログラムを開発し、その効果の検証を行っている。また、北川 (2008) は、Marvin et al. (2002) に依拠して、ビデオを用いながら、養育者が子どものアタッチメントのシグナルやその背後にある欲求を適切に読み取り反応し得るように導く「安全感の環」(circle of security) プログラムを、日本の母子を対象に実践し、一定の成果を挙げている。日本におけるこうした取り組みはいまだ緒についたばかりと言わざるを得ないが、殊に虐待やネグレクトの問題を扱う臨床現場を中心にアタッチメント理論への期待は日増しに高まっていると言え (e.g. 庄司・奥山・久保田, 2008)、今後、各種アタッチメントの理論や技法に確かに基づく介入の土壌をこの日本にもしっかりと整えていくということがきわめて重要となる。なお、ここでふれたアタッチメント理論に基づく介入とは、一般的に「アタッチメント・セラピー」や「愛着療法」と称されるものとは明らかに一線を画されるべきものとして在る。そのように呼ばれる介入方法の中にはほとんどアタッチメント理論とは無縁のものも少なくはなく、その是非を論じることは控えるが、多くのアタッチメント研究者や発達精神病学者 (e.g. Mercer, 2005; Rutter, 2008) が、それらに対して強く警鐘を鳴らしているということだけはあえてここで強調して記しておくことにしたい。

3. アタッチメント障害が示すもの

ここまでは主にDタイプを中心に据えて子どものアタッチメント上の問題について記述してきたが、これについては、無論、DSMやICDなどの国際的な診断基準に拠りながら、それこそ反応性アタッチメ

ント障害 (reactive attachment disorder) という枠組みをもって把握しようという流れがあることも決して忘れてはならないだろう。アタッチメント障害という見方は、元来、主に、特定の養育者が一貫して不在の状況で成育せざるを得なかった施設児などが多く見せる、対人関係上の特異性を理解しようとする中で生まれてきたという経緯があり、研究者によっては、これらの子どもが見せる行動特徴を、特定の養育者が存在する状況で発生するアタッチメント上の問題とは、基本的に異質なものと見なすべきだと主張する論者もある (e.g. O'Connor, 2005)。もっとも、施設児などの特徴理解に関して言えば、人一般からの極端な情緒的撤退によって特徴付けられる抑制傾向 (inhibition) や人を選ばない無差別的社交性によって特徴付けられる非抑制傾向 (disinhibition) という見方の有効性はいささかも揺らぐものではなからうが、近年、こうした障害が多く疑われる施設児においてDタイプの存在がきわめて高率になるということも報告されてきている (e.g. Zeanah et al., 2005) ことは注目に値するだろう。これまで、アタッチメント障害といわゆるAinsworth型のアタッチメント分類は独立並行的に問題にされ、両者の間にどのような連関があるのかについては十分に明らかになっていなかったところがあるが、子どものアタッチメント上の問題や病理を統合的に理解するという視点から言えば、今後さらに両者の理論的架橋が推し進められることには大きな意味があると言えるかも知れない (e.g. Rutter, 2008)。

また、Zeanahらは、アタッチメント障害を、特殊環境下のみならず、広く特定の養育者が存在する状況下で発生し得る病理や障害も含め、より包括的に理解および査定し得る独自の分類案を構成している (e.g. Zeanah & Borris, 2000; Zeanah et al., 2008)。それは、上述したような抑制や非抑制といったアタッチメント未成立の次元に加え、粘着性の態度、過剰な応諾、危険・自傷的行動、役割の逆転といった安全基地行動の歪曲や、一時的なアタッチメント上の混乱などをも視野に入れたものになっているが、数井ら (2006) はこれに基づき質問紙を作成

し、それを0～5歳の児童養護施設児や保育園児を対象に (施設職員や保育士を回答者として) 広く実施する中でZeanahらの概念的枠組みがある程度、妥当なものであることを確認するとともに、虐待被疑群と通常群との間にかなり明瞭な差異が認められることを報告している。それと同時に、職員や保育士による評定では、無差別的な社交性の度合いとアタッチメントの安定性が正の相関を有することを見出し、前者の傾向を的確に把握することが相対的に難しいことと時にそれが子どものポジティブな発達傾向と誤認識されかねない危険性を孕んでいることを指摘している。Zeanahらの枠組みの評価は未だ必ずしも定まったものではないが (e.g. Rutter, 2008)、広くアタッチメント上の危険な徴候を早くから見出していくためのアセスメント・ツールのニーズは実践現場を中心に非常に高く、その意味でも、数井らのような試みが継続されていくことには大きな意味があると言えよう。

5 むすびとして

以上、アタッチメント研究の現今の流れを、進化、生涯発達、臨床という3つの視座から概説してきた。今後、アタッチメント研究がどこに向かうのか、その行方を占うことは容易ではない。ただし、1つ確実に言えそうなことは、それが、今後、益々、高度に、周辺諸理論との架橋を進め、実証的知見をさらに多く蓄積しつつも、その一方で、エビデンス・ベースの臨床実践の方向性を確実に強めていくことであろう (数井・遠藤, 2007)。冒頭でも述べたが、現在、臨床理論としては長らく異端の扱いをされていたアタッチメント理論に、精神分析家を始め、多くの臨床実践家が熱い視線を注ぎ始めている。その動静を見まもりつつ、近い将来、現実的に、それが、被虐待児を始め、種々の難しい子どもの事例に対して、高い実効性を有するようになることを期待して、この拙き小論を閉じることとしたい。

【引用文献】

- Ainsworth, M. D. S., Blehar, M. C., Waters, E., & Wall, S. (1978) . *Patterns of attachment: A psychological study of the Strange Situation*. Hillsdale, NJ: Erlbaum.
- 青木豊・南山今日子・芝太郎・阿部伸吾・鈴木浩之・福岡徹・佐々木智子・寺岡菜穂子・猪股誠司・早川典義・松本英夫 (2008) . 愛着に方向付けられた治療の研究. 平成18年度厚生労働省科学研究報告書.
- Behrens, K. Y., Hesse, E., & Main, M. (2007) . Mothers' attachment status as determined by the Adult Attachment Interview predicts their 6-year-olds' reunion responses: A study conducted in Japan. *Developmental Psychology*, 43, 1553-1567.
- Belsky, J. (2005) . The developmental and evolutionary psychology of intergenerational attachment. In C.S. Carter, L. Ahnert, K.E. Grossmann, S. B.Hrdy, M.E. Lamb, S.W. Porges, & N. Sachser (Eds.), *Attachment and bonding: A new synthesis* (pp.169-198) . London: The MIT Press.
- Belsky, Steinberg, & Draper (1991) . Childhood experience, interpersonal development, and reproductive strategy: an evolutionary theory of socialization, *Child Development*, 62, 647-670.
- Belsky, J., Steinberg, L., Houts, R.M., Friedman, S.L., DeHart, G., Cauffman, E., Roisman, G.I., Halpern-Felsher, B.L., Susman, E., & the NICHD Early Child Care Research Network (2007) . Family rearing antecedents of pubertal timing. *Child Development*, 78, 1302-1321.
- Benoit, D. & Parker, K. C. H. (1994) . Stability and transmission of attachment across three generations. *Child Development*, 65, 1444-1456.
- Biringen, Z. (2000) . Emotional availability: Conceptualization and research findings. *American Journal of Orthopsychiatry*, 70, 104-114.
- Biringen, Z. & Robinson, J. (1991) . Emotional availability in mother-child interactions: A reconceptualization for research. *American Journal of Orthopsychiatry*, 61, 258-271.
- Bokhorst, C. L., Bakermans-Kranenburg, M. J., Fearon, R. M. P., van IJzendoorn, M. H., Fonagy, P., & Schuengel, C. (2003) . The importance of shared environment in mother-infant attachment security: A behavioral genetic study. *Child Development*, 74, 1769-1782.
- Bowlby, J. (1969) . *Attachment and Loss: Vol.1, Attachment*. New York: Basic Books. (revised edition, 1982) .
- Bowlby, J. (1973) . *Attachment and Loss: Vol.2, Separation*. New York: Basic Books.
- Bowlby, J. (1980) . *Attachment and Loss: Vol.3, Loss*. New York: Basic Books.
- Bowlby, J. (1988) . *A secure base: Parent-child attachment and healthy human development*. New York: Basic Books.
- Buchanan, A. (1998) . Intergenerational child maltreatment. In Y. Danieli (Ed), *International handbook of multigenerational legacies of trauma* (pp. 535-552) . New York: Plenum Press.
- Carlson, E.A., Cicchetti, D., Barnett, D. and Braunwald, K. (1989) Disorganized/disoriented attachment relationships in maltreated infants. *Developmental Psychology* 25, 525-531.
- Cassidy, J. & Shaver, P. R. (Eds.) . (2008) . *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications (2nd ed.)* . New York: Guilford Press.
- Cassidy, J., Woodhouse, S. S., Cooper, G., Hoffman, K., Powell, B., & Rodenberg, M. (2005) . Examination of the precursors of infant attachment security: Implications for early intervention and intervention research. In L. J. Berlin, Y. Ziv, L. Amaya-Jackson, & M. T. Greenberg (Eds.), *Enhancing early attachments: Theory, research, intervention, and policy* (pp. 34-60) . New York: Guilford Press.
- Chisholm, J. S. (1996) . The evolutionary ecology of attachment organization. *Human Nature*, 1, 1-37.
- Chodorow, N. (1978) . *The reproduction of mothering: Psychoanalysis and the sociology of gender*. California: University of California Press.
- Cicchetti, D., Rogosch, F. A., & Toth, S. L. (2006) . Fostering secure attachment in infants in maltreating families through preventive intervention. *Development and Psychopathology*, 18, 623-649.
- Deklyen, M. & Greenberg, M., T. (2008) . Attachment and psychopathology in childhood. In J. Cassidy & P. R. Shaver (Eds.), *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications (2nd ed.)* (pp. 637-665) . New York: Guilford Press.
- Dix, T. (1991) . The affective organization of parenting: Adaptive and maladaptive processes. *Psychological Bulletin*, 110, 3-25.

■ 研修講演より ■

- Egeland, B. & Carlson, B. (2004) . Attachment and psychopathology. In L. Atkinson & S. Goldberg (Eds.), *Attachment issues in psychopathology and intervention* (pp. 27-48) . London: Lawrence Erlbaum Associates.
- 遠藤利彦 (1993) . 内的作業モデルと愛着の世代間伝達. 東京大学教育学部紀要, 32, 203-220.
- 遠藤利彦 (2001) . 関係性とパーソナリティ発達の理論: 愛着理論の現在. 中島義明 (編), 現代心理学理論事典 (pp.488-521) . 朝倉書店
- Ellis, B. J., & Essex, M. J. (2007) . Family environments, adrenarche, and sexual maturation: A longitudinal test of a life history model. *Child Development*, 78, 1799-1817.
- Fearon, R. M. P., van IJzendoorn, M. H., Fonagy, P., Bakermans-Kranenburg, M. J., Schuengel, C., & Bokhorst, C. L. (2006) . In search of shared and nonshared environmental factors in security of attachment: A behavior-genetic study of the association between sensitivity and attachment security. *Developmental Psychology*, 42, 1026-1040.
- Fonagy, P. (2001) . Attachment theory and psychoanalysis. New York: Other Press. (フォナギー, P. 遠藤利彦・北山修 (監訳) (2008) . 愛着理論と精神分析 誠信書房)
- Fraley, R. C. (2002) . Attachment stability from infancy to adulthood: Meta-analysis and dynamic modeling of developmental mechanisms. *Personality and Social Psychology Review*, 6, 123-151.
- Gangestad, S. W., & Simpson, J. A. (2000) . The evolution of human mating: Trade-offs and strategic pluralism. *Behavioral and Brain Sciences*, 23, 573-644.
- George, C., Kaplan, N., & Main, M. (1984) . *Adult Attachment Interview Protocol*. Unpublished manuscript, Department of Psychology, University of California, Berkeley, CA.
- George, C., Kaplan, N., & Main, M. (1996) . *Adult Attachment Interview Protocol* (3rd ed.) . Unpublished manuscript, Department of Psychology, University of California, Berkeley, CA.
- George, C. & Solomon, J. (1990) . *Six year Attachment Doll Play Classification System*. Unpublished classification manual, Mills College, Oakland, CA.
- Goldberg, S. (2000) *Attachment and development*. London: Arnold
- Goldberg, S., Benoit, D., Blokland, K., & Madigan, S. (2003) . Atypical maternal behavior, maternal representations, and infant disorganized attachment. *Development and Psychopathology*, 15, 239-257.
- Green, J. & Goldwyn, R. (2002) . Annotation: Attachment disorganisation and psychopathology: New findings in attachment research and their potential implications for developmental psychopathology in childhood. *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 43, 835-846.
- Greenberg, M. (1999) . Attachment and psychopathology in childhood. In J. Cassidy & P. R. Shaver (Eds.), *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications* (pp. 469-496) . New York: Guilford Press.
- Grossmann, K., Grossmann, K. E., & Kindler, H. (2005) Early care and the roots of attachment and partnership representations: The Bielefeld and Regensburg longitudinal studies. In K.E. Grossmann, K. Grossmann, & E. Waters (Eds.), *Attachment from infancy to adulthood: The major longitudinal studies* (pp.98-136) . New York: Guilford.
- Grossmann, K.E., Grossmann, K., Winter, M., & Zimmermann, P. (2002) . Attachment relationships and appraisal of partnership: From early experience of sensitive support to later relationship representation. In L. Pulkkinen & A. Caspi (Eds.), *Paths to successful development: Personality in the life course* (pp. 73-105) . New York: Cambridge University Press.
- Hamilton, C. E. (2000) . Continuity and discontinuity of attachment from infancy through adolescence. *Child Development*, 71, 690-694.
- Hesse, E. (1999) . The Adult Attachment Interview: Historical and Current Perspectives. In J. Cassidy & P. R. Shaver (Eds.), *Handbook of Attachment*. (pp.395-433) . New York: Guilford Press.
- Howe, D. (2005) . *Child abuse and neglect: Attachment, development and intervention*. New York: Palgrave.
- Juffer, F., Bakermans-kranenburg, M. J., & van IJzendoorn, M. H. (2007) . *Promoting positive parenting: An attachment-based intervention*. Hillsdale, NJ: Erlbaum.
- Kaufman, J. & Zigler, E. (1987) . Do abused children become abusive parents? *American Journal of Orthopsychiatry*, 57, 186-192.
- 数井みゆき・遠藤利彦 (編) . (2005) . アタッチメント: 生涯にわたる絆. ミネルヴァ書房.
- 数井みゆき・遠藤利彦 (編) . (2007) . アタッチメントと臨床領域. ミネルヴァ書房.
- 数井みゆき・遠藤利彦・田中亜希子・坂上裕子・菅沼真樹 (2000) . 日本人母子における愛着の世代間伝達. 教育心理学研究, 8, 323-332.

- 数井みゆき・森田展彰・後藤宗理・金丸隆太・遠藤利彦 (2008) . 施設等にいる虐待された乳幼児に対する愛着障害とPTSDの検証とインターベンション. 文部科学省科学研究費補助金 (基盤B:平成17~19年度) 研究報告書.
- 北川恵 (2005) . アタッチメントと病理・障害. 数井みゆき・遠藤利彦 (編) (2005) . アタッチメント:生涯にわたる絆 (pp. 245-264) . ミネルヴァ書房.
- 北川恵 (2008) . The Circle of Securityにおけるイメージの活用——アタッチメント研究と臨床実践の橋渡し、専門家と養育者の橋渡し. 藤原勝紀・田中康裕・皆藤 章 (編) 京大心理臨床シリーズ6:心理臨床における臨床イメージ体験 (pp. 463-473). 創元社.
- Kochanska, G., Barry, R. A., Stellern, S. A., & O'Bleness, J. J. (2009) . Early attachment organization moderates the parent-child mutually coercive pathway to children's antisocial conduct. *Child Development*, 80, 1288-1300.
- Lakatos, K., Nemoda, Z., Toth, I., Ronai, Z., Ney, K., Sasvari-Szekely, M., & Gervai, J. (2002) . Further evidence for the role of the dopamine D4 receptor (DRD4) gene in attachment disorganization: Interaction of the exon III 48-bp repeat and the -521 C/T promoter polymorphisms. *Molecular Psychiatry*, 7, 27-31.
- Lyons-Ruth, K. & Jacobvitz, D. (2008) . Attachment disorganization: Genetic factors, parenting contexts, and developmental transformation from infancy to adulthood. In J. Cassidy & P. R. Shaver (Eds.), *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications (2nd ed.)* (pp. 666-697) . New York: Guilford Press.
- Lyons-Ruth, K., Melnick, S., Bronfman, E., Sherry, S., & Llanas, L. (2004) . Hostile-Helpless Relational Models and Disorganized Attachment Patterns Between Parents and Their Young Children: Review of Research and Implications for Clinical Work. In L. Atkinson & S. Goldberg (Eds.), *Attachment issues in psychopathology and intervention* (pp. 65-94) . Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- Main, M. (1991) . Metacognitive knowledge, metacognitive monitoring, and singular (coherent) vs. multiple (incoherent) models of attachment: Findings and directions for future research. In C.M. Parkes, J. Stevenson-Hinde, & P. Marris (Eds.), *Attachment across the life cycle* (pp. 127-159) . New York: Routledge.
- Main, M., & Cassidy, J. (1988) . Categories of response to reunion with the parent at age 6: Predictable from infant attachment classifications and stable over a 1-month period. *Developmental Psychology*, 24, 415-426.
- Main, M., & Hesse, E. (1990) . Parents' unresolved traumatic experiences are related to infant disorganized attachment status: Is frightened and/or frightening parental behavior the linking mechanism? In M.T. Greenberg, D. Cicchetti, & E.M. Cummings (eds.), *Attachment in the preschool years* (pp. 161-182) . Chicago: University of Chicago Press.
- Main, M., Hesse, E., & Kaplan, N. (2005) . Predictability of attachment behavior and representational processes at 1, 6, and 19 years of age: The Berkeley longitudinal study. In K. E. Grossmann, K. Grossmann, & E. Waters (Eds.), *Attachment from infancy to adulthood: The major longitudinal studies* (pp. 245-304) . New York: Guilford.
- Main, M., & Solomon, J. (1990) . Procedures for identifying infants as disorganized /disoriented during the Ainsworth strange situation. In M.T. Greenberg, D. Cicchetti, & E.M. Cummings (Eds.), *Attachment in the preschool years*. Chicago: University of Chicago Press.
- Marvin, R., Cooper, G., Hoffman, K., & Powell, B. (2002) . The Circle of Security project: Attachment-based intervention with caregiver-pre-school child dyads. *Attachment & Human Development*, 4, 107-124.
- Meins, E. (1997) . *Security of attachment and the social development of cognition*. Hove, England: Psychology Press/Erlbaum.
- Melnick, S., Finger, B., Hans, S., Patrick, M., & Lyons-Ruth, K. (2008) . Hostile-helpless states of mind in the Adult Attachment Interview: A proposed additional AAI category with implications for identifying disorganized infant attachment in high-risk samples. In H. Steele & M. Steele (Eds.), *Clinical applications of the Adult Attachment Interview* (pp. 399-424) . New York: Guilford Press.
- Mercer, J. (2005) . *Understanding attachment: Parenting, child care, and emotional development*. London: Praeger.
- Moss, E., St-Laurent, D., & Parent, S. (1999) . Disorganized attachment and developmental risk at school age. In J. Solomon & C. George (Eds.), *Attachment disorganization* (pp. 160-186) . New York: Guilford Press.
- 中尾達馬・工藤晋平 (2007) . アタッチメント理論を応用した治療・介入. 数井みゆき・遠藤利彦 (編) (2007) . アタッチメントと臨床領域 (pp. 131-165) . ミネルヴァ書房.
- O'Connor, T. G. (2005) . Attachment disturbances associated with early severe deprivation. In C.S. Carter, L. Ahnert, K.E. Grossmann, S. B. Hrdy, M.E. Lamb, S.W. Porges, & N. Sachser (Eds.), *Attachment and bonding: A new synthesis* (pp. 258-267) . London: The MIT Press.

- O'Connor, T. G. & Croft, C. M. (2001) . A twin study of attachment in preschool children. *Child Development*, 72, 1501-1511.
- Pederson, D. R., Gleason, K. E., Moran, G., & Bento, S. (1998) .Maternal attachment representations, maternal sensitivity, and the infant-mother attachment relationship. *Developmental Psychology*, 34, 925-933.
- Solomon, J. & George, C. (Eds.) (1999) . *Attachment disorganization*. New York: Guilford.
- Sroufe, L. A., Egeland, B., Carlson, E. A., & Collins, W. A. (2005) . *The development of the person: The Minnesota study of risk and adaptation from birth to adulthood*. New York: Guilford.
- van IJzendoorn, M.H. (1995) . Adult attachment representations, parental responsiveness and infant attachment: a meta-analysis on the predictive validity of the Adult Attachment interview. *Psychological Bulletin*, 117, 387-403.
- van IJzendoorn, M.H. & Sagi-Schwartz, A. (2008) Cross-cultural patterns of attachment: Universal and contextual dimensions. In J. Cassidy & P. R. Shaver (Eds.), *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications (2nd ed.)* (pp. 880-905) . New York: Guilford Press.
- van IJzendoorn, M. H., Schuengel, C., & Bakermans-Kranenburg, M. J. (1999) . Disorganized attachment in early childhood: Meta-analysis of precursors, concomitants, and sequelae. *Development and Psychopathology*, 11, 225-249.
- Ward, M. J, Lee, S. S., & Lipper, E. G. (2000) . Failure-to-thrive is associated with disorganized infant-mother attachment and unresolved maternal attachment. *Infant Mental Health Journal*, 21, 428-442.
- Waters, E, Merrick, S.K., Treboux, D., Crowell, J., & Albersheim, L. (2000) . Attachment security in infancy and adulthood: A twenty-year longitudinal study. *Child Development*, 71, 684-689.
- Weinfield, N., Sroufe, L. A., & Egeland, B. (2000) . Attachment from infancy to early adulthood in a high risk sample: Continuity, discontinuity, and their correlates. *Child Development*, 71, 695-702.
- Weisner, T.S. (2005) . Commentary: Attachment as a cultural and ecological problem with pluralistic cultural and ecological solutions. *Human Development*, 48, 89-94.
- Zeanah, C.H. & Boris, N.W. (2000) . Disturbances and disorders of attachment in early childhood. In C.H. Zeanah (Ed.) . *Handbook of infant mental health (2nd ed.)* New York: Guilford.
- Zeanah, C. H., & Smyke, A.T. (2008) . Attachment disorders in relation to deprivation. In M. Rutter, D. Bishop, D. Pine, S. Scott, J. Stevenson, E. Taylor, et al. (Eds.), *Rutter's child and adolescent psychiatry (5th ed.)* (pp. 906-915) . Oxford, UK: Blackwell.
- Zeanah, C. H., Smyke, A. T., Koga, S. F., Carlson, E., & the Bucharest Early Intervention Project Core Group. (2005) . Attachment in institutionalized and community children in Romania. *Child Development*, 76, 1015-1028.
- Zeifman, D. & Hazan, C. (2008) . Pair bonds as attachments: Reevaluating the evidence. In J. Cassidy & P. R. Shaver (Eds.), *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications (2nd ed.)* (pp. 436-455) . New York: Guilford Press.

「子どもの記憶 — 子どもの証言と司法面接 —」

仲 真 紀 子

(北海道大学大学院文学研究科)

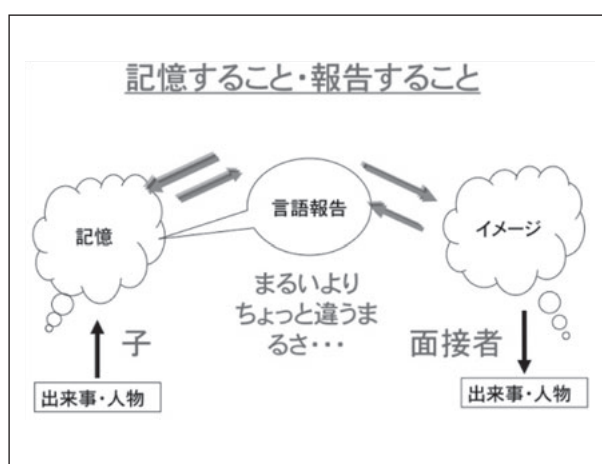
* 平成21年度「児童福祉施設心理担当職員合同研修」での講演をまとめたものです。

1. はじめに

今日の題目は「子どもの記憶」ということですが、いわゆる短期記憶、長期記憶ですとか、宣言的知識と手続き的知識といった認知心理学の教科書に書かれているような内容ではなく、子どもの保護の現場と関わりのあるところで、子どもの記憶に関わる問題について話させていただきたいと思います。そのため副題を「子どもの証言と司法面接」とさせていただきます。

私は実験心理学、特に認知心理学、発達心理学を専攻し、子どもと母親のコミュニケーションですとか、子どもが体験した出来事を大人にどのように報告するのかという研究をしてきました。かれこれ20年ぐらい前になりますが、ある弁護士さんから「こういった子どもの証言があるのだけれども、この信用性はどうか」というお尋ねをいただきまして、徐々に司法との関係にも関心を持つようになりました。今日はそのようなことも踏まえて、子どもの証言、子どもの証言といいますのは、要するに体験した事を記憶にとどめ、言葉によって伝える、そこが重要なわけなのですけれども、そういった中での記憶について話します。

これは子どもだけに限ることではないのですが、証言のプロセスを図示したものです（仲, 2005aより）。目撃者が出来事を体験し、人物を目撃する。それを記憶の中にとり入れる。それを言葉で説明するよう求められます。面接者はこの言語報告を聞いて、自分の頭の中に何らかのイメージを作っていきます。そして、それをもとに似顔絵や写真帳を準備



し、子どもに提示するということもあるでしょう。似顔絵や写真帳とまではいかなくとも、面接者が子どもの言葉の断片から「こういった事件だったのではないか」と考えて、子どもに確認する事もあります。つまり面接者は子どもから得た情報にもとづいて仮説を立てる、その仮説が今度は子どもに伝達されることとなります。子どもの証言は、純粋な子どもの記憶力だけではなく、コミュニケーションの力や、大人がどのようなイメージや仮説を作るか、そして大人がどういった確認の仕方をするか、そういった影響も受けるわけです。

学校のテストでしたら、教科書で学んだ事をそのまま思い出して答案に書けば良い訳です。けれども日常生活での記憶、特に体験した出来事の記憶は、いわゆるテストで測られる記憶力だけで捉えることはできません。むしろ記憶し、理解し、それを言葉で伝える、伝えられた人がイメージをつくり確認する、そういった過程全部が含まれるような形で、記憶の問題を扱う必要があると思います。ここではこ

ういった、複雑な過程の中での記憶の問題をみていきたいと思います。

2. 諸事件に見られる子どもの証言

2-1. 子どもの証言

まず裁判になった事例を見ていきたいと思いません。

私は年に数件でしょうか、子どもの証言について鑑定や意見書を書いたり、時には法廷で専門家証言をするという事をしてきました。そこでしばしば問題になるのは、子どもからどうやって、その出来事、体験を聞き取ったかという事です。今言いましたように、子どもは大人に比べ、記憶能力、言語能力、認知能力が低いといった問題があります。また後でご説明しますが被暗示性が高いということもあります。けれども大人の側にも問題があり、沢山の質問をしてしまう、圧力や誘導をかけてしまうといった問題があります。そこで以下、まずこういった問題について述べ、その上で国外での工夫、司法面接などと呼ばれているガイドラインやその使用についてご紹介し、最後に最近少しずつ周知されてきました、日本での取組についてもご紹介したいと思います。

まず司法場面における子どもの証言を見てみたいと思います。「判例時報」や「ジュリスト」などには、数はさほど多くはありませんが、時々子どもが証言をした事例が掲載されています。例えば交通事故を目撃したという、3歳のお子さんの証言があります。また強制わいせつ事件がたくさんあります。こういった事件は、他に人のいないところで起きがちであり、子どもの被害者しか目撃者はいません。強制わいせつ以外にも、窃盗被害の事実の目撃であるとか、殺人現場の状況であるとか、強盗傷害の目撃などもあります。

こういった専門誌に載るものは、多くの事件の中のごくわずかであり、他にも沢山子どもが証言している事例はあると思います。供述はしたけれども、受け入れられなかったという事件もあるでしょう。ここに挙げたのはみな、家の外に被疑者がいる事例ですけれども、家の中で家族内に加害者がいる、い

わゆる虐待事例も多いことと思います。

1つ2つ事例を紹介したいと思います。これらはみな判例時報等に載っているものです。これは交通事故の目撃をした3歳のお子さんの事例です。2歳児と3歳児の2人の子どもが工場の前で遊んでいました。工場の車を運転し、工場に着いた人物が見てみると、2歳児、仮にAちゃんとしみますと、Aちゃんが泣いている。そこでこの人物は工場の人に聞いて、Aちゃんを自宅まで届けてあげます。Aちゃんは昼間は元気だったのですが、夜になって具合が悪くなり亡くなってしまいます。内臓破裂で、車に当たったんだろうと言う事になりました。そこで一緒に遊んでいた3歳児がいろいろな質問を受ける事になります。周囲の大人が何人も事情を尋ね、警察の人が尋ね、時には大人が自動車の模型を持って「Aちゃんはどこにいたのか」「どこに当たったのか」といろんな質問がなされました。

この3歳児は、Aちゃんはどうして亡くなったのかと聞かれ「車にあたった」と言います。どこの車かと問われて「工場の車」と答えます。そのため工場の車の運転をしていた人物が被告人となりました。しかし二審では、この3歳児の証言に多くの問題があったことが明らかになりました。例えば「Aちゃん泣いてた、ポンポン痛い、血たくさんできた」など、事実とは異なる供述がありました。また「どこでがちゃんとしたの？」と聞くと、「自動車の左後輪」「左前輪」と答えが定まりません。「自動車、動いてたの？」と聞くと「止まっていた」、「止まっていたの？」と聞くと「動いてた」と答える。「1人で転んだんじゃないの？」と言うと「1人で転んだ」と答える、「どこでこけたの？」には「あのね、この中に入ってこけた」と自動車のバンパーに入ったような事を言う。しかし亡くなったお子さんの体にはそのような傷はないのです。結局この3歳のお子さんの証言は、信用出来ないと言う事になってしまいました（自動車事故事件で当時二年四か月の被害者とともにいた当時三年四か月の幼児の供述をほとんど唯一のきめてとして有罪とすることを許さなかった事例、判例時報、572号、176-184）。

子どもの証言能力、つまり出来事を知覚し、記憶

し、コミュニケーション出来ると言う一般的な能力はあるとされるのですが、その供述の信用性が否定されてしまう。こういったことはよく見られます

もう1つ典型的な事例を紹介します。これはある精米所で起きた事件です。これも仮にAちゃんとしておきましょう。Aちゃんが母親に「今朝（店舗に）来たおじちゃんに変な事された」と訴えます。けれども母親はこれを「昨日のこと」と解釈しました。その時の会話について母親がこのように供述しています。「私（母親）が『それはいつの事か』と聞くと『今朝の事だ』とAが言った。そこで私が『今朝はそんなおじちゃん来てないじゃないか』と言うと、Aは『私が今朝起きて、戸を開けてやった時に来たおじちゃんだ』と言った。それで『それなら今朝じゃなくて、昨日の朝だったよ』と私が言った。Aは考えていた様子でしたが『ああそう。昨日の朝やったね』と自分も納得したようであった」と、こんな事になっています。もう一度Aちゃんは、父親に同じような事を言うのですが、母親が訂正し、昨日の朝来た人物が被告人ということになりました。

Aちゃんは自分が受けた強制わいせつの行為について、おじちゃんのジッパーがお日様の光に当たってキラキラしていたという、迫真にとんだ供述をしているのですが、「昨日来たおじちゃん」はジッパーのないズボンをはいていた。またAちゃんが記述した車の色なども違って、「昨日のおじちゃん」は真犯人ではないという事になりました（六歳児の加害者識別に関する証言の信憑性に疑問があるとされた事例。判例時報、748号、126-131）。

後になって言っても仕方がないのですが、最初の聴き取りにより子どもの記憶が変容した、そのために真実が分からなくなってしまう事例であるといえます。こういう事例はたくさんあります。

福祉の場面でも同様の事が起こりえます。例えば厚生労働省の「子ども虐待対応の手引きの改正について」には「子どもが嘘をついているとして対立する事例、性的虐待を理由に28条による措置を求める事例が増加している。法的な証拠として活用出来る調査面接、証明資料の作成、提出が必要な場合がある。司法面接は子どもの負担を減らし、誘導の疑念

を排除し、正確な情報を得る事を目指す」とあります（p.248）。刑事事件で争うというのではなく、福祉の場面においても、子どもが嘘ついている、面接者が子どもの言う事を誘導したなどとして真実が分からなくなってしまうケースはあり得る、そういうことだと思います。福祉の場面においても、出来るだけ誘導のかからない正確な仕方でも情報を取っておく事が必要だといえるでしょう。横道にそれますが、DV事案についても同様に、事実確認が難しいという意見を聞く事があります。

2-2. 大人と子どものやりとり

では現実的にどのような聞き取りがなされているのでしょうか。子どもの証言の信用性について意見を求められた場合、私はその証言が得られた会話を分析します。そうすると下記のようなやりとりがよく見られます。これは典型例を総合した、架空の会話です。

「××に叩かれたことある？」

「・・・」

「〇〇さんから聞いたんだけど。怒らないからちゃんとお話しして。××、叩くの？」

「・・・」

「××叩くの？」

「(小さくて聞き取れない) が当たった。」

「どこ叩かれたの？」

「肩。」

「いつ××が叩いたの。」

「・・・」

「お話ししてくれないと、たいへんなことになるから。もう一回聞くよ。××が叩いたのね。」

「(小さな声で) うん。」

このように大人は開口一番「××に叩かれた事ある？」など、争点となり得ることがらを単刀直入にクローズド質問で尋ねることがよくあります。また第三者を引き合いに出し「〇〇さんから聞いたんだけど、怒らないから、ちゃんとお話しして」などと補強証拠をほのめかすこともあります。そして「×

×が叩くの？」と重ねて尋ねます。子どもが黙っていると「××が叩くの？」とさらに繰り返します。こうやって被疑者と争点となる行為とが何度も提示される訳です。

例えば子どもが小さくて聞き取れないような声で、「・・・が当たった」と言ったとします。そうすると子どもは「当たった」としか言っていないのにも関わらず、大人は「どこを叩かれたの？」などと尋ねるわけです。ここでは言い換えが起きています。仮に子どもが「肩」とか言いますと、今度は「いつ、××が叩いたの？」と詳細を聞きます。子どもが答えないと「お話ししてくれないと、大変な事になるから。もう一回聞くわよ。××が叩いたのね」などと圧力をかけます。子どもは聞き取れないような声で「うん」と言うかもしれません。そうすると大人は「やっぱり叩かれたんだ」と結論づけてしまいます。

このようなやりとりをサッと読むと、子どもが「××に叩かれた」と訴えているように読み取れるかもしれませんが。しかし実際には、問題となる出来事を大人の方から導入し、「叩かれたのか、叩かれたのか」というクローズド質問を繰り返し、「○○さんから聞いたんだけど」というような補強証拠に言及し、「お話ししてくれないと大変な事になるから」と圧力をかけて聞く。また子どもが例えば「当たった」と言っているのを「叩かれた」と言い換える。このような圧力や誘導のなかで得られた情報の信用性は高いとは言えません。

3. 事実を聞き取ることの難しさ

3-1. 様々な原因

こういった問題を起こさせる原因について考えてみましょう。なぜこのようなことが起きるのでしょうか。

例えば子どもがあまり話してくれないという事があります。話をしてくれないと、大人はますます圧力をかけて聞き出そうという事になります。それからせつかく話してくれても、意味が通じないというような事もあります。子どもは語彙が少なく、文法

的にも整っていない発話が多いので、話があまり通じない。そうすると大人は、あれやこれやクローズド質問で尋ねてしまいがちです。

加えてこうやっているいろいろと尋ねていると、子どもの被暗示性（暗示にかかりやすい傾向性）が亢進し、さっき言っていた事と違う事と違うことを言い始めます。先の例にあったように、「今朝来ていたおじちゃん」が「昨日来たおじちゃん」になる、「血は出てなかった」のに「血がたくさん出た」になるなど、変わってしまう事がよくあります。別の見方をすれば、大人がたくさん質問をしたり、圧力や誘導をかけたりするので、そこに含まれる情報が、子どもの記憶の中に混入してしまうことになります。そう言った問題があるために、子どもから事実を適切に聞き出すのは大変難しい作業となってしまいます。子どもの記憶に混乱を生じさせる問題を見たいと思いますが、その前に記憶の特質について述べておくことにします。

3-2. ルーティンとエピソード

記憶は一般に2つの種類に分けられています（例えば仲、2005bを参照のこと）。一つはエピソード記憶といい、例えば「昨日のご飯は何だった」とか「おととい、あの学生さんとこんな話をした」といった特定の時間、場所、文脈に埋め込まれた記憶です。思いだすには「えっと、おとといといえば・・・」というように、手がかりを使いながら記憶を検索しなければならず時間もかかります。そして思い出した時には「こんな場面だった」とか「その人と話をしている時に、後ろには誰々がいた」とか「それは、昼間だった」と言うような、ありありとした場面、イメージが浮かんできます。そのような記憶をエピソード記憶と言います。

それに対して意味記憶と言いますのは、いわゆる一般的、辞書的な知識であって、いろいろな場面で使える記憶です。例えば「水は酸素と水素から出来ている」、「『奥の細道』を書いたのは松尾芭蕉だ」などの知識もそうですし、「私は○年○月に生まれた」「私はここに住む前には、△△に住んでいた」といった自分に関する知識（自伝的記憶といいます）

もあります。

意味記憶の中には繰り返される出来事の一般的な流れとして、ルーティンと呼ばれる記憶があります。これは例えば「お父さんは、お酒を飲んだらいつも私の事を叩く」などの、いつもそういう事が起こるといふ一般的な知識です。一方「おとといの夜、お父さんは沢山お酒を飲んで、テレビの事で喧嘩になって、その挙句私を叩いた」は、エピソード記憶です。証言を求める時に必要なのは、特定の時間、場所で起きたエピソード記憶ということになります。

「お父さんは、いつもお酒を飲んで私を叩く」といったルーティンも、福祉的には重要な情報ですが、子どもの供述を証拠にしようと思うならば、特定の出来事が、いつどこで起きたのかという事を明らかにする必要があります。例えば『「お父さんはいつも叩く』と言ったけれど、最後にそれがあった時のことをお話ししてください』と尋ね、「おとといの夜、お父さんは沢山お酒を飲んで、テレビの事で喧嘩になって、その挙句私を叩いた」といったエピソードが求められます。

このエピソード記憶と言うのは、意味記憶よりも発達の遅く発生し、また高齢になってだんだんと記憶が衰えていく時には、エピソード記憶の方が先に衰えます。記憶力が衰えても、自分がどういふところに住んでいたとか、どういふ友人関係があるとか、どういふ仕事をしていたのかといった知識は話せます。けれども今朝食べたものは思い出せないということはよくあることだと思われまふ。1回限りの特定の場面に結びついたエピソード記憶は、維持や想起が難しい記憶であり、子どもにエピソード記憶を話してもらうと言うのは、そもそも大変難しい作業を要求していることになります。

3-3. 話してくれない

記憶の特質を踏まえた上で、今度はコミュニケーションやその他の問題を見ていくことにしましょう。1つ目は「話してくれない」といふ問題です。子どもは、体験を聞こうと思ってもなかなか話をしてくれまふ。

これはイギリスで行われている司法面接での会話を言語心理学者が分析した『子どもの面接法』という本からの引用です。面接官が子どもに面接をしています。

「どこで絵を描いたり貼ったりしたの?」「言わない」「なんで、話してくれないの?」「言いたくない」「じゃあ幼稚園の先生は誰かな?」「言わない」「お友達のお名前は何かな?」「言わない」面接官も少し苛ついて、「何も話してくれないじゃ、お話しできないじゃない」と言っています。そうすると子どもは「つまんなーい。これで遊ぼう、あなたは私の友達で、私はここに遊びにきたのね」と、そんな話になってしまいました。

このように子どもが話してくれない事を「非開示」といいます。また、あまり話してくれない、話したがるな子どもの事を「リラクタントな子ども」といいます。リラクタントというの「～したがるな」といふ意味です。また1度は例えば身近な人に開示したのだけれども、後で聞こうとすると「そんな事はなかつた」「嘘だつた」などと引込める事を「リカント」「撤回」といいます。

現在、司法面接という手法で虐待の調査や捜査を行っている国はたくさんありますが、いち早く国を挙げてこの方法を取り入れ、面接の蓄積も多い国の一つにイスラエルがあります。そのイスラエルのハーシュコヴィツ先生による、リラクタントなケースを分析した論文がありますので紹介します(Hershkowitz, 2005)。

ここで定義されているリラクタントな態度とは、以下のようなものです。

①面接者が情報を求めても、情報を出さない、答えてくれない、何にも言わない、あるいは、小さい声でしか言わない、「話せなくてごめんなさい」などと謝る、「知らない」「覚えていない」「分からない」などと言う。こちらが何か聞こうとすると、「え、それって、どういふ意味?」と、逆に質問される。

②脱線や置き換え：例えば背中に大きな痣があつて面接室に来た子どもに「今日はどうしてここに来ましたか」(これは中立的に情報提供を求める方法です)と尋ねても、「クラスの子が石投げた」など

関係ない事を言う。「診察書があるんだけど」と言っても「ころんだ」と言うような矮小化するような事を言う。

③抵抗：「話したくない」（面接を録音するための）マイクを引き抜くとか。面接室から出て行く。

④否認：問題となる事、前に開示した事を「なかった」「嘘だった」「本当の事ではなかった」などと言う。

イスラエルでは司法面接を1995年に導入しましたが、この研究では、1998年から2002年までの、5年間の身体的虐待、性的虐待が疑われるケース、約25000件の面接データを集計しています（ここでの身体的虐待、性的虐待には、家族のみならず見知らぬ人からの危害も含まれます）。調べてみますと、当時のイスラエルの人口は600万位です。年間平均5000件、こういったケースの面接が行われていることとなります。北海道の人口が今、600万位ですけれども、北海道での相談件数が年間5000件あるかと言いますと、そうではない。人口1億2千万の日本全体でも相談件数は4万件位ですから、イスラエルでは通告件数が大変多いということになります。いずれにしても、こういう相談が年間5000件位ある訳です。

さて開示率、子どもが面接で出来事を開示した率を見ますと、3歳から6歳で約5割、7-10歳で7割位です。11-14歳では8割くらいでしょうか。特に幼児において開示率は低いと言えます。

クロス集計してみますと、被疑者が家族である場合、開示率は大変低くなります。身体、性的および年齢全体をまとめますと、被疑者が家族外である場合は8割であるのに対し、家族内である場合は5割です。性虐待だけを見ますと、被疑者が家族外である場合は9割が開示するのに対し、家族である場合は2割になってしまう。そういう訳で子どもはなかなか話してくれません。

話してくれない理由の中には、もちろん先に述べた記憶の問題もあるでしょうが、それ以外にも様々な理由があると言われています。①家族を守る②秘密を守るように要請されている③「ついて行ったのが悪い」「人に相談しなかったのが悪い」など、責

任を感じていたり罪悪感を持っていたりする④恥ずかしいと言う気持ちがある⑤これを言ってしまうと家族が壊れてしまうなど、ネガティブな事が起きるのを恐れて、などが挙げられます。また⑥性虐待の場合には、性体験の意味が分からないということもあるでしょう。さらに⑦少し言ってみるのだけでも、大人が「まさか、そんなはずはない」「嘘をついている」などと拒否し、そのために口をつぐんでしまうということもあります

このように子どもはあまり話をしてくれない。そのため大人はあれこれ聞きたくなくなるということがあります。

3-4. 言葉の問題

事実を聞き取るのが難しい、その原因となる問題の2つ目として言葉の問題を取り上げたいと思います。

まず話の意味がなかなか通じない、と言う事があります。これは国立国語研究所の大久保先生のご著書から引用させて頂いた発話です（大久保，1987）。

「あのね、研究所にいったら、行ってらっしゃいっていったの。してね、帰って来たって言うからね、あのー、だからね、あの、お土産買って来たって言ったの。したらね、ようこちゃんがね、あの、おねえちゃんと、おねえちゃんと遊んでたの、みよちゃんと・・・」。

この幼児はたくさん話をしてくれていますが、状況を知らない人には、なかなか意味が通じないでしょう。「研究所に行ったら」と言っていますが、誰が行ったのかよく分からない、「行ってらっしゃいって言った」と言うのだけれど、誰が行ってらっしゃいと言ったのか分からない。「帰って来たって言うからね」と言っていますが、帰って来た人も分からないし、言った人も分からない。ようこちゃんとか、みよちゃんといった名前が出てきますが、誰が誰なのかも分かりません。

これは幼児だから仕方がないと思われるかもしれませんが、小学校中学年のお子さんであっても同様です。これは私たちの研修で行った演習の一つからとってきたものです。子どもにあるDVDを観ても

らい、その内容を話してもらいました。

(ビデオ映像)

面接者「どんな事を見たとか、ちょっとお話聞かせてくれるかなあ」

子ども「えっとー、何先生か分からないけど、なんか、さっきなんか、んーと、どう言えいいだろう、なんか、誰か、あつ、さっきとかいたなんか、先生が、あれ、なんか、他のお母さんと、赤ちゃん、あと子ども、が、あれ、その人、その人と、あつ、その人がいて、それで、あれ、なんか、その、ここにいる先生が、あれ、なんか、なんかこれを取って下さ、あつ、これを取ってって言って下さいって、なんか、お母さんに頼んで、それを、お母さんが、その子どもに言って、で、それを、子どもがそれをちゃんととれるかーって言う事」

(ビデオ映像ここまで)

皆さんはこの子どもが何を言っているのか、さっぱり分からなかったらと思います。ではこの子どもが観たDVDを観て下さい。このようなDVDを子どもに見てもらっていたんです。

(ビデオ映像)

母と幼児を対象とした調査場面で、実験者（上記の先生）が母親に図版を見せる。母親は、図版に描かれている事物を幼児に取ってもらう。母親の膝には赤ちゃんが座っている。

ここで再度子どもの発話を聞いてみてください（上記を再度示す）。

不思議なことに、今度は子どもの話が伝わったのではないのでしょうか。実は子どもはきちんと話している。「さっきとかいた先生」は私自身です。私が「これを取ってって言って下さい」とお母さんに言って、お母さんが子どもに「これを取って下さい」と言って、子どもが取れるか。きちんと話している事が分

かります。

しかしそのコミュニケーションの段取りが悪いので、よく伝わりません。大人であれば「これは調査場面だったと思います」など、まず文脈や設定を話すかもしれません。また「ここにさっきいた、仲先生と、お母さんと子どもと赤ちゃんがテーブルの前に座っていて、テーブルの前には、こんな物がありました」という様に、人物や場所の様子を話すかもしれません。けれども子どもはまず、見たもの、中心的なものをパッと言い始めるので、そこだけを聞いていると、何が何だか分からないという事になりがちです。

以前中国からの留学生の金さんと、3-5歳の子どもに出来事を報告してもらって、そこに出てくる様々な情報、時間情報、人物情報、物情報、活動情報などを数えるという研究をしたことがあります。その結果分かったのは、子どもは「何をした」という活動情報はたくさん話せても、「誰」「どこ」「いつ」はなかなか出てこないということでした。5歳児になってやっと、場所や時間を言い始めるようになります（それでも全員が言うわけではありません）(Jing & Naka, 2006)。

これは時間を表す語彙の発達を示したものです(岩淵・村石, 1976)。今日とか、明日とか、明後日とか、昨日とか、一昨日という言葉、子どもがどれくらい、理解しているかを、母親に尋ねた調査の結果です。例えば、「一昨日（おととい）」は、6歳でも約5割の子どもしか理解していないようです。一般に子どもは、明日とかあさって等の未来の言葉を先に習得し、その後昨日とか一昨日を習得します。

時間を表わす語彙 (岩淵・村石, 1976)

	3歳	4歳	5歳	6歳
あさって	1	22	49	69
あした	53	81	92	100
きょう	79	93	97	100
きのう	29	66	85	95
おととい	0	9	26	46

1週間前、先月の3日などと言うと、学童期を通じての発達を待たなくてはなりません。そういう意味では、子どもに特定の日時にあった事柄を聞くのは、大変だという事になります。

私たちの研究室では感情を表す語彙について調査をしたことがあります（仲、印刷中）。大人は子どもが体験した出来事について、よく「どういう気持ちだった?」「どう思った?」「その人の事どう思う?」など、感情を聞きたくりますが、子どもはどの程度感情を表現することができるのでしょうか。幼児、および小学校1年生、2年生、4年生、6年生に人形劇を見せ、登場人物である人形の気持ち一人形は意地悪をされたり、怖い思いをしたり、あるいは探し物を見つけてあげて先生からほめられたりと、いろんな体験をします—を尋ねました。

その結果、ポジティブな体験を表す語彙は限られており、年齢が高くても、主に「嬉しい」か「良い」の2つであることが分かりました。ポジティブな語には「面白い」とか「わくわくする」とか、いろいろありそうなのですが、典型的には「嬉しい」「良い」の2つです。一方ネガティブな語は、年齢とともにだんだん増えていきます。幼児期の2個からスタートし、3個、4個、5個と増え、6年生になる頃には約6個の語彙が使われるようになります。

なぜネガティブな語彙の方が多いのだろうと思われるかもしれませんが、実は大人でも同様のことがあります。大人を対象とした調査でも、感情語の約2/3は「寂しい」「つらい」「重苦しい」など、ネガティブな言葉です（Shaver, Schwartz, Kirson, & O'Connor, 1987）。1つの理由として、私たちは悲しい事を体験すると、それを乗り越えようとその事について考えたり、説明を試みようとする、そのために語彙が増えるのではないかと、ということが挙げられます。「楽しい事」「嬉しい事」は、楽しかった、良かった、というだけで終わってしまいがちであり、あまり精緻化する必要がない。その為ネガティブな事の語彙の方が多いのだろうとされています。

以上は定型のお子さんについての調査ですが、施設にいる、いわば苦境を体験したお子さんのデータ

もあります。上記の定型のお子さんと比較しますと、ポジティブな語については違いはありません。一方ネガティブな語については、4年生位までは差はないのですが、高学年の子どもは、むしろ語彙が少なくなっています。理由はいくつか考えられます。例えばストレスは認知処理を低下させるといいます。ストレスを経験したおさんは、人形の気持ちまで思い量るゆとりがない、ということかもしれません。あるいは逆境にいたために、多少引っ張られたり、意地悪をされたりしても、たいしてネガティブなことであるようには思えない、ということもあるのかもしれませんが。長い期間、剥奪された環境にあることで、一般的な語彙が習得されなかった、ということもあるかもしれません。理由を特定することは難しいのですが、一つの現象として、苦境を体験したおさんは、むしろネガティブな気持ちを語れない、ということがあるように思います。

3-5. 被暗示性

次に被暗示性について見ていきたいと思います。

子どもの被暗示性が高いことは古くから知られています。例えば知能テストを作ったビネーは、ボードに糊でボタンを付けておいて、それを子どもに見せた後に隠し、質問するという実験を行いました。「ボタンはどのような風についていた?」と尋ねれば、子どもは比較的正確に「のりについてた」と答えることができます。けれども「何色の糸についていた?」などと言うと、「透明な糸」とか「白い糸」とか「いや、赤だった」と、自分のイメージで誤った回答をしてしまいます。ビネーは20世紀初頭の人ですが、今の時代ですと、ロフトスとかシシというような人達が研究をしています。シシの実験をもとに日本で行った実験を紹介したいと思います。これはある事件で5歳の子どもの証言が問題になった際、シシの実験をもとに、あるテレビ局が撮影してきたものです。

この実験では4、5歳児に、本当にあったジャガイモ掘りの話と、現実には行ってないサクランボ狩りの話を尋ねました。

(ビデオ映像)

先生「〇〇君も、おいしそうに食べてたよね、おいしかったの覚えてない?・・・ジャガイモ掘ったでしょ?その後にサクランボ、サクランボって木になってたでしょ?木にいっぱいあって、いっぱいあるからってさ、喧嘩しないで、仲良く取れたの覚えてない?」

男の子「うん、うん」

先生「ねー、妹の△△ちゃんも、いっぱい取ってたよね。」

男の子「うん」

先生「あら、じゃあ□□君、サクランボどうやって取った?」

男の子「んーっとねー」

先生「うん、ジャガイモはこうやって取ったよねー」

男の子「うん」

先生「サクランボどうやって取ったっけ?」

男の子「んーとねー、木のところにあるし」

先生「あった?」

男の子「こうやって」

先生「取ったー? あら、上にあったもんねー、そう言えばねー」

先生「サクランボ、なんてってたー?」

女の子「おいしいて」

先生「おいしいて言ってた? お父さんも? お母さんも? じゃあ後誰か違う人に、サクランボあげたかな?」

女の子「おじいちゃんと、おばあちゃん」

先生「あっおじいちゃんと、おばあちゃんにも、あげたんだー」

(ここまでビデオ映像)

子どもは見事に騙されてしまいました。こう言った実験を、シシ、ロスタス、ハイマンなどの研究者が繰り返し行い、子どもがいかにか誘導にかかりやすいかが示されました。皆さんは「これは、認知能力

が十分でない幼児だからだろう」と思われるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。小学生や中学生の例を紹介しましょう(仲,2000)。

これは私達の研究室で、小学生を対象に行った調査です。先に述べたように、大人は面接を繰り返すことがよくあります。その影響を調べるためのものでした。まず小学生の2年生と5年生にDVDを見せます。その後4つの条件に分かれてもらって、最初の「事情聴取」をします。その後2回目の「事情聴取」をします。

1回目の「事情聴取」には4つの条件があります。1つは、子どもにDVDで観たことをそのまま書いてもらう、自由再生条件です。2つ目は、1分間だけ目を閉じてどういう映像があったかイメージしてもらって、それから紙に書いてもらうイメージ条件です。3番目は、AかBかという選択肢期の質問を沢山する質問条件です。質問に含まれるA、Bのどちらかは正解でした。4つ目は面接条件です。これは訓練を受けた学生がオープン質問、続いてクローズド質問を行い、面接します。

2回目の面接では、実験者が20個のシーンを出して、そのシーンについて見たかどうかを尋ねます。しかし実は20のシーン内、本当にあったシーンは5つだけで、後の15は虚偽のシーンなのです。2年生と5年生が、こういった15個の実際にはなかったシーンに対して、どれだけ丸を付けたかを調べました。その結果2年生の方が全体として、5年生よりもたくさん、実際にはなかったシーンに対して、見たと言う誤った判断をしました。しかも1回目の事情聴取でイメージを求めた条件と、AかBかの質問を行った条件において、実際にはなかったシーンを見たとする判断が1倍半程多いという事が分かりました。

「イメージ」は自分の頭の中で作る訳ですから、内側から来る情報だといえます。「AかBかの質問」は、面接者がAかBかで質問する訳ですから、外から来る情報だといえます。いずれにしても子どもが持っているオリジナルな記憶が、内側からくる情報、外側から来る情報により汚染されてしまう、ということなのだと思えます。これも被暗示性の1つです。

それではもっと大きい人ではどうでしょうか。実は同じ様な事が、中学生や大人においても起きるので、それを紹介したいと思います（仲・杉浦・廣井・白取・西田・西尾, 2008）。

これは中学生15人、大学生20人を対象に、目撃証言を調べたものです（承諾を得るなど、倫理的な配慮を行った上での調査です）。この実験は、現実感を出す為に弁護士事務所で行いました。子ども、あるいは大学生にペアで来てもらって、裁判員制度についてのアンケートに答えてもらいます。ロビーの所で答えてもらうのですが、そのとき外から別の弁護士さんがやって来ます。

これは実はお芝居なのですが、この弁護士さんは「子どもの法律相談に来ました」と言いながら入ってきます。すると受付の人が「先生、時間が違ってきます。先生は6時からです」と言います。この弁護士さんはそれを聞いて「え！そんな筈ない！ちゃんと僕は10時って聞いたんだよ！」と怒りだします。最後は「事務所に電話かけるから電話かせ！」「オオシマを呼べ！」と言い、オオシマさんという人に、本当は空の電話なのですけれど、怒鳴った挙げ句、受話器を置きます。この様子を中学生、ないし大学生のペアは見ているわけです。その後この弁護士事務所の責任者役が来まして、中学生、ないし大学生に「大変なところを見ちゃったわね、お話を聞かせてね」と言い、面接室で個別に面接をします。

そこでの質問は全部で14問ですが、最初の4問は、誘導をかけることなく「弁護士さんは何という名前だった？」などと聞きます。けれども途中からは誘導情報を提示します。例えば「弁護士さんのスーツの色は何色だった？」などと聞きます。本当は灰色なのですが、子ども／大学生が「灰色」とか「グレー」と言うと、「紺色じゃなかった？」などと言います。

その結果中学生も大学生も、5問に1問くらいは答えを変えてしまうことがわかりました。例えば「何色のスーツ着ていた？」と面接官が聞きます。子どもが「灰色か」と言うと「紺ではなかったっけ？」と尋ねます。「分かんないですけど、あ、紺かな」と、子どもの答えが変わっています。「電話の相手の人は？」と聞くと「大島さん」。これは正しい答えな

のですが、「山田って言ってなかった？」と尋ねると、「あ、山田さんです！」と、やはり答えが変わってしまいました。このようにして5問に1問位は、面接官の言う通りに答えが変わってしまいます。中学生でも大人でも同様です。

こういった一連の面接を終えた後、最後に「ごめんなさい、実はあれはお芝居でした」と謝罪し、「さっき面接を受けてもらいましたが、その面接について教えてください」と言って、アンケートに答えてもらいます。そのアンケートには「面接する人の言葉の影響を受けてしまいましたか？」「誘導されてしまいましたか？」「実際とは違う内容の事も話してしまいましたか？」という質問が含まれています。

面接においては、中学生も大学生も1/5は答えを変えてしまったわけですが、これらの質問に対する回答は、中学生と大学生で異なっていることがわかりました。大学生においてこれらの質問に「いいえ」（影響を受けていない、誘導されていない、違う内容は話していない）と答えた人は2 - 4割ですが、中学生では大半が「いいえ」と答えています。例えば「誘導をされたか？」に「はい」と答える人は0人です。

さらに自由回答を見ますと、大学生では「あのように次々と質問されると、自分の考えが言えなくて混乱する、もっと自分に話させて欲しかった」などと書いているのに対し、中学生は「沢山質問してくれてよかった」「もっと質問してもらいたかった」などと答えています。つまり大学生は「誘導されている」とか「影響を受けている」と、ある程度気付いているわけですが、中学生はそうではなく、「もっと質問して欲しかった」と思っているわけです。中学生では自分のことを客観的に把握するメタ認知が弱い、そういう事が言えると思います。

被暗示性には、記憶の問題も関わっていますが、それだけでなく、コミュニケーションの問題、例えば社会的な関係性を崩さない為に、相手に答えを合わせておこうとする態度や、権威への迎合性、自分が合わせていることにどれくらい自分で気がついていくかというメタ認知の問題などが関わっていると見えます。また自分の考えなのか、人から提供され

た考えなのかを区別する、ソースモニタリングのよしあしも関わっています（ソースとは情報源、モニタリングとは、監視するということです）。目撃証言や被害供述は一種の記憶課題だと捉えることができますが、この記憶課題には他の様々な認知課題も関わっているといえるでしょう。

4. 大人の問題

4-1. 周囲の働きかけ

以上、子どもの認知の問題を主に話してきましたが、周りの大人の側、環境の側の問題についてもふれたいと思います。子どもがあまり話さない、意味が通じない、言う事が変わるという事があると、大人はますますいろいろな事を確認し、尋ねたくなります。

問題の1つは、大人が何度も子どもに面接をしてしまうという事があげられます。例えばある子ども、仮にA子が、何らかの被害に遭っている可能性があったとします。A子は人には話していないのですが、仮に友達であるB子がそれを見て、「あ、A子ちゃん、何かされているみたい」と思い、自分の母親に言ったとします。するとこのB子の母親が、それを聞いて、A子の母親に連絡をする。A子の母親は、「B子の母親から聞いたのだけど、あなたこういう事になっているの？」と話を聞こうとします。しかしA子はあまり話さない。そうするとA子の母親は担任とかに相談します。担任の先生が聞いてもよく分からない。校長先生に報告する。校長先生は自分で聞いてみて、さらにカウンセラーや養護の先生にも聞いてもらうかもしれません。

しかしこのように多くの人がアプローチする中で、A子の言う事が曖昧になってくる、あるいは逆に詳細になっていく、ということが起こります。そして最終的に、親が児相や警察などに相談し、裁判になったりしますと、その頃には子どもの記憶は変容し、元々何と言っていたのか、誰がどのような質問をしてどういう答えがあったのかも、不明となってしまうことが稀ではありません。

4-2. 使用されがちな質問

大人がどのような言葉かけをしているかを調べて見ますと、不適切な質問も見られます。一般にもっとも良いとされる質問は、①「お話して」「もっと言って」「それから」といったオープン質問です。しかしこういうオープン質問はほとんどなされていません。②「いつ」「どこ」といったWH質問も、限定的ですが悪くはない。けれどもこれも2割程度しか用いられていません。そして③「AかBか」とか、「イエスカノーか」という選択肢期の質問がたくさん行われます。被疑者の名前や争点となり得る情報が入った「〇〇に叩かれたの？」といった質問をしてしまうこともあります。それから④ノーと言にくい誘導質問「～だね」「～でしょう？」。大人としては、子どもの負担を軽減しようと、いわば代弁してあげる訳ですが、それは子どもの言葉を封じる様な事になってしまいます。⑤複数のことを尋ねるマルチ質問、例えば「その人は、白いシャツで、黒いズボンだったか？」などもよく用いられます。「お母さんに話したのを、先生に言ったことを覚えていますか？」のような埋め込み質問もマルチ質問の一種です。こういった質問は、子どもが「うん」とか「ううん」と言っても、複数の項目のどの部分に対して、子どもがそう言ったのかが分かりません。その他⑥「〇〇したんじゃないんじゃない？」のような否定形が含まれる質問、⑦「その時」「その人は」「これまでの話は」などの代名詞が含まれる質問、⑧幼児に話を聞いているのに「要するに」とか「この状況では」などの難しい言葉が含まれる質問も見られます。

以前どのような質問に対してどのような応答が得られるかということ、裁判の速記録を対象に調べてみたことがあります（仲, 2001）。そこでは「文による応答」、つまり「はい」や「いいえ」ではない、例えば「〇〇ちゃんと、△△ちゃんが、いました」などという文による応答が生じるかをカウントしました。その結果WH質問には、文による応答は出やすいのですが、マルチ質問、代名詞が含まれる質問、否定形が含まれる質問には分による応答が出にくく、「～だよ」といった質問には数%程度しか「文

による応答」が出ないことが確認されました。

質問の問題ばかりではありません。質問のみならず、子どもの答えに対する大人の応答が、誘導となってしまうことがあります。例えば「うん」と言ったのを「叩かれたのね」と言い換える。「当たった」というのを「触られたんだね」と言い換える、「ドンした」というのを「殴ったんだ」と言い換える。このように大人は自分の仮説に沿って言い換えをすることがあります。こういった言い換えは、誘導として機能します。

4-3. 圧力や誘導

大人からの働きかけのなかには、いろいろな圧力もあります。

①大人の側に「叩かれたんだらう」「触られたんだらう」「嫌がらせを受けたんだらう」といった仮説があると、大人は仮説に基づく質問だけをして、仮説に反する応答は無視してしまうことがよくあります。また②補強証拠、例えば「〇〇ちゃんも言っているよ」とか「△△ちゃんのお母さんが、電話でそういうふうには言っていたよ」「証拠があるんだ」などと言って、子どもからの発言を得ようとすることもあります。また③「話してくれたらすぐに終わるからね」「話してくれたら、助けてあげられる」といった取引、④「大事な事だから答えて欲しい」「話してくれないと大変な事になっちゃう」などの重大化、そして⑤「たいした事じゃないから、答えて」「話すだけ話してみて」などの矮小化もあります。

さらに⑦「〇〇さんは悪いやつだ」「そういう事をしそうだと思っていたよ」のように、ステレオタイプや推測を伝えてしまうことや、⑧答えるまで尋ねてしまう。例えば子どもが「痛くなかった」と言うとき「本当に痛くないの?」「痛くなかった」「本当に痛くないの?」と何度も聞いて、子どもが「ちょっと痛かったかもしれない」などと言うまで繰り返してしまうという事もあります。こういった働きかけは、子どもの記憶を歪めます。

5. 司法面接

5-1. 司法面接の発展

子どもの問題、環境や大人の問題をいろいろと話してきましたが、欧米では80年代後半からこのような問題への気付きがあり、90年代初頭位から、いろんなところで司法面接と呼ばれる面接法が開発され、使用されるようになってきました。司法面接といますのは、フォレンジック（法の、司法の）・インタビュー（面接）の訳で、インヴェスティガティブ・インタビュー（捜査面接）と呼ばれることもあります。また、日本の児童相談所などでは、司法面接を被害確認面接、事実確認面接などと呼ぶこともあります（アルドリッジ・ウッド, 2004; ボーグほか, 2003; 英国内務省, 2007; 法と心理学会, 2005; Poole & Lamb, 1998; Lamb, et al. 2007; 仲, 2009）。

もっとも早い時期に法システムに取り入れられたのは、イギリスの内務省・保健省が1992年に発行した「Memorandum of Good Practice」です（英国内務省・保健省, 2007）。頭文字をとって、M、O、G、Pと呼ばれることもあります。これは、14歳未満の被害者や目撃者、性に関わる場合は17歳未満の被害者や目撃者には、司法面接の一種である「様相面接（段階面接）」と呼ばれる方法で面接を行い、これをビデオ録画しようというものでした。

この面接法が大変うまくいったということで、2001年からは大人であっても、知的障害、発達障害、身体障害、精神障害、事件でおびえていて、繰り返し面接が出来ない人にも、同じ面接法を使うというガイドラインに移行しています。これは「Achieving Best Evidence」と呼ばれるガイドラインで、頭文字をとってA、B、Eと呼ばれます（Home Office, 2000）。「子どもの司法面接」はMOGPの翻訳になります。面接法自体はABEと同じです。

この面接では早い時期に、子どもの自由報告を重視した面接を、原則1回だけ行って、ビデオで録画する、というものです（自由報告というのは、子どもの言葉で自発的に話してもらうことを言います）。また司法面接は必要な情報を確定する為のものであって、カウンセリングではありません。カウンセ

リングでは傾聴し、受容してというかたちの面接が行われますが、司法面接は事実を客観的、中立の立場で確認するというものですので、淡々と感情移入する事なく、話を聴き取るということになります。ですから面接は出来るだけ表情や姿勢を変えずに行います。欧米などでは、司法面接で得られた映像を、子どもの側の主たる証拠として、主尋問の代わりに使う所もあります。

5-2. 司法面接の実際

面接室は一般には比較的小さな部屋で、おもちゃとかなど子どもの注意をそらすものがない様ところ、静かな部屋を用います。面と向かうよりも10時10分の位置関係で着席し、1対1で面接をします。子どもの保護に当たる関係者（子どもと利害関係のない人）は、バックスタッフとして面接室の外にいて、モニターで確認する事があります。保護者は入りません。

時間は子どもの状態に合わせますが、一般に年齢×5分と言われています。ですから5、6歳の子ですと2、30分ですし、高学年とかであれば5、60分は可能ということになります。長くても90分位を目処に行います。

これは私たちの実践ですけれども、面接のために準備するものとして、①ビデオカメラ②三脚③マイク（小さな声を聴き取るには必須です）④ICレコーダー⑤時計（腕時計でも）⑥面接の計画（明らかにすべきことをまとめた計画表）それから⑦お話を聞くときのグラウンドルール、約束事を書いた紙やガイドラインを持っていきます。先程MOGPを紹介しましたがけれども、私たちは現在、より詳細に構造化されたNICHDのプロトコルを使っています。NICHDは、National Institute of Child Health and Human Development という、ワシントンD.C.にある、研究機関で、心理学者であるラム教授らのグループが作った面接法です（Lamb, Orbach, Hershkowitz, Esplin, & Horowitz, 2007）。この面接法については学術的な研究が数多くなされ、実証的なデータも多いので、これを用いています。ドールやダイアグラム（裸の人物が描かれた図）などの補

助物や道具は使いません。ただし配置などを書いてもらったりする白紙の用紙や、言葉で説明してもらった後に身体的位置を示してもらおう際のジンジャーブレッドマン（人のかたちをかたどった絵）、筆記用のペン（これは自分用と子ども用のペンが必要です）は持っていきます。

バックスタッフは有線または無線のモニターで面接の様子を確認をします。ノートをとるのはバックスタッフです。面接者は面接室の中では、メモをとることはあまりしません。子どもの話に集中するためです。

5-3. 面接の流れとトレーニング

日本では2005年頃から、ガイドラインの翻訳などが出版され、児童相談所を中心に実践も行われる様になってきました。北大でも北海道児童相談所、札幌市児童相談所と連携し、司法面接研修を年8日間実施しています。

司法面接は一般に①導入②自由報告③質問と、④面接の終了という手順で行われます。

①導入においては、まずグラウンドルールを提示します。グラウンドルールとはいわば野球場ごとに決められたルールのことで、面接に関して言えば「本当の事を話してください」「知らない事は知らないと言ってください」「分からなければ分からないと言ってください」「私が間違ったことを言ったら正してください」などがそうです。

またラポールを築く手続きも含まれます。ラポールといってもカウンセリングで言うような、親密な関係性ではありません。好きな活動についてお話ししてもらうことで、子どもにとって話しやすい関係性を築きます。

加えてエピソード記憶を思い出す練習をします。これはたいへん重要な手続きで、日常生活の中での例えば「今朝起きてからここに来るまでの事を全部お話ししてください」などと言って、子どもに出来事を思い出して話すということを練習してもらいます。前にお話ししたように、ルーティンは話しやすいが、特定のエピソードを思い出すのは難しい。そのためにエピソード記憶を思い出す練習をしてもら

うわけです。ここで「そして」「それから」「最初から最後まで、全部お話しして」などという質問にも慣れてもらいます。また、人物、場所、時間についてどの程度説明できるかなども、ここで査定します。

②次に問題となる出来事について自由報告を求めます。「今日はどうしてここに来ましたか」とか「今日は何を話に来てくれましたか」という形で話してもらいます。「〇〇さんが叩いたりするの？」などとは決して聞かない訳ですね。「そして」「それで」と、できるだけ多くを語ってもらいます。

③自由報告において子どもが十分に話してくれればよいのですが、それだけでは十分な情報が得られない場合質問をします。まずはオープン質問で「さっき〇〇（子どもが言ったこと）と言っていたけれど、そのことについてもっと詳しくお話してください」「そして」「それから」「あとは」と尋ねます。それでも出てこない事柄については、「どこで」「誰が」などのWH質問で尋ねます。通常ここでブレイク（短い休憩）をとり、この間に面接者はモニター室に行き、その後聞くべき事柄をバックスタッフと確認します。

ブレイク後は最低限のクローズド質問も行うことができます。例えば「クリスマスよりも前か、後か、それとも覚えていないか」などがそうです。しかし「〇〇が叩いた事ある？」「〇〇に叩かれた事ある？」などの、被疑者や争点が含まれる質問は避けなければなりません。どうしても聴かなければならない場合は、面接の最後の方で、出来事の一部だけを言い「叩かれた事ありますか」などと尋ねます。もしも「はい」という答えが得られたなら「そのことについて全部話してください」と、オープン質問に戻って尋ねます。

④このようにして面接を行い、最後は子どもに感謝し、質問や希望を受け、中立な話題に戻して終了、と言う事になります。

NICHDプロトコルにもとづく、最小限の手続きと考えられるものを付録につけましたので、よろしければご覧ください。

5-4. イギリスの司法面接の例

イギリスのレスター市で録画した、模擬面接の場面を紹介します。内容はラポールから自由報告に行くところです。まず子どもに学校での事を話してもらい、子どもが話しやすい関係を作ると同時に、過去のエピソードを思い出してもらい練習をしています。「今日はお友達と来ていましたね、何を話してください」と言い、「チューダー朝について勉強した」といった情報を得ています。子どもにたくさん話してもらった後、面接者は「学校の事や、今日やった事はわかったわ。今度はお家で住んでいる人のことを話してください」と尋ね、また子どもがたくさん話します。ペットの話が出て来たら「じゃあ、ペットについて話してください」と言います。このように子どもが主体的に話すという体制を作りつつ、過去の事を思い出す練習をしてもらって自由報告に移ります。

自由報告は「今日は何を話しに来ましたか」で始まります。事件であれば「おじさんに嫌なことをされたこと」「学校での嫌なこと」などとなるのですが、ここは模擬面接なので子どもは「休暇の事」と言います。すると面接者は「じゃあ、休暇の事を全部話してください」(Tell me all about your holiday)と尋ねます。Tell me、すなわち「お話ししてください」がオープン質問の典型という事になります。

併せてこの面接官の態度も見て頂きたいと思います。前屈みになって傾聴の姿勢をとったり、頻繁に頷く事はありません。にこやかですが頷かず、体も動かさず聞いています。

(ビデオ映像)

ナレーション：玄関から入ると、正面にキッチンがあり、左手に後でお見せしますが面接室があります。右手には控え室があり、この控え室にはおもちゃなども沢山用意されていて、子どもがリラックスして番を待つ事が出来る様になっています。

(日本語字幕)

面接官「今日は、お友達と来ていましたね、何を話していたか話してください？」

子ども「チューダー朝についてお勉強してた」

面接官「そう」

子ども「お金持ちと貧乏な人のことも」

面接官「それで？」

子ども「先生が領主さまになって、私たちが、会い
にいったの」

ナレーション：この部屋には2台のカメラがあります。こちらは、子どもと面接官の様子を写すカメラ、もう一方の隅には部屋全体を写すカメラがあります。そして壁には子どもの声、面接官の声を録音するマイクが備えられています。

(日本語字幕)

面接官「そうなの、学校の様子がよく分かった。今
度はお家で住んでいる人のことを話して
ください。」

子ども「お姉ちゃんとお母さんとお父さん、それ
に、ペットと住んでるの」

面接官「じゃあ、ペットについて話してください」

子ども「ネコで、名前はマクスウェル、それから、
ハムスターもいて、名前は、ダッチェス」

面接官「家や学校の事を話してくれたけど、今日は
何を話にきましたか」

子ども「えっと休暇のこと」

面接官「そう、休暇のこと、全部お話しして」

子ども「休暇で、ビレネー山脈に行ったの・・・」

5-5. 諸外国の事情

諸外国のいろいろな司法面接室をいくつか紹介したいと思います。これは私も訓練を受けた事がある、ロンドン市警察の本部です。これがモニター室、それからこれが待合室。待合室にはおもちゃがありますが、面接室は殺風景なものとなっています。

これはロンドン市内の、ケンジントンというところにある面接室です。モニター室ですね、これがおもちゃのある控え室、おもちゃのないのが面接室です。これは、ケンブリッジ市の面接室です。こちらがモニター室、面接室は色はきれいですけど殺風景です。面接室にはカメラやマイクが備えられています。

韓国はご存知の方も多いかもかもしれませんが、One-Stopサポートセンターというのがあります。ここで被害者に関するケアを一度に全部行う事を目指しています。この施設は韓国警察病院に付設されているのですが、病院のメインの入り口とは違うところから入っていきます。ドアをくぐると広い事務室に面するかたちで部屋が並んでいます。最初がインテークを行う部屋。次が医療的な検査をする部屋になります。ここで医療的な検査を受けた後、司法面接を行います。面接室の向こう側にはモニター等があります。この他医務室やシャワーもあります。被害にあった人は、ここに来て様々なケアを一カ所で受けることができます。医療的なケアも司法面接もここで受け、トラウマから回復するためのカウンセリングの約束ですとか、訴訟を起こす為の弁護士による支援ですとか、そういうものも全部受けることができます。

こちらはアメリカのオレゴン州にある、CARES NORTHWESTという、有名な施設です。子ども病院に付設されています。入りますとレジストレーションがあって、廊下を行きますと、4つの面接室があります。この面接室は少し変わってまして、カウンターに座りワンウェイ・ミラーに向かって、つまり面接者と子どもが横に並んで面接を行う様になっています。鏡の反対側にもカウンターがあり、ここには刑事やソーシャルワーカー等が座り、面接を見守ります。医務室もあり、そこでの検査の様子も「前歯がないね」とか「ここに傷があるね」等、ヘッドフォンで聴くことができます。

これはアメリカのユタ州にあるソルトレークの子どもの司法センターです。この施設はNICHDプロトコルを使っており、研究のフィールドとしても機能しています。やはり事務室があり、控え室があり、面接室や医療的な検査を行う部屋もあります。

日本でもガイドラインは出されましたが、まだ事実確認に関する方法が十分確立していません。先にもお話ししましたように、今北大では、科学技術振興機構からの助成をいただき『子どもを犯罪から守る司法面接法の開発と訓練』というプロジェクトを

■ 研修講演より ■

行っていて、道や市の専門家への研修も、このプロジェクトのなかで行っています。司法面接に関するニューズレターや支援室通信も出しています。ホームページ<http://child.let.hokudai.ac.jp>からダウ

ンロードできますので、見ていただけましたら幸いです。

これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

【参考文献】

- アルドリッジ, M.・ウッド, J. 仲真紀子 (編訳) (2004). 子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.
- ボーグ, W.・フラゴア, R.・アービン, D.L.・ブロードリックR.・ケリー, D.M.藤川洋子・小沢真嗣 (訳) (2003). 子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術. 日本評論社.
- 英国内務省・保健省 (編) 仲真紀子・田中周子 (訳) (2007). 子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房. (Home Office/Department of Health (1992). Memorandum of good practice on video recorded interviews with child witnesses for criminal Proceedings. The Stationery Office.)
- Hershkowitz, D. Horowitz, and Lamb, M. E., (2005). Trends in children's disclosure of abuse in Israel: A national study. *Child Abuse & Neglect*, 29, 1203-1214.
- Home Office (2000). Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children. Home Office Communication Directorate.
- 法と心理学学会ガイドライン作成委員会 (編) (2005). 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.
- 岩淵悦太郎・村石昭三 (1976). 用例集－幼児の用語 日本放送出版会.
- Jin, Jing Ai, & Naka, M. (2006). Mother-child conversation about past events: Mothers'support and children's elaboration. *SIG-SLUD-A602-04* (11/16) 19-24.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- 仲真紀子. (2000). 大人と子どもの対話における誘導の問題：出来事の報告に及ぼす質問の効果. 文部省科学研究費補助金特定領域研究 (a) 「115」 「心の発達：認知的成長の機構」平成11年度研究成果報告書, 191-198.
- 仲真紀子. (2001). 子どもの面接－法廷での「法律家言葉」の分析－. *法と心理*, 1, 80-92.*
- 仲真紀子 (2005a). 目撃証言における顔：顔をどのように伝達するか. *科学*, 75 (11) , 1298-1302.
- 仲真紀子. (2005b). 子どもは出来事をどのように記憶し想起するか. 内田伸子 (編) *心理学－こころの不思議を解き明かす*. 光生館. pp.131-159.
- 仲真紀子. (2009). 司法面接：事実に焦点を当てた面接法の概要と背景. *ケース研究*, 299, 3-34.
- 仲真紀子. (印刷中). 子どもによるポジティブ, ネガティブな気持ちの表現：安全, 非安全な状況にかかわる感情語の使用. *発達心理学研究*.
- 仲真紀子・杉浦ひとみ・廣井亮一・白取裕司・西田美樹・西尾洋介. (2008). 少年事件における少年へのインタビュー. *法と心理*, 7, 70-72.
- 仲真紀子・上宮愛 (2005). 子どもの証言能力と証言を支える要因. *心理学評論*, 48, 343-361.
- 大久保愛 (1987). 子育ての言語学. 三省堂選書
- Shaver, P., Schwartz, J., Kirson, D., & O'Connor, C. (1987). Emotion knowledge: Further exploration of a prototype approach. *Journal of Personality and Social Psychology*, 52, 1061-1086.

付録：NICHDプロトコルにもとづく最小限の手続き

【導入】

1. 今日は ___年___月___日で、時刻は___時___分です。私は _____さん【被面接者】に、_____【場所】で面接をします。
こんにちは、私の名前は _____です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。この会話は録画します。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。他の人が見ることもあります。○さんに迷惑がかかることはありません。
2. 面接を始める前にお約束があります。
 - ①（本当）今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話さなければなりません。
 - ②（わからない）もしも私の質問が分からなかったら、『分からない』と言ってください。
 - ③（知らない）もしも私の質問の答えを知らなかったら、『知らない』と言ってください。
 - ④（間違い）もしも私が間違ったことを言ったら、間違ってるよと言ってください。
 - ⑤（その場にいらない）私はその場にいなかったので、何があったか分かりません。どんなことでも、あったことを話してください。
3. ラポール：○さんのことをもう少し知りたいので聞きます。○さんは何をするのが好きですか。
4. 出来事を思い出す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを全部話してください。

【自由報告】

5. それでは、こんどは○さんがどうしてここにいるか／ここに来たか、話してください。
（出てこなかったら次のような文言を行う）
 - ①○さんが [いつ、どこで]、[お医者さん、先生、児相の先生、その他の専門家] に話をしたと聞いています。その出来事について話してください。
 - ②○さんの _____【体の場所】に [跡、傷、あざ] があるけれど [あると聞いた] けれど、そのことについて、全部話してください。

【質問】

6. それは1回だけですか、それとも1回よりも多かったですか？⇒yesならば、それでは一番最後について／一番最初について／一番よく覚えているときについて話してください。
7. オープン質問
 - ①何があったか全部話してください。
 - ②○してから△までのことを、全部話してください。
 - ③さっき○○って言っていたけれど、そのことについてもっと話してください。
 - ④それから？ そして？ あとは？
 - ⑥エコーイング（子どもの言葉を繰り返すのみ）
 - ⑦ふん、ふん
8. WH質問
9. ブレイク
10. クローズド質問
11. 暗示質問・誘導質問・開示に関する質問
 - ①その人は何か言いましたか／他に誰かいましたか。
 - ②このことを知っている人は他に誰かいますか／その人はどうしてこのことを知っていますか。
 - ③～されたことはありますか。

【クロージング】

12. たくさんのことを話してくれました。どうもありがとう。
 - ①（知っておいた方がよいこと）他に、私が知っておいた方がよいことは、ありますか。
 - ②（話しておきたいこと）他に、○さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
 - ③（質問）○さんからは、何か質問はありますか。
 - ④（連絡先）また何か話したくなったら、この電話番号に電話をかけてください。
13. 今は [時、分] です。これで面接を終わります。

「日本における性的虐待の実態と対応の現状」

山本恒雄

(日本子ども家庭総合研究所)

* 平成21年度 テーマ別研修「性的虐待」での講演をまとめたものです。

1. 性的虐待の対象の定義：

「家庭内性暴力被害」の考え方

現在、私は厚生労働科学研究（以後、厚労科研と表記）で児童相談所（以後、児相と表記）の性的虐待対応のあり方を整理する研究に関わっています。今日はこれまでの私の実務での経験と、この厚労科研の中で整理してきたことを中心に、日本における性的虐待とその対応の現状と課題についてお話できたらと思います。

まず、性的虐待の定義と対象について。法律上の定義では「性的虐待」は保護者、親権者、監護責任者、里親などが子どもに性的暴力をはたらいた場合となります。それ以外のきょうだいなどの家族、同居人、施設職員などが子どもに性的暴力をはたらいた場合には、先の監護責任者らの間接的な管理責任に関する「ネグレクト」とされます。これは加害者が誰であるかによって子どもの被害の深刻さが異なると考えられること、特に加害者の道義的・法的責任の重さに着目した設定であると思われます。しかし実務上はいくつかの課題があります。まずそうした事実解明は初動の児童福祉対応が一通り済んだ時点でやっと明らかになってくることで、終局的な法的処分と初動対応には落差があることなどです。また限定的な性的虐待定義の為、統計上報告される児童虐待事案における性的虐待件数は、児童相談所が実際に扱う子どもの家庭内性暴力被害件数からみるとかなり限定された数になっていると見込まれます。またしばしば対応の初期には誰が本当の加害者か分からず、保護者が加害者であると特定されない

事案も多く、もし厳密な加害者規定にこだわると、加害者が特定できない事案は福祉部門が相談を受けても性犯罪として警察へ相談し直してもらうといった迂遠な対応も生じかねません。

統計上の課題としては、家庭内での子どもの性暴力被害事案は、長期の対応・支援が必要となることが多いのですが、年度を越えて継続的な関わりが続いても、新年度中にあらためて相談受理が無い場合、その年度の相談受理件数としては計上されないことがあり、報告される性的虐待件数は実際にある時点で児相が扱っている子どもの家庭内性暴力被害事案の実数を反映できていない可能性が高いことです。これらの点を補填するため、法律上あるいは統計上の定義・扱いとは別に子どもの家庭内での性暴力被害とその疑いを統一的に「家庭内性暴力被害（とその疑い）」として定義し、各年度での対応実態を把握できるようにすることを提案したいと考えます。また実際の相談現場では当初、加害者がいったい誰なのか、どんな性暴力があったのか不明確なまま、何らかの曖昧な子どもの告白から通告がなされ、児相としての対応が問われることが結構多いと考えられます。「家庭内性暴力被害（とその疑い）」の考え方は、加害者が誰であるかによらず、①子どもの身に起こった被害の危険性・子どもの安全を起点として児童福祉上の対応を開始すること、②子どもの安全確保と事実調査を迅速にかつ統一的に進めること、の2点からも重要であると考えられ、厚労科研の試行版ガイドラインの基本的考え方として提案しているところです。

2. 性的虐待・家庭内性暴力被害の特徴

子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害は、概ね以下の固有の特徴があります。

1) 発見と立証の困難さ

子どもの家庭内性暴力被害は発見・客観的事実認知が困難。被害に遭った子ども自身が告白・証言する以外、他の人が事実を発見する可能性が極めて低い。しかも被害者が性暴力被害の発覚による烙印化を恐れる正当な理由がある。子どもは被害の説明をすることが恥ずかしい上に、隠し事がばれて罰せられたり、大騒ぎになって家族が壊れてしまうことを恐れて告白をためらうなど、当人に多大な苦痛を強いるために発覚に結び付く告白をすることが難しい。また子どもはしばしば試しの告白をすることがあるが、多くの方が、子どもの試しの告白を本気にとらないし、子どもが性的なことを話し出すのを半ば反射的に無視したり、避けたりするので、子どもは告白を諦めてしまう。さらに子どもの性暴力被害を客観的・立証的に調査・確認する専門性の確立が日本では不十分である。

2) 加害者の多様性と性犯罪との連続性

多くの子ども虐待は通常、主たる養育者の養育行動上の問題として発生する。しかし家庭内性暴力においては、加害者は主たる養育者に限定されない。子どもの生活圏に登場する多くの人物が加害者となる潜在的危険性をもっており、性犯罪被害との連続性がある。行為の動機が子どもの養育課題に無く、加害者側の欲望の満足、子どもの搾取にある。子ども虐待は基本的に家庭内での養育上の問題として親権者や監護者の養育行為を要件としているが、性暴力被害は子どもの身に起こった被害を軸に広く捉えないと実態に即した対象を的確に捉えられない。

また性的虐待が主たる加害行為である養育者達はその他の虐待に比べて就労して一定の収入があり、社会的に適応している人物が多い（丸山：全児相2009/Bancroft et al.2002）。さらに加害者の中には、子どもからの被害告白が出たときに備えて、周囲の

人に子どもの言動の信用性を失わせるような情報工作や操作を行っていることもある。

3) 進行性と共犯化

性的虐待は典型的には些細な親密性の逸脱から徐々にあからさまな性的侵害行為へと時間経過と共に進行する。この間に子どもは加害者からの支配・命令・脅し・特別なごほうび・愛の告白等を伴う加害=被害の支配関係に取り込まれ、加害者と秘密を共有する共犯者に仕立て上げられていく。

4) 孤立と無力化

子どもは繰り返されるトラウマ性の侵害体験、加害者からの教唆によって「自分の意思、感情、取るべき妥当な対応」が何なのか見分けられなくなり、孤独で無力化された混乱状態に陥れられている。いざ、抵抗し、助けを求めようとしてもどうしてよいか分からず、誰も自分の言うことを信用して助けてはくれない、悪いことをした者として自分が責められるだけだという作られた檻の中に閉じ込められている。

5) 加害者への子どものジレンマ

加害者は別の意味で子どもの重要人物であることがしばしば認められる。例えば加害者は、ネグレクト環境の中で、唯一子どもに関心を持ち、子どもの窮状に気づき、世話をしてくれた人物であることがある。加害者は、初めから性的関心があって子どもに注目していた場合も、初めは単に偶々、子どもの窮状に気づいて優しくただけだが、徐々に親密性が発展していく中で、子どもの成長変化に伴って性的関心を持ち始めたような場合もある。いずれにしても子どもにとって、加害者はそれまでの生活で出会った人物の中で、最も優しく大切に扱ってくれた人物である場合が少なくない。子どもと加害者の親密性は誰も知らないうちに発展し、そこに性的な親密性が混入されていく。子どもは性的な親密性の混入に戸惑いや違和感を持って、その他の基本的な関係性においては大切な人である相手との関係を拒否することは、自分の生活における重要な領域を否

定することになり、極めて困難なジレンマ状態に陥ることとなる。しばしば、子どもは性的な接触だけはやめて欲しいが、その他の関係ではとても大切な人として加害者を説明することがある。子どもが分離保護の後も、一番会いたい人として加害者を挙げる場合が多いのはそうしたネグレクト環境における唯一の親密な関係性の経過によることが多い。

例えば加害者との親密性がそれほど強くなくても、一家の支えであり、重要人物でもある加害者を告発し、被害を申し立てることが表面的にしる平穏な日常生活を破壊し、自分のせいで家族に危機をもたらし、家庭生活を成り立たなくさせる危険性を知った上で（しばしば加害者は子どもにそうした警告、脅しをかけている）、自分を守るために他のことを後回しにして被害を申し立てることは子どもには難しい。

6) 文化的な抑圧

文化的・社会的に性の問題をタブー視して抑圧する枠組・傾向が多く、社会において存在する。この観点からは、性の問題は限られた当事者間で内密に対応・処理すべき事柄であり、社会的にそれを公にすることは例外的な事態であるとする暗黙のルールが実態的に存在している。被害に遭った子どもとその家族が社会的烙印化を恐れて被害を申告しないで隠す傾向もある。特に被害が家族・親族内の加害=被害である場合、性暴力被害は申告されにくい。石川瞭子は様々な統計数値を元に子どもの性暴力被害の全体数を年間約2万件と推定している（石川2008）が、発覚している性暴力被害はそのごく一部であると考えられる。

性の文化的・社会的抑圧は性暴力被害の発見者、援助者にも強い圧力をかける。発覚したことを発見し認める困難、通告の躊躇、曖昧な情報からのスキャンダルへの恐れ、性の問題を中心に置いた児童福祉における介入的対応への忌避感情など、専門性の確立が充分でないこともあるが、それも含めて社会が積極的に性の問題を表面化させて扱うことに強い抵抗感や忌避感が生じること自体、文化的・社会的な性への抑圧が働いていると理解しておくことが必要で

ある。

7) 被害の影響の深刻さ：進行するダメージ

性的虐待は身体的虐待やネグレクトのように直接的に子どもの生命を奪う危険性が低いいため、被害の深刻さ、緊急対応の重要性が曖昧にされる暗黙の危険性がある。性的虐待は確かに直接の虐待死の危険性は無いものの被害者の親密性や愛着にかかわる安全感や自己評価、対人関係能力の根幹に深刻な損傷を与え、多くの事例で重篤なトラウマ性のダメージが認められる。アメリカの研究では大脳中枢の海馬などの損傷、年齢に合わない高い性ホルモンの分泌持続など持続的なダメージとなる身体的損傷も報告されている（van der Kolk 1996,1998）。

性暴力被害のトラウマ性のダメージは子どもの成熟と共に深刻化することに特徴がある。時間経過と共にトラウマによるダメージが弱まるどころか逆に深刻化して、被害者の対人関係、社会適応や、人格成熟に深刻な影響を与える。子ども時代の性暴力被害は後の非行、精神障害、自傷行為、自殺企図、自己破壊的な感情・行動の問題、冒険的で危険な性行動等の重要な発生因子となることが想定されるが、しばしばその発生因子は明かされないままになっている。（表1 参照）

8) 男性の被害問題と加害行為の再生産

子どもの性暴力被害は女性だけでなく、男性にもかなりの被害実態が想定されているが、顕在化しないばかりか意識化されることにもならない実態がしばしば指摘されてきた。また男性被害者には被害後の加害性の昂進が注目されています（Nyman et al.1995/Lisak et al.1996）。おそらく男性からの被害、女性からの被害共に同様の現象があると想定されますが、実態はまだ十分に明らかになっていません（Shultz 2005）。

3. 性的虐待順応（調節）症候群：CSAASについて

性的虐待順応（調節）症候群：CSAAS（Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome：

表1 子どもの性暴力被害によるとみられる問題症状・行動

<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性反応 ・ PTSD ・ 解離症状 ・ 心身関連症状 ・ 自殺・自己毀損傾向 ・ トラウマ性の性化行動 ・ 不安・抑うつ・引きこもり ・ 軽躁状態 ・ 攻撃性・暴力性の昂進 ・ 退行現象 ・ 反応性愛着障害によるとして説明される様々な行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ADHD様症状 ・ 不眠・睡眠障害 ・ 性的非行 ・ 物質濫用 ・ ポスト ト라우マティック プレイ関連行動 ・ 強迫的裏切り行為 ・ 性的虐待順応（調節）症候群（CSAAS：Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome）
--	--

Summit 1983) を紹介します。アメリカの司法分野で被害者の言動を評価する際に参照される重要な概念です。日本ではまだごく一部で紹介されているだけですが、性暴力被害に遭った子どもの対応において重要と思われるので紹介します。性的虐待を受けた子どもの行動に以下の特徴が認められると、それはCSAASによる正常な被害児の反応行動と考えられるということです（桐野2003）。

- ① 性的虐待の事実を秘密にしようとする。
- ② 自分は無力で状況を変えられないと思っている。
- ③ 加害者を含めた周囲の大人の期待・要請に過度に順応しようとする。
- ④ 性暴力被害を認めたがらず、説得力の無い、遅くタイミングのずれた矛盾した証言を行う。
- ⑤ いったん性暴力被害を認めた後で証言を撤回する。

通常、被害者にこうした言動がみられると、その証言は信用性を失います。日本の裁判例でもこうした反応から事実性が疑わしいとされた例は多いのではないのでしょうか。CSAASの概念からみれば、性暴力被害者は、まさにそうした兆候を示すことに特徴があり、被害者が自分に不利になってしまうような特徴的な行動をとることに性暴力被害の事実を裏付ける反応特徴が認められるところが重要です。

子どもがCSAASを示す主な理由・動機としては以下のことが挙げられています。

- ① 自分が悪いと思いつている罪悪感。
- ② 加害者や家族が自分の告白で困った立場に立たされてしまうことへの不安感。
- ③ 加性的虐待が立証されてしまったら、それから先、自分の身はどうなるのだろうかというおそれを抱いている。

こうした特徴は先にあげた内容と概ね重なり合っています。残念ながら、日本の裁判所、司法の世界でCSAASはまだ市民権を得ているとは言えません。今後の課題のひとつです。

4. 配偶者暴力 (DV) に潜む子どもの性暴力被害

最近注目されつつある課題にDV問題、配偶者間暴力に伴う子どもの性暴力被害問題があります。DV問題には、実際に配偶者への顕著な身体暴力は認められないが、強制的な性暴力的な行為が見られたり、過剰な権威主義の家族への押し付け、度を越えた行動監視による家族の支配統制など、直接的な暴力ではないが、深刻な他者への侵襲的支配を特徴とする、いわばDV的構造ともいえる家族の支配・統制行為が注目されつつあります。こうした支配・統制における、しつけの逸脱が身体的虐待となり、

性における暴力的支配が子どもに及ぶと近親姦となるのです。

DV問題においては、身体的暴力が性的暴力に先行・重複している事例も多くみられます。DV被害者の近親姦問題は最近注目され始めた視点ですが、DVが子どもを巻き込む事例では、身体的暴力と共に性暴力加害が多いとの報告がありあます（法務総合研究所2008：刑事立件された166件のうち、約25%に性的虐待を含む子どもへの虐待あり。/全国児相長会の調査 2009：実父が虐待者の場合その30～49%にDVが伴っている。）

保護者間にDV的關係がある場合、非加害保護者は無力化されていて、問題を過小評価したり、子どもを守れない状態になっていることがしばしばです。また非加害保護者自身が未解決な性暴力被害経験を負わされているような場合、家庭内で起こっている性暴力を直視できない、気づくことができない、本意でなくとも暗黙の圧力下で加害者に協力してしまうといった病理的な状況が展開してしまうことも認められます。

DV問題のもう一つの新しい視点は、加害者の行動特徴です。これまでいわゆるペドフィリア：小児性暴力者が子どもへの性加害者として注目されてきました。小児性暴力者はその一人の生涯において160～200人近い被害者を生むと言われています。小児性暴力者の中心群は、成熟した成人女性と性的関係を持つことができず、子どもだけを性的対象とするところに特徴があるとされています。これに対してDV被害者の近親姦加害者は、対象の年齢に関わらず性暴力をふるい、一生涯にわたって1～2人の特定の被害者を支配し続けようと追跡することが報告されています（Bancroft 2002）。こうした執拗な追跡から被害者を守るには周囲の親族や複数の協力者による相当強力な保護の対応が必要となります。

5. ネグレクト問題に潜む子どもの性暴力被害

ネグレクトは様々な危険から子どもを十分に守れない状況を意味しています。当然、性における子どもの安全も充分には守れていません。しばしば子

どもの面前で夫婦の性交渉が行われていたり、ポルノ情報に日常的に子どもが曝されていたりする状況があります。これらはそれだけで性的虐待の要件を満たしていますが、現状ではネグレクト問題に全て飲み込まれて子どもの性被害が注目されることになっていない状況があります。

児童福祉施設における入所児童の性暴力問題において、ネグレクト事例による性的問題行動は高頻度に認められています（岡本2008）。ネグレクト状況にある子どもには常時、何らかの性被害の危険性に置かれているとの認識が必要です。子どもの性的問題行動の背景に過去～現在の性暴力被害が潜在していないか常時注意が必要となります。こうした別件相談事例における性暴力被害の途中発覚は通告による初期対応と同等の安全確保と被害調査が必要と考えられ、厚労科研の試行版ガイドラインでも取り上げています。

6. 子どもの性暴力被害の

発見・発覚の契機とその課題

1) 迅速な通告と即日の対応の必要性

（表2）に家庭内性暴力被害発見のための年齢段階ごとの行動や特徴を挙げます。ただし、これらは単に注意すべき兆候ということで、こうした兆候がすべて性暴力被害を確証することではもちろんありません。

家庭内性暴力被害の発見は、主として学校、幼稚園、保育所での子どもの告白や問題行動の兆候があって通告されることによります。ここで通告機関が、子どもの告白の真偽を疑ったり、通告をためらったり、通告を受けた機関がより具体的な情報確認を求めたりして、慎重な対応をしようとする、子どもの告白が止まったり、撤回されてしまうこととなります。多くの子どもはこれまでに挙げてきたような性的被害の発覚・告白を阻む沈黙の壁に囲まれており、タイミングを逃すと何も言わなくなります。多くの子どもが切迫する脅威と違和感の圧力・苦痛から告白を試みていることが多く、即日の事情聴取、調査保護、事実確認という手順、即日の身柄確保が

課題となります。通告はしばしば市町村窓口にもたらされることも多くなっていますが、性的虐待は深刻な身体的虐待と同様、重症例として直接、一時保護の判断権限をもつ児相が調査することが必要です。

表2 家庭内性暴力被害発見のための留意点 共通する症状や行動

<p>全年齢</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 睡眠障害 ● 同性の同胞に性的虐待があった場合（特に女兒の場合） ● 子どもが性的被害を受けたことを口にする ● 子どもの様子がいつもと違う、以下の兆候がみられる <ul style="list-style-type: none"> ・ 性器に強い関心を見せ、触ったり触らせようとする ・ 人前で自慰行為を繰り返す ・ 服を不必要に着込み、脱ぐことを極端に嫌がる ・ 性器・肛門に傷があり転んで何かにぶつけたとか刺さったという不自然な説明 ● 膀胱炎、尿道炎の発症 <p>乳幼児期</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 性器周辺にただれや外傷などが見られる ◎ 年齢に合わない性的な言動、自慰行為が見られる ◎ 異性への過度な興味や接近 ◎ 異性への過度な恐怖 ◎ S T D s（性感染症）がある ◎ 身体接触を過度に求める じっと抱かれずに体をこすりつける ◎ 風邪症状がないのに咽頭痛を訴える △ 落ち着きがなくじっとしていない △ 反抗的だったり、乱暴だったりする △ 家に帰りたがらない △ 夜尿・頻尿など排泄面で問題がみられる △ ガツガツ食べる、隠れて食べるなど摂食面で問題がみられる △ 興奮しやすい、気分のムラが激しい △ 集中力がない <p>小学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 性器周辺にただれや外傷がある ◎ 妊娠・出産 ◎ 年齢に合わない性的な言動・自慰行為がある ◎ 異性への過度な興味や接近 ◎ 異性への過度な恐怖 ◎ S T D s（性感染症）がある ◎ 風邪症状がないのに咽頭痛を訴える ○ 睡眠障害 ○ 自傷行為や自殺念慮がある △ 不登校

- △ 気分のムラが激しい、興奮しやすい
- △ 無気力
- △ 不安
- △ 夜尿・頻尿など排泄面の問題がある
- △ 腹痛・頭痛などの身体症状を訴える

中学生・高校生

- 性器周辺にただれや外傷がある
- STDs（性感染症）がある
- 性的逸脱行動（異性との接触や交遊を好む、テレクラなど）
- 性被害にあいやすい傾向にある
- 異性への過度の恐怖
- 性に対する拒否や否定的行動がみられる
- 妊娠・出産
- 家出、徘徊をくりかえす
- 自傷や自殺念慮がある
- 解離症状がみられる
- 夜尿・頻尿などの排泄面での問題がみられる
- 睡眠障害
- △ 盗みや万引き、シンナーなどの非行がみられる
- △ 反抗的、乱暴である
- △ 不登校
- △ 虚言がある
- △ 気分のムラが激しい
- △ 無気力・不安・対人面で過敏である
- △ うつ状態がみられる
- △ 頭痛、腹痛など身体症状がみられる
- △ 過食や拒食など摂食に関する問題がみられる

2) 通告をためらわせるいくつかの要素

子どもの家庭内性暴力被害を疑わせる告白は、実際に通告されている件数以上に子どもの所属現場では多く聴かれている兆候があります（玉井 2010）。子どもの告白情報はしばしば子どもが所属する組織通告の判断過程でストップされていると思われます。

①子どもからの秘密の要請

典型的な要因のひとつに秘密の要請があります。

子どもがある人には話すですがそれ以外には秘密にすることを要求するのです。子ども本人の権利擁護に敏感な対応を要請されてきた多くの人が、この子どもからの秘密の要請に立ち往生します。

欧米では臨床的専門家の社会的責任と通報義務に関してはいくつかの有名な事件裁判例などによる情報整理*があり、また通告についても個人責任での罰則規定付きの通告義務が設定されていると聞きますが、日本ではそれらは曖昧な努力義務に近いものなので事前の整理が必要です。

*例えばKoocher,G.P.,Keith-Spiegel,P.:What Should I Do?-38Ethical Dilemmas Involving Confidentiality:<http://www.continuingeducation.net/active/course/course049.php>

秘密の要請は明らかに通告義務を妨げません。子どもは自身の安全に関する意見表明はできますが、最終的な判断責任は大人が負っています。

重要なことは以下の点です。

- 初めから秘密を守ることを条件にして子どもから話を聴かない。
- 秘密の要請に対しては以下の説明を原則にする。
秘密には小さな秘密と大きな秘密がある。
小さな秘密は、誰もそのことで傷ついたり危ない目に合ったりする心配の無い秘密。これは心のポケットにしまっておける。
大きな秘密は、そのことで誰かが危ない目にあったり傷ついたりしてしまう危険のある秘密。これは心のポケットには入りきらない。
みんなの安全を守ってくれる人に相談しなければならない。
- 子どもの不安、怯えや抵抗が強い場合には、まず子どもをそっと落ち着かせて身柄の安全確保を優先する。その上で通告し、兇相が到着、対応を確保した上で、通告者から子どもに通告を説明・告知することが必要。

②ジェンダー・バイアスによる偏見

組織の判断過程で通告がストップするもう一つの要因にジェンダー・バイアスによる偏見があります。これは性に関する文化的抑圧と深い関係にあり、男性の性に関する偏見が中核にあります。例えば、子どもの家族内での不適切な性関係が疑われる告白が組織的判断の場に報告されたときに、「もしそれが本当だとして、当人が本当に嫌ならもっと早期にSOSの表明や拒否、逃げてくるなどの行為がみられて当然ではないか。長期間にわたってずるずるとそうした関係が続いているとすれば、被害者側にもそれを受け入れる対応があつてのことではないのか。それを果たして一方的な加害行為としての虐待と呼べるのか。」といった見解などがそれに当たります。こうした意見は男性からも女性からも呈示されることがあるようですが、組織の管理職である年長男性がそうした意見を持つ場合、組織としての通告が行

われないことがあります。

③通告の結果生じる事態への怯え

性的虐待はDVと共通して加害者とされる人物が社会的には適応的な人物である場合がしばしばあります。それに対して子どもの告白はかなり曖昧な場合が多いものです。責任ある組織として、もしもいい加減な情報で通告などしてスキャンダルとなり、事実誤認の過ちを犯したりしたら取り返しがつかないといった怯えが生じれば、まず通告は躊躇され、なかなか通告されない事態となります。

④社会的責任と通告責任

厚労科研の検討では、こうした通告をためらわせるハードルには、より一般的な虐待通告の課題として共通するハードルがあることを感じ始めています。それは「虐待をうけたと疑われるとき」という通告要件の「虐待」という言葉の圧力です。保育所や学校等の子どもの所属機関は、子どもの安全を守ることと保護者との信頼関係を保つことが併行して求められており、こうしたジレンマの中で機関が通告を決意するには「虐待」の可能性、子どもの心身への加害性についての相当な確証・説明性が得られないと通告しにくい実態があります。性的虐待は特に情報の曖昧さと定義の厳密性から、ハードルが高くなりやすいとみられます。

児童福祉法をベースに子どもの権利条約と児童虐待防止法が制定されている今日、子どもの安全に関する責任は保護者も共に背負っている重大な責務であり、優先順位としては明らかに子どもの安全が優位です。また児童福祉法上、国・地方公共団体は子どもの安全に問題ある時は保護者に代わってもその保護と健全育成の責任を負っており、何らかの問題を察知した場合には対応の不作为の責任をも負っています。しばしば、事前相談という形での情報提供が相談機関や児相に持ち込まれますが、個人が特定される情報を知った時点で、そこには通告受理の責任が発生し、もしも何かあれば直ちに不作为の責任が生じる事態であることを関係者はよく心得ておくことも重要です。

7. 家庭内性暴力・性的虐待の

範囲・通告に当たる事態

厚労科研の検討では通告にあたる子どもからの情報を5つに分類して今後の検討の枠組みとして提案しています。初めの3つが子ども本人からの告白によるもので、残りの2つは子どもからの告白によらない端緒によるものです。

1) 明らかな性的虐待行為にあたること(子どもの安全への重篤な侵害行為・性的搾取行為)

- ① 子どもへの性交、性器を口や肛門に入れる/入れさせる 口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行、およびそうした性的行為の強要、教唆など(日本の刑法では口に性器を入れることは強姦罪にならないが、ヨーロッパ諸国では強姦罪になる。)
- ② 性器を触る又は触らせる、舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへの接触あるいは触らせるなどの性的暴力、またそうした性的行為の強要・教唆。
- ③ 性器や性交を子どもに見せる。
- ④ ポルノグラフィーの被写体などにする。

この1)の要件による通告が現在の日本の児童福祉領域における通告の主要な通告です。厚労科研の133か所の児童相談所の事例調査(平成19年度事例)では、その70~80%の事例がこの1)のいずれかに属するものとみられています。子どもの年齢は中高生が中心で、その多くは長期にわたる被害経過があり、性暴力被害を十分に認識しての覚悟の告白であり、明確な性暴力被害の確認の元に対応が開始される事例が多い者と思われまます。しかしダメージも相当深刻化しており、できるならより早期の対応ができるようになることが今後の課題といえます(山本他2009)。

2) 性的虐待を疑わせること(性的虐待の存在を疑わせる子どもの表現)

- ① エッチなことをしてくる

- ② 体を触りにくる 体を触られる なでられるのがイヤ なめたりする等の不快接触
- ③ 体を触らせられるのがイヤ
- ④ お布団に入ってくる
- ⑤ 服を脱がされる 裸にされるのがイヤ(場面不明で)
- ⑥ キスをされるのがイヤ
- ⑦ 息を吹きかけられる(フウ〜ツとかハァ〜ツ等とされる)のがイヤ
- ⑧ エッチなビデオ・DVDを観せられる 横で観ている 音が聞こえる
- ⑨ 抱きつかれるのがイヤ くっついてくるのがイヤ
- ⑩ 写真撮られる 映されるのがイヤ(場面・内容不明で)
- ⑪ (子どもの見ているところで) エッチしている 見せられる
- ⑫ (性交渉とは限らないが) エッチなこと、ところを見せられる

おそらくこの2)の告白からの通告対応が欧米の性的虐待対応の中核となっており、forensic interviewもこうした告白からの事態解明を目指してきたと考えられます。1)に比べて内容が曖昧で、ほのめかしの段階にあり、被害内容や加害者の特定には至らないものの、何らかの性暴力被害が疑われるという状態です。中心年齢も1)よりは低く、小学生年齢かそれ以下が中心と考えられます。初発被害からの時間経過は1)よりも短く、1~2年以内の告白が多いとみられ、こうした被害告白を的確に捉えて子どもの安全確保と事実調査によって性的虐待の進行を食い止めることが今後の重要課題となると考えられます。

3) 性的虐待の潜在可能性がある、あるいは発生予防指しななければならない状態をうかがわせること

- ① 異性の保護者がお風呂に入ってくる 一緒にお風呂に入る(年齢要件、子どもの忌避を考慮)

- ② 風呂で体を洗われる 相手の体を洗う（内容不明確）
- ③ 裸でうろろする 性器が見えている
- ④ 裸をのぞかれる（風呂やトイレ、着替えなど）
お風呂をのぞかれる：疑いを含む
- ⑤ 置いてある下着を触られる 盗まれる（疑いを含む）
- ⑥ 部屋をこっそりのぞかれる 子どもの衣服・持ちものをこっそり触りにくる 持ち出す（疑いを含む）

3) の告白は学校などでしばしば被害感の乏しい子どもからの何気ないエピソード話や、ちょっと過敏なしかし個人的な悩み、気がかりとして相談されることとして打ち明けられることが多く、即座にそれが被害の認知となったり、通告とはなりにくいものです。ただし、その相談や告白の背景でより具体的な性的問題が進行していることもあり、例えばきょうだい間の性加害による妊娠事件発覚後の調査で、関係機関からこうした内容の子どもからの相談が進行していたことが報告されることがあります。今後の通告体制の整備の中では慎重な対応を要するサインとして検討される必要があると考えられます。

4) 性的虐待の潜在可能性がある、子ども自身の問題行動（子どもからの告白によらない行動上の問題）

子どもからの被害の告白が無い場合の性的虐待の疑い通告の対応は、当事者の否定によっても事実の推定、あるいは認定が可能な程の客観的な事実情報が必要となる。

ただし例えば以下のような行為が認められた場合には対応の相談としての情報提供段階で何らかの性的虐待の疑いとしての通告受理は成立すると考えられる。調査方法・事情聴取の妥当性について慎重な対応が必要。

- ① 子ども自身が性的行為を遊びとして他の子どもに仕掛ける。（他の子どもの安全にとって性的な侵害性がある行為）
- ② 過剰で強迫的なマスターベーションを時に人

前でも行う。（ストレス性の問題による場合もある）

- ③ 急激な行動変化としての家出、夜間徘徊と性的問題行動の出現

これらの内容は通告という接点だけでなく、むしろ兇相での別件の相談事例の背景問題として吟味の対象となる可能性がある事象です。こうした様々な相談事例でどの程度、性暴力被害についての検討を通常のタスクに加えるかは臨床の専門性に関わる今後の検討課題でもあります。

5) 性的虐待の目撃・事実証拠がある

子どもからの告白は無いが、何らかの子どもの性被害を目撃、あるいはそれに近い2)～3)にあたるような事実について証拠性のある情報がある。

- ① 何らかの性加害—被害場面や行動・行為の直接目撃
- ② 加害者の携帯電話やパソコン、ビデオカメラに子どものポルノ画像がある
- ③ 何らの性非行や性的問題行動が認められていない子どもの妊娠や性感染症の罹患

これについては家族が加害者の携帯電話の画像を見たり、今後は児童ポルノ事件として摘発された事案の被害児が警察から通告されてくることも視野に入れた対応が見込まれます。

当人からの告白によらない事案では、当人の否認があってもなお否定できないような客観的証拠情報の有無が重要な対応判断の分かれ目になります。児童福祉としての対応は事件捜査と異なり、当人の全面否認で出来ることは限られています。

8. 児童相談所における

家庭内性暴力被害・性的虐待の初期対応

1) 基本的な要件：通告と初期対応の考え方

児童相談所における家庭内性暴力被害・性的虐待の初期対応は6で述べたように通告者の判断が第一のハードルになります。子どもの性暴力被害事案は

加害者・加害行為の特定から対応するのではなく、子どもの身に生じた被害の観点から安全の確保、事実確認へと統一的に対応することが重要です。通告は最短時間で一時保護の判断権限を持つ児相にもたらされる必要があります。年少の子どもほど、告白内容が曖昧なと共に子どもの心は揺れており、タイミングを逃すと何も聴けなくなります。基本的に7の1)、2)の通告の初動対応では、子どもの告白当日の事情聴取と身柄の確保判断、それに続く事実確認、調査、診察という手順の組み立て、すなわち調査保護の判断がカギとなります。7の5)についても証拠隠滅の可能性やDV問題の重複可能性、子どもの被害からの安全確保という観点から即日の対応が必要な事案もあると思われます。

子どもからの被害申告が全く無く、かつ周辺情報も曖昧な場合には即座な安全確認や直接的なアプローチの前に慎重な周辺調査が必要になります。子どもへの直接接触は直ちに身柄の確保の判断を要する事態を意味します。また子どもの告白から長時間が経過してからの通告も即座な対応が可能かどうか慎重な検討が必要になります。

2) 情報の信ぴょう性とforensicと呼ばれる要件

性暴力被害は客観的に確認可能な兆候が極めて乏しく、被害に遭った子ども本人からの正確な聴き取りが重要となります。児童福祉上の対応を決定するためには、周辺調査も含め、一定の法的な立証性を確保した調査手法が必要となります。現在のところ、欧米のforensic interviewの手法と諸原則が最もその要件を満たしていると考えられます。forensicと呼ばれる手法とは、暗示・誘導・教唆・強要・報酬・交渉・脅迫といったような、ある人物の証言の法的な信ぴょう性を失わせるような要素を極力排除した、本人だけが知り得ることについての自発的な証言、情報開示、説明を得るための手法です。子どもの場合にはしばしば年長者からの圧力や年長者に対する子どもの過剰適応・依存期待によって、証言内容の誤誘導が生じやすく、特に慎重な配慮が要求されます。

3) 調査保護のシステム化

家庭内性暴力被害の疑いによる初期対応では、調査保護の要件整理と手順が見相対応の中核課題です。子どもの安全確保と事実関係の調査のための職権保護である調査保護は、欧米のCPS (Child Protect Service) 制度では裁判所が子どもの身柄の扱いの判断を下すための有期限の初期調査と裁判所への申し立てまでの手順としてシステム化されています。日本の一時保護制度においても、調査保護は十分に可能とされていますが(日本弁護士会2008)、そのシステム化は未整理です。初期調査のための保護と一定の根拠による、より長期の一時保護との区別は見相としても不明確です。調査保護がしばしば権限濫用による予防拘束と重ねてみられる危険性についても明確に区別されていないことが課題です。

まずは通告の端緒となった子どもの告白、初動調査で確認された周辺情報と子どもからの聴取内容によって、何があれば調査保護とするのか、子どもの安全確保と環境世界からの分離遮断による公平でforensicと呼ばれる原則に立った調査のための調査保護を行うか、それにはどれくらいの期間設定が妥当なのか、といった調査保護の要件整理が問われます。

厚労科研の試行版ガイドラインの検討では、調査保護は7の1)、2)、4)項、5)項の一部についての児相の直接の初期被害調査を基本として判断することを想定しています。期間は子どもの安定、forensic interviewの実施、医師の診察、一時保護所での総合的なみためを含めて3週間程度を想定していますが、その具体的な要件整備には様々な自治体ごとの条件の違いによるバリエーションがあり得ると考えています。

ただし、この調査保護にはいくつかの付属的な重要課題があります。そのひとつは一時保護所の体制整備です。これまでの児相の一時保護所は必ずしもこうした調査保護のための対応体制を十分に検討・整備してきていません。初動の調査保護による細かな対応を実のあるものにするためには、一時保護所の体制整備もセットで検討される必要があります。

もうひとつはチーム・スタッフの確保です。厚労

科研の研究班の検討では最低でも4～5人の出動可能なチーム体制が必要とみています。実際に10名前後の職員数の見相で所長以下全員がやり繰りしてやっ
と対応したという経験も聴いています。

4) 対応の専門性：誰が何を担当するか

対応の専門性は児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士、一時保護所指導員、保育士などで構成するチームが共同で担当することになります。職種に限定した役割よりはその都度の状況に応じて最も動きやすい役割分担を考えることが必要となります。担当課題は①子どもの安全を軸にした介入的ソーシャルワーク、②対立・介入的な対応を踏まえた臨床心理、ソーシャルワークによる継続支援、③被害確認を初めとする対応全般にわたる法的立証性の確保、家裁申し立てや刑事告訴などの法的手続きの選択肢、などです。forensic interviewを実施する場合、面接者は子どもと初対面でその面接だけを担当し、その他の対応チームとしての活動に参加しない別の職員設定が必要です。

もうひとつの重要なポイントとして、保護の判断に関するチームによる対応があります。しばしば職権保護は出動し臨場した担当者がリードして判断を示すこととなりますが、児童虐待の介入的保護の判断では、現場の判断は当事者との対峙関係、関係者の動向の影響を受けやすく、また担当者がその後の援助関係において相手との関係に深く巻き込まれながら活動することから、分離保護等の判断はチームとして担当者からある程度分離させておくことが望ましいと考えられます。具体的には事前の打ち合わせによる要件確認、現場からの連絡を受けて所に待機するチームリーダーが判断決定する形が原則となります。

5) 調査保護を含む職権保護の告知

調査保護としての職権保護はおそらく見相の虐待対応における初動対応の中でも最も突出した介入的対応のひとつです。それゆえその保護についての保護者告知は丁寧であることが求められます。ここでは厚労科研の試行版ガイドラインで提案している7

項目の告知内容を挙げて説明します。

■家庭内性暴力被害の職権保護（調査保護）の保護者への告知項目

（告知に当たっては保護者向け冊子「保護者のために」（別紙資料）を渡す。）

- ① 子どもの保護は児童福祉法第33条に基づく職権保護である。家庭内性暴力被害の疑いを確認したことにより、子どもの安全と公平な調査のため身柄を保護した。保護の場所については適切な時が来たら告知する*。

*一時保護所が見相に併設・隣接して子どもの居場所が明白な場合には保護の場所の告知についてはこれと違った対応になる。

- ② 誰からの干渉や影響も受けないで子どもに調査を行うため、関係者との接触をしばらく遮断する*。子どもの安全が確認されない限り家庭には返せない。子どもの安全について責任ある保護者としてこの保護と調査に協力してほしい**。

*子どもの気遣いは加害者からの脅迫以上に非加害の保護者や親族にとって自分が隠してきたことが明かされた時の衝撃、顔向けできない思い、被害を気付き守ってもらえなかった残念さなどの葛藤に焦点がある。そのため親族の感情反応や些細な言葉かけが子どもの感情、真実の告白に大きな影響と与えるため、調査の間はすべての関係者からの遮断の必要があることを、場合によっては説明する。

**保護者の子どもの安全についての責任の指摘とそれゆえの協力の要請、あるいは協力義務の告知は性的虐待告知の中核部分である。

- ③ 調査は本人への面接調査、心理査定、婦人科・児童精神科等の医師の診察、保護者・家族、関係者への調査を行う*。

*これらの調査は児童虐待防止法による子どもの安全についての必要な調査として保護者の了解は前提とならず、すべて告知される事項である。

- ④ 調査状況、本人の状況は随時保護者への調査と併せて知らせる*。

*それぞれの調査結果の報告とそれぞれの経過に応じた保護者への事情聴取がセットとして進められる。またこうした保護者と見相のやりとりは子どもにも随時説明・報告される。

- ⑤ 一定の調査が一段落したら、その時点で事後の

方針を立て、児相として保護者とも協議する。
概ね調査の期間は3週間程度*。

*これが調査保護の告知になる。調査期間のめどは決してそのまま子どもを引き取らせる期限とならないことは②の告知に重ねて告知しておくことが必要な場合が多い。

- ⑥ 保護者には一時保護という行政処分に対する行政不服審査請求の権利がある。行政不服審査請求は監督官庁を窓口として手続きを行う*。

*この告知は一時保護決定通知書の交付、不服審査請求の教示文と共に呈示される。

- ⑦ 子どもを一時保護している環境には様々な子どもが生活しており、その生活環境については最大限専門的な対応を行っているが、子ども自身の行動や周囲の人間関係等においてトラブルが起る可能性は全くないとは言えない。何らかのトラブルが生じた際には速やかに保護者にも伝える*。

*⑦は一時保護所でのトラブルが事前に予想されるような事例においてのみ告知される。

6) 非加害保護者へのアプローチ

家庭内性暴力の疑いによる調査保護では、職権保護の告知が保護者との最初の面接となることが想定されます。この初回面接での非加害保護者へのアプローチが重要です。非加害保護者の置かれている状況は実に様々ですが、特にパートナーとの間にDV構造的な関係がないかどうか、最初のアプローチ時点から慎重に非加害保護者をパートナーとは分離して接触する必要があります。

非加害保護者は家庭内性暴力問題ではパートナーには裏切られ、子どもにも隠しごとをされた第二の被害者です。どうして子どもは自分にだけは打ち明け、助けを求めてくれなかったのか、とか、子どもが隠していたのは自分の裏をかいて加害者との関係を持ち続ける意図が子どもにもあったからではないかといった疑念は長く尾を引いて非加害保護者を苦しめます。厚労科研の研究班ではこうした非加害保護者のダメージからの回復の見守りと被害児へのサポーターとなってもらうための冊子を作りました。別紙資料を参照して下さい。

非加害保護者はしばしば被害児にとっては唯一の残された親であり、その後の人生、成長過程において最も大切な存在となります。非加害保護者が子供の訴えを信じ、子どもの安全と成長を守ろうと動くか、加害者との関係を続け、子どもとの関係に距離をとるかは子どもの予後にとって重大な影響を与えます。残念ながら現時点の臨床経験では、かなりの非加害保護者が加害者を排除せず、その為に子どもは家に戻れない状況となります。あるいは加害者を排除して子どもを守るように非加害保護者が動いた事案はその経過から児相の相談事案となっていない可能性もあります。いずれにしても、子どもの安全と被加害保護者自身の回復と親子の支援が子どもの事後の援助にとっては重要な課題です。

9. 児童相談所の初期対応における作業手順概要

(図1)は厚労科研の研究班が性的虐待相談が多く集中している都市部の児相を調査した結果作成した対応モデル図です。考えられるアプローチがフルバージョンで載せられています。現実の児相の対応というよりも言わば目指すべき理想形というものです。(図2)は厚労科研の試行版ガイドラインの中で提示されている作業概要図です。従来の相談対応モデルに試行版ガイドラインが何を付け加えたかが示されています。

10. forensic interviewの位置づけ

1) forensic interviewの基礎的な理解

8の2)で触れたようにforensic interviewは、暗示・誘導・教唆・強要・報酬・交渉・脅迫といった特定の事実証言についての法的な信ぴょう性を失わせるような影響を極力排除した面接手法によって、当の子どもだけが知り得ることを何の前提情報もない自発的な説明による証言として確保するための手法です。現在諸外国では10種以上の子どもへの面接法が考案され展開中ですが、こうしたforensic interviewは子どもの性的虐待・性暴力被害に限らず、子どもに関する法的手続きをとる際の信頼性の

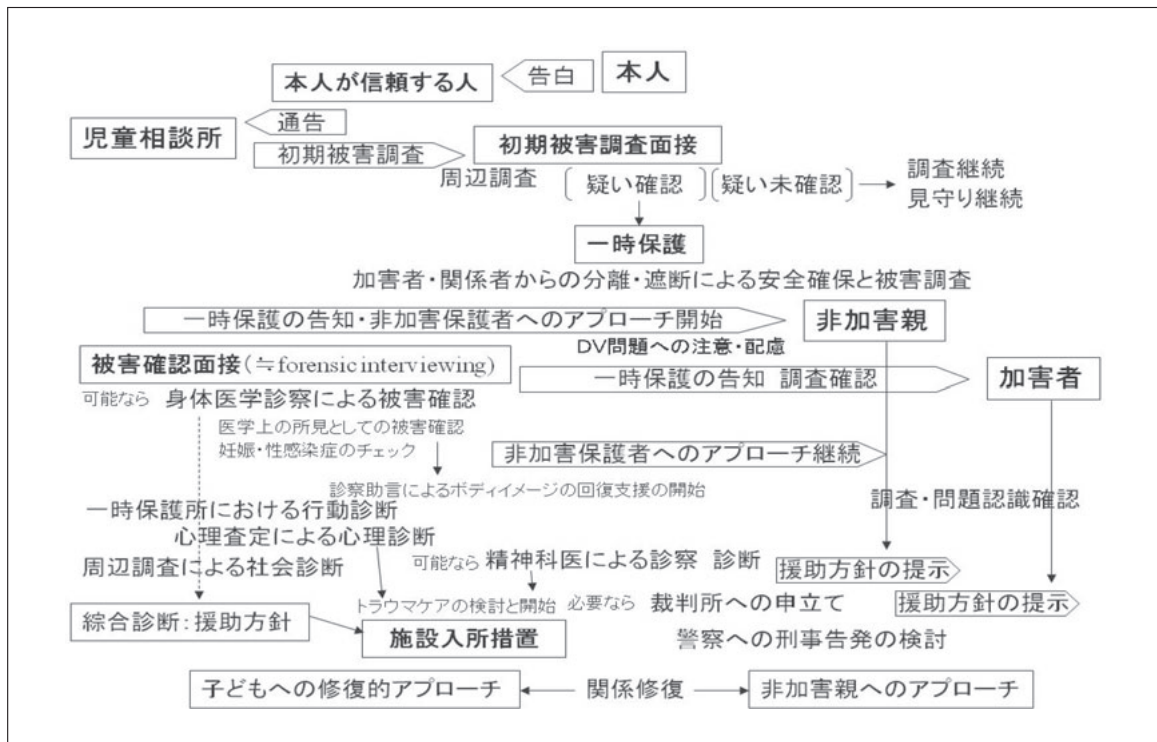


図1 性的虐待・家庭内性暴力被害の発覚からの児相の初期対応の概要

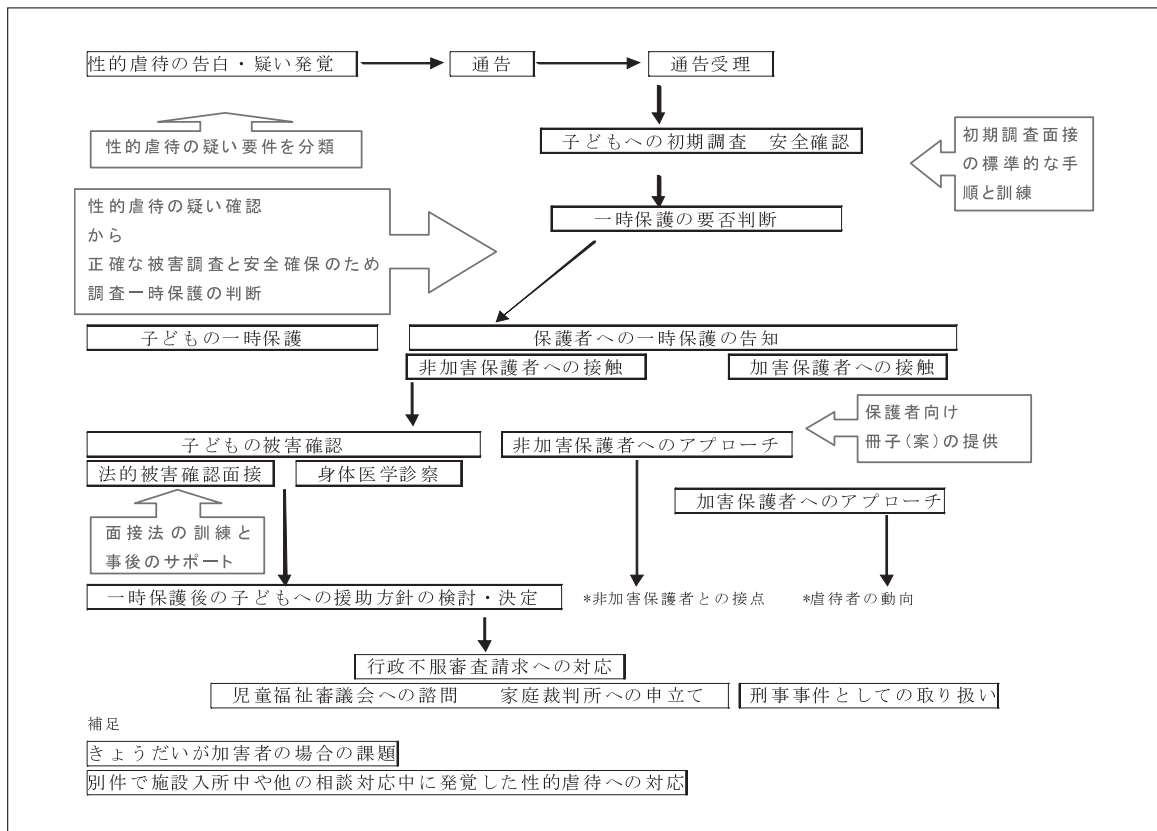


図2 性的虐待対応ガイドライン試行版 作業概要図

高い事情聴取法であることが認められています。

モデルとなっている英米の手法は1980年代からほぼ25～30年間の経過を経て司法と福祉の共同対応システムを形成してきていますが、福祉、医療、司法の各領域の成熟と連携のための長い議論と調整、法律や組織制度の改訂と修正の繰り返し、法廷での闘い、社会を巻き込んだ激しいバックラッシュの嵐の洗礼をくぐり抜けてきています。その苛烈な歴史と現状を理解しておくことは重要です。

- ① forensic interviewは法的手続きにおける子どもからの公平で客観的な事情聴取法であって、子どもから他の方法では聴き出せない真実を聴き出すために特別にデザインされた道具ではない。アメリカ合衆国ではforensic interviewerが子どもの被害事実についての真偽判断を担当しているところもあるようだが、基本的に面接だけで事実の真偽・立証を争うことは難しく、面接実施事例の刑事事件立証率は10%前後と言われている。またforensic interviewerはいずれにしろ検察側の裁判証人として出廷し、加害を疑われている被告側の弁護士からの反対尋問も受ける法的対応に携わっている。
- ② 以前、アメリカ合衆国では子どもは1回限りのforensic interviewを受ければ、2度と被害について尋ねられたり、法廷に証人として出廷し、証言させられることも無いと説明されてきたが、事実は少し違っている。刑事法廷で子どもに証言させるかどうかは裁判所の判断による。実際に子どもが法廷に呼ばれて証言を求められることはあると言われている。また初動での1回限りの面接以外に、forensic investigationと呼ばれる複数回の詳細な調査・査定手法を提唱している動きもある。英国では刑事法廷での子どもの証言、反対尋問の請求は被告の権利として認められており、調査の段階から子どもが出廷することは刑事告訴の前提条件となっている。

③ 米国では刑事訴追の要件に日時の厳密な特定が日本の様には問われなくなった経過があり、そのために遠い過去の被害記憶の想起に基づく告訴などで厳密な日時の特정이無くとも被告が有罪となる事案が生じており、これに絡んで誤った誘導記憶問題などで激しい論争が引き起こされてきた。被告のアリバイ立証の権利を保障しない刑事法制度は当然、冤罪の危険性を拡大するものとして、被告側刑事裁判弁護士の厳しい反撃が活発化している。

④ 英米での子どもの被害調査は時限のある緊急保護拘束下でのforensic interviewと医療診察、その他様々な査定と周辺調査による総合的な評価作業としてチームによって行われる。作業はアメリカ合衆国ではCPS、後にMDTと呼ばれる様々な領域の専門職の合同チームによって行われているが、共同作業の内容は司法管理下での刑事捜査と児童福祉上の対応に大別される。それらは刑事裁判所と少年裁判所(子ども裁判所)へ申し立てられ、緊急保護拘束の時限以降は裁判所の管轄に引き継がれる。

⑤ 英米の初動調査で子どもの証言から加害を疑われる人物が特定されると、しばしば法的手続きによって短日期間内に加害を疑われる人物が逮捕されたり裁判所の命令によって子どもの生活環境から排除される。また子どもたちは小学生になると教育によってこうした対応システムがあることをあらかじめ教えられている。

2) わが国におけるforensic interviewの今後の展開

英米に見られるような歴史的経過が無く、まだforensic interviewそのものの制度的な導入にも至っていない日本の現状では、子どもの被害についての法的手続きに関わる各分野での専門性の確立が課題です。当面のところ、それは以下の区分において検討されるべきであると考えられます。

- ① 児童福祉におけるforensic interview
- ② 刑事捜査におけるforensic interview
- ③ 医療診察におけるforensic interview
- ④ 英米でのCPSやMDTと呼ばれる体制下でのforensic interview

児童福祉におけるforensic interview (被害確認面接)

児童福祉におけるforensic interviewとは児相におけるforensic interviewのことです。児童福祉法におけるforensic interviewの目的は親権に対して家庭内に子どもの安全の問題があり、分離保護が必要であること、再被害を防止するための介入や保護の継続が必要であることを、被害児に長期の治療的配慮・援助が必要なことを立証することです。中核は子どもの被害であり、安全を守るための法的介入の必要性の立証です。

特に刑事捜査において加害容疑者の逮捕・拘束による日常生活環境からの加害者排除が先行しない日本の状況では、子どもの安全確保、再被害の阻止において児童福祉の保護措置がその責任を負わなければならない状況があります。

厚労科研の研究班ではこの児相によるforensic interviewを刑事捜査における「forensic interview：司法面接」と区別して「被害確認面接」と呼ぶことを提唱しています。また具体的な手法としてはNICHDプロトコルと呼ばれているアメリカ合衆国の国立研究所が開発し、公開している手法について北海道大学が科学技術振興機構のプロジェクト事業として日本版の開発に取り組んでいるチームと共同で訓練研修を実施し、試行導入しています。

現在日本の児童福祉分野ではいくつかのこれら欧米生まれのforensic interviewの技法が試行的に導入されていますが、継続的なトレーニングやフォローアップ・スーパービジョンのシステムを国内で確立出来ている手法はまだありません。今のところ試行的に一番それに近づいているのがRATAC™と呼ばれる技法とNICHDプロトコルです。厚労科研の研究班では、こうしたforensic interviewを含む子どもの性暴力被害の評価システムが日本の文化、制度になじむ形で定着するには、当面、より多様な複

数の手法が日本に導入され、公的機関、民間NPO団体等において様々に展開することが望ましいと考えています。

刑事捜査におけるforensic interview (司法面接)

刑事捜査におけるforensic interviewの目的は犯罪行為とその実行者を特定し、訴追・処罰することにあります。児童福祉が子どもの被害事実を聴きとることで保護の根拠を確保しようとするのに対して、刑事捜査では子どもの受けた被害から加害者と加害行為の特定に焦点が移ります。日本の「司法」という言葉の意味からすればこれが「司法面接」と呼ばれるべき面接ではないでしょうか。児童福祉のforensic interviewに比べるとより詳細で具体的な事実に向ける必要があり、面接の法的な性質がより前面に出てきて、子どもへの臨床的な配慮の困難さ、トラウマ記憶への接近による危険がより強くなる面接とならざるを得ません。

現在のところforensic interviewは日本の警察・検察・裁判所の調査手法とはなっていないがおそらく近い将来、刑事・司法分野で子どもから事情を聴くひとつの方法としてforensic interviewの手法が注目されていくことは充分予想されます。

医療診察におけるforensic interview (問診)

医療診察におけるforensic interviewは主に問診におけるやりとりです。また児童福祉、刑事司法双方の事案の調査と評価の過程で医療の関与は欠かせないもので、その作業全体に一貫して法的な立証性についての共通課題があります。欧米では子ども虐待への医療診察は主として小児科医の専門性に属しています。また評価チームのリーダーに小児科医になっていることも多いようです。日本では性暴力被害の診察の専門性は小児科医よりも性犯罪被害者の診察にかかわってきた産科・婦人科医の方が近いようです。医療における性暴力被害の専門性はまだ日本では未確立です。いくらかの経験者、病院等での取り組みが徐々に進められている状況がありますが、今後早急な整備を要する分野でもあります。

(図3)はこうしたforensic interviewを含む子ども

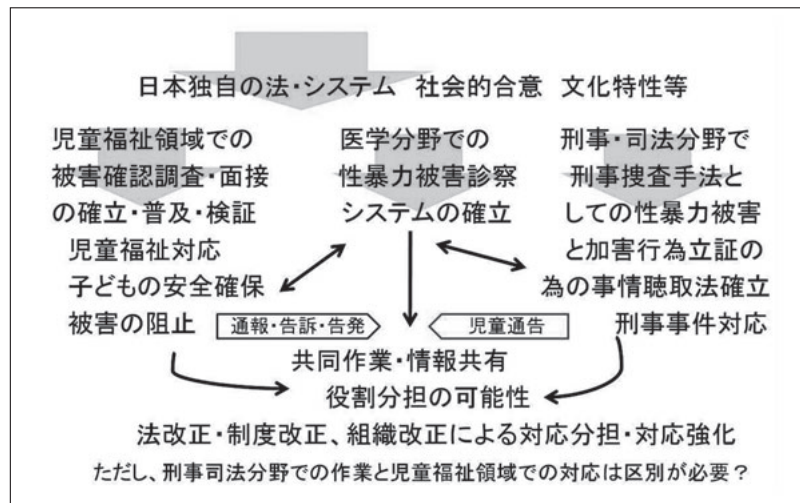


図3 日本における子どもの性暴力被害に関するforensic interviewを含む被害調査・評価の専門性の今後の展開について

もの性暴力被害の調査・評価システムの日本における今後の展開について描いたものです。

3) 児童福祉領域のforensic interviewが担うべきこととforensic interviewの適用範囲

ここで児童福祉分野において議論しておかなければならない重要事項があります。それは英米の体制下におけるforensic interviewと対比されつつある日本の児童福祉分野におけるforensic interviewのあり方です。

10の1)の①でも述べたことですが、forensic interviewは子どもに関する法的手続きにおいて、立証性・客観性・公平性を確保するための事情聴取法なのであって、子どもから他の方法では聴き出せないような重要情報を聞き出すための特別な技法ではありません。また児童福祉上の援助の文脈で使用されるにもかかわらず、forensic interviewは、面接者が臨床的な配慮責任を免除された、治療的な援助過程とは異なる限定的で侵襲性の強い面接技法です。ある意味では刑事捜査における事情聴取に近い事実調査であって、子どもの精神的安全にとっては一定のコントロールを要する危険性もある面接手法です。

こうした特殊性を前提にして、児童福祉領域では以下の条件においてのみforensic interviewの実施が正当化されると考えられます。

児童福祉領域においてforensic interview（被害確認面接）の実施が正当化される要件

- ① 子どもの安全の判断、身柄の扱いについての児童福祉法上の措置において、判断の根拠となるべき法的な客観性をもった事実関係の吟味、情報確認が必要な場合。
- ② 子どもの被害事実と関係する危険性がどこにあり、再被害を避けるには何を回避しなければならないか、児童福祉法上の対応において明らかにする必要がある場合。
- ③ 上記①②の要件があったとしても、子どもの精神的安全が大きく損なわれる危険性が明白である場合にはforensic interviewの実施をコントロールできるチーム体制・組織的な判断体制があること。
- ④ 先行する他の対応において既にforensic interviewかそれに準じる被害確認が行われていない、あるいは近い将来にforensic interviewかそれと同等の事情聴取が実施されることが予想されず、かつ上記①②の要件が認められ、③の要件の保障がある場合。
- ⑤ 先行する他の対応において法的立証性に関する情報汚染、暗示・誘導・教唆・その他の情報操作が子どもに行われた形跡・危険性がある程度否定できる。

これらに該当しない事案においては児童福祉上の forensic interviewは実施しない。また①②の要件に該当しない事案に対して児童福祉法上の援助過程で実施された forensic interviewの情報は提供されない、とすべきであると考えます。

おそらく今後の議論で注意すべきことは、刑事訴訟法上の証拠能力が児童相談所の forensic interview に与えられる可能性に関することです。

厚労科研の研究班はこれには慎重であるべきとの意見です。なぜなら児童福祉上の児相の調査が刑事捜査になってはならないからです。欧米のような刑事捜査が指揮権を持つ環境下で forensic interview やその他の査定・評価・診察等が実施可能となった暁には、児相の被害確認面接とは全く別の forensic interview が設定されるべきです。そしてその forensic interview が行われるときには重ねて児相の被害確認面接は行わず、刑事捜査情報の守秘の壁を越えて、面接情報の福祉・刑事双方での共有化（通告資料等）が図られるべきだと考えています。これが図3で示した日本における欧米並みの組織的な forensic interview の姿でしょう。

11. 産科医による被害確認診察

医療領域における専門性については厚労科研の研究班では限界があり、以下の諸点を指摘するに留めたいと考えます。

これまでの経験では被害確認に係る産科医の診察の特徴は以下の点にまとめられます。

① 診察は通常2回

1回目は性被害についての問診、身体診察に入るかどうかの判断と診察、性感染症の検体採取。問診において forensic interview に準ずる配慮が必要。強姦被害直後などの場合にはレイプキットを使うか、精液等の証拠採取を行うか判断。

2回目は性感染症検査の結果報告と診察全体の結果助言。この助言において、身体成熟が正常であり、将来の妊娠・出産に問題が無い

ことなど、ボディ・イメージの回復に資する助言が行われることが重要である。

- ② 産科診察の結果については家庭裁判所への申し立てなど児相が法的対応に入る場合には診断書の提供を求めることがあることをあらかじめ伝えておく。
- ③ 性暴力被害診察に経験の乏しい医師に診察を依頼する場合には慎重に医師を選ぶこと。また事前の打ち合わせを行い、受診する子どもに外傷体験など侵害的な二次被害を起さないように注意する。

12. 一時保護所における対応・支援

性的な被害を受け外傷性の問題を負わされた子どもは、しばしばその後遺症として、あるいはそれ以外の環境性の問題に起因する適応上の課題を持っていることが多いです。また日本の子どもは欧米のように、あらかじめ性暴力被害を受けた子どもへの社会的処遇システムを知らされていないこともあって、緊急の調査保護に困惑し、戸惑っています。こうした状況にあって、一時保護所での入所時点からの対応は、家庭内性暴力被害を受けた子どもの初期対応において極めて重要な位置を占めます。厚労科研の研究班ではこの点を重視し、一時保護所入所直後からの子どもへのサポートと想定される課題の整理を行っています。以下の諸点はその概要です。

職権保護直後からの支援

- 過剰適応による疲れ、あるいは保護されたことへの戸惑い、不安についてのサポートが必要。
- 個別的な対応は必要だが、孤独な環境である個室を使用するかどうかは検討が必要。
- あらかじめ断りなしに全てを知っており、相談できる特定職員を常時確認できるようにすると共に定期的な声掛けを行う。
- 加害傾向のある子どもからの探りについても「気になること」「いやなこと」としてチェック必要。
- 被害を周囲の子どもに話してしまう行動や外

傷性の性化行動に注意する。

調査・評価過程での支援

- ストレス、気持の揺れについて随時誰か聴き手となれる職員を特定する。
- 被害確認面接の前後の揺れについて見守る 必要なら児童精神科等の支援検討。
- 身体診察前後の不安についてサポートする。
- 行動観察として、対人行動全般、トラウマ性のストレス反応としての急性反応がみられるか、PTSD的な現象がみられていないか、解離が起こっていないか等の観察とサポートが重要となる。

13. 家族・親族への調査と関係修復への支援

家族・親族への調査と支援は①他に被害者はないか、②何があったのか、関係者は誰で何を知っているのか、③非加害保護者は事件のダメージから回復して被害児の支援者となれるか、④子どもの生活環境からの加害者排除は可能か、また再被害阻止に何が必要で誰がそれをコントロールできるか、⑤家族関係はどのように傷つけられており、その修復課題は何か、等についての検討が当面の課題となります。

基本的に性暴力被害の子どものトラウマは加齢と共に増幅する危険性が高いこと、性暴力加害は進行性の経過をとる強い傾向性があることから、加害を疑われる人物との再接触の危険性がある環境への子どもの復帰はあり得ません。そういう意味では元の家族への再統合は原則的に否定されます。

現行制度で難しいのは加害・被害に直接関与しない家族・親族への事実告知と調査が親権者の強い抵抗と相談情報の守秘義務のためにしばしば出来ていないことです。長期の分離保護の中で子どもの祖父母宅への帰省が繰り返し実施されているのに、当の祖父母は子どもの身に起こった被害事実を知らされていないようなことがしばしばみられます。DV加害者の近親姦加害にみられるような執拗な追跡が想定される事例では、非加害保護者だけでなく、親族を含む広い範囲の関係者の協力が子どもの将来の再

被害を食い止めるのに必要ですし、子どもと加害者以外の家族・親族との真の関係回復にはそれなりの真実告知が前提となるところですが現在のところそれには相当の困難が伴います。

14. 子どもへの治療的援助課題

家庭内性暴力被害を受けた被害児のその後の治療的援助はそれだけでもう一つ別のガイドライン作成が必要な課題です。ここでは紙面の関係上からもその基本的な要件のみを列挙しておきます。

- 修復的な生活経験の継続的な保障が最重要事項である。
- ネグレクト問題の克服がしばしば基本テーマとなる。
- 対人的社会性と性的な要素と区別された親密性を獲得する。
- 性的な関係性を持たない信頼・愛着の感覚を確立する。
- 感覚的な感じることと、思うこと、考えることの主体性を取り戻す。
- 解離に対するコントロールの手がかりをつかむ。
- 自分の体験と闘って克服しようとせず、忘れず、悲しみ、学ぶ。
- 失ったものと得たものを見つめる。
- 援助の専門家、全てを話せる理解者との出会いを得る。

15. 性をめぐる子どもの安全のために

性をめぐる子ども安全を高めるには、予防教育が最も重要かつ効果的です。対人関係における権利侵害・侵襲的な被害の危険に対するトレーニングと自覚化が課題となります。ネグレクト問題や社会的な無関心・無知がもたらす危険についてももっと多くの方がその課題を理解することが必要です。社会全体の文化的背景を含む自覚と次世代のための取り組みが求められる課題です。

【参考文献】

- 日本弁護士連合会編（2008）子どもの虐待防止・法的実務マニュアル【第4版】明石書店（p.97-98に調査目的の保護の可否についての言及あり）
- 近畿弁護士会連合会人権擁護委員会（2009）近畿弁護士会連合会シンポジウム第1分科会 性暴力被害者への法的支援の現状と課題 近畿弁護士会連合会人権擁護委員会
- 日本子ども家庭総合研究所編（2009）子ども虐待対応の手引き 平成21年3月31日厚生労働省の改定通知 有斐閣
- 法務総合研究所研究部報告38（2008）諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国— 法務総合研究所
- 法務総合研究所研究部報告40（2008）配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究 法務総合研究所
- 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策加害推進事業）子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 平成20年度総括・分担研究報告書（研究代表者 柳澤正義）（2009）
- 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策加害推進事業）子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 平成21年度総括・分担研究報告書（研究代表者 柳澤正義）（2010）
- 岡本正子（2008）性的虐待を受けた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究：平成19年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究（主任研究者 高橋重弘）」
- 岡本正子（2009）性的虐待を受けた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究：平成20年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究（主任研究者 高橋重弘）」
- 平成19年度児童関連サービス調査研究等事業報告書（2008）性的虐待への介入及び虐待を受けた子どもへの中長期的ケアに関する調査研究（主任研究者 岡本正子）
- 平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書（2004）性的虐待事例御への援助方法に関する研究（主任研究者 萩原總一郎）
- Aldridge,M.,Wood,J.（1998）Interviewing Children:A Guid for Child Care and Forensic Practitioners. John Wiley & Sons,Ltd.（仲真紀子編訳（2004）司法手続きにおける子どものケア・ガイド 子どもの面接法 北大路書房
- HOME OFFICE in conjunction with DEPARTMENT OF HEALTH（1992）
- MEMOLUNDUM OF GOOD PRACTICE on video recorded ionterviews with child witnesses for criminal proceedings.（仲真紀子 田中周子訳 子ども司法面接 ビデオ録画面接のためのガイドライン 誠信書房
- Bourg,W.,Broderick,R.,Klagor,R.,Kelly,D.M.,Ervin,D.L.,Butler,J.（1999）A Child Interviewer’ s Guidebook. Sage Publications,Inc.（藤川洋子、小澤真嗣監訳（2003）子どもの面接ガイドブック 虐待を聞く技術 日本評論社
- Bancroft,L.&Silverman,J.G.（2002）The Batterer as Parent Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics. Sage Pablicatiuons,Inc.（幾島幸子訳（2004）DVにさらさらる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響 金剛出版）
- Jaffe,P.G.,Baker,L.L.,Cunningham,A.J.（2004）Protecting Children from Domestic Violence:Strategies for Community Intervention. Gilford Press（吉本隆茂 塚越博史 勝山友美子 足利俊彦 共訳（2009）ドメスティック・バイオレンスから子どもを守るために 倍風館）
- Nyman,A.,Svensson,B.（1995）Boys:Sexual Abuse and Treatment. Save the Children,Sweden（大田美幸訳（2008）性的虐待を受けた少年たち ボイズクリニックの治療記録 新評論）
- Schktz,P.D.（2005）Not Monsters.Rowman&Littlefield Publishers,Inc.（颯田あきら訳（2006）9人の児童性虐待者 牧野出版）
- Lisak,D.,Hopper,J.,Song,P.（1996）The relationship between child abuse,gender adjustment,and perpetration in men. J.of Traumatic Stress 9 721-743
- Wtkins,B.,Bentovim,A.（1992）The Sexual Abuse of Male Children and Adolescnet,A Review of Current Reserch. J.of Child Psychology and Child Psychiatry vol.33.No.1 197-248
- Summit,R.C.（1983）The Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome.Child Abuse & Neglect,7,177-193
- Van der Kolk,B.A. 山本美貴子訳（1998）心的外傷体験の影響と治療について 児童虐待とその心的後遺症（第8回日本嗜癡行動学会）・講演録 日本嗜癡行動学会誌 アディクションと家族 vol.15 No.1
- 桐野由美子（2003）性的虐待への対応—多職種チームと法的インタビュー：鎌田穰監修 京都ノートルダム女子大学臨床心理センター編集「心理・福祉のファミリーサポート」金子書房
- 石川瞭子（2008）性虐待と性暴力のはざま—性虐待の未然防止：石川瞭子編 現代のエスプリ 性虐待の未然防止 現場からの報告 現代のエスプリ496 至文堂
- Koocher,G.P.,Keith-Spiegel,P.（2009）:What Should I Do?-38Ethical Dilemmas Involving Confidentiality :http://www.

■ 研修講演より ■

continuingedcours.net/active/course/course049.php

峯本耕治 (2001) 子どもを虐待から守る制度と介入手法 イギリス児童虐待防止制度からみた日本の課題

山本恒雄 (2010) 性的虐待対応に必要な知識と留意点 穏やかに、しかし確実に子どもの安全を確保する責任が私たちにある
そだちと臨床vol. 8

106-113

子どもの虹情報研修センター平成15年度研究報告書(2004) アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書(研究代表者 四方耀子)

参考資料 保護者向けパンフレット 1

職権保護の告知場面で加害・非加害を問わず保護者に渡すもの

保護者の方へ

保護者の方へ

今、お子さんのことで児童相談所から連絡を受け、困惑、驚き、怒りなど様々な気持ちでいらっしやうと思います。

今後、お子さんのことを共に考えるために、今起きてることについてご説明します。

現在お子さんは、お子さんの発言やこれまでの行動、様々な症状から、ご家庭の中で何らかの性暴力被害を受けたおそれがあるため、具体的な被害の状況を確認し、お子さんの安全を守るため、一時保護の必要があると、児童福祉所が判断したのでお子さんの身柄を一時保護しています。

(お子さんの安全に何らかの疑いがある段階で児童福祉法第33条によりお子さんを保護することが「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」で定められています)

保護者の方へ

家庭内における性暴力被害とは
家庭内においてお子さんが直接的な性行為や体を触られたり、性交を見せられたり、性的な話を聞かされたことなどを指します。

法律上は、子どもを現に監護する人が子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすることは児童虐待防止法第2条において、児童虐待となります。これはまた直接的な性行為だけでなく、身体を触ったり、性交を見せたり、性的な話を聞かせる等も含まれます。

また、家庭内で同居人や親戚からお子さんに対して同様の行為があった場合も、性的な被害についての、安全確保と調査のため、保護の対象となります。

一時保護中に行うこと

お子さんについて
面接、心理診断、診療(精神科、婦人科など)、行動観察などによって、お子さんが受けたかも知れない被害とその影響について調査を行います。

調査にあたっては、お子さんの気持ちの安定、周囲への気づかひのために生じるストレス、調査のための情報の漏れを避けるため、一旦、ご家庭や周囲の環境から離れた状態で調査します。(保護者の方の都合・通信等も出願できません。)

保護者の方について
お子さんへの調査と並行して、保護者、関係者の方々へも、面接、家庭訪問などによって、事実調査等をさせていただきます。

警察への相談・捜査について
調査の結果によっては、児童相談所の判断で警察への相談、児童福祉法違反等の告発を行う場合もあります。

性暴力被害を受けた子どもの心理
性暴力被害を受けた子どもは自分でもその事実を受け入れなかったり、「自分が嘘と言えなかったから自分が悪い」と思ったり(自責感)、自分なんてどうなつてもいいと思ったりします(自己評価の低下)。

なかなか家族や友人等に事実を打ち明けられないことがほとんどです。

性暴力被害による子どもへの影響
性暴力被害は重い心身の傷を負うことが分かっていきます(トラウマなど)、これらの状態が続くとお子さんには、トラウマによる後遺症(PTSD症状)や身体症状、家出等の非行や性に関する問題行動、情緒的な問題などを生じることがあります。中には日常生活を心身共に健康に通うことが難しくなることもあります。これらのことは、お子さんの今後の人生に重大な影響を及ぼすことから、早期に対応することが必要です。

児童相談所とは…(児童福祉法第11、12条)
児童福祉法により都道府県に設置され、子どもやご家庭について必要な調査、判定をし、その情報をもとに必要な措置を行うこと等が義務付けられています。

一時保護とは…(児童福祉法第33条)
児童相談所が保護者や子どもの意志に反している場合であっても「必要があると認めるとき」、お子さんをお預かりすることができます。これは法律上は行政処分行為です。
児童福祉法上、その期間は原則2ヶ月です(延長する場合もあります)。

行政不服審査について(行政不服審査法)
この一時保護に納得できない場合の意思表示として行政不服審査法(第5条)に基づく不服審査請求をすることができます。請求窓口は _____ です。
ただし、不服審査手続きが開始されても処分行為そのものは停止されません。

今日、このお話をさせていただいたのは _____ でした。

今後、お子さんのことや保護者のあなたとお話を続けさせていただきますのは、お子さんと保護者であるあなたの担当の _____ です。

〇〇県〇〇児童相談所
〒111-1111
〇〇県〇〇市〇〇〇〇
電話番号 333-333-3333
土日・祝日を除く午前 9 時～午後 5 時 45 分までの間

参考資料 保護者向けパンフレット 2

非加害保護者へのアプローチに際して必要に応じて内容選択して編集し直して渡していく冊子案

あなたへのメッセージ

親だからできること

はじめに

あなたは、最近になってお子さんが家庭内暴力被害(性的虐待)にあったことを知りました。そして加害者(虐待者)と思われる人が身近な人であったことを知り、さらに大きな苦しみを感じていることと思います。

子どもの被害をどう考えよいかかわらない
子どもが届けた被害をどう考えよいか、夫が言っていることと考えると、いろいろかわらない。
何の苦しみもないかという点も慎重に考えなければなりません。
夫から離れては、この家業と生活がどうなるかわからない。
こんなことは誰にも話せない。
誰にも聞かれない。

多くの家庭内暴力を受けた子どもたちに関わってきた人たちに言えば、子どもはたとえどんなに大変な状況にあっても、子どもを信じて守ろうとする家の存在があれば、大きな支えとなります。

しかし、今のあなたは、あなた自身でも悩んでいる、子どもの立場に立つことが、どんなに大変なことか、私には知っています。

このパンフレットは、あなたの気持ちと、あなたと子どものために何をしなければならぬか、をどう考えられるようになることを願って作られました。あなたがこの書の内容から学び、家庭内暴力(性的虐待)から子どもを守ることに役立ててください。

目次

- 1 家庭内暴力に関するQ&A
- 2 子どもへのアプローチ
- 3 これからのこと
- 4 あなたへのメッセージ

※本文中で経験が必ずしも共通し、同じ加害者、加害者のこと、加害者、被害者(被害者ではない)も非加害の被害者も含まれていない場合があります。

1 家庭内暴力に関するQ&A

Q：被害者の被害にこんなことが起こるなんて信じられませんが、本当に子どもは性暴力被害にあったのでしょうか？

A：あなたのお気持ちがよくわかります。これまで性暴力被害について児童相談所がかかわった多くのお母さんと同じことを話してあげました。しかし、一般に考えられているよりも多くの子どもに性暴力被害が発生しています。

児童相談所によれば、性暴力被害を受けた子どもの割合に本日の被害があったと推定されています。慎重な調査によって確認された子どもの被害はその大半が性暴力被害です。事実なのです。あなたが、そのことにショックを受けて、とにかく信じられない気持ちになるのもわかりますが、ご安心ください。被害を受けたことを重く受け止めてあげてください。

Q：どうして、母親である私に脅かされて休むのか、と聞かれます。

A：多くの場合、子どもは加害者から「ママに聞かされた、大変なことになるよ、お前はうちにいることができないよ。お前は悪いママだ、そんなことなどないよ」と、誰にも話してはいけないなどとプレッシャーをかけられています。中にはもっと直接的に「聞いたらお母さんが次は次女に被害を及ぼすよ」と脅かされている場合も少なくありません。性的な問題を被害にしているお母さんには、被害者であっても、子どもはこれらのことを知られたら大変な気持ちで何も言えない状態におかれています。

Q：脅かされてはいいけど、子どもにも悪いところがあったのではないかと、子どもは加害者との関係を断って一層お母さんとの関係が悪くなるのではないかと心配しています。

A：これは多くの母親が感じることです。子どもは家庭内暴力被害にかかわってきた専門家たちが認めていることです。あなた自身でもあります。子どもは繰り返し性暴力被害を受け続けることで、自分自身で、そのような関係に抵抗できないと感じてしまいます。また加害者から脅かされ、誰にも助けを求められない中で、生き延びるために加害者の支配の下で暮らすしかありません。

子どもが加害者からお金を受け取ったこともありません。しかし、これは加害者が子どもを支配下に置くための手段でもあるのです。子どもの立場からは、それを受け取ることはできません。

Q：同じ被害を受けたお母さん方は、どうお話ししたか？

A：私たちの経験では性的虐待がわかってからその後、家族が安定して過ごすことができた場合と比べると、母親が父親との関係を整理して、子どもを守る立場を明らかにしたことが多かった。

残念ながら、性的虐待があったことを認めることができなかったり、決したことはなかったり、母親が性的虐待を最小限に抑えようとするあまり、子どもの健康を損なう結果となることがあります。

Q：母親として何をすべきでしょうか？

A：あなた自身が、大きな問題に直面しています。まず、落ち着いてあなた自身のケアと整理をしましょう。そしてお子さんのためにどうすればいいか、考えてください。母親だからできることがあります。

- ① こうした問題はあなた一人で解決できることではないです。あなた自身の気持ちの整理のために話し合う必要があるです。児童相談所の職員と話すだけでもいいです。あなたも利用できるし、あなたも他人に相談したり、そうしたお母さんたちと話し合ってください。あなたの立場を理解して相談に乗ってくれる専門家(カウンセラー、弁護士、電話相談など)もたくさんあります。児童相談所や市町村窓口でも話し合える場があります。
- ② 加害者を疑われる夫、パートナーとの関係、あなたの気持ちも考えます。
- ③ 疲れを感じたら無理せず休んでください。あなた一人になって休息することも時には必要です。あなたが信頼できる友人や知人がいて、その人に今、起こっていることを打ち明けることができるなら、その人に相談したり、そうした人と休息できる時間を持つこともいいかもしれません。
- ④ あなたの気持ちも整理してください。まず、子どもの話を事実として受け止めることが、あなたのお子さんにとって大きな支えとなるか考えてあげてください。

い。

多くの子どもが最も気にするのはあなたとの関係です。母親であるあなたの支えが子どもにとって必要なのです。

⑤ 子どもたちを守るためにどうしたらいいかを考える。

2 子どもへのアプローチ

Q：今、子どもはどんな状態ですか？

A：一時保護された子どもは、とても驚き、戸惑っています。中には被害者であることを話されればよかったと感じる子どももいるかもしれません。これからはどうなるのか、被害を打ち明けた自分のことをお母さんや周りの人がどう感じているのか心配しているでしょう。同時に、それでも言わない方がいい被害の被害かについても、被害を受けた被害者の状態です。当面はまず、よく休み、落ち着いて自分や家族、これからの生活のことを考えられるように支えることが大切な課題です。

3 加害者を疑われる人とのこと

Q：夫やパートナーが加害者と思われる時、どうしたらいいか？

A：あなたにとって、加害者を疑われる人があなたの配偶者やパートナーである場合はその人の関係をどうしていくか、経済的な生活の上での大問題です。加害者であるか否かにかかわらず、あなた自身も被害を受けた子どもを守る責任も負うかもしれません。

ここで大切なことはふたつあります。ひとつは子ども自身のことです。子どもはかつての加害者と出会うことがけいでも被害を受けるとは変わらないメッセージを受け取ることがあります。あつた加害者の危険から子どもを守る責任が保護者として児童相談所にあります。

ふたつ目はあなた自身の人生上の決定です。あなたは子どもの被害者であると同時に、人生上のパートナーとの関係を決める当事者です。この二つは互いに深い関係にありますが、あなた自身の決定が大切です。また児童相談所とは子ども自身の安全についてはあなたと責任を共有していますが、あなたのパートナーとの関係については児童相談所にはあなた自身とパートナーの間に係る事項です。

あなたがその二つの課題の間で揺れ動いてきたり、辛い思いを感じていることは十分理解できます。しかし児童相談所はそのことで意見を言ったり、力を貸してくれるとは限りません。あなたの大変さを感じてあなたのお母さんを守っています。児童相談所は子ども自身の安全(被害者の危険)に関しては責任がある立場にあり、絶対に譲れない事項があります。あなたとパートナーとの関係をどうするか、あなたとパートナーの間で決めます。

Q：きょうだいや他の家族が関わられると、どうしたらいいか？

A：きょうだい間での性的関係が関わる場合、母親としてのあなたの苦しみはとて深刻なものです。この場合、加害者も共にわが子なので、母としてわが子にどうかわればいいのか、悩んでいることでもあります。被害者を受け止めるためにどうしたらいいかを考えて下さい。あつた被害者には、問題の引き継ぎは決して再被害の危険があります。被害に遭った子どもについては保護期間内は児童相談所が安全を確保し、被害状況の把握が必要で、

加害者を疑われるわが子については、もしそれが事実なら、再被害を絶対起こさないようにすること、加害者となってまたわが子が立ち回らなければならないこと、これは保護者だけでできることではありません。加害者の内容によっては、関係の判断と対応にも必要です。保護者としてそれがどんなに辛いことかわかっていますが、決断することについて、人生上の責任と今後の生き方を決めるためには、避けられない事項があります。被害者を守り、加害者を立ち回らせることが保護者としてのあなたの大切な責任とさせていただきます。

この課題については、児童相談所もあなたと共にどうすべきかを、その対応において責任をもつてあなたを援助することができます。同時に児童相談所は、1年法において児童相談所はそのことについての対応責任を負っています。

4 これからのこと

Q：被害を受けた子どもは気がどうなのか？

A：あなたの気持ちとしては、一日も早く子どもを道してほしい、また一緒に暮らすことができないこと、子どもが被害を受けたこと、加害者との関係が危険な状況では、子ども自身の安全からみてなかなかお話しできません。

子ども自身の中には、早く帰りたい、あなたと一緒に暮らしたいという気持ちも、加害者との生活、被害を受けた被害者の状態も、あなたに話したいという気持ちもあるでしょう。しかし、子ども自身の被害の危険性が、どういった状況かによって子ども自身がお話しできないこともあります。

また、子ども自身によっては、あなたのことやどう考えたか思っているかはいろいろでしょう。中にはあなたを拒む態度をとることもあるかもしれません。あなたが家業のことや加害者と思われる人との関係をどうするかによっても、子どもの感じ方はいろいろあるでしょう。

しかし、あなたが疑った家業のあり方がどんな形であるにしても、お子さんが、あなたとどんな関係になるか、お子さんにとっては、あなたからの保護、支えがとても大切であることには変わりありません。児童相談所は、お子さんの状態や気持ち、あなたや家業の状況などを総合的に考えて、あなたと子どもにとって適切な対応を提案し、あなたと子どもとの関係がよくなるようにサポートします。

あなたに対して、被害を受けた子どもが必要とする支えや、助けについて、何が得意か、どうしてあげられるか、よく考えて下さい。

Q：兄の兄、姉に話して話を聞かせるべきではないでしょうか？

A：家庭内暴力が疑われる場合、被害と同性のきょうだいには、同じ被害に遭っている可能性から、児童相談所は子どもへのサポートを優先的に、支援したりする場合があります。また、直接的被害がなくてもきょうだいが被害を自覚していたり、あるいは被害を受けた子どもから打ち明けられていることも少なくありません。たとえ、直接的きょうだい関係が被害を受けなくても何らかの被害や、被害を受けた可能性が被害者にはあります。

あなたから、きょうだいに、保護されている子どもに話していること、家族としてそれを受け止めているか、できる限り相談をお願いします。その上で、もしもほかのきょうだいに何か安全についての心配があるなら、速やかに児童相談所に連絡してください。

あなたは母として大変な状況にあります。たとえ子どもの被害を信じていなくても、あなたは、家族に起こる不安や被害をどうにか、子どもたちの面会を見て、家族を支えていかねばなりません。中には重大な決定を下さなければならぬこともあるでしょう。どうか、ひとりりで抱え込まないで、児童相談所に相談してください。

あなたへのメッセージ

場合によっては何の争いもなく、突然子どもが一時保護される形で児童相談所がかかわることになることもあるでしょう。またはお母さんが児童相談所に相談に来られ、その結果子どもが一時保護されていることもあるかもしれません。

お母さんとしては、児童相談所に対してはきびきびと怒り、お気持ちがありと怒り、児童相談所は子ども自身の安全についての第一の責任者です。そして児童相談所はお母さんと共に、子ども自身の安全について責任をもつ機関です。

たとえ、性暴力被害については児童相談所と意見や、考えが違っていたとしても、子ども自身の安全について共に責任を負う立場から、そして子ども自身の安全を第一に考えて、ご家族と同じ目標を持つものとして、お子さんの最善の利益のためにご協力をお願いします。

児童相談所

参考資料 保護者向けパンフレット 3

非加害保護者が最初のショックからある程度回復して、被害児へのサポートをどうすればよいか話し合える段階に来た時、担当者と一緒に読みながら子どもへのサポートの課題を理解し、確認するための冊子案。既に神奈川県、大阪府で使用されているものをベースに作成。

家庭内暴力被害を受けた子どもを守るために
あなたへのメッセージ

はじめに

今、あなたは、あなたのご家庭で起こった性的虐待や性暴力被害という問題に直面し、驚きや不安で一杯のことと思います。性暴力被害とは何なのか、何があったのか、何故このようなことになったのか、これから何をしていけばいいのか、あなたの声高い声大い声でよいでしょう。

しかし、今、あなたは、戸惑いつつも、あなたのお子さんのために、解決に向け立ち向かっていこうとしておられます。あなたのその姿勢は、お子さんに大きな安心と回復の力を与えることでしよう。

このパンフレットが、これからのあなたとお子さんの回復のために、少しでも手助けとなることを願っています。

1. 家庭内暴力被害 性的虐待とは

家庭内暴力被害・性的虐待とは、家庭内において保護者、家族・同居人等から子どもが性的な被害を受けることです。「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」では「保護者（親権者や実際に子どもを監護している人）が、子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること」が性的虐待と定義されています。

◆子どもの体を触る、性行為を行うといった直接的な行為だけでなく、大人の体を触らせる、性交をさせる、性的な話を聞かせる等も含まれます。

◆被害には、保護者に準じる大人（家族以外の親族など）からの性的行為も性的虐待としての対応が必要です。**（※子ども等による性的行為は、法律上は性的虐待には含まれませんが、家庭内の暴力被害の問題として、両親に対応する必要がある。）**

◆被害を受けるのは思春期の子どもに限られません。幼児期や学童期から後々にエスカレートする場合も少なくありません。

性的虐待は、最も安心できる場所であるはずの家庭内で起こり、子どもに大きな混乱や不安を抱かせてしまうため、子ども自身が被害を打ち明けにくく、発見が遅れがちです。そのため長期化したり、エスカレートすることが多く、子どもへの心身への影響も非常に大きいとされています。

いずれにしても、大人と子どもの間で起こる性的虐待は、常に大人側に責任があります。

2. 家庭内暴力被害を受けた子どもの気持ち

なぜ、すぐに打ち明けてくれなかったんだろう、とあなたも思うかもしれません。しかし、多くの子どもは、性暴力被害を受けても、すぐに事実を打ち明けてくれません。子どもの年齢や、ご家庭の事情にもよりますが、多くの場合、次のような理由によって、子どもは打ち明けてもらえません。

○子どもによって、何が起きていたのか、受けた性的行為の意味が分からず、被害と受け止められない

○誰にも話してはいけない、と口止めをされていたり、言えば大変なことになってしまう（不安や怖れ）

○いやと言えなかった自分が悪い、叱られるのではないかと、思ってしまった（罪の意識、自責感）、どうしようもない、と思ってしまう（自己評価の低下、即うつ）

など

SOSがうまく出せないまま被害を受け続けると、子どもは、大きなダメージを受け、心身に様々な影響が現れます。

3. 家庭内暴力被害による子どもへの影響

○身体への影響

最も直接的な問題は、性器の損傷や性感染症、妊娠などですが、その有無にかかわらず、頭痛や腰痛、睡眠や食欲の問題、排便の問題など、様々な症状が現れます。

○心理的影響

落ち着きのなさ、対人不安、気分の変りやすさ、幼児の過剰な行動など、構造的な変化のほか、リストカットなどの自傷行為や、ボートとすするなどの解離症状が現れることもあります。

特に、PTSD（トラウマの後遺症）症状として、突然、記憶が蘇る（フラッシュバック）、ボートとすする、被害を思い出させるような場所や人に強く反応する、神経過敏な状態が続くなど、安全な状態になってもおそれるものもあります。

また、性的な責め（性的な言葉、過剰な自慰行為、子ども同士での性的な遊びなど）が目立つこともあります。

また、異性への不安症のたり、逆に、過度の関心を向けたりすることもあり、性差別に発展することもあります。

これらの症状の表れ方や程度は子どもによって様々で、多くの子どもは安全が確保されれば生活が落ち着いてる中で少しずつおさまっていきます。しかし、性暴力被害の記憶は子どもの心に深く食い込みます。そこからの回復に一番大切なのは、子どもを支え支えようとするあなたの力です。

4. あなたができる子どもへの被害の回復とサポート

子どもの安全と回復の鍵を握っているのは、あなた自身の手です！

性暴力被害の事実を知ったとき、ほとんどの家族は、信じられない気持ち、怒り、悲しみ、裏切られた気持ち、複雑な思いに襲われます。これまで築いてきた家庭、虐待者との関係、子どもとの関係など、すべてが揺らぎ、あなたの迷いや悩みは尽きないでしょう。

しかし、あなたは今、お子さんを守るための新たな一歩を踏み出そうとしています。

あなたに求められるのは、

◆**子どもの被害を認め、被害の事実に向き合うこと**

◆**子どもの気持ち、苦しみを理解し、安心して話を伝えられること**

◆**子どもの安全を最優先とし、加害者とも安全な関係性を築くこと**

◆**あなた1人で問題を解決し、見当もつかないまま、専門機関の助けを借りること**

です。

この歩みは、あなたにとっても悩ましく困難な歩みでもあるでしょう。しかし、あなたのお子さんへのサポートがなければ、子どもの苦しみは未解決のままだけで終わります。

5. 性的虐待から子どもを守るための支援と対応

家庭内暴力被害から子どもを守り、家族を支援するために、どのような支援があるか、児童相談所のかかりの連絡をお示しします。

○児童相談所のかかりと支援

性的虐待の疑い
 ↓
 報告あるいは相談
 ↓
児童相談所による初期対応 安全確保 安全確保・治療
 ↓
児童相談所による調査・支援等の展開（子ども・家族・周囲）
 ↓
 子どもの安全が保たれない場合 子どもの安全が保たれる場合
 ↓
 子どもの分断連絡 被害との連絡調整 被害者の子どもへのケア
 ↓
 子どもの分断連絡 被害との連絡調整 子どもの被害への対応（再被害防止・家族へのケア）
 ↓
安全が保たれない場合 → **児童相談所への入届** → **子ども・家族への連絡調整** → **安全が保たれるようになれる**

家庭内暴力被害から子どもを守るために最も大切なことは、加害者・加害を疑われる人、加害の危険のある人から再び被害の危険性から子どもを守り、子どもが安心して安全な環境を築くことです。

何が起こったか、事実を明確にし、あなたや家族がこれまでの様々なことをめぐる必要があるでしょう。また、お子さんに十分な気持ちの整理とケアが不可欠です。そのためには、児童相談所が分断保護の継続や施設への入所を提案することがあるかもしれません。

しかし、たとえ、離れていたとしても、子どもを守ろうとするあなたの気持ちと努力があれば、お子さんの立ち直りを助け、お子さんとの関係を再び取り戻すことができるでしょう。

○被害への法的支援

もし、あなたやお子さんが、加害者を罰してほしいと思うなら、あなたやお子さんは、加害者を告訴することができます。

ただし、警察の捜査や刑事裁判・民事訴訟はお子さんにとって、かなり心理的に負担のかかることとなりますので、弁護士やお子さん本人とよく相談して決めることが大切です。

もし告訴する場合には、弁護士の支援を受けることができます。

告訴については児童相談所の担当者や弁護士会へのご相談をお勧めします。

6. おわりに

家庭内暴力被害があなたとお子さんにもたらしたダメージは大きなものかもしれません。被害の事実と向き合うことは、とても苦しいことかもしれません。

しかし、あなたがお子さんを信じ、お子さんを守ろうと努力するならば、問題解決への第一歩を踏み出すことができます。その時、子どもとあなた、そして家族の回復は始まっているのです。

いかなる家庭内暴力被害も、子どもとあなたの人生に回復不可能なダメージを与えるものではありません。

希望を持って踏み出してください。

あなたにも、あなたの子どもにも、回復の力があるのです。

連絡先一覧

○相談窓口

相談窓口	住所	電話番号
○児童相談所		
○市役所		
○女性相談所		

○治療機関

○警察署	
○弁護士会	
○裁判所	

○医療機関

○保健所	
○保健センター	
○病院	

○その他

「施設における家族への援助」

島川 丈夫

(児童養護施設 同仁学院)

* 平成21年度「児童養護施設職員指導者研修」での講演をまとめたものです。

はじめに

埼玉県にあります同仁学院でファミリーソーシャルワーカー（以下：F S W）をしております島川です。「家族への援助」ということは、虐待ケースをどう再統合していくかということを考える中で、最近になって更に重要視されてきたと思っています。もちろん、親との関わりっていうのは以前からあったわけですが、面会一つとっても、すごく配慮が必要になってきたというのが、最近の傾向だという印象を持っています。特別なお話はすることができないとは思いますが、普段同仁学院でやっているやり方を、流れにそってご報告しますのでよろしく願います。

I. なぜ家族への援助が必要なのか

1. 直接的理由

直接的理由としては、「入所中の子どもたちの9割以上に親の存在がある」という事ですね。「両親または一人親がいる子どもは83.2%」ということで、9割越えていないんですけども、厚労省の昨年度の調査ですが、「両親ともいない子どもが8.6%で不明が8.1%」ということで、どうやらやっぱり9割以上になるんじゃないかなというような推測で9割としました。「家族との交流」帰省とか面会、通信がある子どもは81.1%あります。施設から見た今後の見通しとして、保護者のもとへ復帰するだろうと思わ

れているケースが35.4%なんですね。情緒障害児短期治療施設ですと、52.4%。児童自立支援施設だと、61.0%になります。それに比べると養護施設に入所しているお子さんで家に帰れるかなと、職員が思っているケースだと思うんですけども、割合がちょっと低くなっています。新規ケースとして入ってくるケースが、17.1%ですから退所児童もそれと同じくらいの人数になるだろうと推測できるんですが。その中で帰省ができている子どもが52.7%いて、そのうちの35.4%の児童が保護者のもとへ復帰できるだろうと施設では見ているということです。保護者のもとへ復帰できるだろうという児童が35.4%いるのに実際は高卒児童も含めて、施設から出て行くお子さんたち、毎年2割に満たない（注1）。

この数字の差に何があるのかということを探っていく必要があるだろうと思っています。やり方次第では家庭引き取りに結びつくケースが、どれくらい含まれているのかというケースの見直しですね。あと調査等やるものが残っているのに突破口を見出せないでいるケースが埋もれてないかというのを、探ってみる必要があるだろう。更に、おじいちゃんおばあちゃん、おじ、おばまで範囲を広げると、関わりや家庭引き取り等可能性が広がっていかないかなというのが今考えていることです。これらについて各施設で、F S Wだけじゃなくて、ケアワーカー、あとは心理、児相も更に含めて、今施設にいるお子さんたちのケースに当てはめて、探っていく、検証していく作業って言うのが僕らには求められている

注1) 「児童養護施設入所児童等調査結果の要点」平成20年2月1日現在 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 平成21年7月

んじゃないかなと感じているところです。

2番目としては子どもの抱える問題は、家族内の問題から生じているということですね。子どもたちは家族を強く求めています、その家族関係の中で傷ついてきているということも事実だと思います、ですから時が経ったから、家に帰しましょうっていうようなそんな単純な話ではないだろうと思っています。子どもにとっては、自分の意思とは無関係なところで施設入所になっているので、せめて家庭引き取りに向けた取り組みには子どもも参加させていきたいと思っています。具体的にどういう場面で参加してもらおうかと言いますと、まず家族状況はちゃんと伝えるということです。お父さんお母さんの状態がどういう状況になっているのかということ、変化に応じて随時伝えていくということです。その中で大きな事としては、自立支援計画票があるので、作成の時や評価に子どもも参加させていくということが、重要なことと思っています。そういう中で親イメージというのを修復、あるいは確立していくというような作業が、合わせて必要だろうと思っています。

それから親の方ですけども、加害者も被害者という視点。これはやっぱり持っていないとまずいと思っています。自分の子どもに虐待してしまうほど、親も追い込まれていたという風な見方をすると、僕は裁く立場ではありませんので、支援する立場であるということを考え直しますと、親も支援の対象になるだろうと思っています。子どもの課題があるように、親の課題もあって施設入所になっている。親の問題を軽くしてあげないと子どものことまで考えられない場合が多い。その中で、何か、手伝えることがないかというようなことを考えていく視点は、僕らに求められていると思っています。

これら要養護児童の置かれた背景ということを考えていきますと、施設の養護実践の中に、子ども達の家族への思いを支えて、家族との関係を調整して再構築していくための援助が必要になる、ということに気づかされます。それがつまり、児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーク機能であると僕は思っているんですが。更にその機能を強化して

いくと、家族機能の支援、補完、回復を重層的に果たす、更なる家族支援が施設養護の中に求められるとも言えるんじゃないかとも思っています。

あとは地域の必要な関係機関をいかに組織化していくかということと合わせて、無い機能をどうやって作っていくかなということも、やっぱり、我々ソーシャルワーカーに求められた、役割じゃないかと思っています。僕はソーシャルワーカーだという意識を持って、家族支援にあたる必要があるかなと痛感しているところです。

2. 間接的理由

まず児童憲章ですね。「家庭に恵まれない児童にはこれにかわる環境が与えられる」ということです。与えるだけでいいのかという解釈の問題です。更に修復して元に戻すということもこれに含まれていると僕は感じています。それと、最低基準の中に、「児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない」ということが明確化されているところですね。それと権利条約ですけども、ここにも同じような内容のことが書かれています。これも児童憲章と同じように、修復して元に戻すということも含まれるんだという風にして理解した方がいいかと思っています。

II. 入所前 (アドミッションケア)

1. アセスメントから児童自立支援計画票へ

入所前にまず家族の情報・子どもの情報というのが二つに分けるとするとありますね。入所前に関しては、僕らが得る情報というのはほとんどが児童相談所からの情報だと思います。その中から、総合的にアセスメントし、それを基にして児童自立支援計画を作成していくのです。ですから入所段階の支援計画を作るまでにはまだまだ情報が不足しているわけですね。何が不足しているかといいますと、入所後に分かる情報っていうのは、保護者自身からの情報というのがあります。これは親が面会とかに来ますので、その中から情報を得ていくんですが。あとは、家族に関しての情報ですね。更に同じように、保護

者から子どもについての情報も得る事ができます。家にいた頃はあの子はああだったんだこうだったんだということが、聞かされるわけですね。それとも一つ、これが一番重要だと僕は思っていますが、子どもからの情報で、家族の情報が入ってくるというのがあります。あと、子ども自身からの情報というのも「自分は、家ではこうやっていた」とか、あとは行動観察する中で、多分こういうことが家では行われていたんだろうなあということが推測できたりします。それと、地域の関係機関からの情報というのが、要対協とか既に関わっていた機関との関わりの中で、情報が入ってくる訳です。この中で、子ども自身からの情報ですけども、これを得ていくには、僕らF S Wは子どもたちの本当に身近には普段いませんので、なかなか情報が入って来ないんですが、ケアワーカーとの連携に尽きると思います。ケアワーカーが日常生活の中で、子どもが語った事、家族の事、自分の事、そういった事にアンテナを張ってくれるかどうかというのがすごく問われるんじゃないかと思えます。もっと言えば、ケアワーカーのセンスというのにも影響してくるのかなと思っていますけども。そういった情報が随時F S Wの耳に入ってくるというような、そういうシステムを作っていくべきだろうなと思っています。

児相からの情報が最初にあって、そのあと保護者、子どもから情報がどんどん入っていくわけですけども、そうして話を聞いていきますと、最初児相から聞いていた情報と違う情報があったりもします。そこは児童相談所と一緒に再確認をしていく作業というのが必要になってくるだろうと思います。保護者と子どもからの情報に関しても、本当にそれが事実なのかどうかというのが、判断に迷うような事があったりもしますので、そういった情報も児童相談所と一緒に整理して、本当はどっちなんだろうということを裏付けていくような、話し合いが必要かなと思っています。子ども自身を日々観察していて、その子の言動から出てくるような事に関しては、行動的な所から裏付けがされるので、何が正しかったのかということが、分かる場合があるんですけども、それ以外のことに関しては、それが本当の情報なの

か、見方の違いだけなのか、誰かが操作しているのかという辺りを探っていく必要があるかなと思っています。

2. 入所時のアセスメント

児相から児童票が送られてきて入所が決まった段階とありますけども、この辺は多分みなさんの施設でも、やり方には色々あるだろうと思います。入所を決めてから、話し合いを進めるのか、話し合いを進めてから、入所を決めるのかというようなことでは、分かれるんじゃないかと思えます。本来はケースのニーズに施設が対応可能なのかどうかという所で判断していく必要があると思いますが、同仁学院の場合、今はそのニーズに施設が近づけていくというような方法をとっているのが現状です。うちではこういう事ができるよって事が明確に提示できるのであれば、本当にニーズに合っているのかどうかというような辺りで、相談できるかなと思っているんですけども、そういう意味ではまだ課題だと思っています。ニーズに施設が近づけていく方法をとっていきますと、必ずこぼれていく項目が出てくるんですね。そこをどうするのかというところがまた問題として一つ残ります。

受け入れるホームの関係者一人一人に児童票を読んでもらうということから始まります。これはケアワーカー、心理士、F S W等ですね。ライフヒストリーを追いつながら、児童票から思い描く子ども像・親像の家族像を探っていくということですね。自分がこのケースの支援に関わるとしたら、さらにどんな情報が知りたいか、一人一人考えてみるということをやっています。この段階で僕なんかは年表にしたりとか、ジェノグラムを作ってみたり、あとは関係性見るのにエコマップを使ったりとか色々やっていますが、そういう工夫をする中で関係性やその流れを掴みやすいかなと思っています。全員で最終的には読み合わせをするんですが、同じ児童票を見ても一つの出来事でも目のつけどころ、解釈が違って来る事がおもしろい。ある一つのエピソードでも、職種によってとか、経験によってとか、性別によって受け止め方が違うんだということがこ

れをやってみると良く分かります。例えば、子どものケアの方はなんとかできそうな感じだけど、親が難しいよなあというケースもあったりして。そういう場合はケアワーカーの方はじゃあ入所させましょうという方針でいくんですけども、F S Wの方がちょっとびびってしまうという風になったりもします。その辺をこの段階ですりあわせながら入所ということが決まっています。そういったやりとりが、一種の研修の場になっているというのが、うちとしては「ひょうたんから駒」というか、そんな作用を果たしています。例えば典型的な虐待ケースの場合なんかは、事例検討のようになって、新任職員などには研修のように利用できることもあるので、本当にこれは面白いですね。しかも実際自分の身に降り掛かってくる事例なわけで、みんなだいたい真剣に取り組めます。そういったところがいい作用を果たしていると思っています。それぞれから今度、あがってきたその質問事項をF S Wが「入所時における情報の整理と評価」というものにまとめて見相へ追加調査の依頼をします。見相担当ケースワーカーから、入所前に施設に来て説明してもらおうということなんですけど、実際は文書で送られてきたり、電話で済ます場合もあります。以前は文書が来なかった時期もありました。特定のケースワーカーだけは文書で送ってきたりもしていましたけども。これが、更に定着していくとどうなるかという、児童相談所のほうで最初から、施設が必要としているような情報を児童票に盛り込んでくれるというような作用が働いてくるそうです。これは違う施設で聞いた事ですが、見相がそこまで変わってくるというようなことも聞きました。だから、粘り強くやっていきたいなと思っています。あと不明な項目に関しては、どう扱っていくのかというのは、相談していくということです。結果的になるべく情報を持った状態で、お子さんを受ける側の施設の職員が安心感を持って入所を迎えるというようなことを意識しながらやっています。

3. 「入所時における情報の整理と評価」とは・・・

これは乳児院における家庭支援専門相談員のガイドブック、平成15年という全社協から出ているものを基にしています(注2)。入所時の子ども、家族に関するアセスメントの重要性から、平成16年度F S Wの配置から取り入れています。同仁学院では、兼任ですけどもこの時から3名配置しました。それだけ家族の問題ということに関しては力を入れようと古い連中が思っていたということがすごく良かったと思うんですけども。3点を意識しながらスタートしています。一つは、子どもの問題は家族の問題だと意識することです。もう一つは、子どもと親の話に誠実に耳を傾けようということでした。それと、なるべくケースを動かそうというようなこと、この3点を意識しながら、平成16年にスタートしています。

具体的な内容に関しては、子ども自身に関すること、家族に関することとかあるんですけど、具体的にその子ども自身に関することのところだけお伝えします。これが基本になります。まず健康状態、日常生活習慣はどの程度できているか、反社会的・非社会的行動の有無・内容、心理判定の結果で心配なことは何か、一時保護中の行動で心配なことは何か、連絡をとりあえるような友人はいるのか、転校、施設に来る事への不安についてこの子が話していることはあるのか、一番心を開いている人は誰か、子どもに知らされていない情報の有無、自分の事をどう思っているか、というような内容です。これに更にケース特有の部分っていうのが入ってくるわけです。他には家族に関すること、児童相談所とか関係機関に関すること、その他で、A4判で4～5枚になりますけど、それを児童相談所に出して、それに答えてもらっています。この中には入っていないんですけども、僕は以前から施設に入所が必要な子どもの場合は、入所時に精神科医の受診をしてほしいとずっと思っていたんですが、埼玉県では平成19年度からようやく、常勤の児童精神科医が入りましたので、その方が結構活躍していただいています、入所前

注2) 「乳児院における家庭支援専門相談員ガイドブック」 全社協 平成15年3月

に診察してくれるという事がケースによって出てきていることをすごく歓迎しています。施設に来なきゃならないようなお子さんというのは、多かれ少なかれ色々な問題を抱えていますので、虐待の影響がどうなのかとか、発達課題がどの程度達成されているのかとか、そんなことが、精神科医によって提示されると、施設としてはやりやすいかなと思っています。

4. 「入所時における情報の整理と評価」

～その効果と課題

こういうことをやっていくと、どういった良い点があるのかということですが、まずその職種ごとに何ケースかの入所を経験すると、徐々にどんなことを知っておけば入所後自分達がやりやすいかを理解してくる、つまり目のつけどころが分かってくるということです。こういうのを3ケースから5ケースぐらいやっていくと、結構新任の職員でも分かってきます。それから途中で担当が変わっても、子どもや家族に関する基本的な情報を共有出来るというような利点があります。実際のケースを使った研修の場としての意味合いを持たせる事ができる、OJTとしてという側面もあるわけです。

それからケースに関しては、FSWとケースワーカーですね。心理判定に関しては、施設心理と児相心理同士でやり取りする事で、それぞれの専門性がまたはっきりしてくる効果があるかと思っています。課題としては、ケースに特有な項目は、関係者でどう見出していくかは、その施設の持っている専門性のひとつじゃないかなあとと思っています。

それから、ケースが日々移り変わっていく追加情報を、いかに最新情報として見やすくまとめていくかという課題があります。また、児童相談所への理解と協力をいかに求めていくかということなんです。まだ事前に児相のケースワーカーがきて打ち合わせすることが当然の事となっていないということがうちの施設ではあります。この辺りは情報短縮なんかでは契約ですから、しっかり行っているらしいという話を以前聞いた事があります。あとは、入所決定する前に、このケースが児童養護施設でのニ-

ドに合っているかどうか協議出来ないのかということやなところですね。こういったところがちょっと課題として残っているということと、心理の判定に関する情報は今の所、心理同士でやってもらっているんですが、今後それをどうしていくのかというところが課題としてはあります。

それと最後に、ここもまた問題ですけども、学校が知りたい情報はこれに盛り込んでいくかどうかでとところ。学校情報っていうのも、児童票の中にいくらかは含まれているんですが、児相との事前の打ち合わせに学校からも参加できないかというのは、ずっと考えているところなのですがなかなか実現されません。スクールソーシャルワーカーという方が、試験的に今色々な学校に入って来ていますので、そういった立場の方々が、事前の話し合いに参加していただいて、学校が必要な情報をそこで聞き出すということができないかどうかということを考えています。これはもちろん施設の次に子どもたちが多くの時間を過ごす場所として、学校ももっと入所に関わるべきではないかと思っています。施設にだけ入所依頼は来ますけども、僕は学校にも並行して、転校依頼みたいな形で、ケースが来てもいいんじゃないかと思っています。困った事として、事前準備が間に合わず、見切り発進して安心感を持てる前にスタートしてしまった時、一時保護から直接入所になったケースがあります。

5. 親子はどんな気持ちで施設入所を迎えるのか？

まず子どもの場合ですけども、もともと虐待を受け、外の世界に安心感を持っていない状態で入所してきます。また、虐待を受けて自分は悪い子だとか価値のない子だというふうにして思っています。これは子どもの自己中心性が影響している所も大きいかなと思います。お子さんは親に捨てられるのではないかという、恐怖にも似た不安を抱えています。その不安・恐怖というものが現実の形になるのが施設入所という風にして理解出来るかなと思います。つまり見捨てられ感と絶望感を抱えて施設にやって来るということです。中にはすごく嬉しそうな感じに来る子もいるんですけども、それも、本当にその子の気

持ちを押し量って考えていくと、親に期待したんだけど、答えてもらえなかった、その淋しさをすごく感じたりもします。

親の場合はどうなのかというと、自分の子どもを虐待するまで追い込まれて、無力感にさいなまれている状態だということです。虐待がどんな状況の中で行われたのかということなんです。例えば自分もされてきたのか、それしか方法を知らなかったのか、他の何か違う問題で追い込まれていたのかとか、そんな事がいろいろあると思うんです。とにかく、無力感にさいなまれてきている。自分の人生の歯車が狂う時、自分の思い描いた家族像が崩れる時。でも親の方としても、最初からこうなると分かっている自分が虐待して、子どもが施設に持ってかれるってことが、分かっている家族を作ったわけではないんですよ。子どもの名前を見ると、本当に愛とか恵とか幸とかという字がついていて、本当はすごく家族として良いイメージを持って形成したってことが分かるんだってことをおっしゃった学者の方がいらっしゃいました。本当に子どもたちの名前見ると良い名前がいっぱいついていて、その子どもにかかる親の思いというのが伝わってくることもあります。うちに4人姉妹の手形と足形の額が一つありますが、それなんかはもうお父さんがその家族と一緒に良い家庭を作ろうと思って、作ったものじゃないかなって感じるんです。そういったことが崩れ去ってしまうというのが施設入所になるだろうなと思っています。後は、お前は親として失格だと言い渡される時、自分の子どもを施設に預ける、他の人にとられるという世間に対しての罪悪感、入所に立ち会ったらまた責められるのではないか、もう子どもを帰してもらえないのではないかなというような様々な思いをもって、親の方は入所を迎えるわけですね。つまり親も子どもと同じような絶望感を抱えてということなのですが、ひとつ加えるとすれば、子どもの方はさっき、「見捨てられ感」というふうにして言いましたので、親の方は、「見捨てた感」というのがあるんじゃないかと僕は感じています。これは、子どもに対するすまなさであるとか、世間に対するすまなさ、そういった所から、「見捨てた感」とい

うのがあるだろうと思っています。絶望感を抱え、自己評価が極端に低下した状態で子どもの施設入所を迎えることになるんだということです。

6. 事前見学・保護所への面会

事前見学に関しては、形ばかりの選択肢と書かせていただきましたが、未だに施設を選べない状況というのは続いているわけです。これは多分埼玉に限らず東京や様々な所でそういう状態があると思います。見学に来て、そこで選ぶんじゃないくて、既にその時にはもう入所が決まっています、事前にただ見に来るだけというような意味合いしか持っていないことがあります。珍しいケースとしては、入所依頼を受けていないケースでも見学を受ける事があります。この方は施設全般に対して偏見を持っているので、できれば事前にそれを振り払っておきたいという目的で、児童相談所からお願いされることもあります。

それから保護所への面会ですけども、少しでも安心して入所を迎えられるようにどんな配慮ができるか、施設内でよく話し合う必要があります。乳児院からの措置変更の場合などは、言葉でいくら説明してもお子さんの年齢が低いので、理解力が低いということもありますので、具体的に行き来する回数が問われるのかと感じています。以前、乳児院から措置変更を、6ヶ月かけて行き来したケースもありました。そこまではやらないにしても、会いにいったら、そのケアワーカーをちゃんと子どもが認めて駆け寄ってくるぐらいの関係になればいいかなと思っています。その辺りは、各施設でどういう意味合いを持たせるのか、どこまで必要なのかということを考えていく必要があるかと思っています。

最後に、待っている事をどうやって伝えるかという、演出方法ですよ。うちの場合では、好きな食べ物を聞いておいて当日用意するとかということをやっています。そういったことも、あってもいいんじゃないかと思っています。

Ⅲ. 入所中（インケア）

1. 親への基本的理解

親は施設に来る事を、どう考えているのかということ。人と関わることで楽になるどころか、かえって傷ついてきた人達です。また何を言われるのかというような思いがあるんじゃないかと思いません。入所当日、建物に入ってくるまで、また入ってから極端に緊張している場合が多いですね。無口になったり逆に多弁になったり、そういったことが見えます。中には、最初来たときには学校や警察に呼び出されている感じだったと、施設の事務所がすごく敷居が高いんだってことを訴えた親もいましたけども、そういったことがあるんだと思います。

入所当日、「親子がまた一緒に生活出来る為の手助けをしますから親にもできることは協力して頂いて、一緒に子育てをしていきましょう」というような内容を僕は毎回伝えています。親と施設が、協働していくことで、親が親としての役割を取り戻して、それが親子関係の修復・回復へとつながっていくということが必要なと思っています。特に初期段階では、親がまた来ようかなと思えるような対応を意識して演出するということが大事だと思っています。とにかく親に来てもらえないと家族支援は進まないわけで、どんな形であっても、まず親と子が会う場面を設定するというのが重要だと思っています。

親を施設でどう迎えるかということですが、本当にこれは基本的なことなんですが、来てもらったことにまず敬意を払うということです。統合失調症の方なんかは本当に約束したその日に来るだけでも大変だろうと思うんです。そういった方に対して、敬意を払うということです。あと客を招く基本を押さえておくということです。親と会うとしたら、どこの場所で会うのか。これもケースによって、使い分けできるといいですね。施設によって事情がいろいろ違うと思うので、事務所の中で会うのか、事務所の中でも個室で会うのか、それとも別棟の方で、さらに人がいない所で会うのか、様々その親によって使い分けられると良いと思います。ある設備を駆

使して工夫してやっていただきたいと思います。

それと更に基本的なところで、言葉づかいとか、お茶をどう出すのかということ、何を出すのかということもあります。僕が同仁学院に来ていいなあと思ったのは、インスタントコーヒーじゃなくて、落としてやるコーヒーありますよね、あれを親に出していたというのが「あーここは親を大事にしている」と思った最初でした。本当にお客様をお招きするんだという意識を基本に持ってないと、なかなか向こうも応えてくれないんじゃないかと僕は感じていました。

それから、いきなりの指示では、たとえそれが正しい事であっても、親は話をしてくれないということですね。まず聞くということです。言い方を変えると、最初から高いハードルを設定しないということが重要だろうと思います。更にその中で、さっきも言いましたように、また来ようかなと思えるような何かを一つ演出してあげられると、親も次に来やすいんじゃないかと思えます。あとは、そうしないといえなかった、親なりの理由がある…、その時々にあつて施設入所になっているということを理解していくということですね。結果としては虐待してしまっただけですが、そのプロセスと、親がどんな思いでいたのかということ、そこがすごく大事になってくるだろうと思っています。そこを理解していくような関わり方を意識してやっていくことが大事だと思います。その理由を理解するために親から話を聞く、これは教えてもらうということだと思うんです。親からそういう込み入った個人的な話をしてもらえよう存在に、F S Wがなれるかどうかということも、僕は問われているんじゃないかと思って関わらせていただいています。そういったことを、非審判的、共感の姿勢でということすすめています。あとは、よくやることですが、施設入所を決心してくれたことを評価するということです。こういったことも、意識してやっています。あとは、非難されず、自分の話した事を分かってもらえた体験、これがないとなかなか子どもの話までいきつきません。

親の思いを聞いて、子どもに伝えた方が良くこと

は伝えていきます。最終的には、親が直接子どもに言えるようになればいいですが、なかなか入所当初は、ケースにもよりますが、親子でのコミュニケーションがなかなかできないケースも多いので、まず順番としては親の思いを聞いたのを、子どもに伝えていいかどうか親にも聞きながら、F S Wから子どもに伝えるように、最初の段階としてはやっています。子どもの思いもありますので、その子どもの思いも、ケアワーカー、F S Wから、親に伝えた方がいいかというようなことを、子どもと確認しながら伝えていったりもします。これも最終的には子どもから直接親に言えるようになればいいなあとは思いますが、その前段階としては、代弁者として、親子のパイプ役みたいな存在として考えていますので、F S Wから親へ伝えるようにしています。

あとは精神疾患に関する知識は求められますけれども、あんまりそのことに固執しすぎると、目の前にいる親の実際の姿が見えなくなる恐れもありますので、「この人は統合失調症だから、こうなんだ」というふうにして決めつけるんじゃなくて、「こう思うんですけども、どうなのでしょうかね」とって実際の所その一人ひとりの親によって違いますので、話し合いの中で、親の事を知りながら時々「どうですか?」と投げかけながらやっていくというのが一番いいのかなあと思っています。

基本は、誠実に対応するということが前提としてあって、あとはミスしたらちゃんと素直に謝るということです。僕も若い頃ミスした時に謝れないで、言い訳をつけて結局は親の方が悪いんじゃないかという話にもって行って、逆に親に謝らせたような強引さがありました。子どもも見ていますし、親も僕らを見ていますので、ちゃんと間違った時に謝るということをやった方がかえって、親との関係が深まるという体験もしています。

どんな人生を歩んでどんな考え方をする人なのか、親としての思いとか、良かった事は何だったんだろうとか、悪かった事は何だったんだろうとか、その中からどんな些細なことでもいいので、親の強みを見つけ評価するということが大事です。どんな親でも強みというのがあるんです。本当にめっちゃう

ちゃんに見えるような親でも、基本は子どもの事はすごく大切に感じているんだというような強みであるとか、あるいは、親は結構ちゃらんぼらんだけども、親族がすごく動いてくれて協力的だとか、この施設入所を機に親自身も変わりたいと思っていることなんか、強みとしてはなっていくだろうと思っています。その強みによっては、親が虐待という行為に頼らなくても子どもを養育していく力になることもあります。

事例を一つ紹介します。6年間、自分も傷ついてきた父親を支えたケースです。子どもは、中学生男子ですが、入所したのは幼児でした。母親は行方不明で、その後父親から身体的虐待を受けています。

この子は、感情のコントロールが苦手で、衝動性から来る数々のトラブル、あとは、性加害行為、不登校などの不適応行動が見られました。言ってみればADHDのような、注意の集中が悪かったり、よく動いたりとか、衝動性もやっぱり強かったというようなお子さんで、しょっちゅうパニックを起こしていました。

母方叔母に帰省の受け入れなど協力していただきまして、最終的には、この叔母さんの家族に引き取ってもらう事になります。直前までこの叔母さんは、自分達が本当に引き取っていいかということで悩んでいます。最後は、引き取り1週間前に、「もう私は引き取らない」とまで宣言して、その1週間のうちに調整するのが大変でした。

この父親の方ですけども、施設に預ける条件として、月1回は必ず面会に行きなさいという条件を出されます。お父さんの方はどんな気持ちだったかという、「約束だから来ている。気持ちはない。気持ちはないのに何か買ってあげたりどこかへ連れていったりはしたくないんだ」というような話をしていました。このお父さんは本当に几帳面に、月1回必ず来ました。毎回約1時間半の面会時間なんですけども、父親の話の半分を聞いていました。これは僕が必ず対応するというのでやりました。

父親の生い立ちの話を聞きました。最初おじいちゃんからの虐待歴があったということをお話してくれました。父親は暴力に関しては肯定的で、「叩か

れて育ったから今の自分があるんだ、いじめられた時もあったけども、それも一人で耐えてきたんだ」というようなことを、入所して数ヶ月ぐらいて話し始めました。僕は、その話を聞いた時に、そんな子がいたら僕は助けてあげたかったという話をしています。それと父親は、手を出すのは早いけども、自分の思いを人に伝えられるということがすごく強みで、自分でも話していたけども、生真面目さが強みだったということですね。

この子の不適応行動を叱るという場面を利用して、叩かなくても父親の思いは伝わると励まして、実際思いを伝える練習を続けていきました。どういう風にやったかといいますと、この子が次々と問題を起こすわけです、その度に、面会に来るとそれを報告するんですけども、あえて父親に注意してもらうという場面を設定したんです。「どういう風に言えばいいんだ」と聞くと、「じゃあ、こういう風にして言ったらどうでしょうか」ということとか、後半の方になってくると父親が、「じゃあ今度はこういうふうにして話してみます」ということを自分で言っていました。そういったことを僕とロールプレイしました。僕が子ども役をやって、父親がそのまま父親役やって。その練習したのを、実際この子に登場してもらって、実際やってみて終わってからは「今日の、あの場面どうだった？」という話を父親と一緒に振り返るといような関わりを、毎回毎回繰り返していきました。そういった中で、あの父親自身が結局、暴力をふるわなくてもよくなってきたわけですね。「最近叩かなくても済むようになりました」というようなことを、言うようになってきて、大分時間はかかりましたけど変化は見られました。そういう父親を見て、この子の方は、変われるなんてすごいなあとか、お父さんはすごい、とかって感心するようになって、本当に父親がモデルになっているという姿を垣間見る事ができました。実際この子自身もそういったプロセスを経て、暴力が減っていきました。

最終的には、叔母さんの家族という所に引き取られていくんですけども、最後にこの父親との別れ際、「僕も本当に色々なことを学ばせていただきました」

ということで、感謝してお別れしました。父親が最後に僕に言ったのは、「俺の方が救われました」という言葉でした。そういう関係になってしまったので、本当に、子どもと別れるのが僕はすごく淋しかったですんですけども、もうこの父親に会えなくなるのかなあとするとそっちの方がちょっと辛くなるような、そんな関係でした。

2. 初期修正

まず入所後1週間と、入所後1ヶ月、実際入所してどうだったのかということをチェックするようにしています。子どもの基本的な生活がどれくらいできているのか、起床、食事、健康、対人関係、学校生活、就寝状況等。これはケアワーカーからの報告が主になるんですけども。この中で僕が本当に重要だと思っているのは、起床と、食事と、就寝状況です。どういう風にして起きているのか、どういう風にして寝ているのか、あと、食事を食べる場面ではどうなのかというような辺りを見ていると、だいたい子どもの状況が分かると思っています。

それと並行して、心理士によるアセスメント面接を実施しています。これはだいたい1週間を目安にしています。いろいろ心理士の方でも工夫しながらやっているようです。親の事をどう理解しているかということを知ったり、対応不足の項目が浮かび上がったかもしれません。例えば、実はまだ施設入所自体に納得してなかったというようなケースもあるんですよね。児童相談所の方ではもう十分説明して本人も納得して今日は連れてきましたというような話をするんですけども、実は子どもの方に話聞いてもらうと、施設になんか来たくなかったんだ、本当はおじいちゃんおばあちゃんの所に僕は行ければいいなあと思っていたんだけど、それが駄目って言われたんだ、とかということ。まだ施設に来た事を納得しきれていないようなことなんかが、この心理士のアセスメント面接の中で分かったりもします。そういった場合は、本人にも了解取った上で、再度児童相談所に来てもらったりとか、親に来てもらって説明してもらったりしています。そういったことにアセスメント面接は使っています。一週間の生活を振

り返る中で、場合によっては医療に繋げたりとか、学校とのやり取りをしたりとか、児相とのやり取りをしたりとかということもあります。一ヵ月後は、同じようなチェックをもう一回繰り返すんですけども、施設とか学校に適応出来ているのかどうかということがやっぱりポイントになると思います。親の動きでは、約束と違う事があれば児相と協議して早めに対応していきます。この間子どもがどうしているか伝えられる場合は、電話で伝えていきます。子どもが慣れるまで、一ヶ月間は、面会を控えるというやり方がありますが、僕は子どもが施設に来た直後というのは、かえって親も子どもも不安定なわけですから、逆に、見捨てられ感というのを強化してしまう心配もあるので、なるべく早く面会を入れて、親は会いに来るんだということを子どもに示して、子どもを安心させた方がいいんじゃないかなと思っています。それもケースによってまちまちだと思いますので、一律にそうやるというわけにはいかないんですが、僕はそういう考えで、面会を考えています。

3. 児童自立支援計画票の作成

埼玉県では、平成20年度から県内で統一された書式で作成しています。毎年児童相談所に出す養育状況報告書と連動した形になっているので、その支援計画票に入力すると、それがそのまま、養育状況書の方にも反映されます。まず子どもと、保護者も含みますけども、話し合いが基本となります。これは、本当に時間をかけてやっています。でもあんまり話したくない子なんかはだいたい30分ですね。「えー、30分も話すの？」とかって言ったのに、実は話していたら3時間かかってしまったというケースもありますけども、子どもは自分の思いを聞いてほしいという思いが強いため、そんな時間かかったりもします。

どんな事を話していくかということですが、まずどうして施設に来たのかということですが、これは、入所の時ですよ。そして、どうして今も施設にいるのかということを知りたいと思っています。これは時間が経過しますと、入所当初の理由と現在の理由

が変わってしまうケースが多いからです。それと、家族にどんな思いを抱いているのかということ。家族間の関係はどうか、子どもと話しながら、ジェノグラムとエコマップを併用したようなものを、図にこう書いて示すと、「ここに、真ん中にあるあなたがいるでしょう。で、お父さんお母さんいるよね。あとは誰がいるんだっけ」とかということを知りながら話していくと、「お母さんとおばあちゃんは関係がすごく悪いんだ」とかということも、子どもは話してくれますので色々な事が分かります。家には帰りたいのか、嫌なら何がどう改善されれば帰りたいと思うのかというような事も聞いていきます。

家族の状況が、伝わっているかも確認しながら話をしていきます。子どもにもし伝わっていない場合は、今こうなんだよということもこちらからも情報を提供しながら、同じ目線に立てる様に意識しながら進めます。親は絶対変わらないから帰りたいくないという子も中にはいたりします。家で親からされたことが本当にトラウマになっていて、それはもう改善されるはずがないんだと、思い込んでいるお子さんの中にはいたりします。

じゃあ帰りたいくないなら今後家族とはどんな関わり方を希望するのかということもあわせて聞いていきます。それから、子どもによっては親へ手紙を書いて自分の思いを伝えたり、家にいる時にされて嫌だったことを書いたりもする子も中にはいます。「手紙に書きたい」と言いだして、いきなり「僕はこんなことされて嫌だったんだ」ということを手紙に書いたりもします。もちろんそういった手紙を直接親に渡すのか、それとも、もう少しその事を基にして子どもに話を聞いていくのか、という事なんかも児童相談所と連携しながらやっているところです。

ケアワーカーには子どもの具体的な生活場面での課題に関して子どもと話し合ってもらって目標にしていきます。例えば片付けがテーマになるという子も中にはいますし、衛生的な所が課題になる子もいます。それを最終的に、児相をはじめ、学校、家児相、保健センター、精神科クリニックなどの関係機関からも情報、課題をあげてもらい、最終的な支援計画にしていきます。方向性を確認してそれぞれの

課題を明確化していくという事が求められて、こういう流れになっていくんですけども、できれば児相、子ども、親、施設が同じ方向を向いて取り組んでいけるようにしていきたいなという感じでやっています。

4. 役割分担（施設内）

まず、他職種の協力ということが挙げられます。F S Wが中心となって家族支援を行う職員体制を築けるかということがまず一点です。あと他のどんな職種が施設内では家族支援に加われるのかという所もポイントかなと思います。まずケアワーカーですけども、施設によってはケアワーカーが家族支援をする施設もありますが、役割を分担する事で親の攻撃からケアワーカーを守る事もできるし、それぞれの専門性を明確にすることもできるのです。同仁学院では、親の対応はまずF S Wというふうになっているので、ケアワーカーを守るということではできているかと思います。その分、F S Wの方はズブズブですけども。そういったふうにして専門性を明確にすることもできるということです。

その中で、家の話とか親の話とかそういうところに、いかに、ケアワーカーがアンテナをはっておいで、それを扱えるかというのがすごく重要だと思っています。子どもに関する事を親に伝えるのは基本的にケアワーカーの方が良いと思います。「学校ではこうなんですよ、施設ではこうなんですよ、こないだちょっと熱を出したんですけど」などという話は、やっぱりケアワーカーの方がいいんですけども、ケースによっては子どもとケアワーカーの仲の良さを見て、やきもちを妬いてしまうこともあるので、時期的に登場しない方が良い事も中にはあります。そんな事例を紹介します。

小学生の女子です。両親からの身体的虐待で入所しています。母親は感情的な人で、すぐ手が出るような人でした。家児相の、相談員の存在がお母さんを支えてそれまでできて、その信頼感というのがそのままバトンタッチされたようなケースでした。おかげで僕は、あんまり苦労しないうちに、このお母さんと関係を築けました。

初めての面会は、室内で遊ぶ本児を外から眺めるだけのものでした。母親はひどいことをしたのだから、会っても知らないふりをされるだろうと思っていました。本児は走り寄り、にっこり笑いかけたのです。これはすごく印象的な場面でした。本当に、この子はお母さんを認めてにっこり笑ってくれたんですね。このことが後々このお母さんが頑張れる、源になったと感じます。この子の方も、面会が終わってから話を聞いてみたら、「今日のパパは怖くなかったよ、叩かなかったよ」というようなことを言っていました。

直接会うようになった面会場面では、お母さんには近寄らないで、女性のケアワーカーの側に行っただけですね。おいでって言ってもなかなか来ないような状態で、まあ女性のケアワーカーにすごく慣れていたということもありますが、そんな中「ずっとここで育ててもらった方がいいんじゃないか」とか、「もう会いに来ない、私なんか必要ないんでしょ」というようなことをお母さんは言うようになるんですね。これはちょっとまずいなあと思ったので、ケアワーカーを面会場面から外して、僕がそこにいるというような、少し距離を取りながら関わるというようなことをやっています。

面会を始めて1年後に初めて親子でマクドナルドまで外出して、面会から2年後に初めて帰省して、その1年後に家庭引き取りという風に進んでいきました。主にこの場合は、母と子、母とケアワーカーのパイプ役の存在がF S Wというような感じで進めたケースでした。「以前はこの子のすることでイライラしたが、最近では同じ事をされているのにかわいく思えるんです」、最後にお母さんが言った言葉でした。

セラピストですが、子どもが帰省の後のセラピーの様子を聞いたりとか、後は逆に帰省後の寮での様子をセラピストに伝えたりしています。特にその子のことを知る上で重要と思えるようなことは伝え合うようにしています。ケース会議に出席してもらったり、F S Wがケースワーク上のコンサルテーションを受けたりもしています。今年度からこの心理とF S Wの合同会議というのをやっています、名称

は心理職会議といいます。他、希望があれば親に子どもの治療経過について説明してもらおうこともあります。親の方から希望があればという話ですけども、なくても伝える場合もあります。参考として、施設によっては、家族支援担当のセラピストを配置している施設もあります。そういったことも、役割として持っている面白いかなあと考えています。

施設によっては、施設長が登場する機会は異なると思いますけども、中には施設長でないと会わないという人もいます。そんな時は対応してもらいます。また、子どものケアで節目となる話し合いに関しては、加わってもらった方がその後スムーズに進められると思います。途中経過は随時報告していくということはもちろんですけども、そんなことで施設長さんも絡んでくるということです。

あと、意外なのが調理とか事務ですけども、一見関わりが全くなさそうに思いますが、中には面会の時に施設から食事を出してもらっているケースなどがあったり、あるいは逆に母親に食事を作ってもらう施設もあるというようなことを聞いた事があります。そんな関わりの中、調理の人でないと話せないという人がいてもおかしくないと感じています。事務は、親からの電話には、誰につながのかが分かっていないと後から親ともめることにもなりかねますが、親からの電話を取り次いだり、面会に現れた親に初めに会うのが事務職員だったりすることはどこの施設でもあることです。子どものお世話に直接関係しないことは親の方でもわかっているので、親も安心して本音を話したりする事も十分あり得ると思います。つまり、特に配慮が必要な方の情報って言うのは、全職員で共有しておく必要があると思っています。特に、誰々から連絡が入ったら、誰につながればいいのかというようなこと、本当にF S W以外は対応してはいけないようなケースもありますので、事務の職員にも徹底させるということが必要になってくると思います。

固定化した支援体制を基礎にして、ケースによってどれだけ柔軟的に考えられるかというところがこの家族支援体制を施設の中で、どう作っていくかというのにかかってくると思うんです。だから調理だ

からとか事務だからとかという話じゃなくて、その親と関われる部分を大事にしていけばいいんじゃないかと感じています。

それから、うちでは複数のF S Wが配置されているんですが、他のF S Wにケースの進め方で相談に乗ってもらえるという利点があります。今年はF S W会議って言うのを正式な会議としては持っていないんですけども、僕の座っている前にいますので、そこでケースについて話し合うって言う事は可能なんです。今年度は、男性女性各1名で行っています。平成16年の時には3人いたんですけども、基幹的職員というのが、来年あたりから配置されるというのを目論んで、1人をスーパーバイザーにしたので、F S Wとしては現在二人でやっています。例えば支援計画を、こういう風にして進めましょうってことを決めると、やらざるをえなくなってしまうところがあって、今度はこういうやり方を取り入れましょうって言う話になっても、二人いるのでやらざるをえないという利点があります。自分一人だと、理由を付けて今年ではできませんでしたということが言えるんですけども。良くもあり、悪くもありということで、自分を追い込んだりしたりすることもあるんですけども。全般的には良い方についているんだろうと思っています。

ケースによってF S Wの使い分けができないかなということを考えて、男女でやっているところもあります。父親担当、母親担当、様々な親のタイプ、親の問題性によります。ケースによっては、本当に難しいケースで、ひとりでは難しいような場合には二人で持っているケースも何ケースかあります。僕が父親担当になってもうひとりの方が、母親担当というふうに分けたりなどそんなこともやっています。ケアワーカーもすべて男性、F S Wも男性だったというせいで、母子間で性的な問題があったことが、なかなか相談にあがってこなかったという苦い経験がありまして、この辺を改善するためにも男女でやるようにしました。今年度に入ってから入所場面では、まず二人のF S Wが入所に立ち会って、親御さんにも紹介するようになっていきます。あとは得意、不得意もあるので、得意なケースなら効果もあ

がるんじゃないかなと思います。僕自身もお父さんとはなんとかうまくやってくれるんだけどお母さんはちょっと苦手というような意識がありますので、父子家庭の場合は僕が持ったりとかということで、あとは数になるべく同じぐらいになるようにとか、そんなことで振り分けています。お互いに相談し合えるシステムがないと抱えすぎてケースが行き詰まってしまうこともあり得るということですね。これは、二人の風通しを良くしておかないと本当に難しい問題でして、本当にどうもならないような状況になっているのに、SOSが言えなかったりすると、あとからきついことになっちゃうんですけども、困った時にはすぐ相談出来るような体制にはなっているかなあと思っています。

5. 役割分担（施設外）

子どもが以前にいた地元の関係機関ですね、要対協がどれだけ機能しているのかという事がまずあげられます。例えば死亡事件があった地域等は別の組織があったりもしますが、基本はやっぱり要対協だろうと思います。日頃思っているのは、引き取りになってから親が相談に行けるようにするのではなくて、施設入所中に相談に行ける実績を作っておくということがすごく重要だと思っています。以前は、本当に引き取りになる時に、次からここに相談できますよという機関を紹介して、それで終わりというような感じでやっていましたが、それだと結局引き取られた後、繋がっていけるのかどうか見極めるのは難しいので、引き取りっていうのが一年後に設定されたのであれば、もう一年前からそこにも相談に行けるような、見通しが持てるかどうかということをうちでは取り組んでいます。できれば入所時点から、またいつか地元に戻ってきた時どんな受け入れ態勢を作れるかというような視点を、その要対協の方には持っていてもらって、そのいつかのために準備を進めておいてもらえると、例えば今度面会だけじゃなくて、帰省が始まるという風になった時に、地元で見守り体制を作れるという事で、スムーズにいくんじゃないかなと期待しているところです。それが、家庭の見守りにもなって施設退所後のアフ

ターケア実施機関にもなっていくはずだと思っています。どれだけ機能しているかということですが、要対協には期待しているところです。あと、その他市町村の子ども福祉課、あと家庭児童相談室、保健センター、児童家庭支援センター、というようなのがあると思うんですけども、結局こういうところと色々つながりながら、やっていくってことが大事だろうと思います。市町村の子ども福祉課ですけども、これも各市町村の考え方によって、配置している人員も違ったりして、やっぱり開きがあるんだなあとということが、日頃感じているところです。

この関係機関と連携して良い方向にきているケースを紹介します。特別支援学校通学中で、家庭引き取りを目指しているケースですが、キーワードとしては施設間の役割分担、と各機関との連携ということになります。特別支援学校の高等部です。小学生の時に入所して、現在に至っています。母子家庭で、パニックを頻繁に起こしていました。酷い時には5年生ぐらいだったと思うんですけども、一日に2回3回とパニックを起こすような子でした。そういうパニックが中学2年まで続くんですが、精神科にも通院した事があるんですが、自閉的傾向があるが、愛着の問題が大きいのではと言われました。関係機関の組織化というところがすごく重要でした。母親が住んでいる地元の障害福祉課が、このケースではすごく熱心に動いてくれまして、このお母さんぐらみで、この家族を支援してくれました。引き取りということが、見え始めてからは、地元の必要な機関を、組織化してくれたというような動きもやってくれました。障害者の総合支援センターであるとか、あるいは学校までもやりましたね。職場開拓、実習なんかに関しても、お世話してくれましたし、本当にもう家族の中に入り込んで、やってくれています。障害福祉課単独だとちょっと心配かなあとちょっと思いもあったんですけども、児童福祉課もこれに加わりながら、一緒に見てくれるということなので、フォロー体制が整っているのが家庭引き取りになっていくかなあと期待しているケースです。

それと児童相談所ですね。児童福祉司とF S Wの役割の明確化が課題となっているということなんで

すけども、もっと合同での事例検討や、研修会を行う事でさらに両者が有効に機能しないかと感じています。ただ、施設のF S Wに関しては、東京都の児童福祉審議会が、児相の援助方針と施設の支援計画の整合性が不十分だという風なことを指摘したりしています。児童相談所からは援助方針がでるんですけども、それを、まったく施設の方で無視してやっているわけじゃないとは思んですけども、いざ支援計画を作ってみると、そこに整合性がないということが、福祉審議会では指摘されているようです。それと合わせて施設のF S Wは、ソーシャルワークのスキルや経験が不十分だというふうな指摘もされています。これは東京の福祉審議会なので、東京の施設がそうなのかなという感じもするんですけども、埼玉でも同じような感じかなあと思っています(注3)。

それと、あとは親が通院している精神科とのつながりですね。近年、本当に精神科に通院しているケースが増えてきてまして、約5割、うちでは今いますね。病状調査をやるんですけども、児相がやるのか、一緒にやるのかはケースによって検討だと思います。あとDrによっては、親の主治医というスタンスを崩さない人もいるので、これがまた難しいんですよ。「私はこのお母さんの主治医だから、お母さんを治療するという視点からしか発言できない」というような言い方をされたりもします。どこでも精神科だったらいいというような話ではないかと思えます。児童相談所に聞くとだいたい児童相談所と連携しているクリニックを紹介されたりするんですけども、そういったこともやっていいかなあと思っています。この病状調査に関しては、児相にやっていただくのが、結構多いんですけども、できれば親と一緒にいくというところにもっていければ一番いいかなあと思っています。親の方も何言われるんだろう、何聞かれるんだろうということがやっぱり不安ですので、一緒に行っていれば、「ああ、そういう事を聞いたんだ、じゃあ何の為にそれを聞くんだろうか」という話とかも親とできますので、なるべく親と一

緒に行けるようなやり方がいいんじゃないかなあと思っています。

6. 児童家庭支援センターとの連携

今、本園のケースでセンターが関わっているケースは6ケースあります。流れとしては、センターのケースだったのが、本園に入所して、また引き取られて、センターのケースに戻って、時々ショートステイ、トワイライトステイを使っているというようなケース。元々本園のケースだったのが、わざわざ引越してきてセンターとショートステイを使っているケースなどがあります。引き継ぐ時に、センターや本園に親が良い印象を持ってくれていると、その後も比較的援助しやすいこともあります。この支援センター開設にともなう事前調査では、そんなに重度のケースはないだろうと言われていましたが、フタを開けてみるとそうでもない実態があって、センターとしては、施設定員の中に支援センターの枠が欲しいというようなことも言っています。

ショート、トワイライトに関しては、この体制を作るのがうちの施設ではへたくそでして、なかなかショートステイ、トワイライトを受け入れられないようなところがあります。一般の寮に入れちゃうと、入所している子ども達が不安定になるというのももちろんあるので、なかなか難しいなあと思っています。できれば、保育士の経験者なんかを登録しておいて、依頼があった時にそういう人をあててできるやり方ができないかなあとちょっと思っているんですけども。それはまだまだ課題だという感じがしています。あと、利点としてはやっぱり同じ法人内だと、情報の行き来がスムーズで連携しやすいというプラスがあります。お互いの会議にも出やすいということですよ。本園でやっているケース会議の時に、支援センターの相談員にも部分的に、その子の部分だけは入ってほしいとか依頼すると、同じ敷地内にいる者なので、簡単に参加してくれたり連携も取りやすいというふうな利点があると思います。

注3)「東京都児童福祉審議会提言(概要版)」平成20年 社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について

7. 家庭訪問

親のホームグラウンドへ出向く利点というのがあります、まず大きなところでは、生活の様子を知って言うことですね。家具がどれくらい揃っているのかとか、電化製品はどれくらい揃っているのかとか、趣味がどういうことを持っているのかとか、釣り竿とかがあれば「釣りが趣味なんですね」って話でそこでまた話が広がりますし、あるいは、衛生的なところですね。そういったところもチェックできるかなあとと思います。行く事によって施設に来るのに親が、どれくらい大変な思いをしてくるのかとかということも分かったりもします。それと後は共通の話題が増えるということですね。それで親とも話し合えるところが出てきますし、その事を子どもに伝える事で、子どもとも家の話がまたできるというような利点があるんじゃないかと思っています。一番大きいのは親のホームグラウンドですので、施設や児相で話すより親がリラックスして話ができるというようなことがあると思います。

これを施設単独で行くのか、他の機関と一緒に行くのか、特に児童相談所だと思うんですけども、これは目的によるかなって感じがしています。初期段階とかで、関係づくりということ意識してやるのであれば、施設単独の方がいいとも思うんですけども、ケースの進め方に関わる時というのは児相と同行するってことはやっています。それ以外でも施設でもどんどん、行ったり来たりするのはいいんじゃないかなあとと思います。ただそこで配慮しなきゃならないのは、男女の問題もあるので、異性の場合は配慮が必要だと言う事ですね。母子家庭でお母さんがひとりで生活しているような場合には、僕は一人では行かないようにはしていますし、行く場合には、女性のケアワーカーをもう一人連れて行ったりとか、あとは児童相談所のケースワーカーが女性の場合には一緒に行ってもらったりとかってことでやっています。

IV. 家族支援の目的

これは平成16年に、F S Wの配置に関する厚生労

働省の通知一部です。この中に対象となる児童というのが書かれておりまして、「支援する事により家族復帰が見込まれる児童、里親委託、養子縁組が適切な児童」となっているんですが、果たしてそれだけでいいんだろうかというような問いかけです。当初このF S Wを配置する時に乳児院の方が先だったんですけども、このF S Wをつけるから、じゃああなたの施設では家庭引き取りの件数は何件になるかというのを、全部出させた県があったという話を聞いた事があります。そこでは、実際の数を出す事によって、F S Wの、効果として評価するというような言い方だったと思うんですけども。本当に引き取りさせるだけということでもいいんだろうかというのが、僕の思いです。

家庭引き取りだけが家族支援の目的なのかということ。その、家庭引き取りの件数だけで家族支援を評価される事の怖さというのを感じています。子どもが育っていく際の、家族イメージの大切さというのがすごく大事なんじゃないかと思っています。悪い家族イメージを持って入所してくる子どもも多いですが、乳児院から措置変更で来る子等で、家族という概念すら持っていない子も中にはいます。最終的に僕は、何らかの家族としての付き合いを持ってお互いにとって精神的な支えとなって、所属感を持てるような家族としての機能が持てるように、その家族にとって最良の形を追求して行くというのが一番いいんじゃないかと思っています。そんな関わりの中で、家族イメージを修正したり、形作ったりすることが必要だと思っています。あとはすべての入所児童にとって、個別の家庭支援の形を考えていく必要性を感じています。ファミリーソーシャルワークという視点を施設に根付かせるって言う意味で考えれば、まあ厚労省が言っている事も、取りかかりとしては良いかなあとと思うんです。でも、どうなのという疑問があって、次に事例を紹介します。

このケースは、母親が精神疾患で母子家庭の、ケースなんですけども。お母さんは入退院を繰り返して、家庭引き取りってこと自体はかなり難しいなあと考えているケースです。小学生の女子で、入所したのは幼児です。乳児院からの措置変更でした。お母

さんは未婚で、祖父母と同居しています。児相からは入所の時に、予後の悪い病状とされています。つまり病識がなくて、薬は適当に自分で調整しちゃったりして、減らしたり増やしたりして、そのうちに調子が悪くなって入院するという、そんなことを繰り返していたお母さんでした。

面会場面で、この子が当初激しい拒絶をするんですね。入所の日でしたけども、お母さんの顔見たとたんひっくり返って大泣きしまして、走りよってお母さんが抱きかかえるんですけども、そしたらもう言いなりになっているというような、諦めたというような感じで、泣き止んでされるままにしているというような感じでした。入所の場面からそういう光景を見せられましたので、本当にこのお母さんを面会させていいのかどうかというのを児相と協議したりもしました。もう少し様子を見ようということで、面会を繰り返しました。とにかくお母さんは子どもを抱っこすることが母親なんだという認識だったんですね。その子は、赤ちゃんなんだという見方しかできなかったというところが、そういう行動に繋がったかなあと思います。お母さんには面会に来るのは何のためだけ、というようなことを問いかけながら面会を進めてきました。母子関係が良くなるための面会だよということも繰り返して、嫌がるようなこととか、怖くなるようなことはやめてほしいんだけどという話をして、親子の関係が良くなるための、面会というのを意識してほしいという話を毎回毎回する中で、だんだん改善されてきたというようなケースです。

この子もすごく敏感なところがあって、本当に急に抱っこされちゃうとびっくりしてしまうらしくてそんなところがありました。最近この子の方は、「前は怖かった、連れて行かれると思って心配だった」というようなことを僕に言っています。このケースは、乳児院からの措置変更の時になるべく回数をというようにを言いましたけども、そんなに回数行き来してなかったケースだと思うんです、二回ぐらい行き来したかなあ多分。ひょっとしたら、乳児院からの措置変更で、置いて行かれちゃったというような、そういうのもあるのかなあと思っています。

だからそういうところでも、やっぱり配慮は必要だなと思っているんです。徐々にお母さんも抱っこしないから、安心するというように段々なくなっていきます。そのうちに本人の方でも面会を求めるように変わっていきます。本当になんか、嘘みたいに距離をおいて、見ていられるようにお母さんはなっていくんです。

その中でやっぱり問題になったのが、家族のイメージということでした。他の子に合わせるようにまず家に関するファンタジーを周りに話すようになりました。どんなファンタジーを言ったかという、例えば「私の家には犬がいる」とか、「バナナがいっぱいあるんだ」とか。車で出かけて行くと、全然方向違うんですけども、「あ、私の家はこの近くだ」とかそんなことを言い始めたんです。子どもがファンタジーを話すって言うのは、現実を受け入れられないとか、他の子に話すものを持ってないんですよ。そういうことが影響しているかなあと思ったんで、家を見に行くという方向に持って行けないかと思って取り組み始めました。一緒に行こうって言ったら、この子はいやがるんです。何でって聞くとさっきのところにやっぱり戻りまして、そのまま置いてこられるんじゃないかって心配だと言っていました。どうやらその乳児院からの措置変更というのが、ずっとこの子へ影響しているのかなあという感じでした。それなので最初は僕に一人で行って来て、写真を撮ってきてくれという話をするんです。その通りにやって、今度写真見せましたが、最初はそんなに反応なかったんですけども、しばらくしてから、じゃあ次は私も一緒に行くって言って、そこから月一回の外出というのが始まるわけです。

行くとにかく家の中を確認して回るという、探索行動がしばらく続きました。とにかくあっちこっち、見て触ってみたいと、納得いかないような感じで、ずっと家の中で動き回っていました。それが落ち着くようになってきてから、施設の方でも、「私の家族はねえ〜」というような話を今度は具体的に話をするようになりました。ファンタジーはなくなって、具体的にそういう家族について話すようになりました。この子にとって家族とは何なの？とい

うようなことを時々聞いたりもするんですけども、私の家族はねえ、という感じで「お母さんとおじいちゃんとおばあちゃんが私の家族だよ」というようなことを言えるようになってくるんです。そういった実際の行き来がないと、そういう思いも起きなかったのではないかと思います。

本児だけで外出するってことをしばらく続けて、そのうちに一泊で帰省するということが行われています。もちろんこの辺のステップをクリアするには、お母さんが通っている精神科医と繋がっておく必要があったので、児童相談所をお願いして、そういう事が可能かどうかということ进行调查してもらったりもしています。

今後の課題、この後どう進めていくかなんですが、本人はだんだん居心地がよくなってきて、ずっと家に帰れないのかというような話をするようにまできてきて、そこで課題になってくるのが、お母さんの病気というのがあります。それをどうやってこの小学生の子に理解させるかということが問題としては大きくあります。とりあえず今は、そんなにまだ理解力もないので、その子がまだ理解出来るような話し方でしているんですが、少なくともそういう状況だから、家族と付き合わせないというような方針はうちでは出しませんでした。一緒にいるからこそ、理解出来ることもあるし、そこを見ているからこそ、話ができるってことを大事にしようってことで進めてきていますので、こういったケースなんか、家族支援の対象になるだろうなと僕個人としては思っています。

V. 家族支援プログラム

1. 埼玉県の実状

家族支援プログラムが最近全国各地で行われるようになってきて、埼玉県でも平成20年度からスタートしました。まず家庭引き取りの意思があるかどうかの確認です。子どもに意思があるのか、親に意思があるのかということから始まります。児相での立ち会い面接⇒施設での立ち会い面接⇒施設での立ち会いなし面接⇒外出⇒外泊⇒引き取り前提の長期

外泊⇒家庭引き取りという流れになっています。また、要所要所で関係者合同ミーティングを開くようになってきています。家族支援評価シートというのがあります。それを見ると、何が課題となっていて、何を解決していけば引き取りにつながっていくのかというのが大分分かりやすくなった感じはしています。

まずは家庭引き取りの話が出ているケースとか、年齢的に節目になっているケースが優先となっていますけども、うちの考え方としては、全部の児童に家族支援が必要だという考え方になっていますので、多くのケースがプログラムに取り上げられています。個別プランの提示によって、親も子も理解しやすくなっています。児相と施設が共通のシートを使ってアセスメントするだけでも、一定の評価はできるんじゃないかと思っています。

2. プログラムへの懸念（あくまで埼玉県の場合）

埼玉の家族支援プログラムに関して懸念していることとしては、まず一つは児相間での取り組み方へのばらつきがあるということです。なぜそうなのかわからないですけども、積極的にやっている児相もありますし、全然施設から働きかけないと動かないような児相もあって、まちまちで全部の児相が共通した認識でやっているとは思えないような動きを感じます。また、引き取りたい親、引き取られたい子どもの意思が優先されて、虐待の振り返りなどがおろそかにされないか、というようなことが一番心配しているところですね。それと、虐待の種類、状況によって家庭引き取りとなる、ならないというのをどこで線引きするのかというようなところですね。性虐待なんかは加害の方の親がいる場合はほとんど家には帰せないというのがはっきりしていますが、ネグレクトの場合の判断って言うのはどこまでだったら許せるのかということで、線引きがすごく難しいなあと僕自身感じているところです。それと、プログラムに沿った子どもの治療経過をケースによってどうアセスメントして引き取りへとつなげていくかということです。これに関しては西澤先生が、保護者に対して、PAAIという虐待心性尺度

に基づいた親のアセスメントというのを試みていまして、虐待防止センターの研修の中で報告していたんですけども、青森県の児相と連携してそういうのを開発したというような話をしていました。思いとしてはそんなに簡単に引き取らせていいの？という疑問から出発したということです。やっぱりそういう心配はあるんだなあと感じました。引き取り後の支援体制をどこまで整備できるのかというようなことなんかも、課題としてはあります。

次の事例は28条で家庭引き取りを目指しているケースですが、これは先ほど言いました、家族支援プログラムに乗せて取り組んでいるケースです。キーワードとしては、家族支援プログラム、二者関係から三者関係へ、28条ということです。現在小学生の男児です。父親からの身体的虐待があって、父親の同意が得られず28条で保護されました。この子は、当初人とのコミュニケーションが取りづらくて、指示を受けるとパニックになって混乱していたという状況がしばらく続きました。指示というか「これをした方がそろそろいいよ」とかそういう声かけでも、わーっとなって、命令されたような感じになっちゃったんでしょうか、それでパニックになっていました。

父親は児相からの働きかけには一切応じないで、たびたび県に苦情として抗議したりしていました。とにかく県の偉い人を呼んでは文句を言って、児相の対応がなってないというようなことで抗議していました。その後児相との話し合いに応じて、会うようになったんですけども、最初は僕も報告を聞いているだけだったんですが、黙り込んで全然何を聞いても話しをしなかったり、あるいは逆にどなりちらして、まともな話し合いにはならなかったというような話を聞いていて、児相の方が、二者関係から三者関係にしたいからぜひ僕にも参加してほしいと言って、そのお父さんとの話し合いに加わる事になったんです。児相から家族支援プログラムを提示されて、最初は構えていた父親でしたが徐々にやわらいで、僕と世間話とか趣味等についても話ができるようになってきました。

やり取りができるようになって、児相での面会か

ら始まりました。この子の方は、行き帰りの車の中で面接しているような感じで、多くの思いを聞くことができました。まだまだ父親を怖いんだというようにはっきり言えていたので良かったと思いました。徐々に大人がいる面会に関しては抵抗なく過ごせるようになってきています。現在は、児相での面会が施設に変わって、施設での面会になっています。父親の面会後は、この子の状態を知りたいという事で、児相の心理士が面接に来ます。施設の心理士は週一でセラピーを実施しています。これは生活の中で出てくる問題を、中心にして治療しています。虐待の再現みたいな話は、この子の中から聞けるそうです。ケアワーカーには、日常生活の中で本児が話す家族のことについては意識的に聞いてもらう事を依頼して、記録に入れてもらえるようにして、僕も情報を得ながら進めているところです。

今後としては、この子の気持ちにそって無理がないことを確認しながらプログラムを進めるというのが大前提で考えています。あとはF S Wと父親の関係を深めるというのが今後の課題になってくると思います。ぜひお父さんに言いたいのが、このお父さんも、先ほど、最初のケースで出てきたお父さんと似ていまして、結構自分の思いとかを言葉で、表すことができるお父さんなので、叩かなくてもいいんじゃないのという話をしたいなと思っています。その中から、自分がしてきたことをどう思うのかという話を、できればしたいなと思っています。そこに自発的に父親の方から、謝罪したいというような思いが出てくれば一番いいかと思っています。

VI. 家族支援定着のための課題

1. 施設機能の中心であるケアワークの充実

最後になりましたけど、家族支援定着のための課題で、いくつか挙げさせていただきました。施設機能の中心であるケアワークの充実。これに尽きると思います。子ども達の生活の安定があって始めて、心理治療とかファミリーソーシャルワークが生きてくると僕は考えています。もちろん逆も言える事は理解していますが、基本は何か問われているので

はないかということです。児童養護施設の中心的な機能というのはやっぱりケアワークであると思っています。そこにはケアワーカーのバーンアウトの問題も取り組んでいく必要性を感じています。それと施設崩壊の懸念というのも、暴力を中心とした子どもたちの問題性を考えると起こっていますので、いかにして、施設の中のケアワークというのを安定させていくかというような取り組みがやっぱり中心になっていかならうと思います。埼玉では、F S Wの研修というふうにして皆さん集まると、ほとんどがケアワーカー兼任で、なかなかF S Wの仕事に専念できないような実態があります。そういったことも安定させていけるようなシステムにしていきたいなという考えでの課題です。

2. F S Wのトレーニングをどうしていくか

これも、ケアワークの充実というところが本当に充実してこないと、兼任ではなかなか、研修やっても変化が乏しいんじゃないかというのが、埼玉で研修を受けてみて感じているところです。それにはさっき言いましたように、児相のケースワーカーとの合同の研修とかというのは今後企画できなくなっていると考えています。施設のF S Wと児相のケースワーカーの役割の仕方、それをどうやっていくのかというのも、研修なんかで確認して、全体に提示していければいいんじゃないかと思っています。

3. 支援メニューの開発・実施が必要

コモンセンスのペアレントトレーニングですとか、母親・父親グループとか、あるいは、親子での宿泊トレーニングとか、そういったことが、各地で行われていますけども、もっと、埼玉県内にもこういったプログラムがもっと数多くあれば、このケースはこのプログラムを当てはめて、並行してやっていこうということになると思うんですけど、まだまだ少ないので、こういったところがいろんな実施機関で行われるようになってくるといいんじゃないかと思っています。ただ、今の家族支援プログラムを見ると、課題解決には子どもとか親とも支援メニューが本当に不足している感じがして、

ただ親子が慣れていくのを、待つて進めていくみたいなのところがあるんですけども、それだけではまずいだろうというところと、評価をどうするんだというところ、子どもの状態、親の状態、両方見て引き取りに繋げていけるのかどうかというところも、重要になってくるだろうと思っています。

長い時間おつきあいいただきまして、どうもありがとうございました。



つなぐ願い

—オレンジリボンたすきリレーへの思い・4—

子どもの虹情報研修センター
増 沢 高

1. 小山市の事件とたすきリレー

栃木県小山市は人口17万人の小都市である。栃木県の南に位置し、茨城県と隣接している。小都市といっても緑の自然が多く残った静かな街である。この閑静な小山市で衝撃的イベントが起きた。平成16年のまだ暑さの残る9月のことである。この町に住む4歳と3歳の兄弟が、同居する成人男性の手によって流れる川の上から投げ落とされ死亡したのである。犯人は兄弟の父親の「舎弟」と呼ばれる間柄の男で、父親の指示で兄弟の面倒を見ていたという。もともと家庭内には不適切な環境があり、兄弟は児童養護施設に預けられていたが、親族である祖母のもとに引き取られ、その後この家に戻されていた。事件後、施設を退所させる判断が妥当であったか否か児童相談所が厳しく問われ、判断の甘さを訴える世論が新聞やテレビを賑わした。

この事件を機に、小山市民の有志がNPO法人「カンガルーOYAMA」を設立し、こうした事件が2度と起こらないことを願って、オレンジリボンキャンペーンを考案した。オレンジリボン子ども虐待防止の象徴とし、これを身につけて皆で虐待防止を呼び掛けるよう訴えたのである。現在このキャンペーンは全国組織である「NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク」に引き継がれ、児童虐待防止推進月間である11月を中心に、様々な啓発活動が全国各地で行われている。

私たちの「湘南・東京子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」もそうした啓発活動の一つである。オレンジリボンオレンジのたすきとし、複数のランナーが駅伝方式でつなぎ、虐待防止を訴えるイベントである。子ども虐待への対応は一人の力、

一つの機関では困難で、多分野の機関や職種が協働してはじめて前に進んでいく。駅伝も個々の力の結集が実を結ぶスポーツであり、この意味において虐待対応における協働と重なるところがある。また湘南・東京地域は、かの有名な箱根駅伝の地でもある。これらがたすきリレーを始めた理由である。平成19年に行った第1回目は、箱根駅伝のコースをほぼそのままに100名程の有志のランナーがたすきをつないで走破した。走破しきったあの時の充実感は今も忘れられない。ただゴール地点である大手町の休日の人の少なさに、寂しさを覚えたのも確かだった。そこで翌年から渋谷からの都心コースと小田原からの湘南コースを設け、人出の多い横浜のみなとみらい地区をゴールとし、両コースのランナーが出会うこととした。ゴール地点では1日中イベントキャンペーンを行った。以降このような方式が続いている。

たすきリレーは今年で4回目を迎えるが、この間に岐阜県や山口県でも行われ、今年は滋賀県で実施されるなど活動が広がりつつある。そして何とも喜ばしいのは、オレンジリボンキャンペーン発祥の地である小山市がたすきリレーを行うことになったのである。小山市のたすきリレーの話を知ったのは今年の2月である。小山市役所の課長さんと係長さんが、実行委員会の事務局でもある子どもの虹情報研修センター（虹センター）を訪ねて来られた。私たちの実施日の一週前に小山市がたすきリレーを行い、小山のたすきをこちらにつなぎたいとの意向であった。私たちにとっては当然大歓迎であり、当日はこちらの実行委員会が小山市のゴール会場に赴き、たすきを受け取る方向で検討することとなった。さっそく実行委員会が開かれ、これを話したところ、委員の全てが賛同した。反対者がいないことは想定

内だったが、その中の一人が「自分が横浜までの約150kmを走ってつないでもよいか」と言いだしたのは驚いた。この発言の主は山下さんである。山下さんは、毎年全区間走行し、ウルトラマラソン等にも参加し続ける程の凶抜けた走力の持ち主である。一瞬は皆の口が開いたものの、彼の走力は実証済みで、すぐに納得の表情に変わった。こうしてまた一つ驚きの企画が誕生したのである。

小山市のたすきリレー当日はよく晴れた穏やかな日となった。小山市役所の会場では、朝9時にランナーがスタートした。スタートとゴールセレモニーが行われる会場は地元高校生のよさこいソーラン節など様々なイベントで賑わった。市民が一体となってイベントを盛り上げている。11時半過ぎに走り終えたランナーが会場に到着した。ひときわ大きな声援が飛ぶ。ステージ上でランナーに完走賞が授与された。走り終えた後のランナーの笑顔は素晴らしいといつも思う。ただ走っただけでない何かランナーの笑顔の中に満ちている。それはとても大きな充実感なのだろう。走ることはけっして派手ではないものの、嘘やごまかしのないまっすぐなものだ。だからだろう、素直に笑顔を受け取ることができるし、素晴らしいと感動できるのだと思う。

ゴールセレモニーの最後に、私たち湘南・東京たすきリレーの実行委員3人がステージ上に呼ばれた。その中に山下さんがいる。小山市長から「つないでいただきたい」との言葉とともに小山のたすきが渡された。彼はここから150km先の横浜にある虹センターまでたすきをつなぐためにここにいる。小山市のランナーの願い、市民の願いを東京・神奈川に届けるためである。

2. 山下さんの思い

スタートしてまず彼が向かったのは、あの事件が起きた橋である。きれいに澄んだ幅の広い、流れの緩やかな美しい川にこの橋がある。あの事件の悲惨さと、この美しさがどうにもつながらない。誰もが「まさかここで起きたとは」と思わずにはいられないだろう。山下さんもその一人である。この川の名

は「思川（おもいがわ）」という。古人にとって、思いを抱いたり思いを込めるような、そんな川だったのだろうか。山下さんと同行（山下さんのサポート隊）した私たちにとっては、事件への思いと虐待防止の願いが、この名称に重なってきた。橋を渡ると、そのたもとに小さな地蔵が2体並んでいた。あの兄弟の地蔵であることはすぐに分かった。地蔵の前には車の模型やミニカーが置かれている。きっと車が好きな兄弟だったのだ。地蔵も我々の思いと一緒にだろう。山下さんはその前にしゃがみこみ、しばらく手を合わせた。

地蔵が置かれていたことは、驚きでもあった。虐待による死亡事件は、全国津々浦々に頻発しているのだが、事件が起きたその土地に地蔵が置かれたという話は聞いたことがない。こうした事件は、その地域の人々にとっては、早く忘れ去りたい悲しみでもあり、地域の汚点でもある。印など残さずに、早く風化させたいと思う人も少なくなかろう。小山市役所の課長さんと係長さんが虹センターに来られた際、たすきリレーを行う理由に「市には早く忘れたいという意見もある。でも私たちは二度とこのような事件を起こさないためにも忘れてはならない。そのためです」と話された。小山市ではその言葉通りに、毎年9月には兄弟の鎮魂式が行われているし、カンガルーOYAMAの活動は今でも地道に続けられている。そして今年からは市をあげてたすきリレーを行ったのである。小山市の姿勢は他の地域にはない志があることは確かで、敬意を表さずにはいられない。

山下さんは再び走り始めた。彼は一昼夜を走り続けるつもりでいる。山下さんは児童養護施設の指導員である。児童養護施設とは、児童福祉施設の一つで、虐待を受けるなど家庭で生活することが困難となった子どもたちが、児童相談所から措置されて入所する施設である。全国には約560か所の児童養護施設があり、約3万人の子ども達がそこで暮らしている。家族から離れて、社会が子どもの暮らしを支える仕組みを社会的養護と呼ぶ。社会的養護児童は全国で約4万人おり、その多くは児童養護施設で暮らす子どもたちが占める。その他の児童福祉施設と

して、乳児が対象の乳児院や、情緒的な問題の治療を目的とした情緒障害児短期治療施設、非行児童が中心の児童自立支援施設等がある。里親委託も社会的養護の一つであるが、日本の場合里親に委託される子どもは少なく、全社会的養護児童の10分の1にすぎない。

山下さんが、小山からのリレーにこだわったもう一つの理由は、思川で死亡した兄弟が児童養護施設で暮らしていた子どもであったことが一番の理由である。児童養護施設に勤める山下さんにとって他人ごとではないのである。児童養護施設に入所する子どもの半数以上が、家庭内での被虐待体験を持っている。それもよほどの虐待状況があるゆえに家族から離されて入所に至るのである。長期間食事を与えられず、衰弱しつつある子ども、度重なる暴行ゆえに新旧のあざが全身に残る子ども、熱湯をかけられ、体に赤く火傷が残る子どもなど、彼らの体に残る被虐待体験のすさまじさを物語る痕跡を取り上げたら枚挙のいとまがない。

後遺症は体の傷だけではない。壮絶な環境を生きながらえたゆえに、人間として生きるべき心の中核に深刻なダメージを受けている。大人に対して不信感や恐怖感を強く抱いているため、職員との良好な関係がなかなか築けない。大人に上手に甘えることを知らず、職員に全く近づこうとしない子どももいる。大人に頼ることができないということは、苦痛や苦しみを一人ぼっちで耐えることを意味する。そのままでいいはずがない。

友達関係をみても、ルールを守る意味が分からないためトラブルが頻発しやすい。自らの衝動や欲求をコントロールする力が弱く、待つことができずに要求をすぐに満たそうとする。思うようにいかなければ怒りやすく、それを収めるのにも時間がかかる。職員が怒りを鎮めるよう促すと、逆に暴言や暴力を受けて職員が傷付く場合もある。細やかな情動体験を感じ取れない子どもも多い。不快感が優勢で、快適に過ごすことができず、熱い寒いなどの感覚が麻痺しているかのような子どももいる。食事、入浴、排便、着替えなど、ごく基本的な社会的習慣が年齢相応に身につけておらず、小学校高学年児でも、着

替えの習慣がなかったり、排便の後尻をふけなかったりする子どももいる。給食の時間に座ってられない子どもや、箸の持ち方が分からない子どももいる。盗みやウソをついて周囲を困らせる子どもも少なくない。自己イメージは非常に悪く、被害的で劣等感が強い。小学校2年生で「どうせおれバカだから。」などと頑なになる子どももいる。

こうした子どもたちへの児童養護施設での養育は並大抵のものではない。自分の子どもの子育てでさえ大変なのに、他人のしかもこうした種々の問題を抱えた子ども達を、少ない職員で養育しているのである。国の基準は、子ども6人に職員が一人という。実働時間が日に8時間とすれば、一人で十数人の子どもに対応する計算になる。これを可能と考える常識人は皆無と思うのだが、政治や行政はこれをなかなか変えようとしない。こうした状況ゆえに、施設内で職員からの不適切な対応や、子どもの同士のトラブルから大きな問題へと発展する場合もある。

しかし多くの施設は、脆弱な体制の中でも何とか工夫をして、子どもの回復と健全な育ちのために努力をしている。山下さんもその一人である。それゆえ施設で少しずつでも成長の歩みを見せた子どもが、家庭に戻ってまた虐待を受け、再び心身が傷つくことは、施設職員にとってはあまりにもつらく、許せないことなのである。しかし小山ではそれが起きてしまった。山下さんにとって、それがたまたまなく無念であり、その思いがここに足を運ばせたのである。

山下さんは、自分が走ることで、子どもに信じる心と勇気を与えたいと願っている。子どもは抱えた問題ゆえに、物事に上手に対応できず、失敗を繰り返しては、地域や級友から疎まれやすい。だから自分は生きる価値のない存在であると思いがちである。山下さんは、子ども達が「自分は大切な存在である」と気づいてほしいし、「自分でもやればできる」と信じてほしい。そのためにも楽しくやりがいがある体験を積み上げてほしいと願っている。山下さんが走ることを見つけたように。

3. 忠犬ハチ公と地域子育て支援

山下さんが次に目指したのは、渋谷の忠犬ハチ公像である。ここが一週間後に行われる「湘南・東京子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」都心コースのスタート地点となる。ハチ公銅像前がスタート地点と決まるまでには、ハチ公銅像維持会はじめ、多くの関係者との話し合いが行われた。ハチ公銅像とこの場所を何らかのイベントに使用することは非常に困難と聞く。しかしここをスタート地点とすることをほとんどの人が認めてくれた。しかもハチ公も1日たすきをつけて、虐待防止の呼びかけに一役かうことになったのである。その他の中継所もそうであるが、協力にうかがったほとんどの機関が、話を真剣に聞き、趣旨を理解し、了解して下さる。その度ごとに感謝の気持ちで一杯になるのだが、同時に子どもへの虐待を防ぎ子どもの幸せを願う気持ちは、皆同じであることを痛感するのである。

このスタートを盛り上げようと、準備の段階から渋谷商店街の有志の方々、渋谷区子ども家庭支援センターの職員の方々が熱心に協力された。子ども家庭支援センターは東京の各区に設置された機関である。区民の子育て相談に応じると同時に子ども虐待対応の前線基地でもある。かつて子ども虐待相談等の要保護児童に関する相談は児童相談所が担当とされていたが、平成一七年の児童福祉法の改正で、市区町村にもその役割をとることとなった。つまり目の届きやすいより小さな地域単位で虐待防止に取り組むシステムとしたのである。そのため虐待通報の窓口にもなり、迅速に状況確認を行う責務も担うこととなった。

渋谷区子ども家庭支援センターでは子育て相談他、子育て教室、短期緊急保護など様々な支援サービスが行われている。家族によっては、経済的な問題、ドメスティックバイオレンス、家族の疾病や障害、養育者の精神的な問題等、子育てに負の影響をもたらすリスク要因を複数抱えている場合がある。子ども虐待の可能性が高いハイリスクの家庭に対しては、より濃厚な支援サービスが必要となる。またこうしたリスク低減に向けた支援には、それぞれの

リスクに対応する複数の異なる機関の連携が基本となる。こうした連携の枠組みを要保護児童対策地域協議会（協議会）と呼ぶ。協議会がケース会議を開いて、具体的な支援策を検討する。この協議会の運営とケースの経過状況の確認もこのセンターが担っている。

現在全国のほとんどの市区町村で協議会が設立され、子ども虐待の対応の一次的機関として活動している。子ども虐待は分離を必要とするような深刻な状況を頂点に、その深刻さによって、3つの層からなるピラミッド状となる。頂点の層は子どもを家族から分離して支援を行う約4万件の社会的養護ケースである。中間層が虐待発生の危険性が高いハイリスクケースである。大多数を占める底辺層は一般の子育て支援の層である。市区町村が主に担うのは、大多数が占める下2つの層であるが、ハイリスクケースの中で、虐待状況がより深刻で、子どもの安全が脅かされるケースは、児童相談所が引き継ぎ、子どもの緊急保護も含めた専門的な対応を行うことになる。

子ども家庭支援センターのような市区町村の機関の役割は、地域の中で家族のニーズに適した多様な子育て支援サービスが用意されていることが理想であろう。しかしどんなに良いサービスが提案されたとしても、一般住民の支持がなければ、必要な財政的措置が認められずに事業化へとは進みにくい。行政サービスの充実には世論の後押しが必要なのである。オレンジリボンたすきリレーは、子ども虐待防止の啓発と共に、子どもを大切に、子育てを尊ぶことのできる社会づくりへの呼びかけでもある。こうした社会をベースに子育て支援サービスが充実することを願っている。

4. 山下さんのゴール

山下さんは、真夜中の忠犬ハチ公像を後に、1週間後に行われる湘南・東京オレンジリボンたすきリレーの都心コースをそのままたどることとした。降り始めた冷たい雨が山下さんのシャツを濡らす。サポート車両と連絡を取り合あうための携帯電話が雨

にぬれて調子が悪い。品川を抜け六郷橋を越える頃には雨が上がり、夜明けを迎えた。時折激しい眠気に襲われるが、仮眠をとれば余計に体が重くなると、走り続けた。川崎、鶴見を抜け、山下公園に到着したのは午前10時を回っていた。

数知れない海外渡航の歴史を終え、山下公園の棧橋に静かに碇泊し続ける氷川丸。その近くに作られた石のステージ。ここが「湘南・東京オレンジリボンたすきりレー」のゴールとなる場所である。10月31日の日曜日は11月1日から始まる児童虐待防止推進月間のイブにあたる。石のステージを中心とした一帯で、朝から様々なイベントが行われ、そしてランナーを迎える舞台となる。昨年のゴールは横浜みなとみらい地区にある日本丸メモリアルパークであったが、今年はAPECが11月に開催され、みなとみらい地区が警戒態勢に入るため、東に数キロ離れた山下公園がゴール地点に選ばれたのである。

山下さんはここで一息つき、本日のゴール地点である虹センターへ向けて走り始めた。虹センターでは、横断幕とのぼりを立て、正午には山下さんを迎え入れる準備を整えていた。地域の民生委員さんはじめ、たすきりレーの役員など関係者が集まり始めていた。

虹センターは、「湘南・東京オレンジリボンたすきりレー」実行委員会の事務局の一つである。子ども虐待に関する研修、研究、専門相談、情報発信の4事業を展開している施設で、研修に関しては児童相談所長等、児童虐待にかかわる職種の研修を年間26本行っている。実行委員会の事務局は虹センターの他に、日本子ども家庭総合研究所（日総研）とNPO法人虹のリボン事務局が担っている。

日総研は児童福祉を中心とした研究と情報収集・発信を行っている機関である。児童相談所における性的虐待の事実確認面接技法の確立を目指した研究など、現在の日本にとって必要かつ重要な研究を様々行っている。日総研と虹センターは兄弟のような関係でもある。ここの研究員の有村さんは、たすきりレーのホームページや情報発信において中心的な役割を担っている。

虹のリボン事務局は、2008年に設立された団体で

ある。エイズ撲滅のレッドリボンや乳がん防止のピンクリボンなど、リボン運動を支援し、効果的な啓発事業を展開している団体である。テレビなどの番組制作の映像プロ集団でもあり、活動の撮影、編集を一挙に手掛ける。また、実施に際しての出演者交渉、構成台本や、舞台構成なども担っている。これまで3回行った「湘南・東京オレンジリボンたすきりレー」も全て映像編集され、関係機関に配布されている。こうした映像発信は啓発を考えたときに非常に有効である。

実行委員会は、この3つの機関や団体の職員のみならず、グループホーム、児童福祉施設、社会福祉協議会、NPO団体、企業等様々な分野のメンバーで構成されている。委員の全てがボランティア参加であり、運営は企業等の寄付金による。財政面で非常に苦しい中でこの活動を展開しているのが実情で、個々の財政的な持ち出しも多い。特に映像撮影や編集には相当のコストが必要で、虹のリボン事務局の赤字覚悟の活動には胸が痛くなるほどである。

午後1時、山下さんは虹センターの門をくぐり、集まった人々の祝福を受けてゴールテープを切った。一昼夜走り続けての150kmの完走である。走り切った人の姿は、見ているものの胸の奥に熱くこみ上げるものを感じさせてくれる。この感動は1週間後の「湘南・東京オレンジリボンたすきりレー」につながる事となる。

5. 台風の接近と湘南・東京たすきりレーの開催

たすきりレーまでの一週間は、この夏の猛暑から一気に冬が訪れたような底冷えのする寒さが続いた。この夏から秋にかけての気候には誰もが異常気象を言葉にしたくなるほどだったが、その思いを強くしたのがこの時期の台風の発生である。この夏は猛暑であると同時に台風がほとんどない奇妙な夏だった。それなのに秋が一気に深まりかけたこの時期に大型の台風が接近したのである。停滞し発達し続けた台風が、週の中日に動き出し、たすきりレー当日の日曜日に関東に直撃する予報がでた。木曜日の週間天気予報をみると、日曜日に暴風雨のマーク

が記されていた。大慌てで、中止の判断と雨天対策の確認に努めた。ただ実施の有無を相談した関係機関で中止を求める声が皆無だったことには驚かされた。中には暴風でも走ると言ったランナーもいた。それはそれで心配になったが、とにかく決定はぎりぎりまで待つとし、固唾をのんで台風の動向を見守った。

奇跡が起きた。直撃するはずの台風の進路が南東にそれ、さらにスピードが速まったため、前日の夕方に関東に最接近し、そのまま夜半には千葉県東海上沖へ去っていくことが確実になったのである。金曜日の週間天気予報の「暴風雨」のマークが「曇り時々雨」に変わった。驚いたのと嬉しさは「やった。できる」と叫んだほどである。翌日にもう一度台風の進路を確認し、実行委員や関係機関に予定通りの開催を正式に伝えた。たすきリレーのホームページにも、日曜日の完全実施が大きく記された。

今でも、この天気のリターンが不思議でならない。子どもの思考と笑われるだろうが、ランナーや実行委員達の強い願いが天に通じて、台風を吹き飛ばしてくれたように思えるのである。

予報通り真夜中に台風は去り、タスキリレー当日の朝は、雨も風も止んでいた。ここは湘南コースのスタート地点である小田原の児童養護施設ゆりかご園である。施設の玄関にはこれから走る20人弱のランナー、役員、施設の職員の方々と子どもたちが早朝から集まっている。予定通りの午前8時にスタートセレモニーが行われた。神奈川県保健福祉局の中島局長も見られ、セレモニーの中で激励の挨拶をされた。20名のランナーは10人ずつの二手に分かれ、ゆりかご園の子どもたちに見守られながら、8時半前に第1グループが、数分後には第2グループがスタートした。ランナーは、施設の職員、学校の先生、児童相談所（児相）の職員、神奈川県に加藤部長さんの姿もある。皆笑顔で充実した走りである。最後尾を走るのは山下さんである。小山市のたすきをつけている。1週前に小山から150kmを完走したばかりなのに、その疲れは全く見せず、今年もゴールまで走るという。

東京では、渋谷区子ども家庭部職員さんの発案で、

ハチ公前広場の東急電車モニュメント通称アオガエル内で、子ども虐待防止に関するパネルやチラシを設置、実施日を挟んで前後14日間「オレンジリボン啓発ブース」として展開されていた。いよいよ当日、ハチ公前で都心コースのスタートセレモニーが午前9時に始まった。渋谷区長桑原さん・東京都福祉保健局長雑賀さん挨拶の後、ハチ公銅像維持会星野さん、大西さんの手によってハチ公像にオレンジたすきがかけられた。このたすきは、ハチ公のサイズに合うように新たに発注したものである。ビニールでコーティングされ、鍵がかけられるようになっている。発注先は大阪岸和田にある業者である。これまでもたすきは全てここをお願いしている。岸和田にこだわったのは、その地が祭りに人一倍力を入れる地域であり、こうした製品作りには経験と実績を持っていることが一つ、もう一つはあの岸和田事件が起きた地であったからである。岸和田事件は、子ども虐待に対応する者にとって、忘れてはならない大きな事件である。快活で優秀な中学3年の男児が、実父と内縁の妻から執拗な暴力を受け、食事も与えられず餓死寸前までに追い込まれ、保護されたものの重篤な障害を負ってしまったのである。不登校とされていた子どもの背景に虐待があったことと、中学3年生でも虐待から逃れられなくなることを痛烈に教えた事件であった。子ども虐待防止を訴えるこの活動において、心に刻んでおかねばならない事件の一つであり、その意味からも岸和田産のたすきを私たちは望んだのである。

ランナーと関係者は、しばしの間たすきをかけたハチ公を見つめた。想像以上に似合っていることが嬉しかった。子ども虐待防止を願い、子どもの明るい未来を、私たちと一緒に願っているように感じられた。走る前のランナーの心にやる気と勇気が湧いてきた。

6. 井上さんの思い

9時半に都心コースのランナーがスタートした。ランナーの中には、第1回目から参加し、今回全区を走る予定の井上さんがいる。井上さんは東京都多

摩児相の児童福祉司である。児相は虐待対応の中心機関である。虐待が疑われる子どもの安全確認のための立ち入り調査や、虐待を受けている子どもの保護など、行政的権限を行使し家庭に介入できる唯一の機関である。

全国の児相が対応した児童虐待ケース数は統計を取り始めた平成2年度の1,101件から一度も前年度を下回ることなく増え続け、平成21年度は44,211件となった。平成2年度の約40倍を超えたのである。ケース数が40倍になっても、この間に児童福祉司の数は倍増したに過ぎず、激務の状況が年々深刻化している。虐待ケースの中には、子どもの保護をめぐって家族と対立関係に陥るケースも少なくなく、その対応は困難を極めている。子どもの安全を心配し、家庭訪問を行っても、頑なに拒まれることも少なくない。逆恨みされ、暴言や様々な手段で福祉司が中傷を受けることもある。ストレスフルな職場の代名詞になりつつある。

危機的状況からようやく子どもを保護し、施設入所につながったとしてもそれで終わりでない。子どもが再び家族のもとで暮らせるように、家族に対しての支援を行うことが必須となる。しかいったん対立関係となった児相が家族の支援を行うことの難しさは想像に難くない。強制的介入と支援という矛盾する対応を行う難しさである。このため児相は、施設、医療機関、学校、民間の相談機関など多様な機関と協働し、役割を分担することで困難を克服し、支援することを目指す。児相にとって多分野協働は必須なのである。しかしこの協働が、困難ケースになればなるほど難しくなる。家族の示す言動も機関や相手次第で移ろいやすいこともあって、ケース対応には誤解が生じやすい。なかなか前に進まない状況にいら立ち、互いが批判的になって、関係がこじれやすいのも事実である。ケース対応よりも、機関対応の方がずっとストレスであるといった福祉司の声も聞く。

井上さんもそうした激務の中で仕事をする一人である。走ることを通じて、様々な立場の人たちがつながり合いたいと願っている。つながり合い支え合うこと。それは井上さんが日々の業務を通して心底

願っていることのように思う。たすきを皆でつなぐというとても素朴で単純な活動かもしれないが、そのときは皆が一つになっている。井上さんはそれがとても嬉しくて、だからずっと笑顔で走っている。

1区、2区には、後援企業である資生堂の陸上部のランナーが4名参加した。資生堂陸上部は、強豪ランナーが集まったチームとして名高く、市民ランナーにとってのあこがれでもあり、一緒に走れるランナーはこの上ない喜びである。資生堂からは一般社員の方もランナーとして参加しているが、こうした一般企業からの参加も年々増えてきた。中でもエキスパート・チャリティ・アソシエーションは、初年度から毎年社内でランナーを募り積極的に参加している企業である。協賛企業として金銭的支援もされ、そのおかげでオレンジリボンが印刷されたランニングシャツを作ることができた。この活動の育ちを温かく見守っている企業で、年々盛り上がりを見せる経緯に目を細め、共に喜びを分かち合ってくれ。今年はフィリップモリスジャパンの社員の方も複数参加した。こうした企業の人たちがこの問題に関心を持たれることは非常に意義がある。専門家だけでなく一般の人々の意識の高揚こそ、虐待防止活動には不可欠だからである。

第1中継点の日本子ども総合研究所を超え、ランナーは第2中継点の東京タワーに到着した。東京タワーでは午前9時から、原宿ライブハウス・ジェットロボットの協力によるインディーズ系アーティスト10組によるライブリレーが既に始まっていた。東京タワーに到着したランナーは、音楽に迎えられ、集まった人たちの歓声を受けながら次にランナーにたすきを引きついだ。ランナーは次の中継点である品川の泉岳寺へと向かった。

7. たすきをつないでいくランナーたち

湘南コースのランナーは、第1中継点である心泉学園の子どもたちや地域の方々に迎えられ、第3中継点である、エリザベスサンダースホームを目指した。湘南コースは第4中継点の茅ヶ崎ファームまで児童養護施設が並ぶ。どの施設でも、子どもたちが

大勢集まって、ランナーを応援してくれる。自分の施設の職員がたすきをつけて走る姿に誇らしげである。「子どもを大切にしたい」と願い一生懸命の大人の姿は、どんなに多くの言葉と理屈を語ることよりもずっと子どもの心に響くように思う。その姿は長く記憶されるように思う。

茅ヶ崎ファームを後にしたランナーは、東海道線の架橋をくぐり藤沢橋を越えて遊行寺までの急坂に入った。ランナーの息が一気に乱れてくる。遊行寺は都心コースの泉岳寺と共に各コース唯一のお寺の中継点である。どちらも静かな中継点であるが、凜とした空気がランナーを迎えてくれる。サポートとして同行する役員も含め、興奮気味なテンションをなだめてもくれる。どちらもコースのほぼ中間点に位置づけられ、ほっと一息の場所といえよう。たすきを引き継いだランナーは、次の中継点の西横浜国際病院に向かった。西横浜国際病院では、看護師さんら職員の方々が、ケーキやバナナを用意し、ランナーを温かく迎えてくれた。地域の民生委員の方も応援に来られ、声援と共に次のランナーが走りだした。

都心コースのランナーは泉岳寺を超え、正午前には品川児相に到着した。児童相談所では、職員総出で、チラシ配りなど地域をあげての啓発活動を行っていた。地域の民生委員や主任児童員が多数集まっていた。品川児童相談所でたすきを引き継いだランナーは、このコース最長区間である第5区を走り始めた。いよいよ東京と神奈川県境界である多摩川を超える時が来た。次の中継点である川崎区富士見公園では、川崎市民祭りが行われている予定だったが、台風の接近でこの週末に中止が決定されていた。ただ中継ポイントとして、設置されたステージはランナーの中継のために残された。天気を恨みながらも、こうしてステージがあることは非常にありがたかった。特にこのコースは、10数キロの長い道のりであることに加え、町工場が多いためか、休日は沿道の応援が乏しいさびしいコースでもある。こうした形で完走をねぎらってもらえることは周囲が思う以上にランナーには嬉しいのである。ランナーは、ここに午後1時過ぎに到着した。東京コースも残す

は鶴見中継点のみで、ゴールの山下公園が間近に迫ってきた。

8. 盛り上がるイベント会場、山下公園

ゴール地点であり、一日イベントが行われる山下公園石のステージ前では、朝7時から展示ブースの開設やステージ上の音響設置などあわただしく準備が進められた。今回はブース展示数も増え、昨年以上に華やかな雰囲気である。神奈川県ブースでは、リボンの印刷されたエコバックとともに、児童自立支援施設の子も達と職員が栽培したミカンが配られた。学園の様子や作業する子ども達の様子の写真展示もあって、ミカンの向こう側にあるこれまでの苦労が伝わってきた。子どもと職員の愛情が注がれたミカンは甘酸っぱくて懐かしい味がした。その隣には今回から参加の資生堂事業財団が、「ぐらんまのハッピー子育て応援サイト」など財団の事業や、支援している児童家庭支援センターの紹介を行っていた。資生堂の色彩センスはさすがで、訪れた人々の目を引く。中央のブースではカンガルーOYAMAが、手作りリボンを張り付けて大きなリボンのオブジェを完成させるコーナーを設け、訪れた人たちに呼び掛けていた。横浜市は子どもの塗り絵コーナーを、母子支援施設協議会は施設紹介のパネル展示を行っていた。その隣には、もう一つの初参加であるCROPのブースである。CROPはNPO法人で、イルカセラピーを施設の子も達等に実施している団体である。セラピーの様子が紹介されていたが、青い海とイルカの写真が多数掲示され、ここだけまるで南国ビーチのようで、ひととき華やいだ雰囲気を醸し出していた。別のエリアでは明治大学大学院の学生が中心となって子どもの遊び場を提供し、多くの親子が集まってきていた。こうしたブース展示も、学生、民間団体、行政、企業など様々な分野の機関や団体が設置している。このことの意義は大きい。また、今年はボランティアの手作りオレンジリボンが10,000個集まり、会場内のいたるところで、チラシや手作りリボンが訪れた人に配布された。この中心となったのが横浜キワニスクラブや学生、民生委

員、里親、議員事務所の方等ボランティアである。さらには大道芸のグループである「くりちゃんとゆかいな仲間達」がパントマイムと一緒に子ども達のためにオレンジバルーンの動物を作っては子ども達に手渡してくれている。毎年おなじみのトラとサルの着ぐるみ（学生が中に入れてくれた）も子ども達に大人気である。イベント会場はこれだけの立場の異なる人たちが同じ目的で集ってくれたのだ。

ステージでは、午前10時から、児童養護施設幸保愛児園の子ども達のプラスバンドから始まった。音楽好きの子ども達が集まって、毎日練習を積んでいるということで、練習の成果が見事に発揮されていた。ステージ上のプログラムを進行されるのは、プロの司会者である島田さんとアシスタントの永井さんである。プログラムには2人と2組のプロのミュージシャンによるライブも組み込まれているが、こうしたプロの方々も皆、この活動の趣旨に賛同されてのボランティア参加なのである。プラスバンドが終了し、正午前にKATさんのライブが始まった。歌声が山下公園の港に響く、時折船の汽笛が演奏に重なるのだが、それはそれで港町特有の雰囲気が出ている。午後に入り、虹センターの川崎氏の司会による座談会が始まった。今回はミュージシャンの成田圭さん、土田聡子さん、プロボクサーで元東洋チャンピオンの坂本博之さん、現役格闘家で、横浜市公立小学校の非常勤講師勤務、元児童養護施設の職員でもあった勝村周一郎さんの4人のパネラーが子ども虐待防止へのそれぞれの思いを語った。この座談会の後、坂本さんは東京コースの最終区を、勝村さんは湘南コースの最終区を走るためにそれぞれの中継点に向かった。

ステージでは、土田聡子さんのライブ、傷歌尊塾のライブへと続く。演奏の盛り上がりによって、続々と人が集まり出した。時間は午後2時を過ぎた。

9. ゴールを目指すランナーたち

その頃、湘南コースのランナーが西横浜国際病院をスタートし、横浜市港南区にある永野小学校を目指していた。小学校に到着したのは午後2時を回っ

たところである。昨年は同日に地区の運動会と重なったが、運動会プログラムに私たちのたすきの中継が組み込まれたのである。多くの地域の方々に声援を受ける中、たすきをつなぐことができ、中継点の中では、一番地元地域とつながった印象のある場所であった。今年は学童クラブのバザー（タケノコバザー）と重なったが、今回も私たちの中継がプログラムとして組み込まれたのである。グラウンドには100人を超える人たちが集まっている。ランナーが到着する前には、学校の先生とこれから走るランナーがリレー競走を行う等、中継に向けて盛り上がるよう演出されていた。ランナーが到着すると大きな歓声が起き、その中で次のランナーへとたすきが引き継がれた。ランナーの一人はのぼりを手に持ち、グラウンドを数周して会場を後にした。いよいよ最終区である。ランナーは、ファミリーグループホームの斎藤さんを先頭に、学校の先生、児童相談所職員、児童福祉施設職員、そして格闘家の勝村さんの姿もある。まさに多分野多職種で構成されたチームだ。全20名のランナーが二手に分かれて走行する姿は壮観である。

川崎を後にした都心コースのランナーも、鶴見の第6中継点であるナイス株式会社を通過し、最終7区に入った。ランナーはファミリーグループホームの霜倉さんを先頭に、児童相談所職員、児童福祉施設職員、企業の方、そしてプロボクサー元東洋チャンピオンの坂本さんも元気に走っている。こちらのランナー構成も多分野の人たちからなっている。

子ども虐待への対応は、多分野協働が基本である。しかし機関同士、職種間同士での連携は、簡単なものではない。連携を難しくさせる理由の一つは、自分の組織や専門領域の考え方ややり方が優先されることから起こる。自分の立場にこだわり相手の土俵に乗れないのである。協働するためには、いったんは自分の立場を横に置き、本来考えるべきケースに視点を置き、この軸足をぶらすことなくケースにとって何が必要かを検討することである。その上で自分たちに何ができるか、どうすればできるかを考えることだろう。軸足がぶれて自分や組織の立場ばかりが優先されたら協働は成立しない。そればかり

か互いを批判し合い、連携に支障をきたして関係はこじれていく。深刻で対応が難しいケースほど、こうした事態が生じやすい。さらにはこじれた関係に油を注ぎ、ひずみを拡大させるかのように振舞うケースも少なくない。こうして困難状況はますます膨れ上がっていく。子ども虐待への対応において、このことは陥りがちな特徴の一つとして認識した方がいい。対応の難しさはケースのみにあるのではなく、対応するチームのあり様にも起因するということだ。これに気づかない限り、虐待に対応する職員の困難さと疲弊はなくなるまい。

児童虐待防止を願いたすきをつないで走るという、素朴で単純な行為であるが、参加したランナーはこの目的と行為を共有している。これほど多岐にわたる職種の人たちが、自分の立場も忘れて走っている。まずはここからのように思うし、一つになる喜びと力をかみしめたいと思う。

10. 出合いのゴールだ

湘南コースのランナーが一足早く山下公園の入り口に到着した。都心コースのランナーは桜木町を通過し、後数百メートルのところに来ている。予定された時間をやや遅れて、都心コースも山下公園に入った。山下公園は横浜港にそって横に伸びた公園である。横幅が500mほどあり、休日の公園内は市民ランナーや子ども連れの家族で賑わっている。ゴール地点の石のステージは公園東に位置し、停泊している氷川丸と道路を挟んだ公園の反対側にある横浜マリンタワーを直線で結んだ真ん中あたりである。氷川丸の横は、海上バスの棧橋でもあり、多くの観光客が乗下車するポイントだ。両コースのランナーは、公園の西側入り口に入ったところで合流したのである。その後、湘南コースは公園の港側の道を、都心コースは陸側の道をゴールに向けてゆっくりと走りだした。ランナーたちは公園内の人々の目をくぎ付けにしていく。

ステージでは、成田圭さんのライブに、訪れた人たちが足を止め、人の群れが少しずつ大きくなっていく。会場の雰囲気は最高潮である。ライブが終わ

り、ランナーを待つばかりとなった。ステージ前の人だかりは300名ほどとなった。ステージ上にカンガルーOYAMAが訪れた人たちに呼び掛けて完成した大きなオレンジリボンオブジェが掲げられた。もうすぐランナーが到着するというアナウンスに、訪れた人々も関係者も一緒になってざわつき始めた。

公園の両側にランナーの姿が見えると大きな声援があがった。ステージ前の両側から湘南コースと都心コースのランナーが、走り寄って中央で会った。総勢40人ほどのランナーが皆一緒に10メートルほどに張られたオレンジのゴールテープを切った。会場は大きな拍手である。ランナーは皆さわやかな笑顔で、走り終えた充実感が伝わってくる。

ゴールしたランナー全員が、改めてステージに上がると、再び大きな拍手である。ランナーを代表して10名のランナーに小林美智子大会会長から完走賞が手渡された。40名のランナーの中には、それぞれのコース全区間を完走した山下さんと井上さんの姿もある。

会長あいさつの後、岐阜県から駆けつけた石田さんがステージに立った。2週間後に予定されている岐阜県のたすきリレーを代表してここに来られたのである。岐阜県のたすきリレーは3年前から行われたが、その立て役者が当時岐阜県の中央児相長であった石田さんだった。現在は児童養護施設白鳩学園の園長をされている。私たちが小山からたすきを引き継いだように、今度はこちらのたすきを渡す番である。山下ランナーから小山のたすきが手渡された後、私たちのたすきを石田さんのお渡しした。石田さんは責任をもって岐阜につなげることを宣言すると会場は大きな拍手である。最後に他の区を走ったランナーや関係者が皆ステージに上がり、成田圭さんと一緒に「翼をください」を合唱、来年もここで会うことを約束し閉会となった。秋の夕暮が近付いていた。少し肌寒い。しかしランナーをはじめボランティアやブース展示の人達など、これに参加した人たちの心の中は温かい。フィナーレ後の感動の余韻はそのようにさえ感じさせた。

ブースやステージの片づけが終わると、またいつもの山下公園の姿に戻った。あたりはすでに薄暗く

■ 小論・エッセイ ■

なっている。集まっていた人の姿も今はもうまばらだ。港の入る客船の汽笛が3回鳴った。子ども達の明るい未来を願う思いを来年にもつながるよう願っているように聞こえた。

謝辞

まず、たすきを身につけて走っていただいたランナーの皆さまとキャンペーン会場で歌やトークをしていただきました皆様に感謝申し上げます。

次の方々には財政面での支援をしていただきました。NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク、資生堂社会福祉事業財団、NPO法人エキスパート・チャリティ・アソシエーション、フィリップ モリス ジャパン (株)、(有) サクラ・コミュニケーションズ、(財) 神奈川新聞厚生文化事業団、東京キワニスクラブ、横浜キワニスクラブ、(株) ガリバー、(株) 閃利、サッポロ飲料(株)、カードショップカレントウ。心より感謝申し上げます。また、子どもの虹情報研修センターで行われる研修期間中に募金をお願いしたところ多くの方々から協力をしてくださいました。ありがとうございました。

次にあげさせていただく後援の機関、団体の方々からは、大きなご支援をいただきました。厚生労働省、東京都、神奈川県、横浜市子ども青少年局、川崎市、栃木県小山市、渋谷区、神奈川県社会福祉協議会、全国児童相談所長会、神奈川県児童福祉施設協議会、神奈川県母子生活支援施設協議会、東京都社会福祉協議会、横浜市ファミリーホーム連絡協議会、川崎市あゆみの会、(財) 神奈川新聞厚生文化事業団、アン基金プロジェクト、東京キワニスクラブ、横浜キワニスクラブ、渋谷忠犬ハチ公銅像維持会、(株) 資生堂。大変ありがとうございました。

スタートや中継所等の設定にご協力いただいた渋谷忠犬ハチ公銅像維持会、ゆりかご園、心泉学園、エリザベスサンダースホーム、茅ヶ崎ファーム、東京タワー、泉岳寺、遊行寺、日本子ども家庭総合研究所、西横浜国際総合病院、永野小学校、品川児童相談所、川崎市役所、ナイス株式会社に心から感謝申し上げます。キャンペーン会場でブースを設置していただくなど会場を盛り上げていただきました神奈川県、大磯学園、資生堂社会福祉事業財団、横浜市、カンガルーOYAMA、CROP、神奈川県母子生活支援施設協議会、栗原さんをはじめとするパントマイマーの皆様、原宿ライブハウス・ジェットロボットに感謝いたします。またご寄付をいただいた方々、その他このイベントにご支援ご協力をいただいた方々に深く感謝いたします。

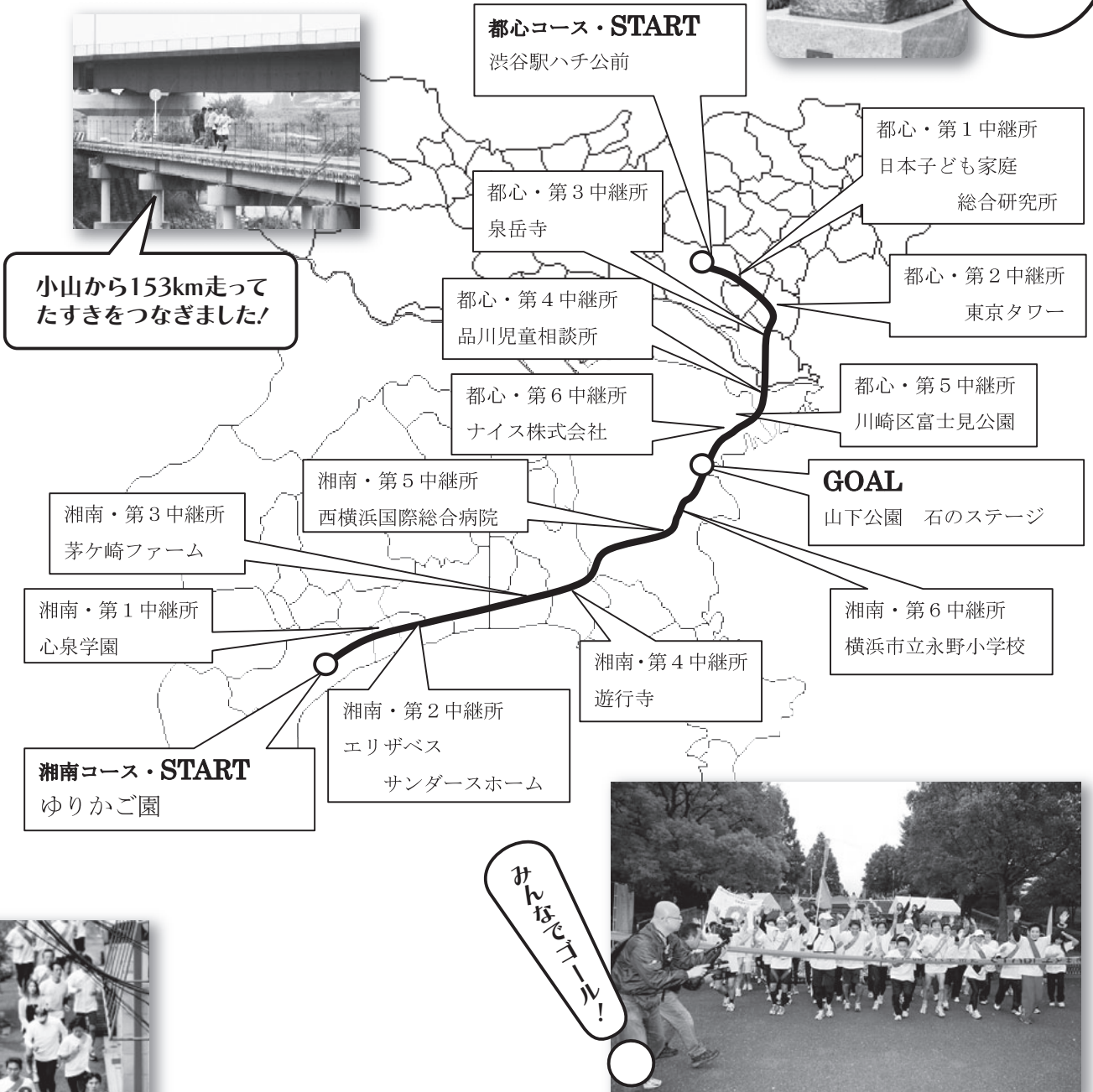
さらに次にあげさせていただく方々には、キャンペーン会場でリボンやチラシを配るなどのボランティア活動をしていただきました。横浜キワニスクラブ、渋谷区子ども家庭支援センター、永谷連合町内会、品川区民生・児童委員、東京都社会福祉協議会児童部会従事者会、戸塚区民生・児童委員、横浜市市議会議員関係者、里親、関東学院大学、明治大学など学生の皆さま。心より感謝申し上げます。

オレンジリボン作成にご協力いただいた、緑区社会福祉協議会、港南区社会福祉協議会、戸塚区民生児童委員、下永谷地区民生委員、川崎市あゆみの会、横浜キワニスクラブ、エキスパート・チャリティ・アソシエーション、日本アムウェイ、日本子ども総合研究所、里親、専門学校・大学生、中学生、世田谷区中町・天祖神社お祭りに参加した方、ハワイアンヨガ同好会、岡上小学校わくわくプラザ、CROP、有志ボランティアの方、心より感謝申し上げます。

1. 2010 オレンジリボンたすきリレー 全コース図



ハチ公にも
オレンジの
たすきが!



2. ランナーの職種と人数

職種	ランナー数	職種	ランナー数
児童福祉施設	55	行政	3
児童相談所	37	医療	10
グループホーム・里親	4	企業	24
子ども家庭支援センター	7	学生	6
福祉一般	10	その他	8
教育	30	合計	194

3. 走行タイムと各区のランナー数



● 都心コース

区	ルート	時 間	ランナー数
スタート 渋谷 第1区	渋谷駅ハチ公前 ～日本子ども家庭総合研究所 (4km)	9 : 30	15名
麻布中継点 第2区	日本子ども家庭総合研究所 ～東京タワー (3km)	10 : 30	
東京タワー中継点 第3区	東京タワー ～泉岳寺 (4km)	10 : 50	12名
品川第1中継点 第4区	泉岳寺 ～品川児童相談所 (2.5 km)	11 : 20	
品川第2中継点 第5区	品川児童相談所 ～川崎区富士見公園 (11 km)	11 : 40	11名
川崎中継点 第6区	川崎区富士見公園 ～ナイス株式会社 (6.5 km)	13 : 10	
鶴見中継点 第7区	ナイス株式会社 ～山下公園 (9km)	14 : 00	15名
ゴール	山下公園	(15 : 20)	
			(計 91名)

● 湘南コース

区	ルート	時 間	ランナー数
スタート 小田原 第1区	ゆりかご園 ～心泉学園 (7.5 km)	8 : 00	20名
二宮中継点 第2区	心泉学園 ～エリザベスサンダースホーム (5.7 km)	9 : 20	
大磯中継点 第3区	エリザベスサンダースホーム ～茅ヶ崎ファーム (12 km)	10 : 10	20名
茅ヶ崎中継点 第4区	茅ヶ崎ファーム ～遊行寺 (6 km)	11 : 40	
藤沢中継点 第5区	遊行寺 ～西横浜国際総合病院 (5 km)	12 : 20	7名
戸塚中継点 第6区	西横浜国際総合病院 ～横浜市立永野小学校 (7.5km)	13 : 00	
上永谷中継点 第7区	横浜市立永野小学校 ～山下公園 (11 km)	14 : 00	22名
ゴール	山下公園	15 : 20	
総ランナー数			合計 194名

※複数区を走行したランナーはそれぞれ1名としてカウントしました



ぬいぐるみは、
子どもたちに
大人気でした!

4. キャンペーン会場

(1) 山下公園

時間	MC：島田薫、永井美佐江		
10：00	オープニング！ ♪ 幸保愛児園ブラスバンド	大道芸	チラシ&リボン配布
11：20	♪ KAT	↓	↓
12：00	パネルディスカッション		
11：40	♪ 土田聡子		
13：20	♪ 傷歌尊塾		
13：30	♪ 成田圭		
14：30	ゴールセレモニー！！		🎗️

(2) 東京タワー

時間	「ミュージックリレーin 東京タワー」	
10：00	オープニング！ ♪ 柴原孝行	チラシ&リボン配布
10：25	♪ あるがまふいあ	↓
10：50	たすきリレー到着、送り出し インタビュー	
11：05	♪ MAI	
11：25	♪ Myrtle	
11：45	♪ ミズキ	
12：05	♪ TIME CAFE	
12：25	♪ 小林美季	
13：45	♪ タニオカヨシヒコ	
14：05	♪ 嬢	
14：25	♪ Kan HAAEM	
14：45	エンディング	

5. オレンジリボンを作成して下さったボランティアの方々

緑区社会福祉協議会、港南区社会福祉協議会、戸塚区民生児童委員、下永谷地区民生委員、川崎市あゆみの会、横浜キワニスクラブ、エキスパート・チャリティ・アソシエーション、日本アムウェイ、日本子ども総合研究所、里親、専門学校・大学生、中学生、世田谷区中町・天祖神社お祭りに参加した方、ハワイアンヨガ同好会、岡上小学校わくわくプラザ、CROP、有志ボランティア

約100人の方々に計10,000個のオレンジリボンを作成して頂きました。
(当日は約50人のボランティアの方々がお手伝いをして下さいました)





ことはじめ、児童虐待防止事業

子どもの虹情報研修センター
川崎 二三彦
(協力) 長尾真理子

センター図書室、また

「児童虐待考古学ですかね、これは」

と言われてしまったのが、昨年の紀要No.7に掲載したエッセイ「明治末期から大正初期にかけての児童虐待死亡事例」である。

児童相談所で勤務していた時期には、このような形で過去の文献を探して回るなど決してできるものではなかった。のだけれど、当センターにやって来てからは、研究部のある3階から1階に降りるだけで図書室へ行けるのをいいことに、目に止まった文献があれば読み耽り、あるいは泥縄式に関連図書求めて過去と現在を結ぶ糸をたぐり寄せようとする。今日は役立たずとも、明日……も無理かも知れないが、明後日には何か参考になるかも知れぬではないか、と牽強付会を承知で我が身に言い聞かせ、今回もまた戦前の時代に目を向け、にわか仕込みで何ごとかを書きつけてみようと思う。

思い起こすと、昨年のエッセイで主に引用したのは、三田谷啓さんたやひらくが著した1916年（大正5年）の論文「児童虐待に就て^{ついで}」¹だ。彼は、今からちょうど百年前の1910年（明治43年）8月から1915年（大正4年）2月までの4年6ヶ月を対象に、日本全国の新聞を調べて116例の児童虐待事案を発見したのだが、実はそれらのほとんどが死亡事例。つまりは、わが国初の<児童虐待死亡事例の検証>であった、と私には思われたのである。

ところでつい最近、いつものように図書室を歩き、見つけた「現代日本児童問題文献選集<第3期>第21巻」を読んでいたら、小宮山主計の調査研究「被虐待児童保護概況」に関する加登田恵子氏の解題に、目を引くものがあった。氏は明治から大正時代にか

けて出された児童虐待に関する論文をいくつか挙げながら、次のように解説しているのである。

「これらの論述の特徴のひとつは、欧米に於ける児童虐待防止運動の影響が大きいということである。窪田、山室、賀川、原等は、キリスト教を背景とする人道主義者であるとともに、欧米の人権意識に基づく児童虐待防止運動の紹介者であった。原は、我が国に於いて、実際の被虐待児童の保護活動を行った初めての人として有名である……」

“うん？ 原って、原胤昭たねあきのことだよな？”

彼のことならば、昨年の紀要で引用したので覚えがある。確か、1927年（昭和2年）社会事業第11巻第9号に載った「近時の流行親子心中さんじの惨事」だ。戦前における親子心中の研究は、1937年（昭和12年）に出された小峰茂之著「明治大正昭和年間に於ける親子心中の医学的考察」が最も代表的なものと言えるが、それに先立つ重要な研究、論考といえば、まずは原の論文を挙げねばならないはずである。

それはともかく、その原胤昭が、我が国の児童虐待対応の最初の人物だったのか、と今さらながら（というより恥ずかしながら）知らされて、私は急ぎ、彼の取り組みがどのようなものであったのかについて調べてみようという気になった。

我が国初の虐待対応事例

さて、センター図書室をさらに探索して見つけたもののひとつが、「被虐待児の保護に就て」（原、1926）である。そこには、彼が被虐待児童に実際にかかわる契機となった出来事が書かれていた。

「明治四十二年の春であった。横濱市で某と云ふなにがし興行師が幼い養女を折檻して、果ては猛虎の檻に投

げ入れ、虎は御馳走様とばかりその幼女を噛み、殆んど瀕死の重傷を受けしめたと云ふ記事が都下の新聞の三面を賑はした」

この記事に、原は黙っていられなくなる。「加之當時頻々としてこうした幼少年を虐待する記事を散見されるので、心ひそかに人心の壊頹かいたいと世情の荒廢を嘆いていた私は、横濱の警察署へあて、其の興行師の一件の内容調査方を依頼して見た」というのである。

さて、幾日かを過ぎた頃、地元の神田警察署から呼び出された彼は、横浜の警察からの回答を聞かされた後、どうしてこのような依頼をしたのか、その理由を尋ねられる。

「二十餘年に亘る釋法者保護事業の経験から割出された犯罪者の心理やその原因、夫は皆彼等が幼少年時代に受けた環境の悪影響や、誰彼から虐待せられて拗た心の持主になったに胚胎して居ること。さればこうした虐待を受けて居る子供のあることを見聞した場合、その行末を思へば到底黙視し得ない程心が傷むのである」

このような思いを吐露する彼に警部は感動し、賞賛し、さらに次のように問いかける。

「然らばそうした可憐な児童があった場合、あなたが何とか面倒を見て救ひ出して下さるでせうか」

その時まで子どもを引き取るつもりなどなかったにもかかわらず、よほど心を動かされたのであろう、原は瞬時に決心する。

「よろしい、出来る處迄御引受ませう」

と、どうであろう、原の返答を待っていたかのように、警部はやおらそばに置いてあった新聞を持ち出し、その中のひとつの記事を指し示す。

「鬼女房の雇女虐待」

新聞記事はこんな見出しをつけて次のように記載していたという。

「深川区〇〇町二二川田作次郎の女房おゆう(三三)は昨年四月越後からみつ(十四)を三ヶ年の年期でミシン裁縫に雇ひながら女中代りに追ひ使ひ、殊に人並外れて吝嗇りんしよくにて三度の食事に菜を付けてやりしことなければ、みつは栄養不十分にて衰弱し居るところへ益々虐待を重ね手荒く打擲ちようちやくをなすよ

り近隣の口の端に上り居る云々*2」

仮に、我が国に於いて最初の児童虐待対応を行ったのが件の原胤昭だとしたら、そして原のこの回顧が正しいとしたら、おそらくこれが近代日本で初めて児童虐待として対応された事例となる。では原は、この事案にどのように対処したのか。その顛末を、彼は日記に次のように書き付けていた。

「内探の爲めにF子(當時私の使って居た女助子)をして隣保を偵察せしむ。隣保者の云ふ所は頗る甚大、尚事實を掴まため隣へ入込み、一面所轄交番巡査に應援を求め實證を得んと待つ。遂に毆打の現行を認め警官は加害者を引致し嚴責し改心を促したり。予は山下署長に面し其意を享けて加害者を警告す。終局歸國なさしむるこそ善後策を得たるものとして其娘の父へ詳報す。直ちに生母上京し其娘を同道歸國す。被害者父母より懇ろなる謝状到來す」

原はこの日記を示した上で、「こうして私の被虐待児保護事業は手が初められたのであった」と述懐する。

調査に努め、事実を確認、現認し、警察と連携して加害者を訓戒、当該児童を救出する。現在の私たちからしても、教訓的であると言っていいのではないだろうか。

付け加えれば、このとき原はすでに満56歳。個人的なことを申せば、私はこの齢には長年勤務した児童相談所をもう辞めていた。ところが彼は、ここを起点に、どうやら以後長らく被虐待児の保護に奔走するというのだから、そのすごさに驚嘆せざるを得ない。が、落ち着いて考えれば、わが国の児童虐待防止の取り組みがこうした先達を持っているということに、私たちは驚くばかりでなく、それを誇りにし、また深く学ばなければならぬのではないか。私はあらためて身が引き締まる思いがするのであった。

原胤昭とは

それにしても、原胤昭とはどのような人物なのか。この事例を紹介した論文「被虐待児の保護に就て」の彼の肩書きは、東京出獄人保護所主管となってお

り、児童虐待防止に取り組むについても「出獄人保護の片手間を割いて之に當るのならば、敢て出来ないことでもあるまいと、突嗟の間に決心」したというのだから、彼の本来の仕事は、出獄人保護事業だったはずである。そう思って文献を当たって見ると……。

申し訳ありません。ありました。彼が日本で初めて児童虐待防止事業を行ったということは、知る人ぞ知る。すでに多くの人がある点に触れ、論述し、研究し、検討を加えていたのである。したがって、いまさら私が何か目新しいことを付け加えることなどできるはずもなく、無知を恥じつつ紙面を汚すことになるのは火を見るよりも明らか。まことに恐縮の至りだが、お許し願って話を元に戻したい。

ここからは、被虐待児保護は言うに及ばず出獄人保護事業を中心に据えて原の業績を丹念に追い、詳細な論述を続けている片岡優子氏の論考のひとつ「原胤昭の生涯とその事業－児童虐待防止事業を中心として－」（2009）を謹んで引用させてもらうことで、原の生涯を記すことにしよう。氏はまずこう述べる。

「原胤昭（1853－1942）は我が国における監獄改良・出獄人保護事業の先駆者である。原は1853（嘉永6）年江戸町奉行所与力の家に生まれ、明治維新後東京府職員となるが、69（明治2）年に辞職する」

1853年と言えば、ペリーの艦隊、いわゆる黒船が



原胤昭の写真（後列左端）。写真の裏には「明治元年五月江戸町奉行所授受二関係シタル者ノ生存者」と書込がある。明治末頃、原の自宅（出獄人保護所）庭先で撮影。

（千代田区立四番町歴史民俗資料館所蔵
『江戸町与力の世界－原胤昭が語る幕末－』から許可を得て転載）

浦賀沖に来航して日本中を騒がせた年。彼はなんと、江戸時代を生きた人物だったのである。しかも、ちょこっと他の論考も練ってみると、1866年（慶応2年）には、13歳で早くも幕末の江戸町奉行所に最年少与力として出仕したという。ということは正真正銘の江戸時代の武士であり、かつ徳川幕府の役人。そんな人物がわが国初の児童虐待対応を行っていたとは驚きである。さて、片岡論文の引用を続けたい。

「74年に東京第一長老教会で受洗し、日本初のキリスト教書出版社十字屋を開業した³。83年に自由民権運動に関連する筆禍事件により収監された原は、矯正の効果の無い非衛生的な獄中でチフスに罹患し、九死に一生を得た」

ウウム、彼は民権運動にも関わっていたのか。と思ってネットを検索していたら、彼が生まれた八丁堀の町内会、東京都中央区八丁堀二丁目東町会の町会設立50周年記念誌web版「我が町・八丁堀－更新情報（その1）」に次の記載があった。

「自由民権運動を弾圧した『福島事件』の真相を訴えた風刺画が発禁処分になり、無料配布した原には罰金30円、軽禁固⁴ 3ヵ月の刑が科せられ、石川島の獄に入獄となった⁵」

原、30歳のことである。やはりなかなか気骨のある人物、ただ者ではない。が、先を急ごう。

「この体験に基づいて、監獄改良を志し出獄人保護事業に献身することを決意した。84年7月から兵庫仮留監、88年4月より釧路集治監、及び92年12月から樺戸集治監において、我が国初のキリスト教常勤教誨師として活躍し、その後97年初めに東京出獄人保護所を開設した。また、1908年に中央慈善協会幹事に就任、雑誌『慈善』の編集にも携わる。09年に児童虐待防止事業に着手し、14年には小住宅事業を行うなど、生涯にわたって幅広い事業を展開した」

90歳近くまで長命を保った原の生涯を駆け足で辿れば、以上のようなになる。

投獄の経験は児童虐待に目を向けさせた

ところで、獄につながれてみると、あろうことか彼の名前は雲散霧消して唯の316号となってしまい、

以後はすべて番号で呼ばれたという。衣食の欠乏には驚かなかつた彼も、こうした人間の遇し方には甚く傷つけられる⁶。江戸時代には、若いとはいえずと力として石川島・佃島にんそくよせばの人足寄場、つまりは獄舎の見廻り役をしたこともある彼が、逆に収監され、非人間的な扱いを受けたことが、出獄人保護事業に何かさせたというのだが、この体験は、どうやら彼をして児童虐待への関心を抱かせる契機にもつながっていたようである。「惨虐むちの筈より幼児を抱きて一被虐待児保護事業創始の苦心を語る」(1933年)を読んでみよう。

「私が民権主張の筆禍事件で、石川島(佃島)監獄に苦しい牢内生活をしてゐた時、同牢の囚徒は勿論役人たち迄が、あいつはヤソだ、さうして昔の八丁堀の旦那衆であつたとして特別な待遇を受けた。其の所由しよゆうで同房の囚徒たちは進んで自己の打明け話をして呉れた。後に監獄教誨師となつて親しく囚徒に接するに至つて尚その感を深くした」

ここまでならば、教誨師の活動に身を置くこととなつたきっかけを述べているに過ぎないが、彼らの話に耳を傾けていく中で、彼は児童虐待について考えざるを得なくなる。原が個人教誨所を造らせ、囚人と話をするようになったある日のことだ。

「ダッ旦那御願へがござえます。どつどうぞあつしを助けてください。あつしを旦那の子分にしてください」

図体の大きい男が平身低頭、彼に向かつて訴えてきたという。

「旦那、あつしは孤兒なんです。ちゃんもおつかあも、かいもくわからねえ。たった一人ぼっち。たゞ人間から生れたと云ふだけなんです。生れは關東だと聞くばかり物心付いた餓鬼の時にゃ、拾はれたのか買はれたのか、角兵衛獅子の親分の所に居たんです。藝が出来ねえといつては引っぱたかれ撲り倒なぐふされ、炙を据ゑられ、藻草で焼かれて、旦那こりゃその跡です。まだこんなに跡があります」

「それで餓鬼ながら苦しいので親方の際を見て逃げ出し、他の親分の所に行きました。が其處そこでも矢張り同んなじ事で、あっちこちする内に、悪い事を覺えとうとう、こんなヤクザになつちまいました。

だが旦那、もう金輪際悪事わりいこたあ致しません……」

こんな話を数限りなく聞かされた原は、「囚人に接觸し囚情を案知し、彼らの窮状を詳かに知ることが多かつたので、此等の實驗が、私の虐待児保護にも手を染めた抑もの動機である」と述べている。

「實子を虐待する鬼の如き夫婦」

さて、では原はこのあとどのようにして児童虐待問題に立ち向かつたのであろうか。というより、虐待の通告がなされるわけでもない当時、どのようにしてそうした子どもを発見し、保護を図つたのか。さらに言えば、そもそも当時はどのような虐待事案があつたのか。

以下の事例は、彼が虐待防止活動について報告する度にしばしば取り上げ、なおかつ被虐待児保護事業に傾注するきっかけともなつた事例である。それゆえ、少し詳しく紹介してみたい。

事件は、既述した東京・深川区での雇女虐待事案に取り組んだ頃と同時期に、赤坂区繪町で起こつていた。3歳7ヶ月の男児を虐待して夫婦が警察に挙げられたというのだが、原はこれを新聞報道で知る。いったいどんな事件だつたのか。

事件発生と同年の1909年(明治42年)に原が書いた「児童虐待防止事業」には、「實子を虐待する鬼の如き夫婦」と見出しが打たれた新聞記事がそのまま転載されており⁷、当時の虐待状況の一端を知ることができるので、いささか長くはなるが、転載してみよう(なお、小見出しは勝手ながら筆者による)。

*

夫〇〇は年三十、妻〇〇は年二十四、夫はもと某地に牛乳屋を開き相應に繁昌して四五の雇人も使ひをりしが、繼母に連れ子ありて、その娘を娶りたるものなり。兩親の逝きし後、競馬に手を出したるため失敗して破産、今は車夫とまで成下り、六疊と二疊二間の裏店うらだなに、長男清太郎⁸(六歳)次男政次(五歳)長女なつ(二歳)と共に、その日暮しの託住居をなしをれり。

○里子に出したつもりが……

然るに妻は去る三十七年四月、清太郎を生みおと

して間もなく、翌三十八年十二月に政次生れしかば、足手まとひなりとて、わづか四十日もたたぬ嬰兒の政次を三十九年一月十五日より千葉縣下へ里子にやり放せしまま、五年間はただの一度も見舞ふことなく、夫婦とも政次に對する愛情などは夢の如く消え失せむるに、里扶持の參圓が送り切れぬので、本年四月親もとへ突返され、餘義なく不精無性に引取りたり。この際、可愛氣ざかりの政次は、丸丸と肥え太り、可愛らしさ限りなかりしに、あさましくも親子の情愛を忘れたる鬼夫婦は、見るから厄介饑鬼としがみつ、初めより他の子らと扱ひを別にしたれば、幼なき政次はただ恐れすくむのみ、いささかも兩親に馴染まねば、一層憎惡の念を増し、最初は粗食をあてがひ、ついで減食して一日わづか一食のみとなしたれば、忽ち見る蔭もなく瘦せ衰へ、頑是なき兒の食物欲しがれば飽くまで邪慳に當る。

○エスカレートする虐待

一日夫は晩酌の肴を焼きながら、妻と他の子はその傍に食膳を圍みひとり政次のみ次の間二疊の片隅に坐らせて見せつけたるが、飢じさに堪へずして、しくしく泣き聲立つる政次をうるさしと、やにはに、夫は肴を焼きぬたりし焼火箸をふり上げて、楓の如き兩手をぢりぢりと焼き爛らし、悲鳴をあぐれば上ぐるほど猛り立ちて、全身ところ嫌はず打擲して、數ヶ所に火傷を負はせ、それよりは水の外絶えて食物を與へず、腹のみ腫れて、手足は絲の如く細り、殘忍この世の様とも思へざるに、妻の仕打は更に一層極端にて、晝間は近所の人の手前を憚り、一步も戸外に出さず、暇に住せて(ママ)折檻を事とし、力を限に兩耳をひきむしりたれば、耳朶は裂けて血塊岩の如く附着し、可愛き唇は榮螺の如き拳に挫かれ、裂け爛れてものいふあはず、泣く度毎に兩眼を平手で打たるるゆゑ、皮下溢血のため眼のあたりは紫黒色に變色し、頭部と前額は常に柱と床板にうちつけられて、芋の如き瘤は數ヶ所に隆起し、凸凹となり、兩肱と兩脚の腫脹は始んど數へ盡し難く、あまつさへ、やたらに据ゑたる大灸の痕は化膿して臭氣を放ちたり。

○近所の大評判に

虐待の最も甚だしき實例は、夫の留守中、政次は

大便を漏したりとて、妻は殘酷にも兩手を縛して、臀部に一握みほどのモグサを積上げ、火をつけたれば、二錢銅貨大の潰瘍となり、蟲の息にも熱い熱いと泣聲を絞るに、夜叉の如き妻はなほも猛り立ちて、しからばとばかりに、政次を裸體となし、盥の中におし伏せ、上より冷水を浴せかけ、そのまま半日も放りおくなど、地獄の責苦もかくまではと思はるほどなりしが、非道の虐待は最近いよいよ度を強め、夫婦共謀にて、ある雨の夜、政次を荒繩にて縛り、裏手なる崖の石垣高さ三間の處に吊しあげ、沛然と降る豪雨にうたせることあり。

如何にこの振舞を秘すればとて、かく極度に達しては、近隣の大評判となり、鬼夫婦は遂に彼兒を殺すつもりならむと噂せられてゐたるが、端なくも赤坂署の赤城巡查の耳に入り、直に内偵すれば、噂にまさる大慘狀に、今は猶豫すべからずと、二十日夜十時頃、突然踏込みて政次を救ひ、同時に鬼夫婦を拘引……

原胤昭の初期対応

このような事件報道に接した原は、ではどのように対応したのか。何しろ、戦前の児童虐待防止法でさえ、制定されたのは1933年(昭和8年)。事件発生はこの時点から数えて、なお四半世紀近くを待たねばならないのである。

その対応について、原(1933)は次のように書く。

「それは、明治四十三年六月頃、雨のシトシトと降って居る夕方近くのこと、私は新聞の記事を頼りに私の事業をいつも良く助けて呉れて居る助手の婦人と、赤坂繪町に向つた」

ここで明治43年とされているのは明らかな間違いであろう。本事例については、事件のあつた1909年(明治42年)に、彼自身がすでに報告しているのである。それはさておき、原(1933)の引用を続けたい。

*

麻布聯隊の土手下、倒れさうでガッチリと根を張つた松の木に見える、長屋の五六軒ある路次口に私達は立止つた。近所は立派な屋敷町で路次が鍵な

りに長屋へと續いて居て、そのあたりにお神さんや、守っ子が三四人かたまって居た。

『チョットものをお尋ねしますが、此の邊に新聞に出て居りました、子供の……』

『あゝ、その家ならこの奥ですよ』

皆んな迄云はせもせず、この勇敢なお神さんは答へると同時に、如何にも憤慨にたへない様に意氣込んで、皆んなより一步前に出て向ふを指差して話し始めた。

『旦那、あの女は人間の顔をした鬼ですよ。畜生ですなへ。可愛相にあの子は今日あたりは、既う死んで居るかも知れませんよ。昨日の晩なんか雨の降ってる最中に、そら見えるでせう、旦那あの松、あの枝に子供を丸裸にして手足を縛って龜の子の様にぶら下げていたんです。ヒーヒー泣いて見ることも何にもその苦しがる容子ッたら聞いちゃあ居られませんでしたよ。あの鬼婆め、あたしは、人の事でも氣が氣じゃあ有りませんよ』

この話を聞いて私は一刻も猶豫出来ないと決心した。然し、いざとなつて見るとどうして家に入らう、どんな風に話しを仕様かきかけが無い。始めての事でその家の前に立ったものゝ實に困った。これは後々に到つてもいつも事件に打つかる度に一番困る事で、又この事業の難關でもある。チャンスを捉む、この始め、即ち第一印象に由つて事件をいくらかでも好都合に操やつ事が出来るからである。後は、對手の出ようによつてどうとも話す事が出来る。咄嗟にいくらか考へても名案が出て來ない。なあに當つて碎ける無茶だったかも知れないが、私は勇氣を鼓して入口らしい格子をガラッと開けた。どんな人間、誰れが居るか解らない家の中？

『ごめんなさい』

*

と、ここまですら読んで、私は感動を禁じ得ない。現在でも、虐待通告を受けての初期対応には常に困難が伴うのに、すでに百年以上も前、私たちの先達はこのようにして勇氣をふるって家庭訪問を行つていたのである。その事実を、私たちはあらためて肝に銘じてもよいのではないだろうか。

ところで、本論を読みながら、私には思い起こす

事例があった。それは、昨年の紀要で紹介した「厄介者が歸つて來た」のことだ。戦後厚生省が編纂した児童のケースワーク事例集の第1集で、1949年(昭和24年)に、つまり原のこの事例が発生した時点から40年後に発刊された「児童福祉事業取扱事例集」に掲載されたものだが、3歳で実母が死亡し、貰われた先の養父が戦災で死亡したため、再び実家に戻された中学生女兒の物語だった。つまり事情こそ違え、おそらくは貧しさを大きな背景として子どもが里子や養子に出され、種々の事情により貰われた先での養育が出来なくなって再び実家に戻って虐待されるというのは、少なくとも戦後しばらくまで続いた、我が国の虐待のひとつのパターンであったのかも知れない、と思えたのである。

閑話休題。話を先へと進めよう。訪問を受けた母は、五つにもなっているのに大便を教えない、その悪癖を正そうと呪詛してみたり、人の話に灸がよいと聞けば灸をするなど試してみたが、あまりのことについ叩いたこともあるなどと尤もらしく説明したという。それに対する原は、ではどのような方針でことにあたつたのか。

『それはともかくも、かやうに警察署の審問を受けるやうになってみれば、無論後悔されたに違いないが、かうなると、子供の方にも、反抗もあり、互に感情の衝突もあらうから、昨日の今日と、さう俄かに温かに待遇することもできますまいから、しばらく私に預けておかないか。双方感情のやはらぐまで預からう。』といふと、存外素直に承知してくれましたので、それぞれ関係者と交渉して、その夜すぐ子供を私の宅へ連れてまゐりました。爾來私の手許で育養して居りますが至つて機嫌よく育つて参ります」(原、1909a)

なるほど、まずは自宅に連れ帰り、自ら保護したというのである。法律、制度、施策、何もない中で被虐待児を保護しようとするならば、それしか方法はなかったのであろう。まさに未踏の道を、こうして独り切り拓いて歩んだのが、原胤昭だったといつていい。

なお、ここで保護された男児のその後の動向について、原は次のように報告している。

「然し私の家に来てからははたの注意もあったが寝小便をすることも治り、私の子供と年頃も同じであったので家族の一員として育てた事も原因でもあらうが無邪氣な純情な子供となった。智能もさう悪くはない。現齡三十歳で商店員として立派に働いて居る」(原、1933)

みごとにサポートし、立派に成人させたといっている。もちろん、このようにして彼の自宅に子どもを預かるのであれば、どんなに広い屋敷であったとしてもすぐに限界を超えてしまう。そこで彼は、次のような対応をとっている。

「併し本事業は育児事業でございませぬから收容して育養せねばならぬ兒童は孤兒院等に托して育養して貰ふ考で既に岡山孤兒院に東京育成園に東京市養育院安房分院に一人づゝ育養せられて居ります」(原、1909a)

原胤昭の広報・啓発活動

この事例をも契機として、原は被虐待児の救済を本格的に行うことを決心し、思いついて“引札”なるものを用意する。そこに彼は次のように書いたという。

「讀者よ若し何處にでも虐待されて居る子供がありましたならばいつでも茲に報知して下さい。事情を調べて救ふてやりませう。報せる人は氏名を記さずとも宜し又電話でも宜し先拂郵便でも宜し。宛名は單に『神田の原』と記して下さいれば郵便は確かに届きます。(電話本局二九五六神田區元柳原町三〇原胤昭)」(原、1926)

彼のこの活動には都新聞社が協力し、呼びかけ広告を行ったというのだが、それだけでなく彼自身も、ちょうどポケットに入る程度の大きさのカードに上記内容を記載し、これを何千枚も刷って、往来の交差点や劇場、映画館など人の集まる所で配り、自身が外出する際には、電車に乗れば車中の人々に配るなど、広報に努めたという。

まさに獅子奮迅の努力と言えよう。ではこうした活動で、彼はいったい何人の子どもに関与し、保護し得たのか。以下ではその点に触れてみたい。

児童虐待防止事業の実績

原が児童虐待への対応を始めた1909年(明治42年)、彼はすでに次のように報告している。

「本事業の存在を普く人に知らせ何人でも被害兒童を見たならば匿名でよろしい報知させたいのであるが、まだ廣告も更に行届かず殆ど世人は知らないのである、併し着手後僅々三ヶ月程の事ではあったが取扱ふた事件は二十一ありました」(原、1909a)

ウウム、3ヶ月で21件。この数値を皆さんはどうお感じだろうか。私はかなり多いと思う。これだと、今現在の超多忙な児童福祉司が対応する虐待件数と比べてみても遜色がない。しかもこれは、本来業務としての出獄人保護事業などの“片手間”に行っているのである。このような実績があったのは、やはり原の人望、努力、広報活動などがあつたればこそと思うのだが、もしや当時はそれだけ深刻な児童虐待が頻発していた?

さて、これ以後の件数は、先に引用した片岡優子氏の論文(片岡、2009)を参考に報告する。それによると、原は1909年(明治42年)の25人を皮切りに、1910年(明治43年)には28人、1911年(明治44年)に11人、1912年(明治45年・大正元年)には3人、1913年(大正2年)に4人の兒童を保護しているという⁹⁾。それ以後の経年の数値は不明だが、片岡氏は、原が1922年の論文「児童虐待防止事業最初の試み」で、自らの保護人員を84人と記載していることをふまえ、1913年(大正2年)から1922年(大正11年)までの10年間に13人が保護されたと結論づけている。それを累積数で表したものが図1である。

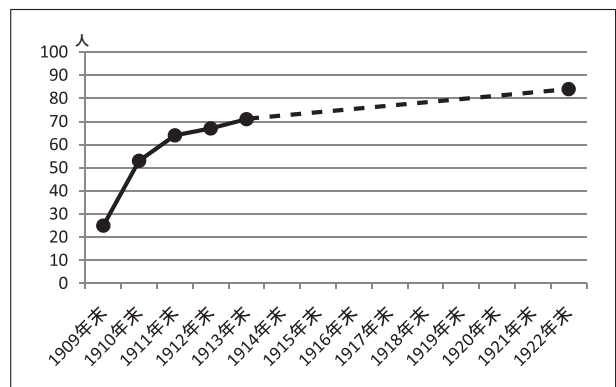


図1 保護人員の累積数

活動を始めた当初の2～3年はかなりの保護件数があったが、それ以後はあまり顕著であるとは言えない。この点については後に触れることとして、以下では、原が14年間で保護した84人について、本論文（原、1922）での彼の整理に基づいて、具体的に被虐待児童の保護がどのようなものであったのかを見ていくこととしたい。なお彼は、「漸次発見件数百十餘ありました。内保護した者八十四名」「他は誤認又は病氣貧困等に由ったもので……」と述べており、児童虐待については、当時も誤認等が避けられなかったことが示唆されている。この点は現在の状況とも共通しており、児童虐待の発見と通告において誤認・誤報が避けられないというのは、古今東西やむを得ないということなのであろう。

①被虐待児の年齢

まずは84人の年齢（満年）をみておきたい。図2のとおりである。

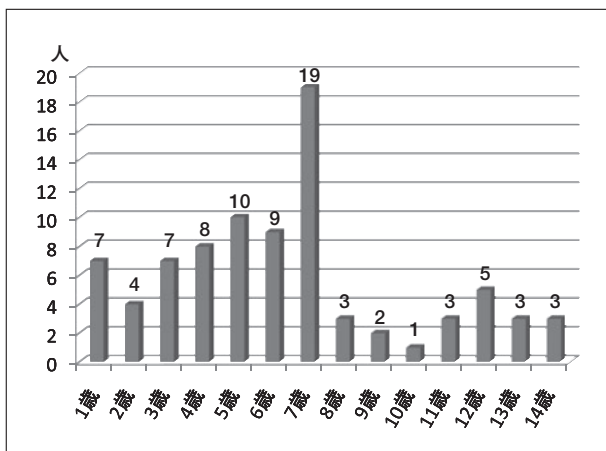


図2 児童被害時の年齢（満年）

これを見ればわかるように、7歳児が群を抜いて多いが、原は「最多は七歳の一九にして所謂七つ八つの憎まれ盛りの表現とも見えます」と注を加えている。ただし7歳の男女比をみると、男児6人、女児13人である点を付け加えておきたい。いずれにせよ、7歳を境にそれ以前の乳幼児が多いのが、年齢に関する特徴と言えよう。

②虐待の原因

虐待の原因に関して、原は以下のように分類している。

- 亡失：金を添へて貰ひ子を爲し減食虐待暗に亡失を謀るもの。
- 惨忍：加害者の惨忍刻薄苦痛を見て快とするが如きもの。
- 病的：加害者のヒステリー等。
- 継子：世間に所謂継子虐め。
- 矯正：盜癖怠惰剛情を矯懲なさんため。
- 不和：家庭の不和より反抗の的にせられて。
- 嫉妬：他婦に由れる兒を引取り後嫉妬の的にせられて。
- 生活：妻に別れ育児のために生活に究したる餘り。

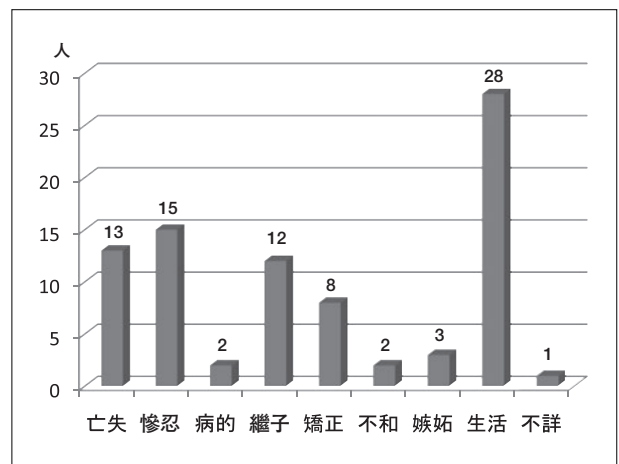


図3 虐待の原因

図3のとおり、この中で最も多いのは「生活」の28人。原の解説では「妻に別れ」と限定されているが、父親以外の加害者で「生活」によるとされている者も多く¹⁰、当時の虐待の原因の多くが生活苦であったことが推測されよう。

次いで多いのは「惨忍」である。具体的にはどのようなものを言うのか。彼は先に挙げた「實子を虐待する鬼の如き夫婦」（原、1909a）の例を、後に「典型的變態性實子虐待」として紹介し（原、1933）、「係り司法官や醫師たちが特に驚かれたのはこの加害者が身體の痛い苦しい急所々々を悉く知って居った事である。例へば指の先き又は上口唇と鼻下の中眞にまで灸を据ゑて居った事である」等と述べているの

で、この事例が「惨忍」に分類されていた可能性は高い。だが本事例は、長子誕生後間を置かずして生まれた第二子（当該児童）の養育が困難となって里子に出し、その里扶持が払えず戻されたという背景があったわけだから、やはりこれらの背景にも貧困の影があったと言えるのではないだろうか。

そして「亡失」。貰われた先での虐待である。今述べた「實子を虐待する鬼の如き夫婦」が、里子から返された子どもを厄介者として虐待したとすれば、こちらはその前段、つまりは貰った側による虐待だ。そもそも「亡失」を広辞苑で引くと、「財産の亡失」のような例が載っていて、「うしないなくすこと。また、うせてなくなること」という説明があるだけだが、これを児童虐待に当てはめれば、どう考えても子どもの命を失わせる、すなわち殺害すると読むしかあるまい。事実、原は「貰ひ子殺し」という見出しで次のような事例を挙げている。

冷たい風の吹く初冬の晩、からだを引きずって自宅に戻ってみると、書斎の机の上に手紙が置いてあって、以下のようなことが書いてあったというのである。

「先生、私の長屋に可哀想な赤ん坊が有ります。助けてやって下さい、……まだ半年たったか、たゞない赤ん坊です。乳の粉とおいもを喰べさせられて居ます。饑じくなって泣くと、親は怒って撲ちます。そしてその子は、眞實の子ではなく金を付けて貰った子の様です。そのお父さんは、毎日何處へか働きに出て行きます。時々その赤ん坊は、お母さんに負おされて一緒に働きに連れて行かれます。それは土方のエンヤラヤに出るのです。その子供が邪魔になって仕方がないので、泣くと打ったり殴ったりして居ます」(原、1933)

原は、疲れた体に鞭打ってすぐに現地へと出向く。「今から行っても知らない所あの日暮里長屋を探す事は困難なのを知って居る。……と云っても朝まで待って萬が一にも子供が死んだとでも成ったら、神様の前に濟まない」

まさに命の危惧を抱いたからこそその行動だが、こうした貰ひ子殺しは、戦前には決して珍しくなかったはずである。

他に目立つのが「継子」。次に示す図4を見ればわかるように、継母が加害者の例は21人と最も多いのだが、細かく見ていくと、その継母による継子虐めとされているものは12人。この点は現在の児童虐待における加害者の約6割が実母であり、「実母以外の母」の割合が、2%に満たないところとはかなり様相を異にしていると言えよう。児童虐待の歴史を考えていく上では、注目しておいてよいかも知れない。

③加害者

次に、加害者について見ていこう。図4がそれであるが、加害者の中で最も多かった継母については先に触れたので、ここでの検討は省略する。

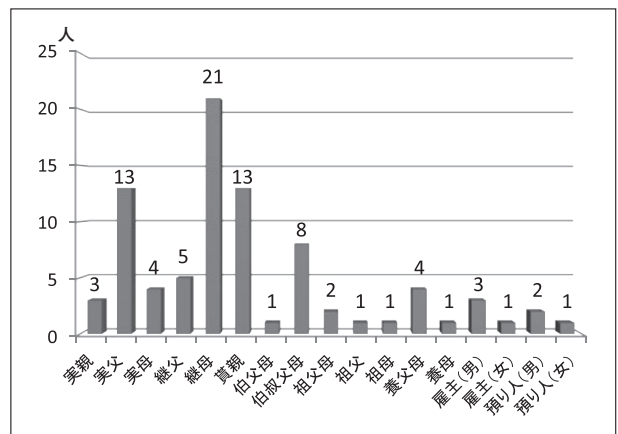


図4 加害者

継母に次いで多いのは実父と貰親の13人であった。貰親についても先ほど述べたので、ここでは実父の虐待について考えてみたい。実父による虐待の原因をみていくと、私には少し意外とも思われたのだが、矯正（いわゆるしつけを口実としたもの？）を理由としたものが全く出てこない。では実父の虐待では何が原因とされているのかを見ていくと、13人全員が「生活」に分類されていた。貧困と虐待の強い関係性を、改めて知らされた思いであった。

④発見の次第

さて、原が「発見の次第」として分類しているものをみていきたい。これは現在の用語で言えば通告経路。図5がそれだ。

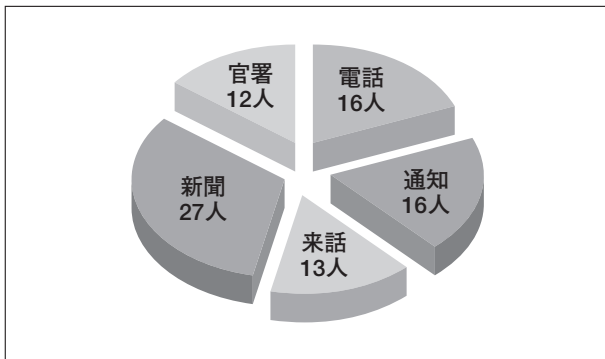


図5 発見の次第

すでに述べたように、原は新聞社に協力してもらい、また自身でもカードを作成して、ことあるごとに配布して連絡を促していたのであるが、ここで示された電話（16人）、通知（16人）、来話（13人）というのは、そうした啓発活動の効果であったと思われる。原は本論考で「私が新聞雑誌に書きたる記事を読み、又は当時宣傳したるトラクトを見て通知ありしもの、電話又は郵便ハガキ、封緘書翰にて又は自ら来て仔細を話されたものもありました」と説明している。なお、これらの中で、匿名は20人、表名は25人だったという。

ところで、経路の中で最も多かったのは「新聞」であった（27人）。本エッセイでもたびたび引用した事例「實子を虐待する鬼の如き夫婦」も、原が新聞記事に目を留め、現地に出かけたものであったが、彼の積極性が窺われる証左のひとつと言えるのではないだろうか。

経路として掲げられている残りのものは「官署」である（12人）。この点につき、原は、「裁判所警察署は加害者の處分を了したるも被害兒の救護及免訴となりし加害者の改心監視につき補助事業を要し托されたるもの」（原、1909a）と述べ、1909年（明治42年）当時すでに警察署から4人、地方裁判所検事から1人についての連絡があったことを記している。なお、この点について片岡氏は、「警察や裁判所からの依頼により保護を行うことになったのは原の出獄人保護事業の実績に対する信頼に基づくものであり、同事業の一貫（ママ）として被虐待児の保護を委託されたということである」と解説している。

⑤保護始末

いよいよここからは、原がこれらの虐待にどのように対応したかについて検討する。が、当時のこととて、何か決められた処遇（援助）方針があったわけではむろんない。だから原が自ら行った対応について自ら分類し、分けけているだけであろう。とはいえ、その分類はなかなか興味深い。原はまず、対応方法を大きく二つに分けている。すなわち一つは「収容して育養したもの」であり（35人）、他は「収容せず保護したもの」である（48人）。

“おや、合計が83人だから1人足りない？”

とあってよく見ると、残り1人は「探査中に所在暗まされたもの」だという。現在でも児童相談所等が調査や指導中に子どもや家族の行方が分からなくなって苦慮することは珍しいことではないが、なるほど、そういう事態は、虐待への対応の最初からあったわけである。これらをまとめると図6になる。

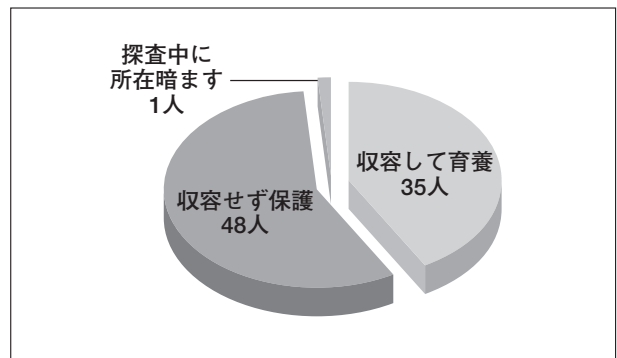


図6 保護始末

さて、収容しての育養という場合、その場所は具体的にはどこになるのでしょうか。原は、その場所として次のものを列挙する。すべて紹介しておこう。すなわち「岡山孤兒院（5人）」「大阪博愛社（3人）」「上毛孤兒院（5人）」「東京市養育院（4人）」「東京育成園（2人）」「豊橋育兒院（4人）」「福田會（2人）」「嵯峨野工（1字不詳）（1人）」「養子となりて（1人）」「病院後（1字不詳）々（6人）」「原手許に（6人）」であった。

フウム、これはどういうことなのか。岡山、大阪、愛知（豊橋）、東京、さらには上毛というのだから群馬だろう。彼が養育を依頼した場所が全国にまた

がっているのである。ということは、全国各地の被虐待児を発見、保護したということなのか。残念ながら、にわか仕込みの知識ではその点についての詳細はわからない。が、このうち、岡山孤児院に関しては、件の片岡氏がまとめた論文「岡山孤児院東京地方委員としての原胤昭の活動－原胤昭と石井十次の出会いから1899年までを中心として－」(2008)に、二人の浅からぬ関係が示唆されていた。氏は、次のように述べる。

「1895年末に北海道集治監（樺戸・本監）教誨師を辞した原は東京へ帰り、97年1月より出獄人保護事業を本格的に開始した。そして99年4月～5月の東京における岡山孤児院幻燈隊の公演の際、原は支援者と孤児院の仲介者となり、プロモーター兼プロデューサーの役割を果たした。さらにその活動が契機となって原は同年6月に岡山孤児院東京地方委員となり、実親を亡くした児童を保護して岡山孤児院に送致するとともに同孤児院への財政的支援のための活動を開始した」

本論を読む限り、原は児童虐待対応の具体的な活動を始める10年以上前に、すでに孤児の救済に手を初め、石井十次の岡山孤児院にも、その保護を依頼していたのである。被虐待児が発見された場所がどこであったかはともかく、原が示したこの収容先は、図らずも彼の旺盛な活動力を浮き立たせたように、私には感じられたのであった。

しかも、そうして施設に養育を依頼するだけでなく「原手許に」が6人もあった。彼は虐待の通告を受けて出かけ、保護者と面談し、子どもを救い出すだけでなく、場合によってはそうした子どもたちを自ら養育したというのだから、凡人の私は言葉を失い、おそるべし原胤昭、とでもいうしかない。

さて、次に見ていくのは、「収容せず保護したもの」である。今で言えば、さしずめ在宅支援ということになるろう、彼はそれらを次の4つに分類している。すなわち、

- 警告監視：実状を確認して警告を與へ其後を監視したもの
- 同仲保：相互間に仲保し歸親歸郷せしめたもの。
- 同保護：焦眉の究苦を救ひ就職就學に便宜を與へ

保護したもの。

- 訴告：事態危険と認め直に警察署へ訴告したものの。

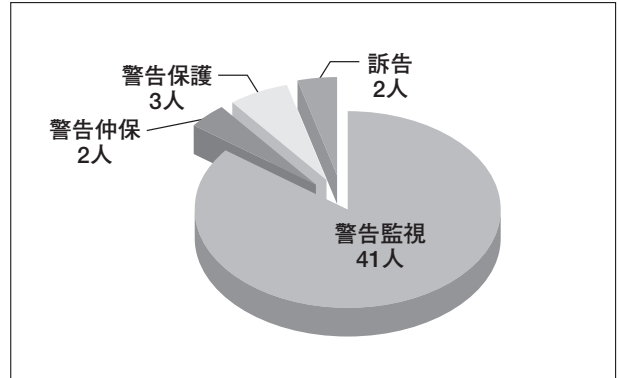


図7 収容せず保護した者の状況

以上であり、その件数は図7にまとめてある。ただし、これらについてそれ以上の説明はないので、具体的にそれらがどのようなものであったのかは、私にはよくわからない。それゆえ、以下は推測の域を出ないのだが、これらの中で大部分を占める「警告監視」とは、現在の児童福祉法に当てはめて言えば、第27条第1項第1号の「訓戒・誓約」及び第2号の「児童福祉司指導」等を足したようなものなのかも知れない。次に警告仲保。「相互間に仲保し歸親歸郷せしめた」というのだから、冒頭で紹介した「鬼女房の雇女虐待」などは、これに当たるのではないだろうか。というのは、すでに見たように「予は山下署長に面し其意を享けて加害者を警告す。終局歸國なさしむるこそ善後策を得たるものとして其娘の父へ詳報す。直ちに生母上京し其娘を同道歸國す」とあるからである。ただし、合計2人というのは、実際と比較して少いような気がしないでもない。というのは、後に原が紹介した「ヒステリー女の笑ひ」という事例も、田舎の父母に対して手紙を書き、汽車賃がなければこちらで用立てるとまで述べて引き取らせているのである（原、1933）。ここで言う「仲保2人」というのは、果たしてこの2例だったのか。

⑥保護始末の其後

というのはさておき、ここで私が注目したのは、このようにして保護した子どものその後の状況につ

いても、原が報告していることである。考えてみると、これら84人は、彼が1909年（明治42年）に取り組みを始めて数年の間に保護したものが大部分だから、本論文が発表された1922年（大正11年）から見れば、10年以上の月日が流れていることになる。だからその後の状況も記すことが出来たのだろうが、逆に言えば、今と比べて情報伝達一つとっても種々の困難があったと思われる中、しかも保護された先が全国にまたがる中で、よくぞここまでのアフターフォローをなしたものだ、と、あらためて感心するのである。

まずは、「収容して育養したもの」の状況から見ていこう。現在の感覚から言えば、目立つのはやはり死亡者が6人もある点だ。具体的な状況はわからないが、それだけ深刻な虐待だったということだろうか。なお彼は、成長した男児の就労先について記しているが、「洋服裁縫、挽物、石版、畫等の職、雑貨商、農、丁稚」が挙げられていた。

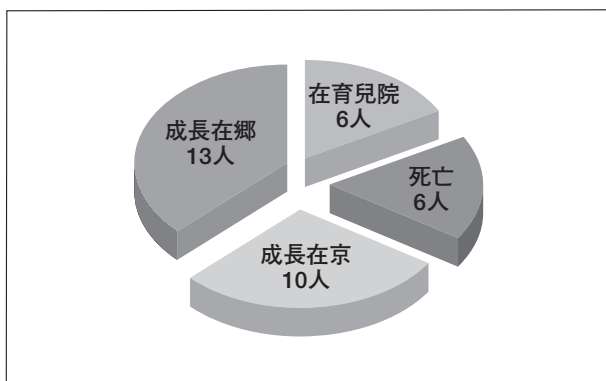


図8 収容保護のその後

次に「収容せず保護したもの」について。「待遇改善」と「やや稍改善」をあわせると39人になって大部分が改善傾向にあったというのだから、具体的な状況はわからないものの、目を見張る。ただし、「所在を暗まされ」た者が8人、死亡した者も1人あり、他面では児童虐待問題の深刻さ、難しさが示されたとも言えよう。

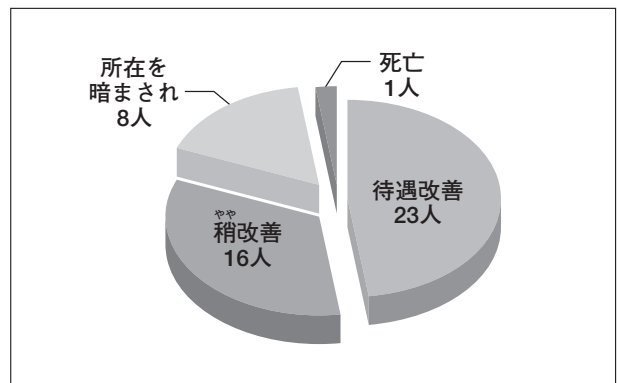


図9 不収容保護のその後

原の切なる願い

以上で、原が保護した84人の被虐待児にかかる実情についての報告は終えることとする。これらについては原自身も、文末で「試業に取扱ひました人員が斯う少くないので統計した所で何の考證にもなりません」と述べてはいるが、しかし、今日の虐待対応にとっても種々の示唆が与えられるものではなかっただろうか。そこで本論文の最後に、原がある事例を引きながら書き付けている憤懣や希望も混じり合った切なる願いについて紹介しておきたい。これは虐待とは言えない事例だが、次のような内容だ。

「私は斯んな事を先年實見した。其地方に六人の幼児を遺して妻に死なれ生計究迫、父自ら縊れた。と云ふ聞くも哀れな惨事があった」

原は亡くなった父に同情し、遺児の善後策を立ててやりたいと願う。そこで、

「ちようど恰度其地方に設備されてある機關があつたのでくわ詳く報知した。主任の確認を得た。私は安心して居た」

というのである。ところが、

「然しかるに其後聞くと、まだ、又聞くと未だ。とうとう四五十日後の答によると、其区域の委員に命じた、委員は其後、未着手で歸省した、其後病氣になった、つい終に辭職した、最も餘り時日も過ぎたから。と答を聞いて、私は唯だ呆然たるのみ。遠くも無い所であったから、直ぐ其場所に往て見た。遺児等は幸に近隣の愛護を受けて安定の場合になって居たので私も安心しました」

と書いたあとに続けて言う。

「が、どうか私は斯んな筆法で、児童保護の勤務をして貰いたく無いと思ひます。時勢は進みます刻一刻と改良して往きますから、最早斯んな昔型の人々は、何處の機關を尋ねても居られますまいが、實に児童保護事業を、心の事業として行って頂きたく存じます」

我が国児童虐待防止事業の創設者とも言える原の苦言として、現在の私たちも、あらためて真摯に受けとめるべき言葉ではないか、私はそう思うのである。

その後の被虐待児保護事業

ところで、ではその後の原の被虐待児保護事業は、どのようになったのであろうか。一夜漬けの知識では不十分なことしか開陳できない点にご容赦いただき、少しく触れてみたい。

実は、原が保護した84人について述べたこの論文の冒頭は、当時世間を騒がせていた「浅草のはっちゃん」から始まっている。

「浅草で、はっちゃんと云ふ少女が、貰ひ親に散々虐待された揚句、殺された。其上に首と手と足も切り放なされ、散り々々ばらばらにされて、大川へ放り込まれた」(原、1922)

これは、世に「お初殺し」と言われる貰ひ子殺しである。1922年(大正11年)7月、荷揚場に手提げ鞆が漂着し、その中に切断された女児の遺体が詰められていたことから発覚した事件だが、殺されたお初(10歳¹¹⁾)は、セルロイド職工(55歳)とその内縁の妻である踊り師匠(37歳)によって毎夜毎夜の折檻を受け、近所の通報を受けた警察が数十回も来て説諭していたという。しかしその甲斐もなく、ついにこの年7月2日、「痛いから堪忍しておくれ」と云いながら絶命し、無残にも遺体をバラバラに切断されて捨てられたらしい。あまりのむごさに、浅草方面では「お初の唄」と呼ばれる唄が流行し、浅草黒船町^{かやでら}榎寺には、お初を哀れんで「お初地蔵」が建立される。後には紙芝居に仕立て上げられ、映画「新お初地蔵」にもなって人々の涙を誘ったと言うのだが、ちなみに、「お初の唄」とは次のようなも



お初殺し事件を報道する当時の新聞
(読売新聞社総合データベースサービス「ヨミダス歴史館」からプリントアウトした一連の記事)

のであった。

「ぶたれ叩かれ踏み蹴られ、哀れお初は泣く聲も、力弱りて蟲の息、僅かに通ふ其の息で、絞る聲さへ苦るし氣に、猶も許して下さいと詫びるも聞かぬ鬼夫婦」(読売新聞 1922年7月30日朝刊付け)

さて原は、この事件を次のように慨嘆する。

「此の悲惨事を聞いては、誰か泣かないものがあるらう、誰か憤慨せないものがあるらう。虐待されて居た間も一ト月や二ト月事では無かつたと云ふのに、近所隣の人は、なぜ知らせてやらなかったのだらう」

こう書いた後、原は、近所隣の人も警察に言えばお節介だと嫌われようし、名前を伏せれば取り上げてもらえない。「幾ら知らせてやりたくってでも知らせる所は無い」と書いた上で、次のように悔やむ。

「それが東京でならば、私の所へ知らせて呉れ、ば良かったのです。私は今より十四年前に、出獄人保護事業の余力を以て、虐待児童を保護してやった事がある、百人程、手に掛けたのです。爾來宣傳に勤めなかつたから、其後は世間に忘れられて了たのです」

「忘れられたのは宣傳の不盡^{ふじん}、必竟私の罪であつた。夫故に私は斯う感じました。はっちゃんの死は、

取も直さず、私の手に掛けた事のやうに」

原の忸怩たる思いは、考えてみると、先の「お初の唄」のような世間一般の愁嘆とは明らかに違っている。それはまさに自ら児童虐待問題に関与していた者なればこそその押さえがたい感情だろう。現在でも、重大な事態を招いた事例に直面した児童虐待の担当者は、怒りや悲しみ、失意、当惑、無力感、責任感、苦悶、悔悟、傷心、憤懣、呵責、葛藤などなど、さまざまな感情に襲われる。なおかつ、それがいったい誰に向けられているのか、親なのか子なのか、あるいは自分自身なのか関係する機関の誰それなのか、それすら整理できない状況に陥ることがある。この時代にお初殺しの責任の一端が原にあると考えた者など、おそらくどこにもいなかったはずだが、ひとり原自身は、自らを責めていたのである。

が、もう少し冷静になって考えると、いかに原が献身的な努力をしていたとしても、やはり、「出獄人保護の片手間を割いて之に當るのならば、敢て出来ないことでもあるまい」というほど個人が単独で担えるような問題ではなかったというほかない。事実原自身も、被虐待児保護を始めた当初は何千枚ものカードを配布するなど、精一杯の取り組みをしていたが、この時代にまで下ってくると、それらの活動量も次第に低下していったのである。ために、年々の保護人員も少なくなっていくのではないだろうか。原は、まさにその点を悔やんだのだと、私には思われる。

児童虐待防止法の制定を求めた原

「お初殺し」に直面した原は、「何んとか仕様は無かるうかと、山室君^{*12}に相談」したという。すると

「恰度山室君も同感、同感どころか君は既にはっちゃんの被害場所まで、探見して、何か救護方法の與へらるゝやうにと、神様に祈って居た」らしい。そしてこうしたこともきっかけとなって、「こゝに此の児童虐待防止事業を救世軍の社會事業として成立したのである」と記している。

だが私には、救世軍の社會事業どころか、救世軍自体の何たるかが皆目わかっておらず、これ以上は触れることができない。いずれまた様子がわかれば記すこともあろう^{*13}。

それはさておき、こうした経過もあってか、原は、単に個人の事業としての展開ではなく、虐待防止法の制定を訴えるようになる。たとえば、新聞記事で毎日のように報じられる虐待事件に社会が関心を向けるよう促した上で、

「だから私は、涙を吞んで、どうか児童虐待防止の事業が、我國で發達せん事を希ふものである。而し、其の事業の發達は、必ず、一面児童虐待禁止の法律制定と相俟つ可きものであるから、政府當局に於ては、一日も早く此人道上、社會政策上、無視する事の出来ぬ事實の頻出に鑑みて、児童虐待防止法を制定せられむ事を望む」（原、1926）

と主張する。私は、原のこうした献身的な活動と主張などが背景にあったからこそ、戦前における児童虐待防止法も成立した、のではないかと考えているのだが、では1933年（昭和8年）の児童虐待防止法制定までには、その後どのような動きがあったのか。

残念ながら、私には分からぬことばかり。またしばらくセンター図書室を歩き回りながら考えることとして、我が国初の児童虐待防止事業を訪ねる旅は、ひとまず終えることとしたい。

【引用・参考文献】

- 千代田区教育委員会・千代田区立四番町歴史民俗資料館（編）（2008）『原胤昭旧蔵資料調査報告書（1）－江戸町奉行所与力・同心関係史料－』千代田区教育委員会・千代田区立四番町歴史民俗資料館
- 千代田区教育委員会・千代田区立四番町歴史民俗資料館（編）（2009）『原胤昭旧蔵資料調査報告書（2）－江戸町奉行所与力・同心関係史料－』千代田区教育委員会・千代田区立四番町歴史民俗資料館
- 千代田区教育委員会・千代田区立四番町歴史民俗資料館（編）（2010）『原胤昭旧蔵資料調査報告書（3）－江戸町奉行所与力・同心関係史料－』千代田区教育委員会・千代田区立四番町歴史民俗資料館

■ 小論・エッセイ ■

- 千代田区立四番町歴史民俗資料館（編）（2007）『江戸町与力の世界－原胤昭が語る幕末－』千代田区立四番町歴史民俗資料館
中央区八丁堀二丁目東町会「町会設立50周年記念誌Web版 わが町・八丁堀」（<http://homepage2.nifty.com/makibuchi/50kinen/index1.htm>）2010年11月16日訪問
- 中央社会事業協会（編）（1939）「児童愛護思想並児童保護施設普及に関する参考資料」, 児童問題史研究会（監修）（1988）『現代日本児童問題文献選集 第21巻』日本図書センター
- 原胤昭（1909a）「児童虐待防止事業」慈善 1（2）, pp.69-76
- 原胤昭（1909b）「幼児虐待防止事業を企つ」監獄協會雑誌 22（8）, pp.45-47
- 原胤昭（1922）「児童虐待防止事業最初の試み」社会事業 6（5）, pp.72-79
- 原胤昭（1926）「被虐待児の保護に就て」社会事業 9（12）, pp.62-66
- 原胤昭（1927）「近時の流行親子心中の惨事」社会事業 11（9）, pp.42-51
- 原胤昭（1933）「惨虐の筈より幼児を抱きて－被虐待児保護事業創始の苦心を語る」社会事業 17（9）, pp.31-42
- 池田由子・矢花美子（2002）「わが国における児童虐待防止運動の歴史－とくに明治時代における原胤昭の業績を中心として－」
東洋大学発達臨床研究紀要 2, pp.46-59
- 片岡優子（2006）「原胤昭－更生保護事業の父」, 室田保夫（編著）『人物で読む近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房,
pp.41-47
- 片岡優子（2008）「岡山孤児院東京地方委員としての原胤昭の活動－原胤昭と石井十次の出会いから1899年までを中心として－」
関西学院大学社会学部紀要 105, pp.157-171
- 片岡優子（2009）「原胤昭の生涯とその事業－児童虐待防止事業を中心として」Human welfare 1（1）, pp.19-31
- 加登田恵子（1988）『児童愛護思想並児童五歩施設普及に関する参考資料』『被虐待児童保護概況』解題, 児童問題史研究会（監
修）『現代日本児童問題文献選集 第21巻』日本図書センター
- 川崎二三彦（2009）「明治末期から大正初期にかけての児童虐待死亡事例」子どもの虹情報研修センター紀要No.7, pp.100-120
- 厚生省（1949）『児童福祉事業取扱事例集』
- 小宮山主計（1939）「被虐待児童保護概況」, 児童問題史研究会（監修）（1988）『現代日本児童問題文献選集 第21巻』日本図書セ
ンター
- 小峰茂之（1937）『小峰研究所紀要 第五巻－明治大正昭和年間に於ける親子心中の医学的考察』財団法人小峰研究所
- 守部喜雅（2010）「銀座に『十字屋書店』書店を開いた元・与力～原胤昭」, 『聖書を読んだサムライたち』いのちのことは社,
pp.89-97
- 太田愛人（1989）「自由民権運動とクリスチャン－原胤昭」, 『開花の築地・民権の銀座－築地バンドの人々』築地書館, pp.66-
130
- 三田谷啓（1916）「児童虐待に就て」救済研究 4（8）, pp.20-37
- 若木雅夫（1996）『更生保護の父 原胤昭』大空社
- 山室軍平（1922）「児童虐待防止運動」社会事業 6（5）, pp.67-71

*1 本原稿では戦前の論文をしばしば引用するが、旧漢字などもなるべく原文に忠実に載せる。ただし読みにくさなども念頭に、原文にはないルビを適宜加え、読者の便に供することとした。かえって煩わしいと感じる向きもあるかも知れないが、ご容赦願いたい。

*2 本文は実名が載せられていると思われたので、保護者名及び児童名については、仮名に変更している。

*3 銀座三丁目にキリスト教書店「十字屋」を出して「^{やそ}「^{しよし}耶穌教書肆十字屋」と書いた大看板を掲げたところ、警察から、あまりにも目立ちすぎる、「人民の思惑を考え、何か間違いがあってはならぬ」と撤去を命ぜられたが、断固として服従せず頑張り抜いたというエピソードが残っている。なお、現在の十字屋楽器店（銀座十字屋）は、原のこの書店が出発点となっている。どうやら、帰国する外国人の払い下げ品の中にあつたオルガンを原が入手したことが、楽器販売のきっかけだったようで、これが日本で最初の西洋楽器販売店となった。

*4 軽禁錮刑（重禁錮刑）は、旧刑法（明治13年太政官布告第36号）で定められていたが、現行刑法の施行（明治41年10月1日）に伴い、廃止された。

*5 そもそも原は、少し前まで禁制だったキリスト教の信者であり、なおかつ代々八丁堀の与力の出であったことなどから、薩長が支配する政府の振る舞いには批判的であったという。

そのような中で、「議會無視のゆえに議會が不信任をつきつけても居すわり、土木事業に狂奔して県民を酷使し、自分の方針に従わずに批判する自由党員を徹底的に弾圧し、言論集會を圧迫し『火つけ強盗と自由党とは管内に一匹もおかぬ』と豪語していた」福島県令（「県令」とは県の長官の名称、1886年の地方官制で知事と改称される）三島通庸が、自由民権運動に身を投じた河野広中（当時の県議會議長）を弾圧、逮捕する。三島は、「河野らを国事犯に於て、人々への見せしめのため雪の中、馬上に下着だけでくりつけた河野らを東京まで運ばせた」。これが世に言う福島事件である。

この強圧政策に憤激した原は、最後の浮世絵師と言われる小林清親とともに、福島事件被害者6人の顔を錦絵風の似顔画に仕立て、原が説明を加えて売り出すことにした。ただし原は、小林に累が及ぶことを恐れて版に彼の名を彫ることは控えている。実際に発売されたのは1枚（田母野秀顕君之肖像）だけだったようだが、原が絵に添えた文面が国事犯擁護だとして発禁処分になった。原は義憤をおしとどめることができず、発禁の裏をかくように無料配布をしたため逮捕された。なお、小林に刑が及ぶことはなかったという。（以上はすべて太田愛人著「開花の築地 民権の銀座」からの引用及び要約である）



小林清親「田母野秀顕君之肖像」
明治16年（1883）版元：原胤昭
（千代田区立四番町歴史民俗資料館所蔵
『江戸町与力の世界－原胤昭が語る幕末－』
から許可を得て転載）

- *6 とはいえ、彼は「316」という番号に何かひっかかりを感じたのであった。そして思い出したのが、洗礼を授けてくれたカローザス神父に「キリスト教のもっとも大切な聖句」として暗唱させられたヨハネ福音書3章16節。彼は獄中での数字の偶然の一致に感謝し、心の支えにしたという。
- *7 ここでは具体的な新聞名は挙げられていないが、原の別の論文「幼児虐待防止事業を企つ」（1909b）を読むと、次のような一節があった。「私は六月二十二日朝報知新聞を讀んで『赤阪の人鬼事件』の顛末を知り憶測の念起り早速赤阪警察署に行き本堂署長から詳しい話を聞き午前十時頃この鬼夫婦の家を訪問したのであります」。そして以下には同じ記事が引用されているので、これは報知新聞の記事ではないかと考えられる。
- *8 ここでも、子どもたち3人の名前は仮名に変更している。
- *9 片岡氏は1911年（明治44年）の保護人数を9人としているが、この年末までの被虐待保護が累計64人とされているので、本稿では11人とした。
- *10 原の原著には、虐待の原因と加害者とをクロス集計した表が掲載されており、本記載はそれによる。参考までに表を以下に転載するが、集計部分と個々の数値との合計が合致しない箇所があったので、不一致箇所については合計部分に*をつけてある。なお、図3・図4は、本表の合計数値を使用して作成した。また、表には「實親」と「實父」「實母」の両方があるが、その区分がどのようにされているのかは不詳である。なお原は、本表に「加害人員107人（男47・女60）」「内受刑者8人（男4・女4）」と別記していた。

	實親		實		繼		實親	伯父母	伯叔父母	祖父母	祖		養父母	養		雇主		預り人		計
	父	母	父	母	父	母					父	母		父	母	男	女	男	女	
亡失	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	1	13*
惨忍	-	-	2	2	2	2	2	-	1	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	15*
病的	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
繼子	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
矯正	2	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	2	-	-	1	8*
不和	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
嫉妬	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
生活	1	13	2	2	2	-	-	6	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	28
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
計	3	13	4	5	21	13	1*	8	2	1	1	4	-	1	3	1	2	1*	84	

- *11 お初の年齢をインターネットなどで調べていくと、8歳、11歳といった説があるが、ここでは当時の読売新聞記事によって10歳説を採用している。また加害者の職業も読売新聞の記事による。
- *12 山室君とは、山室軍平（1872-1940）のことだろう。1895年、救世軍来日とともに入隊し、種々の社会事業を展開、救世軍病院の設立なども行う。原は、「救世軍が児童虐待防止部を設けて、大々的に活動されることは最も可し」と述べている。
- *13 山室は、お初殺しがあった1922年（大正11年）に、やはり社会事業第6巻第5号に「児童虐待防止運動」と題して執筆している。それによると、キリスト教は児童虐待防止の宗教であると述べ、「救世軍は其の主義から言ふも斯かる問題の爲には特に力を盡して居るべき筈である」と英国での活動などを紹介しつつ、「然らば此の防止の爲には如何なる方法を執るべきかに就て考へてみたい」と救世軍としての虐待防止の方法を具体的に記述している。その内容は原が行っていた方法とほぼ重なるが、「収容には當分救世軍婦人ホームの一部を用ふることゝする」「外交は係士官以外に各小隊、事業部とも聯絡を取って働くのである」などと記され、組織的な運動として行うことが示唆されていた。



インターネットでカンファレンス！

子どもの虹情報研修センター
南山 今日子

1. はじめに～Web研修ってなに？

「Web研修」と聞いて、みなさんは一体どんなことをイメージされるでしょうか？何だかよくわからない…と答える方がほとんどだと思います。テレビ電話で会議を行っているのに近い、こういうと少しはイメージがわくでしょうか？そして、ケースカンファレンスと聞くと、みなさんは“机を囲んでディスカッション…”などとイメージされるでしょう。私もそうでした。そして、それまで、参加者がその場に集まって行うケースカンファレンスしか参加したことがありませんでした。しかし、カメラを通して、遠方の人たちが画面上に集まってカンファレンスを行う研修があるとしたらどうでしょう。それが、この子どもの虹情報研修センター（以下、センター）の研修にあるのです。

世の中はIT化が進み、インターネットは当たり前。メールでのやりとりは日常茶飯事。センターでも研修受付システムや図書検索など、センター機能のIT化はすでに始まっていました。そんな中、アイデアマンの増沢研修部長が「ネットを使って研修できないだろうか」とひらめいてしまいました。そのひらめきの背景には、常日頃から継続的な研修やステップアップ研修の必要性を感じており、全国の経験ある人が継続的に研鑽を深める場所がないか、などの思いがあったのです。そして、ひらめいたら実行するしかない、と次に動いたのは総務の橋場主任です。いつの間にか「こんなありますけど…」とシステムを見つけてきて、業者とのやりとりもす

すーっと進みました。

実はセンターに入職してまだ1年目でまだ周りを見よきよき見ながら仕事をしていた私は、そんな動きに驚き、そしてなんだか面白そうなことが起きる！と胸を躍らせたのでした。

2. Web研修はいける！

平成20年度には、試行実施として、5名の全国各地の児童福祉施設職員と事例検討を行いました。最初はシステムに慣れるのにひと手間かかりました。顔がちゃんと映っているか、声がお互いに聞こえるかなど確認しながら進めていきました。一人ずつ事例を提出し、計5回の試行実施を行ったところ、音声等の多少の時差はあるものの、通常のカンファレンスとそれ程変わらずできること、そして空間が狭い分集中できることに気づきました。

さあ、平成21年度は本格実施です。Web研修は、全部で10名が最大の枠であり、事務局としてセンターのスタッフ2名が入るため、参加者は8名です。平成21年度は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設に勤める方8名が参加され、平均経験年数が13年と全員が児童福祉施設で一定程度経験を積んだばかりでした。

事前に1度皆で実際に顔を合わせ、話をしておくことが大事ということから、6月にプレ研修会としてセンターにて研修会を開きました。事例をもとにジェノグラムを書く演習を行い、オリエンテーションも含めてこれから1年間事例検討を行うメンバー

*Web研修（児童福祉関係職員長期研修）とは、インターネットを活用し、少人数のグループによる定期的なグループ討議、事例検討等を通して、援助技術の向上を図るとともに、社会的養護に関連した研究や講師を担える人材の育成を目指しています。事務局もあわせて10名がWeb画面上に一堂に会し、カメラとマイクを使い、双方向にやりとりができるシステムを利用しています。

の顔合わせを行い、親睦を深めました。7月からは月に1回、事例検討を行い、参加者が1人1回発表する機会を設け、計8回事例検討を行いました。集まった参加者の出身地は、埼玉、横浜、東京、京都、滋賀、長崎、鹿児島と全国津々浦々です。このメンバーが毎月集合するとなると、どれだけの時間と交通費がかかるでしょう。しかし、Web研修では研修会場まで交通費0円、徒歩0分。クリック1つで10人の顔がぱっと揃うのです。事例検討では、手元に資料を置いて進めます。声はちょっとだけ遅れるものの、慣れさえすればその場で話しているのと同じです。しかも、画面の中央にはホワイトボードがあり、写真やジェノグラムなどの資料をまたまたクリック1つで登場させることもできるのです。そのホワイトボードには全員が書き込みもできるのです。遠く離れていても、資料の共有は全然問題ありません。

ただ、何もなかったわけではありません。ある事例検討では、なかなか音声のコミュニケーションがスムーズにいかず、遅れて聞こえたり、自分の声が届いていなかったりと、言いたいことが言えず、相手は何かを言っているがその内容はすぐにはわからずということがありました。参加者全員がこのディスコミュニケーションの状況に戸惑い、イライラし、嘆いていました。ケースは、落ち着きがなくすぐ手が出てしまう男の子で、この子自身が周りで何が起きているか分からないためなかなか落ち着けないのではないか、というディスカッションがされており、あるメンバーが終わり間際に言った「もしかしたらこの子もこんなやりとりのうまくいかなさを感じているのかも」という一言でみんなははっとしました。「この子はいつもこんな苦痛を味わっているのか…」と。もちろんこれは偶然ですが、こんな事例理解ができるなんて、Web研修の副産物かもしれません。終わった後に、こういう時は、一度退席し、ログインし直せば問題ないこともわかり、以降は大きな問題はあります。また、事例検討をしていると、途中で電話のベルが聞こえたり、子どもの泣き声が聞こえたりすることもあります。他人の台所が気になる…と同じように、なんで泣いてるんだろう、いた

ずらして怒られたのかな、なんて勝手に想像してしまいます。と、一瞬頭は事例検討から離れてしまいますが、いかんいかん、とまた事例に意識を戻すこともありました。そして、提出される事例は、各メンバーが大事にしている「とっておきの事例」のように感じます。施設全体でどうしよう…と頭を抱えているケースや、退園した後もずっとつながっているケースなど、話を聞くと、参加者それぞれの思い入れのこもったケースだとしみじみ感じます。そんなケースだからこそ、みんなより一層心を傾けながら検討するのです。子どものことから親のこと、施設内チームのこと、他機関との連携まで…1つの事例を囲んで様々な意見が飛び交います。そして、同じメンバーで事例検討を続けていくと、事例を理解する視点がすどく、そして深まっていきます。さて、そんな事例検討も、他からみたらどう見えるのでしょうか。おそらく、PC画面と向き合って一人で話しているという姿は、他からみたら“何やってるんだろう。なんか一人でしゃべってる”と変わった人のように見られたのではないかな…なんて思います。

3月には修了研修会ということで、再びセンターに集まりました。みんなもう何回も直接会っていたようなお馴染みの顔ぶれになっています。修了研修会では、事例検討を通してでてきた課題のうち、「児童相談所との連携」「学校との連携」について焦点をあて、現状と課題を討議しました。プレ研修会で集まった時よりも、3月の修了研修会ではお互いの距離がぐんと近くなり、“仲間”としての意識がより強くなったように感じました。

3. おわりに～Web研修のこれから

1年間のWeb研修を終え、参加者からは、「他施設の力のある方とのカンファレンスを通して、自施設や自分の実践を振り返ることができた」、「ここに集まった縁をこれからも続けたい」などの感想が寄せられました。もちろん実際に皆が集まり、顔を合わせて事例検討を行う方がいいことには違いありません。しかし、全国各地にいる人が定期的集まっ

■ 小論・エッセイ ■

て事例検討するのは時間的にも経済的にも困難です。このWeb研修はそんな困難を克服できるシステムであると言えます。

私が初めてケースカンファレンスというものに参加したうん年前は、こんなことができるなんて全く

想像していませんでした。10年後はいったいどうなっているのでしょうか。研修の形態ももっと多様化し、現在では考えられないような研修もでてきているのではないのでしょうか。学びのチャンスがもっともっと拡がっていることを願って、終わりにします。

*資料

(1) H21年度参加者の状況

① 機関・施設別参加者数 (8人)

児童養護施設	6
情緒障害児短期治療施設	2

② 性別 (8人)

男性	5	女性	3
----	---	----	---

③ 経験年数 (8人) [平均経験年数13年]

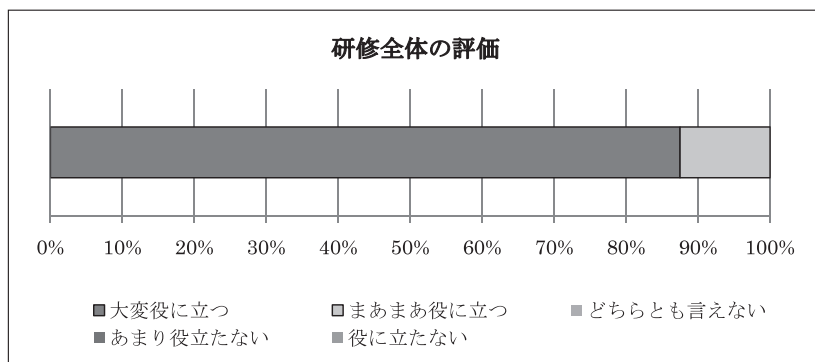
7～9年	4
10～14年	1
15～19年	1
20～24年	2

④ 職種別人数 (8人)

児童指導員	4
臨床心理士	4

(2) 研修後アンケートから

① 研修全体の評価



② 自由記述から

- ジェノグラムの書き方を丁寧に学べたのがよかった。自分では手に負えないような事例を粘りながら、時々気持ちは折られながら続ける、気にかけて続ける方たちの姿に、頑張らないと思った。職員、育成、親との関わり、退所時にできること（振り返り）など、たくさんのテーマを再認識した。交流会が有意義で楽しかった。
- 2時間の研修は時間的に短かった。検討をより深めるために、レジュメの配布時期を前の会（約1カ月前）とし、2週間ぐらい質問を集めて当日の省力化を図るのはどうか。1-2回は、センターでやった方がよ

い。「同窓研修会」の企画をお願いしたい。

- とても参考になった。勉強になる機会を失うという意味で、抜けてしまうのはもったいないと思うが、今まで勉強したことを今後の実践に活かしていきたい。
- いろいろな経験を積んできた方とケースカンファレンスを重ねることができ、とても勉強になった。カンファレンスのたびにもう少し長時間話し合いができればと思うくらい良いものが得られた。これからもここで得た縁が続けられたらありがたい。
- 他施設の力のある職員の方とのカンファレンスができ、自分の施設や実践を振り返り、相対化できたと思う。自施設の他職員にも参加して視野を広げてほしい。
- 定期的にかンファレンスを持つ機会があったことで、自施設の課題と感じていることが、全国レベルで考えていく課題につながっていることを学んだ。
- なかなか慣れなかったような気もするが、継続的に顔を合わせるができることで、実際に集まった時の距離感が近くなった。

児童虐待の援助法に関する文献研究（第5報）

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの 心理社会的分析

－ 2000年以降の性的虐待に関する文献研究 －

研究代表者	保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）
共同研究者	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）
	大塚 斉（子どもの虹情報研修センター）
	長尾真理子（子どもの虹情報研修センター）
	中道 圭人（常葉学園大学教育学部）
	中道 直子（日本学術振興会特別研究員・東京学芸大学大学院博士課程）
	中澤 潤（千葉大学大学院教育学研究科）
	大川 浩明（子どもの虹情報研修センター）
	土岐 玲奈（千葉大学大学院教育学研究科修士課程）

本研究は、「子ども虐待」を中心に、子どもの「危機的状況」にまで範囲を広げ、戦後からの臨床研究、文献、実践報告等を概観、分析することを目的としている。すでに戦後から現在（2007年）までを、第1報から第4報においてまとめた。

この過程において、われわれはいくつかの検討すべきテーマを見出してきた。例えば、性的虐待対応におけるバックラッシュの問題や、発達心理学の教科書にみられる児童虐待についての内容の問題などである。この2つのテーマについてはすでに第4報において、改めて研究や文献を概観、分析を行い、考察した。本報告はこれに引き続くもので、次の2つをテーマに掲げて分析した。

一つは性的虐待をテーマとした。2000年の児童虐待防止法施行以降、身体的虐待やネグレクトのケースについては、児童相談所をはじめ、さまざまな機関が積極的に対応を進め、新たな施策や対応方法が進んできている。しかし、性的虐待への取り組みについては、これらに比してなかなか前に進んでいない観がある。そこで2000年以降の性的虐待に関する研究や文献、実践報告等を改めて分析し、研究の歩みや社会の性的虐待に対する認識や取り組み状況を分析することとした。

二つ目に、第4報で取り上げた発達心理学の教科書の分析に続き、教員養成系の大学で用いられている教育心理学のテキストを取り上げた。教育分野は子ども虐待対応における取り組みがまだまだ十分でない状況がみられる。教育心理学の教科書を分析し、検討を行うことは、教育分野におけるこの問題の認識を理解するうえでも重要であり、今後より正しく扱われるための啓発にもつながると考えている。

本文献研究は今後も引き続き行っていくが、1年ごとの子ども虐待に関する研究、文献等のレビューを行った上で、その過程で見いだされたテーマに基づいて、分析・考察を行っていく予定である。

なお、法律分野における判例、研究論文等の分析については、「児童虐待の法制度および法学文献資料の研究」として継続しているが、今後も現在に至るまで継続する予定である。

(※報告書の紀要への掲載は主なものとしておりますので、詳細は研究報告書をご覧ください)

ーはじめにー

性的虐待やその対応に関する研究論文について、児童虐待防止法が制定された2000年から概観する。これらは、1.性的虐待の定義に関するもの、2.性的虐待や被害の実態について、3.性的虐待による後遺症や疾患等臨床像に関するもの、4.日本における対応上の課題について、5.関連する法律の検討、6.性的虐待の治療に関するものに大きく分かれる。ここでは、このカテゴリーに沿って順に概観する。

1. 性的虐待の定義に関するもの

(1) 定義について

2000年に制定された「児童虐待防止法」においては、児童虐待は「保護者」（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による行為であるとされた上で、性的虐待については、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」と定められている。しかし性的虐待に関する研究は、「保護者による」と限定した法的定義に必ずしも則しておらず、平山他（1999）の研究を始め、ほとんどの研究は、保護者以外も含めた性被害全般を性的虐待の範疇に含めて調査の対象としている。同居人を含む保護者としたものは、児童相談所をフィールドとした研究（萩原他,2003；岡本他,2004；神奈川県中央児童相談所,2004など）に限られるのが特徴である。その理由として児童相談所が行政執行機関であり、法的枠組みに準じて対応する機関であることがあげられよう。

しかし一般的な認識においては、性的虐待は、保護者以外の者からの被害を含めて考えられており、これについて、佐藤（2000）は、第5回子どもの虐待防止研究会学術集会の重点講演において、性的虐待を次のように定義すべきと述べている。「力関係から言って支配的・操作力が圧倒的に優勢な立場にいる者が、子どもに対して行ういっさいの性的行為をさし、暴力犯罪の中の性暴力と位置付け、したがって加える者は加害者、加えられた者は被害者の犯罪用語が用いられる。露出、卑猥語の浴びせ等も含まれる。近親姦とは親および親に準ずる保護的近親者と子どもとの間の、秘密を要する全ての身体的、言語的、または社会慣習上から見て近親姦のとみなされる行為の全てが含まれる」との定義である。ここでは加害者を幅広くとらえ、保護的近親者の行為を近親姦として整理している。奥山他（2000）は、性的虐待の定義を「被虐待者の発達段階および社会的状況から明らかに過度の性的刺激となる行為、あるいは虐待者が性的に満足を得るための行為（意識、無意識を問わない）であり、虐待者が被虐待者に対して身体的または心理的に優位に立つ力関係で、かつ被虐待者が子どもであることに起因する力関係が背景にあること」との定義を提示している。両者とも圧倒的な力関係の差異を重視しており、性的虐待の本質にかかわる重要な視点といえよう。また奥山（2004a）は、児童虐待防止法の性的虐待の定義について言及し、虐待者が「保護者」に限定されている点について、「性的虐待は祖父や叔父などの親戚、近隣の大人、教師などからの被害も多く、また、国際的には保護者以外からの虐待も含むことから、それに対する反論が多い」ことを指摘している。また日本では性的虐待の通告数が少なく、実際には多くのケースが潜在しているものと考えられ、家庭内、家庭外を分けての実態調査の必要性を唱えている。虐待者を保護者に限定しない定義として、奥山（2005）は、子どもへの性的虐待を、子どもの性的安全の保障・

子どもの健全な性的発達の保障・子どもの性の選択の尊重という性的権利（Sexual Rights）の侵害と捉えている。

一まとめ一

棚瀬（2001）は、主にアメリカの性的虐待の定義を分析し、3つの要素からの操作的定義が用いられていると紹介している。1つが被害者の年齢の上限として16歳と17歳を上限とするものが多いこと。2つ目は接触型と非接触型に分かれること。3つ目は加害者と被害者の年齢差を5歳とするものがある。日本の児童虐待防止法の定義と比較してみると、一つ目については、日本の場合18歳を上限とし、2つ目についても、厚生労働省が刊行した「子ども虐待対応の手引」においては、「性器や性交を見せる」「ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する」など非接触型の行為も含まれており、ほぼアメリカの定義に類似するものである。しかし3つ目については、加害者は保護者に限定しておらず、年齢差を重視しており、これに佐藤や奥山の「力関係の差異」の指摘に通じる点である。またこの定義によれば、加害者が年長の子どもも含まれ、日本の加害者の範疇に比べかなり広げられているといえよう。こうしてみると日本の定義については、さらなる論議を必要とする段階であると思われる。後述する多くの研究で、性的被害の後遺症が極めて深刻であり、被害児童に対する福祉的援助の必要性を鑑みれば、日本の定義については見直すべき課題があるといえよう。

2. 性的虐待や被害の実態について

（1）一般市民の性的被害体験

性的虐待の実態の把握を試みた研究として、平山他（1999）は日本で初めて一般市民に対して無作為調査を行っている。平山他（1999）によると、18歳までに非身体的接触を含めた性的虐待を受けた者は、女性で39.4%、男性では10.0%であるとした。女性の中で、痴漢の被害経験は19.4%、レイプ及びレイプ未遂は5.1%であった。実父、継父、兄など身内から「無理やり性交された、されそうになった」ものは一般女性の0.23%であると示された。

福島（2000）は、性的虐待は公衆衛生上の重要な課題として、18歳から38歳の男女7000人に自記式調査を実施した。調査項目は非身体的接触に関する項目として、「入浴中に誰かにのぞかれた」「異性（あるいは同性）から、むりやり、裸や性器をみせられた」「むりやり、裸や下着姿の写真を撮られた」「ポルノ雑誌やアダルトビデオを、むりやりみせられた」「むりやり、他人の性交をみせられた」の全5項目、身体接触項目として「乗り物の中で、からだに触られた」「むりやり、からだや乳房を触られた」「むりやり、性器を触られた」「むりやり、キスされた」「相手の性器に触るように強制された」「性交をさせられそうになった」「むりやり、性交させられた」の7項目の全12項目である。男性299人、女性1282人から回答が得られた。一つ以上経験した者は、女性で58.8%、男性で12.8%であることを示し、平山他（1999）よりも高い被害者数を示した。中でも「乗り物の中で体を触られた」という痴漢行為の被害者が43.4%を占めていた。小学生までに被害を経験した者は女性で15.6%、男性で5.7%であった。小学生以前で最も多いのは、「異性（あるいは同性）から、むりやり、裸や性器をみせられた」（9.1%）で、次が「むりやり、からだや乳房を触られた」（5.1%）であった。福島（2000）は、こうした結果を踏まえ、有効な防止対策として、子どもの性的虐待防止プログラムや、性的虐待対応を専門とする人材育成プログラムの開発、性的被害を受けた子どもの長期的サポートシステムをあげている。

内山（2003）は性的虐待の現状を把握するために一般成人女性1282名に子どもの頃の性被害の経験を尋ねた。質問項目は福島（2000）の用いた項目と同じ12項目である。全12項目のうちいずれかの被害を経験したと回答した女性は58.8%であり、福島（2000）の調査と全く同じ数値であった。そのうち小学生までには15.6%、18歳までには39.4%が被害を受けていた。身体接触被害で最も多いのは「乗り物の中で、からだにさわられた」

で19.0%、非接触項目で最も多いのは「異性（あるいは同性）から、むりやり、裸や性器をみせられた」が19.2%で最も多かった。痴漢行為は年齢が高くなるにつれ被害率も高くなるが、痴漢行為を除いた性器を触られる等の身体接触は、就学以前で13.2%、小学校1-4年頃で27.6%、小学校4-6年で27.6%、中学校で21.1%、中学卒業以降で21.1%と低学校以前の方が高い数値を示している。被験者の中で、小学校時代に性交させられた、あるいはさせられそうになった者は5名おり、相手は養父、祖父、友人、知り合い、見知らぬ人であった。こうした体験は「今でも夢にみるいやなこと」あるいは「男性不信になる」など、成人後までも大きな影響をもたらす様子が示された。

（2）児童相談所における性的虐待ケースの実態調査

児童虐待対応の中心機関である児童相談所で扱った性的虐待ケースの実態調査としては、以下の調査があげられる。

萩原他（2003）は、8自治体の児童相談所で扱った性的虐待のケース181名について分析を行った。それによると児童の性別は女兒が93.9%と大部分を占め、受付時年齢は中学生が38.7%で最多であること、相談経路は家庭からが23.8%と最も多く、次いで学校が続く（19.3%）。虐待者は実父が4割を占め、次いで継父や母親の愛人が続く。性的虐待を受け始めた時期は小学校の4年からが多く、乳幼児期は25.6%を占めた。子どもが誰かに相談したケースが51.4%で、相談した相手は教員や養護教諭が全体の3分の1を占めた。萩原他（2003）は全国の中央児童相談所47か所に性的虐待への対応の実態調査も行った。これによると、性的虐待を受けた子どもを治療する体制がないと答えたところは42.6%に上り、こうしたケースに対する専門的なスーパービジョン体制がないと答えたところは83%に上った。子ども虐待対応の中心機関である児童相談所が、性的虐待について十分な役割を担い切れていない現状が浮き彫りになった結果といえよう。

岡本他（2004）は、同じく児童相談所で扱った家庭内の性的虐待事例166名を対象に分析を行った。性的虐待を受け始めた年齢は小学4年から中学1年時が最も高いが、就学前までに被害を受けていたケースも約23%存在した。これらは萩原他（2003）の調査結果とほぼ一致する。被害の期間は不明との回答が最も多いが、1年から3年が最も多かった。虐待内容は、性交が伴わないケースが多いが、中学生以降ではそれが多くなっていった。発見の経緯は、「子ども自身が相談（開示）した」が54.3%で最も高く、これも萩原他（2003）の報告とほぼ同じ結果である。次いで「家族が虐待場面を発見した」（21.1%）、「子どもの性的言動で周囲が気づく」（5.4%）、「不登校や理由のない家出、性的逸脱行動など他の症状や問題行動の対処の中で明らかになった」（4.8%）と続く。相談（開示）の年齢は中学生以降になると70%以上と高くなるが、小学校以下では少なく、自ら相談することの難しさが示されている。岡本他（2004）の報告では、虐待者は実父が42%、母の交際相手が12.7%、兄が10.8%、祖父が7.2%、実母が3.6%、叔父が3.6%であった。実父や交際相手が多いのは萩原他（2003）の報告と一致する。

神奈川県中央児童相談所（2004）は、過去3年間で児童相談所で扱った性的虐待ケース36事例を検討している。すべて女兒で、受付時の年齢は12歳が最も多く、3歳が最小であった。虐待者は父親が23例で、養父等が13事例であった。半数が他の虐待と重複していた。これらは岡本他（2004）の報告と同じような傾向を示している。36事例中、虐待者と分離に至ったケースは22事例であり、3分の1は分離に至っておらず、現状での分離の難しさを示唆している。発見の経緯は母親が発見したのが10例で最も多かったが、子どもが母親、学校、警察等に相談したものが6例であった。相談経路は学校が11例と最も多く、家族が7例で続いている。虐待期間は1年以上が20事例あり、発見・対応の難しさがうかがわれる。

(3) 児童福祉施設における実態調査

岡本他(2008)は、全国の児童養護施設に性的虐待事例についての実態調査(回答施設278、50.5%)を行った。性的虐待ケースに対応した施設は199施設あり、うち男児の事例に対応した施設は14.0%、女子は70.9%であった。入所後に性的虐待の事実が発覚したケースに対応した施設は、199施設中の43.2%であった。ケースの援助過程で、保護者、学校、児童相談所といった外部の機関や人との関係で困ったことのある施設が3割から5割あったことが報告されている。

—まとめ—

一般市民の性被害体験についての実態調査の結果をまとめると、身体接触を伴わない性被害を含めれば、女性の40%から60%、男性の10%から15%が被害体験を有しており、かなりの高率で被害を受けていることが分かる。また内山(2003)の調査では、性器を触られるといった接触型被害体験が、中学以前に多く、被害を訴えにくい年齢であることが背景として考えられよう。一方、児童相談所の性的虐待事例を対象とした萩原他(2003)と岡本他(2004)の調査では、発見の経緯として「子ども自身が相談した」が最も多いことが示されている。性的虐待はもっとも自ら相談しにくい問題とされており、年齢が低ければなおさらであることを踏まえると、性的虐待は児童相談所にはつながりにくいことが示唆され、かなりの数が潜在し、年齢が低いほどその可能性が高いといえよう。児童養護施設を対象とした研究(岡本他(2008))でも、施設入所に発覚したケースに対応した施設が43.2%にも上っており、ここからも早期に発見し対応することの難しい問題であることが分かる。

3. 性的虐待による後遺症や疾患等臨床像に関するもの

(1) 精神症状等について

性的虐待を受けた子どもが、その後どのような情緒、行動上の問題や精神的問題を抱えるかについて分析した研究は2000年以降、以下のものがあげられる。

家族機能研究所(2000)では、クリニックに通院する女性患者を対象に調査を行い、20.7%が性的虐待の被害にあい、うち17.2%が近親姦であることが示された。児童期性的虐待の始まりは小学生時代であり、家族外よりも家庭内で発生し、深刻な虐待は慢性化しやすく、成人後のPTSDをはじめとする精神疾患の発症に関与していることが示唆された。石川(2001)は、1999年から2000年にかけて関西圏の女性(18~54歳)3012件に「無理やりキスされた」など15種の性的被害の実態についてアンケート調査を行った結果を報告し、被害体験とその後の後遺症について分析している。回答を得た506件について、一つでも性的被害を受けたことのある率は79.6%であったが、性的被害を受けた者は、そうでないものより「心理的損傷」が優位に高く、「自己に対するスティグマ感情」「他者に対する強い否定感情」を抱きやすいこと、性的被害が「複雑性PTSD」の発症に影響を与えること、さらに経済的問題など、「否定的な生活経験」にも影響を及ぼすことを示した。これらをまとめ、性的被害経験を起点とした、心理的損傷、PTSD症状、否定的生活経験との因果関係を示すモデルを提示している。餅原他(2001)は、性的虐待(レイプ、セクハラ、ストーカー)によってPTSD症状を呈した2症例のロールシャッハ反応を分析した。一見神経症的でありながら、恐怖心、不安感、絶望感が反映されていることが示唆されている。佐野他(2002)は、性的虐待と再犠牲化との関連性について報告している。再犠牲化とは、心的外傷を被った人が、後に同様の外傷を被りやすいことを指す。児童期性的虐待の既往を持つ女性患者7名について、再び性被害を受ける再犠牲化は3名に認められ、暴力被害も含めると6名に再犠牲化が認められた。

奥山(2001)は、性的被害を受けた3歳から8歳までの子どもの症状とその経過について報告した。虐待が

把握される前と後とは精神症状に差があり、把握される前は軽い身体化症状と些細な性的言動や性器の搔痒感や違和感の訴えであったのが、把握された後に、性的言動、分離不安、不登校・不登園など多くの症状が出現してくることが認められた。また身体化症状は把握の後に減少する傾向があるのに対して、性的言動や性器の違和感は比較的長期に継続したことを報告している。その後、奥山（2004a, 2004b）は、性的虐待を受けた子どもの症状として、①年齢不相応な性的言動・行動化、②自尊感情の低下、③回避症状、④愛情と性の混同、⑤解離症状、⑥転換症状、⑦ファンタジー傾向、⑧友達関係の問題、⑨過覚醒等をあげている。さらに性的虐待の初期対応として子どもの言動から性的虐待が疑われるときは、「軽いものと済まらずに真剣に受け止め、子どもを安全に守る姿勢を取らなければならない」と述べ、「嫌だっていえば大丈夫よ」などと、従来にありがちな大人の受け止め方に警鐘を鳴らし、危機介入が必要な時との認識を持つべきと指摘している。岡本他（2004）は、先述した児童相談所における性的虐待事例の実態調査の中で、その後の後遺症についても踏み込んだ調査を行っている。それによると74.8%の被虐待児に何らかの症状や問題行動が見られたことが分かった。行動上の問題としては、乳幼児期では多動や乱暴、反抗が目立ち、中学生では家出や徘徊、不登校、万引きなどの非行が増加する。情緒の問題や精神症状としては、幼児期では、易興奮性や気分の変動、ボーっとしているなどの集中力低下、小学生では、これらに加えて睡眠障害や無気力、自傷がみられ、中学生では、気分の変動が一番多く、自傷・自殺念慮、睡眠障害、無気力、不安が増え、解離症状や対人過敏・恐怖、うつ症状が出現してくることが示された。性にかかわる問題としては、幼児期には年齢不相応な性的言動、小学校ではこれに異性への接触が加わり、中学生では異性との接触が増え、テレクラなどの性非行が出現することが示された。児童相談所につながり相談を始めた後、「異性児童への関心・接触」、「うつ」が顕著となることも示された。

伊東他（2008）は、精神科医が診察した性的虐待女子10例について臨床的検討を行っている。10例は適応良好群（5例）と適応不良群（5例）に分かれるが、適応不良群は性的虐待が早期（6か月から10歳）から開始される傾向にあった。適応良好群の全例が自ら虐待事実を告白しており、適応不良群では告白者は1例のみで、他は第三者によって発見されていた。被虐待体験への認識において、適応良好群は全例「嫌悪感」を抱いていたが、不良群では「嫌悪感」を抱く者は1例のみで、他の4例は「遊び」として捉えていた。また不適応群では、4例が、加害者が酩酊中に虐待に至っていた。また実母が性的虐待と認めたのは3例であったが、そのうちの2例が適応良好群で、実母が児相に通告し法的な対処方法を選択していた。性的虐待の予後については、加害者でない親（非加害者）の態度が重要となることが示唆されている。全事例にネグレクトが認められたが、児童相談所の指導や親の精神科治療などによって、養育環境が比較的安定したケースが、適応良好群に多かった。

それまで、性被害や性的虐待については、女性を対象にしたものが多かったが、杉山他（2007）は「性的虐待の治療に関する研究その1」で、性的虐待を受けた男性の臨床的特徴についてまとめている。あいち小児保健医療総合センターで扱った性的虐待を受けた児童97名（男性30名、女性67名）を分析し、女性に比べ男性は、その加害者が周囲の男女の両者にわたっており、口腔性交（40%）、肛門性交（23%）が多かった。臨床的な特徴として、男女ともほとんどに解離性障害が認められているが、PTSD症状は女性が有意に多く、男性は他児への加害が有意に多く、行為障害が多い傾向にあった。攻撃的で加害的な性化行動が想定され、関心が高まりつつある性加害者の心的メカニズムを理解する上で貴重な示唆を与えているといえよう。さらに杉山（2008）は「性的虐待のトラウマへの治療」において、2001年から2007年10月までにあいち小児保健医療総合センター診療科を受診した被虐待児700名とその中で性的虐待を受けた116名（女児83名、男児33名）について改めて詳細に分析している。性的虐待を受けた児童と他の虐待を受けた児童との臨床的な特徴を比較したところ、発達障害については、他の虐待に比べて性的虐待では相対的に少なく、反応性愛着障害、解離性障害、PTSD、行為障害については、性的虐待を受けた児童が有意に多かった。杉山（2008）は、性的虐待の難治性の背景に、

■ 研究報告 ■

解離性障害の並存と解離のもつ病理の重さによると指摘している。男女間の比較では、PTSD症状は女性が優位に多く、男性は他児への性的加害と行為障害が優位に高いことが示された。なお、性的虐待を受けた116名のうち、児童福祉施設に入所した経験のある児童が56名おり、その中で32名（57%）が性的虐待を受けていたことが報告されている。またカルテが作成された被虐待児の親（120名）の既往について、性的虐待あるいは重症の性的被害の既往が39.2%に認められ、他の被虐待の既往は67.5%、DVの被害は54.2%であった。性的虐待のケアに必要なこととして、解離性障害を中心とする精神科的重症度や虐待的関係の再現性を踏まえた時に、他の虐待とは異なる専門的ケアシステムが必要であることを強調している。

（2）性化行動について

森田（2004）は、「新・子ども虐待」の中で、性的虐待が人格形成の深部に影響をもたらすとし、その表れとして、自傷、自殺、自殺未遂、薬物などへの依存症、家出、非行、学業不振、性化行動、無差別的性行動、性被害の受けやすさ、解離性障害、PTSD、解離、感情鈍磨、どもりなどをあげている。さらに性化行動に着目することの重要性を唱え、正常な性行動と区別しての理解が必要とし、見分ける基準として、①力関係の有無、②頻度の多さ、関心の高さ、③一般の子どもではみられにくい内容、④恐れや不安などの感情が伴っているか、をあげている。性化行動については、アメリカを中心に研究が進んでおり、性化行動を性的被害の既往の識別のサインとして認め、性化行動を評価するために開発された他者評定法として、フリードリッヒ（Friedrich et al,1991）はChild Sexual Behavior Inventory（CSBI）を開発している。越智（2004）は「性的行動を指標とした性的虐待児童の識別」の中で、このCSBIを紹介し、日本人のデータを用いた標準化、診断基準の明確化、診断のためのトレーニングの必要性を指摘している。

（3）非行との関連について

橋本（2004）は、「虐待と非行臨床」の中で、性的虐待と非行との関連に注目し、性的虐待を受けた子どもは、自己イメージの悪さや自分を大切に思えないという特徴があるとする。それが自傷行為、薬物依存型非行、性的逸脱型非行に向かわせることがあり、特に思春期の女兒にその傾向が強いことを指摘している。藤岡他（2006）は、女子少年院在籍の71名および児童自立支援施設に入所している197名（12～21歳：平均16歳）を対象に、問題行動や性に対する態度などの調査を行った。性被害については、「強姦被害」者は6割を超えていた。「身体を触られた」も含めると8割強が接触型性被害を受けていた。特徴的なのは、75%が孤独感を感じており、7割は自己肯定感が低かった。家出は9割を超えた。75%に自傷経験があり、孤独感、自己肯定感、自傷体験との相関が認められた。飲酒、喫煙は95%を超え、薬物乱用は54%にみられた。性経験は92%あり、初交年齢の平均は13.1歳であった。少年院では約4割の者が妊娠の経験があり、そのほとんどが中絶をしている。妊娠して「嬉しい」と感じた者が3割で、半数は「困った」と感じた。売春については7割の者が経験していた。

—まとめ—

これらの研究を踏まえると、性的虐待の後遺症は非常に重度で多岐に渡る症状や問題を呈することが分かる。その中で、まずは奥山（2001,2004a,2004b）や岡本（2004）が、性的被害発覚後の症状や問題の変化に着目している点が注目される。奥山は、把握される前が比較的軽い症状であったものが、把握後に、性的言動、分離不安、不登校など多くの症状が認められたと述べ、性的虐待の影響は、被害を受けているただ中では、深刻な影響を受けているにもかかわらず、症状や行動として表面化せず、把握後、再び被害にあうことから守られ、一定の援助体制が提供された後に激しく表面化される特徴があることを示唆している。さらに岡本（2004）は、子どもの年齢によって症状や問題行動が変化、推移することを示し、子どもの年齢に応じた対応をする必要性

を投げかけているといえよう。

そもそも治療場面で性的虐待が話題になることも難しく、岡本他（2000）は、過去2年間で面接中に身体的、或いは性的虐待が明らかになった自験例16例を検討し、性的虐待を経験した5症例のうち、治療開始直後に虐待経験を訴えたのが2例、数ヶ月後から半年後が2例、2年半後に訴えたのが1例と報告している。また益本（2001）は、性的虐待被害経験を持つ患者の自験例34人の検討を行い、「初診時に性的虐待の話題が出ることは稀で、1～2ヶ月内の受診後か、6ヶ月以上経ってからのことが多い」と報告している。これらは、上記の遅発性の症状に加えて、被害者にとって性的虐待体験が如何に語りづらく、慎重な援助関係の構築の上で明らかにされることが多いかを示しているだろう。

把握しづらい性的虐待について、その影響としての性化行動に着目することは有効な視点と思われる。しかし子どもの性的行動は、文化背景によって、何が適切で何が適切でないかは異なる。そのため、通常発達上の子どもの普通に見られる性的行動を把握せずに、アメリカのデータをもって、性被害の既往の識別に用いることは極めて危険といえよう。越智（2004）の指摘するように、日本人のデータを用いた標準化を急ぐ必要がある。

性的虐待や性的被害の内容は多岐に及び、受ける年齢や状況などによってその影響は異なるといえよう。その中で伊東他（2008）の研究は、被害時の「嫌悪感」の有無と予後との関連性を示した研究であり、子どもが被虐待体験をどのように受け止めたかが予後に影響をもたらすことを示唆した興味深い報告である。被害時の年齢と現在の年齢、性別、被害内容が接触型か非接触型か、加害者が身近な者か否か、非加害親の態度、被害を受けている時の状況、態度、感覚など、被害時の内容を整理、分類した上で、その後の治療経過を検討していくことで、個々の実情に合った治療的手立てが見出されていくものと思われる。

4. 日本における対応上の課題について

北山（2000）は、日本の性的虐待に対する対応は、Krugman（1988）の示した6つの段階（順に、虐待があることを認めない、虐待を認める、子どもを保護する、加害者の治療に取り組む、性的虐待に対応する、発生子防に取り組む）の第3段階に入ってきた段階であり、欧米諸国に比べて10年以上遅れていると指摘している。佐藤（2000）は、子どもの虐待防止研究会学術集会の講演において、フロイトの精神分析において性的被害の訴えがファンタジーという心的現実として扱われることの多い点を批判し、性的被害の現実を受け止める必要性を述べている。佐藤（2000）は性的虐待について、力関係の支配性を強調し、こうした支配性が実際の被害体験を心的現実として扱ってきた文化的背景を示唆している。

玉井（2001）は、性的虐待は他の虐待に比べて発見が困難な理由として、外見上の特徴がないことや自ら訴えることが少ないことに加え、もともと日本社会が欧米に比べて性的規範が緩やかで、よほどの性的虐待でない限り問題として扱われにくい背景を指摘している。さらに奥山（2005）は、性被害・性加害に関する相談が増えているにもかかわらず、社会的に注目されない背景に、社会がこの問題を否認したい傾向があるとし、ゆえに性被害の内容に関しては、被害とは強姦を指すなどといった狭い認識や、被害を受けるのは若い女性のみといった様々な神話が存在すると指摘している。性に対する態度は、文化的背景が大きく影響する問題であり、玉井（2001）とともに2人の指摘は、社会的文化的背景を検討すべきという重要な視点を提示している。

奥山他（2000）は、日本では性的虐待への対応が未確立であることを確認した上で、被害者の保護を優先すること、加害者から分離しての事実確認の面接を可能な限り少ない回数で行う必要があること、医学的チェックや法的な整備の必要性を唱えている。石川（2008）は、性的虐待の進行とそれに対する援助の段階として、①予防の段階、②未然防止の段階、③直前防止の段階、④再発・拡大防止の段階、⑤PTSDの支援段階を設定し、それぞれの状況と必要な支援のポイントについて、体系だてた提示をしている。北山（2007）は、平山他（1999）

■ 研究報告 ■

の行った日本での実態調査を踏まえても、性的虐待の件数として把握される件数が米国に比べ極めて少ないことを指摘し、依然潜在化している事例が相当数にのぼると推察している。その背景に対応の難しさがあり、性的虐待特有の密室性・隠ぺい性、物証の少なさ、子どもの証言の信憑性、司法面接・検査体制の未整備をあげた上で、とりわけ司法面接の確立と導入が喫緊の課題であると指摘している。

性的虐待の日本における対応を向上させるためには、虐待対応の中心機関である児童相談所の在り方が検討される必要がある。日本子ども虐待防止学会・虐待に関する制度検討委員会（2006）は、「児童相談所における性的虐待事例への対応課題に関する調査」として、全国の児童相談所にアンケート調査を実施し、性的虐待事例に対応する際の児童相談所の課題をまとめている。半数以上を占めた課題は「裏付ける証拠確認や判断」（61.8%）「子どもへの事実確認面接」（57.9%）「加害者や家族との面接」（50.7%）であった。初期対応に必要な課題として、「事実確認のための面接技術マニュアル」（88.9%）が約9割を占めた。子どもの処遇についての対応策として、「児童養護施設での個別ケアの拡充」（65.8%）「心理療法の充実」（53.3%）「児童精神医療の充実」（52.0%）が上位を占めた。制度上の必要な改善としては「警察、司法の対応強化」「個別ケア体制の強化」、「加害者への保護命令や改善命令」が上位にあげられていた。神奈川県中央児童相談所（2007）は2004年の1回目調査に引き続き児童相談所で扱った性的虐待事例について調査、検討を行っている。この間神奈川県は司法面接を試行的に導入、実施するなど、性的虐待に対して、先駆的な取組を行ってきている。3年経過した前回調査に比べ、虐待の受理件数が2倍以上に増加しているが、これは全国的な動向に比べ高い増加率であり、調査面接を含む対応システムの整備が背景にあるといえよう。調査項目は前回とほぼ同じで、結果もほぼ同様であるが、初期調査の重要性がより強調されており、北山（2007）の指摘にもあるように、調査面接の確立が日本の大きな課題といえよう。またそのために多職種専門家チーム（MDT）の構築が課題であると指摘している。

事実確認の在り方として、主に米国の「司法面接」を紹介した文献が増えている（藤川他訳，2003；四方他，2004；仲他訳，2007；菱川，2007；菱川他，2007；高瀬他，2007など）。一方、その現状に対して、大川他（2007）は海外において性的虐待対応のバックラッシュが起こり、その中で「司法面接」が開発されてきたという経緯をレビューした上で、「司法面接と臨床的な面接との区分は、日本ではあいまいなまま、『司法面接』という面接技法のみが導入され、拡大しているように思われる」と指摘している。

一まとめ一

我が国において、性的虐待への対応がなかなか進まない理由として、規範の緩やかさや性的被害への神話など、日本独自の文化的背景を玉井（2001）や奥山（2005）が指摘している点が興味深い。

性的虐待は他の虐待に比べてその事実確認が困難であるという特徴を持つ。これについて米国を中心に行われている「司法面接」が注目されるようになってきている。しかし「司法面接」をもってしてもなお事実確認が困難であること（四方他，2004）や、司法面接はあくまで司法のシステムの中に位置付けられているもので、システムの異なる日本での実践には難しい課題がある。今後、単に「技法」のみの輸入にならないよう、内容の更なる検討と日本の文化や様々なシステム等と整合性をもつ形での展開が必要であろう。

神奈川県中央児童相談所の指摘にあるように、性的虐待の対応には、司法、警察、学校、医療機関等様々な専門分野による学際チーム（MDT）が重要であるとする。性的虐待に限らず、児童虐待の対応や虐待を受けた子どもの援助には、多分野協働が不可欠であるが、対応の難しい性的虐待においてはなおさらのことで、まだまだ縦割りの対応が色濃い日本において、対応システムの根幹的変更を求める重大な課題といえよう。

5. 関連する法律の検討

(1) 児童買春・児童ポルノについて

児童虐待防止法における性的虐待の定義においても、広義の性的虐待においても、児童買春・児童ポルノの問題は、性的虐待として捉えられる。児童買春・児童ポルノが国際社会で問題化され始めたのは1990年代である。我が国では、1994年の「児童の権利条約」批准、1996年の「子どもの商業的搾取に反対する世界会議」において日本人による東南アジアでの児童買春や国内での「児童ポルノ」大量製造に対して世界中の非難が集中したことによって、1999年に『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』（以下、児童買春・ポルノ処罰法）が成立・施行されるに至った。一方、2003年には『インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律』（以下、出会い系サイト規制法）が施行された。

児童売春・ポルノ処罰法と出会い系サイト規制法の、性的搾取に関わる子どもの捉え方の相違については、坪井（2003）、岩下（2005）等が指摘している。弁護士である坪井（2003）は、「もう1つの児童虐待」として、我が国の児童買春と児童ポルノの現状について、考察している。児童買春・ポルノ処罰法は、被害者はケアを受けるべきであり処罰されないという理念の基に制定されたのに対し、出会い系サイト規制法は買春を勧誘した子どもを処罰の対象としている点で、「被害を予防するために、子どもを犯罪者として処罰するなどというのは、本末転倒もはなはだしい」と主張している。また、児童買春・ポルノ処罰法制定後も、児童買春が子どもの人権侵害であり、子どもは被害者であるという理念は浸透しておらず、被害者である子どもの保護・ケアについての具体策や議論が不足していることを指摘している。

(2) 性加害犯罪の再発を防止するための法律

2004年に奈良で起きた小2女児誘拐殺害事件を機に、性加害者について関心が高まる。マスコミは性加害者の再犯の可能性について報道し、「性犯罪の前科のある者を対象とした再犯防止策が必要だという世論が作り上げられていった（美馬，2006）」。それに伴い、海外の性犯罪者対策が紹介された（藤本，2006；守山，2006；矢野，2006）。その中でも、性犯罪者の個人情報公開する制度であるアメリカのメーガン法と同様の法制度を導入するか否かについて、議論が重ねられた。メーガン法とは、1996年にアメリカで連邦法として成立された。1994年、ニュージャージー州でメーガン・ニコール・カンカ（7歳）が近隣に住んでいた性犯罪歴のある男性に強姦・殺害されたという事件の後、彼女の両親が性犯罪者の情報公開を求める運動を行ったため、この名称で呼ばれている。

美馬（2006）は性犯罪の再犯を巡る数字の妥当性について検討し、メーガン法を性犯罪への解決策として捉えさせてしまう社会的状況を批判的に考察している。松井（2007）は、日本におけるメーガン法の可能性について、奈良の事件の振り返りやアメリカでのメーガン法の合憲性についての議論、加害者が児童であった場合や性犯罪から子どもを守るためには何が出来るかなど、様々な視点から検討をしている。その上で、再犯率や治療・強制の可能性について確定できない以上、子どもを性犯罪から守るという利益を重視すれば、我が国におけるメーガン法の制定も検討すべき時期にあると指摘している。一方、森田（2008）は、アメリカにおいてメーガン法施行から10年経ったところで、その法の弊害を強調している。まず、連邦法務省の「性犯罪者管理センター」が挙げている、性犯罪者に関して社会で信じられている根拠のない神話を紹介している。すなわち、「一 大半の性犯罪加害者は被害者が知らない人であるというのは神話である」、「二 性犯罪者の再犯率が高いというのは神話である」の2つである。メーガン法が社会の不安を増大させる影響があることに触れ、日本では、2005年以降行われている法務省と警察庁の性犯罪者についての情報共有レベルにとどめておくことが大切であろうと述べている。

—まとめ—

児童虐待防止法において性的虐待と捉えられるにも関わらず、児童虐待と児童買春・児童ポルノ処罰法との関連についての議論は少ないのが現状である。しかし、性的虐待と性的逸脱型非行の間に関連があることが、指摘されはじめている（橋本,2004）し、子どもの人権保護という視点に立ち、広義の性的虐待を考えていくことの国際的・社会的要請は大きいと考えられる。これらを踏まえると、子どもの性的搾取に関する捉え方を整理することはもちろん、今後さらなる議論が求められよう。

性犯罪に対する不安や恐怖は多くの人々が抱きやすい。不安や恐怖は神話を作りやすくさせ、ゆえにその防止のためには厳しい枠組みを求める方向に動きやすい。法整備については、確かな根拠をもって、十分な検討の上、慎重に進めることが重要で、軽率に歩を進めることは、別の被害者を生む恐れもあることに留意すべきなのだろう。

6. 性的虐待の治療に関するもの

（1）性的被害を受けた子どもへの治療

性的虐待の影響は極めて深刻であり、児童相談所、精神科医療機関、少年院などの司法機関等、様々な分野における治療的援助が必要となることは明白である。性的虐待の既往を持つ子どもに対する治療について、事例検討をベースに報告したものとしては、以下のものがある。

三宅（2001）は家出を機に児童相談所が関与し、性的虐待が発覚してから、施設入所に至った事例を紹介し、援助過程で起こる困難状況について報告している。堀川他（2003）は、小学校時代から性的被害を受けた女兒の入院治療の経過をまとめている。女兒は事件にまつわる出来事を想起するたびに解離症状が起き、男性を怖がる一方で、誘惑的に接近して性的関係を持とうとするなどの行動化が見られた。行動の背景にある心的理解と治療的な枠組みの必要性を強調している。白川（2004）は、家庭外で性的虐待を受けた児童3例について、分析している。たとえ単回性の被害であっても、解離や身体化が起こるなどその影響は重大であること、養育者の安定を図り、子どもを支えられるようスーパーバイズすることの必要性、性加害行動が被害体験の「再演」や「反復」である可能性に留意し、認知行動療法的なアプローチの必要性を述べている。平井（2005）は、性的虐待を受けた女兒への遊戯療法の過程を報告している。里親との間で生じる過程を心理面接の中で扱い、その過程を支えたこと、心理療法における「枠」の重要性等を考察した。平岡（2006）は、児童福祉施設に入所中で、加害的性逸脱行動を行った男児に対して、EMDRを導入した心理ケアを行った事例を報告している。加害児の性被害体験の有無を丁寧に把握すること、その上で生じるフラッシュバックに対してEMDRが有効であることを述べている。森田（2006）は、児童養護施設に入所中で、過去に非接触型の性的虐待を受けた小1の女兒と、父親から接触性の性的虐待を受け続けた女兒の2事例を報告している。後者の場合、受けた被害の不適切さに気づき始めて、解離症状が顕著になったことが報告されている。山喜（2008）は、実兄からの性的被害を受けた中学生女兒に対する情緒障害児短期治療施設における2年半の治療経過を報告している。その中で、身体的ケアから援助が始まり、身体検査で「異常のない自分の身体」を確かめたことが転機になるなど、性的虐待の援助における身体性に注目する視点を提供している。また性的虐待という心的外傷と同等に救いを求めるべき対象（非加害親）の喪失が大きなダメージとして残ることを述べ「壊された内的対象世界（関係性障害）の修復が治療の要となる」と指摘している。

奥山（2004b）は家庭内性的虐待を受けた子どものケアに必要なこととして、①被害を認め受け入れること、②共感的な支え、③生活環境が安全に守られていること、④家族へのケア、⑤現実生活における子どものサポーター、⑥子どもへの精神的治療、⑦保護者へのガイダンス、⑧家族の治療、⑨虐待者への治療を挙げている。

(2) 子ども時代に性被害の既往を持つ成人への治療

性的虐待の影響に関する研究を概観すると、性被害を受けた後、しばらくして様々な臨床的問題が生じる場合が少なくないことが分かる。子ども時代に経験した性的虐待が成人になってその影響がでることや、成人になってからようやく治療の場につながるケースも少なくない。

益本(2001)は、性的虐待を受け、精神科クリニックで治療を受けた4症例(児童1名、成人3名)について報告している。臨床上の留意点として、いつ、どのように聞くかのタイミングや準備状態(治療者への安心感など)が重要であること、患者の孤立感を減らす工夫が重要で、性的虐待が決して珍しい出来事ではないことを伝えること、治療者との関係性が構築された上で、自助グループ等を紹介することなどが重要であること、現在の同居人との関係性を援助すること、性的な言動に対して、適切な言動を伝えていくこと、抑うつ感、自己卑下感に対して、それを取り除いていけるように働きかけることなどを挙げている。細澤(2002)は、重篤な性的、身体的虐待の既往を持つ20代の解離性同一性障害患者の終結例を報告している。治療には入院治療と精神療法面接を併用し、その経過は極めて困難の伴うものであったが、ケースの示す解離症状の背景に精神病水準への不安と外傷に起因する中核的葛藤があるとし、反復強迫と回避という外傷の再演を治療的に扱うこと、および自分の情緒を味わうことができるようになった結果現れる精神病水準の不安を治療関係の中で抱え、治療者が「生き残る」ことで「新規蒔き直し」が図られたと考察している。精神分析に基づく治療的考察であるが、外傷の反復や再演に対して、「転移性治療」を行ったというよりも、それらを抱え治療者が生き残ることにより、患者自身が外傷を消化する能力、自然治癒力が発揮できるようになることが重要で、そのためにも治療の中で外傷記憶を直接取り扱うことは必ずしも必要ないと指摘している。安齊(2002)は、父親から性的虐待を受けた来談時25歳女性の心理面接経過を報告している。自我支持的面接をベースにした上で、風景構成法、自由描画、「巻きなおし法」などを用いながら内的現象の表現を助け、約10ヶ月の治療経過で一定の回復が得られた。こうした早期の過程を言語で表現することに重みを置かず、他の技法によって手助けする方法として、サイコドラマを利用した報告もある(小笠原, 2001)。倉戸(2006)は、子ども時代に受けた性的虐待に悩む26歳の女性に対するセラピーの過程を報告している。成人になり、自己の未完結の経験に気づき、それを完結するためにセラピーの場が用いられたこと、その際エンプティチュアの技法を用いることで、より生々しい感情に気づき、対峙しやすくなったことが述べられている。

小西(2007)は、「経験と理論のまじわるところー暴力社会に終止符を！」というシンポジウムの中で、PTSDの治療について語る前に「被害者の回復とPTSDの回復は同じではない」と強調し、PTSDの回復は症状の軽減という意味では医学的な問題であるが、被害者の回復は医学の問題だけでなく、社会や司法などの問題も統合的に捉える必要があることを指摘している。また高度な専門性を必要とする長時間暴露療法(Prolonged exposure)やEMDR(Eye Movement Desensitization and Reprocessing)を実施した臨床経験から、被害当事者の意思で取り組むことの意味について触れ、自分のことは自分で決められる、自分が世界に働きかけると世界は多少でも変わるのだということを感じることの重要性について述べている。益本(2001)は被害に向き合うためには、そのタイミングをとらえることが重要であることを述べており、受けた被害の不適切さに気づき始めて、解離症状が顕著になった森田(2006)の報告も含めて考えた時に、準備状態のない早期の振り返りは、相応の危険や負担を強いるものであることが分かる。

ーまとめー

益本(2001)の指摘のように、被害体験の振り返りを急ぐのではなく、ケースに即してタイミングを見定めることは、被害児(者)の回復を支える上で配慮すべき重要な視点と思われる。その上で、振り返りを助けるものとしての描画、サイコドラマ、「巻きなおし法」などの技法や、振り返りの際の不安や恐怖を低減するもの

としてのEMDRなどの活用等、有効な技法を選択し、柔軟に用いる視点が重要といえよう。

また、奥山（2004a, 2004b）、杉山（2008）、細澤（2002）が指摘するように、重篤な性被害を受けた多くの患者の中核症状に、解離症状が認められており、解離を治療的にどのように扱うかが、これからの臨床研究において主要なポイントとなると思われる。細澤（2002）は、解離を2層構造として捉えており、まずはベースとしての心的統合に向けた過程を支えることが重要で、結果としての自然治癒力が外傷記憶を収めていくとする。ゆえに外傷体験を直接扱う必要のないことを述べている点が興味深い。

小西（2007）の指摘は、被害児（者）の主体性の回復を重視している。性的虐待の本質は圧倒的な支配である。被害という圧倒的でコントロール出来ない体験から主体性を回復できるよう援助することが重要であるという指摘は重要である。この指摘は性的虐待にとどまらず、他の虐待にも通じる視点でもあろう。

また山喜（2008）が指摘したように、性的虐待の援助には、自身の身体イメージの修復から失った対象の修復まで含む重層的な援助が求められるといえよう。

（3）性加害児（者）への治療

性加害者への治療・矯正について、刑事施設では、平成17年に交付された「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（現：刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律）」において、第82条改善指導の項の中に、特別改善指導として「性犯罪再犯防止指導」を定めて、取り組みを始めている。この指導に矯正局が採用したプログラムは、カナダ連邦矯正局が開発したものであり、綿密なアセスメントに基づいて、プログラム（高密度、中密度、低密度）を段階的に実施するものである。橋本（2006）は、本プログラムを紹介する中でAndrews&Bonta（2003）の調査結果を基に「再犯のおそれに見合わないプログラムを実施することは有害だとされている」ことにも触れ、性加害者のアセスメントの重要性についても指摘している。この指摘は、宮地（2008）が、Johnson（2002）の研究を紹介し、子どもの性行動を以下の4点に分けて捉え、一様に性加害として取り扱うのではなく、どれに当てはまるかによって援助が適切に選択されることが重要であると述べていることと共通する。Johnson（2002）による分類は以下の通りである。①自然で健康な性行動、②過剰な性刺激にさらされていた事への反応としての性行動であり、相手を傷つける意志はないが、境界を作れず、また適切な性行動を学んでいないことによって起きる反応的性行動、③相手に強制はしないが、自分と同様に孤立して愛情に飢えた子どもとの間で、身体や気持ちの触れあいを求めて起こる、過剰だが相互的な性行動、④性と攻撃性が強く結びつき、相手をだましたり脅したり、物で釣るなどの強制や相手の発達の遅れや寂しさにつけ込むような、衝動性と攻撃性が高い性加害行動。性的問題行動を以上の様に分類評価することが重要であり、一様に性加害と見なしてしまうことで、適切な援助機会を奪ってしまう危険性を指摘している。

児童虐待防止法では、性的虐待の加害者は保護者とされ、奈良で起きた事件のように保護者以外の加害者は性的虐待の範疇には入れられない。しかし、地域や児童福祉施設内で性的問題行動を起こした子どもへの治療教育の必要性が求められるようになり、先の性加害再犯防止プログラムを臨床上で応用した取り組みが児童自立支援施設を中心になされるようになる。藤岡（2006）は著書「性暴力の理解と治療教育」の中で、性暴力の本質として、「性的欲求によるというよりは、攻撃、支配、優越、男性性の誇示、接触、依存などの様々な欲求を、性という手段、行動を通じて自己中心的に充足させようとする『暴力』であると認識する必要がある」とした上で、性暴力のアセスメントを含む加害者への治療のありかたをまとめている。

紀藤他（2007）は、著書「カルト宗教」の中で、カルト集団の中で性的虐待や性的搾取が生じやすいことを取り上げ、その背景にある要素の一つが支配性であることを指摘する。構成員の性生活を徹底的に管理、統制、支配することで、リーダーの圧倒的な力を示すことに寄与していることを、様々なカルト集団の実例を示しながら述べている。藤岡（2006）の指摘する性暴力の本質に通ずる指摘であり、興味深い。

—まとめ—

性的加害者への治療はまだ緒に就いたばかりである。その中で性行動の修正技法にとどまらず、加害者の支配性等が注目されるなど、行為に至る心的メカニズムに触れられている点が注目される。今後もこうした背景を究明していくことで、性的加害の予防を含めた治療的援助のあり方の検討を積み上げていくことが重要となる。

(増沢高 大塚斉 長尾真理子)

<引用文献>

- 安齊順子 (2002) 「父からの性的虐待を受けた女性への心理面接」心理臨床学研究 20 (3), p.221-229
- 藤川洋子 他 (訳) (2003) 『子どもの面接ガイドブック-虐待を聞く技術』日本評論社 (Wendy Bourg et al. (1999) 『A Child Interviewer's Guide』 Sage Publications)
- 藤川哲也 (2006) 「アメリカにおける性犯罪者対策」犯罪と非行 149, p.88-111
- 藤岡淳子 (2006) 『性暴力の理解と治療教育』誠信書房
- 藤岡淳子 他 (2006) 「非行少女の性虐待体験と支援方法について-施設での実態調査から」子どもの虐待とネグレクト 8 (3), p.334-341
- 福島富士子 (2000) 「子どもの性的虐待の実態とその対策」公衆衛生 64 (5), p.318-323
- 萩原總一郎他 (2003) 「性的虐待事例への援助方法に関する研究」こども未来財団
- 橋本和明 (2004) 『虐待と非行臨床』創元社
- 橋本牧子 (2006) 「新法における改善指導について(その3)性犯罪再犯防止プログラムの内容」刑政 117 (3), p.52-66
- 平井正三 (2005) 「性的虐待を受けた少女との心理療法の一事例」, 東山紘久 他 (編) 『京大心理臨床シリーズ3 遊戯療法と子どもの今』創元社
- 平岡篤武 (2006) 「加害的性逸脱行動を行った男児(被虐待)にEMDRを導入した心理ケア」子どもの虐待とネグレクト 8, p.29-38
- 平山宗宏 他 (1999) 「子どもと家族の心と健康 調査報告書」日本性科学情報センター
- 菱川愛 (2007) 「児童虐待問題における司法面接とは何か?」トラウマティック・ストレス 5 (1), p.57-66
- 菱川愛 他 (2007) 「神奈川県児童相談所における司法面接(事実確認面接)の導入の取り組み」子どもの虐待とネグレクト 9 (1), p.117-120
- 堀川百合子 他 (2003) 「性的虐待を受けた患者にいかに対応するか③ 回復過程にあらわれる3つの段階」精神看護 6 (2), p.80-85
- 細澤仁 (2002) 「外傷のワークスルーと新規時き直し-重篤な性的, 身体的虐待の既往を持つ解離性同一性障害患者の終結例を通して」精神分析研究 46 (3), p.313-323
- 石川義之 (2001) 「性的被害とその影響-大阪コミュニティ調査の統計分析」アディクションと家族 18 (1), p.69-77
- 石川瞭子 (2008) 「性虐待を受けた子への援助-危機段階に応じた援助の視点」児童心理 62 (12), p.168-175
- 伊東かほり 他 (2008) 「性的虐待を受けた女子10例の臨床的検討」児童青年精神医学とその近隣領域 49 (1), p.14-24
- 岩下雅充 (2004) 『『援助交際』・『出会い系サイト』と法規制-錯綜した法にどう対応するか』, 坂田仰 (編) 『法律・判例で考える生徒指導-いじめ, 体罰から出会い系サイト, 児童虐待まで-』学事出版
- 神奈川県中央児童相談所 (2004) 「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書」神奈川県中央児童相談所
- 神奈川県中央児童相談所 (2007) 「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書(第2回)」神奈川県中央児童相談所
- 家族機能研究所 (2000) 「診療所の臨床サンプルからみた、児童期性的虐待の発生傾向」アディクションと家族 17 (1), p.93-111
- 北山秋雄 (2000) 「性的搾取の実態と被害児童への対応」母子保健情報 42, p.69-73
- 北山秋雄 (2007) 「性的虐待への理解と対応をもとめて」小児保健研究 66 (2), p.180-182
- 紀藤正樹 他 (2007) 『カルト宗教-性的虐待と児童虐待はなぜ起きるのか』アスコム
- 小西聖子 (2007) 「PTSDの心理治療-その研究と実践から(シンポジウム「理論と経験のまじわるところ-性暴力社会に終止符を!」記録)」女性の安全と健康のための支援教育センター通信 15, p.2-9
- Krugman, D. C. et al (1988) 「The New Child Protection Team Handbook」Garland Publisher

■ 研究報告 ■

- 倉戸由紀子 (2006) 「性的虐待経験から自己を取り戻す過程」現代のエスプリ 467, p.81-95
- 益本佳枝 (2001) 「性的虐待の臨床－精神科クリニックでの治療と援助の実際」, 本間博彰他 (編) 『思春期青年期ケース研究 8 虐待と思春期』岩崎学術出版社
- 松井茂記 (2007) 『性犯罪者から子どもを守る－メーガン法の可能性』中公新書
- 美馬達哉 (2006) 「要塞と緋文字－メーガン法をめぐって」, 上野加代子 (編著) 『児童虐待のポリティクス－「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店
- 宮地尚子 (2008) 「男性の性被害：被害と加害の「連鎖」をめぐって」トラウマティック・ストレス 6 (2), p.21-31
- 三宅芳宏 (2001) 「性的虐待を疑われた多問題家族に対する心理的援助法の模索」, 岡田隆介 (編) 『児童虐待と児童相談所－介入的ケースワークと心のケア』金剛出版
- 餅原尚子 他 (2001) 「性的虐待 (レイプ, セクハラ・ストーカー) によりPTSD症状を呈した2症例のロールシャッハ反応」ロールシャッハ法研究 5, p.53-66
- 森田喜治 (2006) 『児童養護施設と被虐待児 施設内心理療法家からの提言』創元社。
- 森田ゆり (2004) 『新・子どもの虐待－生きる力が侵されるとき』岩波ブックレット
- 森田ゆり (2008) 『子どもへの性的虐待』岩波新書
- 守山正 (2006) 「イギリス性犯罪対策の概要」犯罪と非行 149, p.112-135
- 仲真紀子 他 (訳) (2007) 『抑圧された記憶の神話－偽りの性的虐待の記憶をめぐって』誠信書房 (Elizabeth Loftus, et al. (1994) 『The Myth of Repressed Memory: False Memories and Allegations of Sexual Abuse』St Martins Pr)
- 日本子ども虐待防止学会・虐待に関する制度検討委員会 (2006) 「児童相談所における性的虐待事例への対応課題調査」(<http://www.jaspcan.org/2006sexualabuse.pdf>)
- 越智啓太 (2004) 「性的行動を指標とした性的虐待被害児童の識別－CSBIの概要とその展望」精神科診断学 15 (1), p.37-45
- 小笠原美江 (2001) 「性的虐待とサイコドラマ」心理劇 6, p.19-27
- 大川浩明 他 (2007) 「性的虐待と『バックラッシュ』問題を考える」, 保坂亨 (編著) 『日本の子どもの虐待』福村出版
- 岡本百合 他 (2000) 「II D-18 性的虐待を経験した摂食障害」心身医学 41 (supplement)
- 岡本正子 他 (2004) 「実態調査から見る児童期性的虐待の現状と課題」子どもの虐待とネグレクト 6 (2), p.156-173
- 岡本正子 他 (2008) 「性的虐待への介入及び虐待を受けた子どもへの中長期的ケアに関する調査研究 性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」平成19年度児童関連サービス調査研究等事業 財団法人こども未来財団
- 奥山真紀子 他 (2000) 「性的虐待の対応原則を考える」子どもの虐待とネグレクト 2 (1), p.116-123
- 奥山真紀子 (2001) 「性的虐待への対応」小児と精神と神経 41 (5), p.357-364
- 奥山真紀子 (2004a) 「わが国の性的虐待の実態と対応」教育と医学 52 (10), p.900-911
- 奥山真紀子 (2004b) 「性的虐待へのケアと治療」そだちの科学 2, p.55-61
- 奥山真紀子 (2005a) 「思春期の性被害・性加害」小児科診療 6, p.1067-1073
- 奥山真紀子 (2005b) 「子どもへの性的虐待について」子どもの虹情報研修センター紀要 3, p.29-41
- 佐野信也 他 (2002) 「性的虐待と再犠牲化」アディクションと家族 19 (1), p.93-107
- 佐藤紀子 (2000) 「日本における子どもへの性的虐待－かかわるものの心の壁こそを、“無慈悲”でも“および腰”でもなく」子どもの虐待とネグレクト 2 (1), p.14-21
- 白川美也子 (2004) 「性虐待を受けた子どもの理解とケア－家庭外性虐待を中心に」そだちの科学 2, p.62-69
- 杉山登志郎 他 (2007) 「性的虐待の治療に関する研究 その1 男性の性的虐待の臨床的特徴に関する研究」小児の精神と神経 47 (4), p.263-272
- 杉山登志郎 (2008) 「性的虐待のトラウマの特徴」トラウマティック・ストレス 6 (1), p.5-14
- 玉井邦夫 (2001) 『<子どもの虐待>を考える』講談社現代新書
- 高瀬泉 他 (2007) 「性虐待被害者からの証拠採取法－米国カリフォルニア州での研修報告」日医雑誌 136 (3), p.554-557
- 棚瀬一代 (2001) 『虐待と離婚の心的外傷』朱鷺書房
- 坪井節子 (2003) 「児童買春と児童ポルノ－日本の現状」子どもの虐待とネグレクト 5 (2), p.314-319
- 内山絢子 (2003) 「児童虐待の現状」, 中谷瑾子 他 (編) 『児童虐待と現代の家族』信山社
- 矢野恵美 (2006) 「スウェーデンにおける性犯罪対策－性犯罪規定・性犯罪者対策・被害者対策の観点から」犯罪と非行 149, p.136-160
- 山喜高秀 (2008) 「性的虐待の入所治療 (環境療法)」志学館大学大学院心理臨床学研究科紀要 2, p.33-48
- 四方耀子 他 (2004) 「平成15年度研究報告書 アメリカにおける児童虐待の対応 視察報告書」子どもの虹情報研修センター

表1 性的虐待に関する論文（戦後から2007年まで）

1957年	久保撰二 「近親相姦に関する研究」 廣島醫學 5(12)
1972年	<p>「<特集>日本人の歪められた性と幼児虐待」 潮 151</p> <p>松田道雄 「生きることのつらさ」 水上勉 「あさましく生きる時代」 佐藤ヨシ 他 「肉親が織りなすこのおぞましい現実!」 「近親者の歪められた性と幼児虐待—当事者・関係者100人の告白と証言」 石田明 他 「近親相姦 父と娘が,母と息子が,そして兄妹が……」 渡辺精太郎 他 「幼児虐待 火責め水責めの果て,嬰兒は冷たい骸(むくろ)に」 木村政子 他 「捨て子・私生児『母ちゃんはどこ?!父ちゃんはどこ?!』」 松山善三 「ルポルターージュ・蒸発妻—『お母ちゃん,早く帰ってきて……父ちゃんが死んじゃって,ポクー人になっ たよ』」</p> <p>渋沢竜彦 「近親相姦,わがユートピア」 座談会 石川達三 他 「親の責任と幼児教育」 久保撰二 「近親相姦に関する私の研究」 清水邦夫 「<犯す><犯される>関係と一家心中」 松永伍一 「忘れ去られた『子けし』への慟哭—わが子を間引いて,いつも寝る床の下に埋めて」 桐島洋子 「ドキュメント・捨て子のすすめ」 対談 深沢七郎 横尾忠則 「親を見放した子,子に捨てられた親」 新里キク 「日本,韓国,白人,黒人の子を生んだ私」 長尾宇迦 「奥のホゾ道・留吉,捨六の民話」 太田竜 「私は血縁を拒絶する」 対談 沢田美喜 高峰秀子 「令嬢沢田美喜と千人の子供たち(男,読むべからず-3-)」</p>
1977年	石浜淳美 他 「近親相姦とその問題点」 小児科 18(7)
1978年	津崎哲郎 「近親相姦の家族特性と処遇—児童相談所が対応した父子相姦の事例研究—」 少年輔導 23
1979年	<p>「<特集>近親相姦」 現代思想 6(6)</p> <p>荒川和敬 他 「性受難時代に生きる少年少女たち」 あけぼの 24(7) 宮淑子 「孤立の中に沈む母と子—『母子相姦』を追って—」 月刊教育の森 4(12)</p> <p>「<特集>密室の母子」 朝日新聞</p>
1981年	中谷瑾子 「ボソワナドと謙抑主義—近親相姦非犯罪化のルーツ」 時の法令 1101 我妻洋 「アメリカの近親相姦」 サイコロジー 2(19)
1982年	増田周二 「児童虐待における性的暴力の研究」 四国学院大学論集 52
1983年	<p>藤田浩 「New York v. Ferber.458 U.S.747, 102S.Ct.3345,1982—チャイルド・ポルノの規制は第一修正に違反し ない」 アメリカ法 1983(2) 関哲夫 「児童ポルノ頒布の規制と修正1条(アメリカの刑事新判例紹介77)」 判例タイムズ 506 西川祐一 「親の性的暴行」 小児看護 6(6) 「子供ポルノの頒布等を禁ずる規制の合憲性—New York v.Ferber102S.Ct.3348(1982)」 ジュリスト ト(802)</p>
1984年	中谷瑾子 「性行為に対する刑事規制の限界—特に姦通罪と近親相姦について」 杏林社会科学研究 1(1) 西川祐一 「親の性的暴行」 現代のエスプリ 206
1985年	<p>江橋崇 「児童モデルポルノの規制と表現の自由」 ジュリスト (828) 藤井和子 「性的虐待とその家族」 精神衛生研究 32 黒川慧 「アメリカの少年少女の売春」 青少年問題 32(5)</p>
1986年	<p>江幡玲子 「非行・性非行—盗み・性的被害の事例」 小児内科 18 南博 「性的虐待 妻への不満が“家庭内性愛”の温床生む」 世界週報 7(38) 中谷瑾子 「少女の性的虐待と法制上の問題点」 現代のエスプリ 230</p>
1987年	<p>早川武夫 「性犯罪と子供たち(アメリカ法の最前線)」 法学セミナー 32(2) 滝井泰孝 他 「性的虐待について—仙台少年鑑別所に収容された9例を通して」 児童青年精神医学とその近 接領域 28(5) 佐々木保行 「家族・社会問題としての性的虐待—アメリカの動向を中心に」 青少年問題研究 36</p>
1988年	<p>藤田裕司 他 「非行少女における父子病理—近親相姦事例を中心に」 大阪教育大学紀要:4,教育科学 37(1) 清水隆則 「英国における性的虐待の実態」 ソーシャルワーク研究 14(1)</p>
1989年	<p>石川義之 「近親相姦の現状(その1)」 鳴門教育大学研究紀要(人文・社会科学編) 4 北沢杏子 「保健室の性教育110番」 健康な子ども 18(12) 清永賢二 他 「少女売春の実態—1 売春少女の行為実態と意識」 科学警察研究所報告・防犯少年編 30(1) 中谷瑾子 「女子の性非行の国際的動向」 青少年問題 36(8) ナショナル・テレサ 「ストリート・チルドレン(3) 性的搾取を受けている少女のための環境療法」 世界の福祉 23 西村由美 「日本でも明るみに出始めた虐待・近親姦」 Asahi Journal 31(51) 奥村元子 「近親相姦がもたらす障害と日本の状況」 現代性教育研究月報 7(5) 奥山真紀子 「性的虐待(Sexual Abuse)と社会」 世界の児童と母性 27 清水隆則 「性的児童虐待ケースに対する体系的処遇—英米の実践例」 ソーシャルワーク研究 15(2) 辻由美子 「父親の性的虐待におびえる子どもたち—罪に問われないことが生む“病理家族”」 朝日ジャーナ ル 31(5) 内山絢子 「少女売春の実態—2」 科学警察研究所報告・防犯少年編 30(1)</p>

■ 研究報告 ■

1990年	西川祐一	「性的虐待」 日本医師会雑誌 103(9)
1993年	林弘正	「『親による性的虐待』の被害」 被害者学研究 2
	林弘正	「児童虐待、特に性的虐待に対する刑事規制のための序論」 常葉学園富士短期大学研究紀要
	黒川慧	「アメリカの男子青少年に対する性的虐待」 青少年問題 40(10)
1994年	アンジーファンイーラ	「香港における児童への性的虐待(アジアに架ける橋)」 月刊福祉 77(2)
	ビヤネル多美子	「スウェーデン揺るがす子どもポルノー性犯罪」 AERA 7(7)
	林弘正 岡上雅美	「児童虐待、特に性的虐待に関する刑事訴訟上の諸問題」 常葉学園富士短期大学 4 「性的虐待の被害者たる子供の方法外供述の採用とアメリカ合衆国憲法修正6条の体質条項」 比較法学 27(2)
1996年	近藤美津枝	「福祉最前線—児童虐待の買春を止めよう」 月刊福祉 79(1)
1997年	高橋雅延	「偽りの性的虐待の記憶をめぐる」 聖心女子大学論叢 89
	高橋雅延	「『回復された記憶・偽りの記憶』をめぐる論争の再検討」 聖心女子大学論叢 92
1998年	飛鳥井望	「外傷理論をめぐる最近の論争—『蘇った記憶』と『偽りの記憶』について」 精神療法 24(4)
	益本佳枝	「性的虐待の症例について」 児童青年精神医学とその近接領域 39(3)
	下坂幸三	「PTSD概念の拡大化に反対する」 精神療法 24(4)
1999年	平岡宗宏 他	「子どもと家族の心と健康 調査報告書」 日本性科学情報センター
	石川義之	「インセスト的虐待の加害者たち(1)」 社会システム論集 4
2000年	稲谷ふみ枝	「児童期性的虐待に関する研究(1)スウェーデンのデータと面接を通して」 志学館大学文学部研究紀要 21(2)
	石井朝子	「米国における児童期の性的虐待被害研究とPTSD—歴史と現状」 臨床精神医学 29
	家庭機能研究所	「〈資料〉診療所の臨床サンプルからみた、児童期性的虐待の発生傾向」 アディクションと家族 17(1)
	MaryR.Harvey	「児童期に性的虐待をうけた女性の治療:個人精神療法」 アディクションと家族 17(1)
	西澤哲 他	「性的虐待を受けた子どもたちへのソーシャルワークの援助及び心理的ケアのあり方に関する研究—海外での取り組みの検討を中心に」 研究助成論文集 安田生命2006 42
	岡本百合 他	「性的虐待を経験した摂食障害」 心身医学 41(5)
	奥山眞紀子	「性的虐待」 児童青年精神医学とその近接領域 41(5)
	奥山眞紀子 他	「分科会報告 性的虐待の対応原則を考える」 子どもの虐待とネグレクト 2(1)
	巖浩心 他	「子どもに対する性的虐待の実態を韓国はどうとらえているか—韓国性暴力相談所の報告書から」 東洋大学紀要 教養課程篇 39
	斎藤学	「ついに法廷に持ち込まれた『娘への性虐待』, 家庭は安息の地ではありません」 サンデー毎日 79(49)
	佐藤紀子	「講演録 日本における子どもへの性的虐待—かかわるものの心の壁こそを、“無慈悲”でも“および腰”でもなく」 子どもの虐待とネグレクト 2(1)
	上田新楽	「セクハラ、強姦、DV、児童虐待—女性のためのホットライン徹底ガイド」 婦人公論 85(11)
	北山秋雄	「性的搾取の実態と被害児童への対応」 母子保健情報 42
福島富士子	「子どもの性的虐待の実態とその対策」 公衆衛生 64(5)	
斎藤学	「分科会報告 虐待の記憶:児童期性的虐待とサバイバー」 子どもの虐待とネグレクト 2(1)	
佐藤紀子	「日本における子どもへの性的虐待」 子どもの虐待とネグレクト 2(1)	
2001年	古井桃子	「子どもに対する性虐待・性摂取の問題への取り組み—第2回児童の商業的性摂取に反対する世界会議に向けて」 恵泉アカデミア 6
	石川義之	「性的被害とその影響—大阪コミュニティ調査の統計分析」 アディクションと家族 18(1)
	石塚とも	「悩んでいるのは、あなただけではない—父から受けた性的虐待のトラウマを克服して」 婦人公論 86(10)
	近藤美津枝	「すべての子どもを性的虐待から守る」 花園大学人権論集 8 虐げられた人びとの復権
	前田茂則	「心的外傷(児童期性的虐待等)を背負うクライアントの援助過程—ゲシュタルト療法のアプローチ」 帝京平成短期大学紀要 11
	松本タミ	「身体的・性的虐待を理由として親権喪失を認めた事例(長崎家裁佐世保支部平成12.2.23審判)」 民商法雑誌 124(6)
	MegHickling 他	「カナダ—幼児期から性教育を」 週刊金曜日 9(21)
	餅原尚子 他	「事例研究 性的虐待(レイプ、セクハラ・ストーカー)によりPTSD症状を呈した2症例のロールシャッハ反応」 ロールシャッハ法研究 5
	小笠原美江	「性的虐待とサイコドラマ」 心理劇 6(1)
	斎藤学	「[日本子どもの虐待防止研究会]第6回学術集会:教育講座 近親姦虐待被害者における遅延記憶と脳画像に関する予備的研究」 子どもの虐待とネグレクト 3(2)
	内田一成(訳)	「性的虐待児童の心的外傷後ストレス障害に対する認知行動療法」 愛知学院大学 人間文化 16
	奥山眞紀子	「性的虐待への対応」 小児の精神と神経 41(5)
	村本邦子	「サバイバー 虐待サバイバーの回復」 女性ライフサイクル研究 11
桜谷真理子 他	「分科会報告 性的被虐待児の軌跡と援助」 子どもの虐待とネグレクト 3(1)	

2002年	<p>安斉順子 「父からの性的虐待を受けた女性への心理面接」 心理臨床学研究 20(3)</p> <p>安宅左知子 「性暴力から子どもを救え」 潮 517</p> <p>荷見よう子 「性的虐待サバイバーを含む対象への産科医療」 周産期医学 32(10)</p> <p>堀川百合子 他 「性的虐待を受けた患者にどう対応するか(1)まずは日本における実態を把握しましょう」 精神看護 5(6)</p> <p>細沢仁 「外傷のワークスルーと新規蒔き直し—重篤な性的、身体的虐待の既往を持つ解離性同一性障害患者の終結例を通して」 精神分析研究 46(3)</p> <p>池本寿美子 「児童の性的虐待と刑事法」 判例タイムズ 53(9)</p> <p>石川義之 「インセスト的虐待の加害者たち(2)」 大阪樟蔭女子大学人間学部 人間科学研究紀要 1</p> <p>岡田光世 「性的虐待告発に揺れる米カトリック教会」 世界週報 83(26)</p> <p>奥山眞紀子 「家族外性的虐待を受けた低年齢児の症状とその経過」 小児の精神と神経 42(4)</p> <p>佐野信也 他 「性的虐待と再犠牲化」 アディクションと家族 19(1)</p> <p>山下達久 「想起された外傷記憶と外傷性転移のwork through—性的虐待の成人サバイバーに対する精神的アプローチについて」 精神分析研究 46(1)</p> <p>斎藤学 「研修講演 児童期性的虐待とPTSD—極めて深刻な近親姦虐待被害者の記憶・症状・治療効果」 子どもの虐待とネグレクト 4(1)</p>
2003年	<p>箱崎幸恵 「ルポ・50%以上が被害経験あり、という現実 性虐待を『沈黙の犯罪』にしないために」 婦人公論 88(22)</p> <p>萩原總一郎 他 「平成14年度 児童環境づくり等総合調査研究事業報告書 性的虐待事例への環境方法に関する研究」子ども未来財団</p> <p>堀川百合子 他 「性的虐待を受けた患者にどう対応するか(2)治療者側に生じる疑問・葛藤をどうするか」 精神看護 6(1)</p> <p>堀川百合子 他 「性的虐待を受けた患者にどう対応するか(3)回復過程にあらわれる3つの段階」 精神看護 6(2)</p> <p>石川義之 「性的被害とトラウマ—関西コミュニティ調査の統計分析」 大阪樟蔭女子大学 人間科学研究紀要 2</p> <p>菊池清美 他 「性的虐待を受けた患者にどう対応するか(4)性的虐待を超えて」 精神看護 6(3)</p> <p>餅原尚子 「『ノエマ・ノエシス』の視点からみたPTSDのロールシャッハ反応(2)性虐待、セクハラ・ストーカー被害の事例を通して」 鹿児島純心女子大学国際人間学部 国際言語文化研究 9</p> <p>中村俊規 他 「今考える、PTSD/DIDの脳機能、性虐待、そしてトラウマティック・メモリー—無言の防衛と症状化、さらに精神病発病へ」 アディクションと家族 19(4)</p> <p>奥山眞紀子 「子どもへの性的虐待(child sexual abuse)」 日本医師会雑誌 130(5)</p> <p>斎藤学 他 「近親姦虐待と成人期精神障害」 子どもの虐待とネグレクト 5(2)</p> <p>高田宣子 「沈黙させられた子供たちへ—Janice Mirikitaniの作品における近親相姦と虐待のテーマについて」 日本大学法学部 桜文論叢 57</p> <p>玉井邦夫 「虐待という名の親子関係(11)性的虐待のとらえ方と対応」 へるす出版生活教育 47(2)</p> <p>吉田タカコ 他 「対談・家族神話が消えていくDV目撃、親の暴力、性的虐待…子どもたちの心の傷は癒せるか—吉田タカコ(ノンフィクションライター)×吉廣紀代子(ノンフィクションライター)」 婦人公論 88(10)</p> <p>津崎哲郎 「親権の制限・回復、立ち入り調査、性的虐待裁判をめぐる」 子どもの虐待とネグレクト 5(2)</p> <p>坪井節子 「児童買春と児童ポルノ—日本の現状」 子どもの虐待とネグレクト 5(2)</p>
2004年	<p>Cooney, Jake 「ただ忘れたかった性的虐待の記憶—子供時代の忌まわしい体験を恥じるのはやめた」 Newsweek 19(27)</p> <p>林弘正 「裁判実務における性的虐待事例についての一考察」 島根大学法学部 48(2)</p> <p>越智啓太 「性的行動を指標とした性的虐待被害児童の識別—CSBIの概要とその展望」 精神科診断学 15(1)</p> <p>萩原總一郎 他 「平成15年度 児童環境づくり等総合調査研究事業報告書 性的虐待事例への援助方法に関する研究」</p> <p>性的虐待事例への援助方法に関する研究班 「CACIにおけるインタークと法的インタビューハンドブック(抄)」</p> <p>神奈川県中央児童相談所 「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書 平成16年3月」</p> <p>鈴木博人 「家事裁判例紹介 児童福祉施設収容承認(継父の性的虐待と放置した母)(千葉家裁市川出張所平成14.12.6審判)」 民商法雑誌 129(4・5)</p> <p>奥山眞紀子 「性的虐待へのケアと治療」 そだちの科学 2</p> <p>白川美也子 「性虐待を受けた子どもの理解とケア—家庭外性虐待を中心に」 そだちの科学 2</p> <p>奥山眞紀子 「わが国の性的虐待の実態と対応」 教育と医学 52(10)</p> <p>「<特集1>性的虐待」子どもの虐待とネグレクト 6(2)</p> <p>桐野由美子 「国際シンポジウム『性的虐待:京都からの挑戦』を企画して」</p> <p>LevittCarolyn 「講演:子ども代弁センター(CAC):地域の子どもの性的虐待対応—その歴史・理念・成果・調査面接等のプログラム構成要素」</p> <p>岡本正子 他 「実態調査からみる児童期性的虐待の現状と課題」</p> <p>奥山眞紀子 「日本における性的虐待への対応の現状と課題」</p>

2005年	<p>廣井正彦 「児童性的虐待 (Childhood sexual abuse)」 産科と婦人科 72(3)</p> <p>長坂正文 「思春期の問題行動に相談係としてかかわる (第3回) 虐待 (特に性的虐待)」 月刊学校教育相談 19(7)</p> <p>奥山眞紀子 「思春期の性被害・性加害」 小児科診療 68(6)</p> <p>山谷えり子 他 「児童を虐待する性教育—お父さん！小学生にセックスを教える学校を許すな」 Voice 333</p> <p>齊藤久子 他 「特殊な子ども虐待 (性的虐待、医療ネグレクト、SBS)」 治療 87(12)</p> <p>杉山登志郎 「教育講演 子ども虐待への包括的治療:3つの側面からのケアとサポート」 児童青年精神医学とその近接領域 46(3)</p> <p>奥山眞紀子 「研修講演より 子どもへの性的虐待について」 子どもの虹情報研修センター紀要(3)</p> <p>「<特集1>子どもの性虐待被害開示」子どもの虐待とネグレクト 7(3)</p> <p>奥山 眞紀子 「性的虐待疑いへのインタビュー法」</p> <p>Goodman-Brown 他 「子どもはなぜ話すのか?—性的虐待開示についてのモデル」</p> <p>Alexander Kristen 他 「トラウマの影響は児童期の性的虐待に関する長期記憶の正確さを予測する要因である」</p>
2006年	<p>橋本牧子 「新法における改善指導について(その3)性犯罪再犯防止プログラムの内容」 刑政 117(3)</p> <p>石川瞭子 「子どもの性虐待の防止の可能性」 医学のあゆみ 217(10)</p> <p>倉戸由紀子 「性的虐待経験から自己を取り戻す過程」 現代のエスプリ 467</p> <p>松本克美 「民事判例研究 (854) 児童の性的虐待に対する損害賠償請求権の消滅時効の起算点 (福岡高裁平成17.2.17判決)」 法律時報 78(9)</p> <p>沼田真一 他 「児童・思春期の性的虐待が成人期の心理に及ぼす影響について—当院[さいとうクリニック]で実施したMMPIプロフィールから」 アディクションと家族 23(2)</p> <p>越智啓太 他 「心理学的手法を用いた性的虐待被害児童の識別」 東京家政大学研究紀要 46(1)</p> <p>奥山眞紀子 「性的虐待がもたらす心理的影響」 児童養護 37(3)</p> <p>梅野正信 「裁判の中の“性と生”事例ファイル(1)性的虐待(2002.12.6 千葉家庭裁判所決定)」 Sexuality 27</p> <p>梅野正信 「裁判の中の“性と生”事例ファイル(2)性的虐待(2)」 Sexuality 28</p> <p>平岡篤武 「加害的性逸脱行動を行った男児(被虐者)にEMDRを導入した心理ケア」 子どもの虐待とネグレクト 8(1)</p> <p>藤岡淳子 他 「非行少女の性虐待体験と支援方法について—施設での実態調査から」 子どもの虐待とネグレクト 8(3)</p> <p>藤本哲也 「アメリカにおける性犯罪者対策」 犯罪と非行 2006.9</p> <p>日本子ども虐待防止学会 (JaSPCAN)</p> <p>「児童相談所における性的虐待事例への対応課題調査」</p> <p>矢野恵美 「スウェーデンにおける性犯罪対策—性犯罪規定・性犯罪者対策・被害者対策の観点から」 犯罪と非行 (149)</p>
2007年	<p>藤澤陽子 他 「性的虐待を受けた子どもの性化行動に関する研究—Child Sexual Behavior Inventory (CSBI) を用いた評価の試み」 明治安田こころの健康財団 研究助成論文集 42</p> <p>平岩幹男 「子どもたちの性はいま」 小児科臨床 60(1)</p> <p>菱川愛 「児童虐待における司法面接とは何か？」 ト라우マティックストレス 5(1)</p> <p>神奈川県中央児童相談所</p> <p>「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書 平成19年3月 第2回」</p> <p>亀岡智美 「性的虐待:思春期問題行動と虐待」 最新精神医学 12(2)</p> <p>北山秋雄 「性的虐待への理解と対応をもとめて」 小児保健研究 66(2)</p> <p>甲村弘子 「性被害の実態とその対処」 小児科臨床 60(1)</p> <p>小西聖子 「PTSDの心理治療—その研究と実践から」 女性の安全と健康のための支援教育センター通信 (15)</p> <p>森田ゆり 「子どもの性的虐待から目をそむけない—あなたにできる大切なこと」 ヒューマンライツ 235</p> <p>守山正 「イギリス性犯罪対策の概要」 犯罪と非行 (149)</p> <p>大藤恵子 「子どもに対する性的虐待」 Sexuality 29</p> <p>大藤恵子 「性的虐待者の治療プログラム(1)」 Sexuality 31</p> <p>大藤恵子 「性的虐待者の治療プログラム(2)」 Sexuality 32</p> <p>杉山登志郎 他 「性的虐待の治療に関する研究(その1)男性の性的虐待の臨床的特徴に関する研究」 小児の精神と神経 47(4)</p> <p>砂川恵正 「児童虐待相談の現場から」 沖縄女性研究者の会研究論集 5</p> <p>高瀬泉 他 「性虐待被害者からの証拠採取法—米国カリフォルニア州での研修報告」 日本医師会雑誌 136(3)</p> <p>梅野正信 「裁判の中の“性と生”(事件ファイル5)近親者から受けた性的虐待とPTSDの発症」 Sexuality 32</p> <p>白川美也子 「性的虐待の初期対応」 小児科臨床 60(4)</p> <p>山田不二子 「性的虐待の診察方法」 小児科臨床 60(4)</p> <p>鎧塚理恵 「小学校(低学年)『いやだ』とっていいんだよ—子どもたちを性的被害から守るために」 Sexuality 30(増刊)</p>

表2 性的虐待に関する和書（戦後から2007年まで）

出版年	著者・編者	書籍名	出版社
1980年	現代の眼編集部/編	『引き裂かれた性』	現代評論社
1984年	南博	『家庭内性愛』	朝日出版社
1985年	滝野功	「禁じられた性—日本人の近親相姦・近親相愛—」 (馬場謙一, 福島章, 山中康裕 編 『日本人の深層分析3・エロスの深層』)	有斐閣
1991年	池田由子	『汝、わが子を犯すなかれ 日本の近親姦と性的虐待』	弘文堂
1992年	森田ゆり	『沈黙をやぶって 子ども時代に性暴力を受けた女性たちの証言』	築地書館
1993年	内田春菊	『ファザーファッカー』	文藝春秋
1994年	穂積純	『甦える魂 性暴力の後遺症を生きぬいて』	高文研
	北山秋雄	『子どもの性的虐待 その理解と対応を求めて』	大修館書店
	山口遼子	『セクシャルアビューズ 家族という他人 —広がる性的虐待の実録レポート 性的虐待の衝撃的真相』	サンドケー出版局
1995年	浅井春夫	『子ども虐待と性教育』	大修館書店
1997年	子ども性虐待防止市民ネットワーク	『子ども性虐待防止白書 ウィメンズブックス・ブックレット 子どもポルノ・子ども買春・家庭での性虐待・スクール』	松香堂
	大久保真紀	『買われる子どもたち 無垢の叫び』	明石書店
1999年	穂積純	『解き放たれる魂 性虐待の後遺症を生きぬいて』	高文研
	中嶋一成, 宮城由江	『心への侵入 性的虐待と性暴力の告発から』	本の時遊社
	齋藤学	『封印された叫び』	講談社
2000年	落合恵子	『小さな手、折れた翼 子どもへの性的搾取・虐待をなくすために』	国土社
2001年	子どもの虐待防止センター	『ある性的虐待の記録—障害児への虐待を考える』	子どもの虐待防止センター
	益本佳枝	「性的虐待の臨床—精神科クリニックでの治療と援助の実際」, 本間 博彰他(編)『思春期青年期ケース研究8 虐待と思春期』	岩崎学術出版社
	三宅芳宏	「性的虐待を疑われた多問題家族に対する心理的援助法の模索」: 岡田 隆介(編)『児童虐待と児童相談所—介入的ケースワークと心のケア』	金剛出版
	田上時子, エクパットジャパン関西/編	『知っていますか?子どもの性的虐待—問—答』	解放出版社
	玉井邦夫	『“子どもの虐待”を考える』	講談社
	棚瀬一代	『虐待と離婚の心的外傷』	朱鷺書房
	吉田タカコ	『子どもと性被害』	集英社
2002年	森田ゆり	『癒しのエンパワメント 性虐待からの回復ガイド』	築地書館
	岡田信子	『心の傷を抱きしめて 性的虐待、ドメスティック・バイオレンスは乗り越えられる』	主婦の友社
2003年	桐野由美子	「5 性的虐待への対応—他職種チームと法的インタビュー」: 鎌田穂 監修『心理・福祉のファミリーサポート』	金子書房
	内山絢子	「児童虐待の現状」, 中谷 瑾子 他(編)『児童虐待と現代の家族』	信山社
2004年	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて①—親と教師のためのガイド—子どもの性的行動・きょうだい間の性虐待』	明石書店
	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて②—小さな女の子・男の子のためのガイド』	明石書店
	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて③—10代の少女のためのガイド』	明石書店
	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて⑤—子どものころに性虐待を受けた人のパートナーのためのガイド』	明石書店
	橋本和明	『虐待と非行臨床』	創元社
	石川義之	『親族による性的虐待 近親姦の実態と病理』	ミネルヴァ書房
	森田ゆり	『新・子どもの虐待: 生きる力が侵されるとき—』	岩波書店
	豊田正義	『家庭という病巣』	新潮社
2005年	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて④—子どものころに性虐待を受けた女性のためのガイド』	明石書店
	グループ・ウィズネス	『性虐待を生きる力に変えて⑥—性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド』	明石書店
	平井正三	「外国における遊戯療法 性的虐待を受けた少女との心理療法の一事例」: 『京大心理臨床シリーズ3 遊戯療法と子どもの今』	創元社
	石川瞭子	『子どもの性虐待—スクールカウンセラーと教師のための手引き』	誠信書房
	岩下雅充	「2章『援助交際』・『出会い系サイト』と法規制. 錯綜した法にどう対応するか」: 坂田仰編著『法律・判例で考える生徒指導—いじめ, 体罰から出会い系サイト, 児童虐待まで』	学事出版
	川平那木	『性虐待の父に育てられた少女(わたし) 蘇生への道』	解放出版社
	性的虐待事例への援助方法に関する研究会 他	『児童相談所職員のための性的虐待相談ガイドライン』	性的虐待事例への援助方法に関する研究会

■ 研究報告 ■

2006年	藤岡淳子	『性暴力の理解と治療教育』	誠信書房
	石川彩夢	『サバイバー 愛されている幸せを知るまで』	文芸社
	美馬達也	「要塞と緋文字—メーガン法をめぐって」, 上野加代子(編著)『児童虐待のポリティクス:「こころ」の問題から「社会」の問題へ』	明石書店
	森田喜治	『児童養護施設と被虐待児—施設内心理療法家からの提言』	創元社
	中島早苗, 野川未央	『フィリピンの少女ピア—性虐待をのりこえた軌跡』	大月書店
	嶋崎政男, すみもとななみ	『「いや!」というよ!—性ぼうりょく・ぎゃくたいにあわない』	あかね書房
2007年	紀藤正樹, 山口貴士	『カルト宗教 性的虐待と児童虐待はなぜ起きるのか』	アスコム
	松井茂記	『性犯罪者から子どもを守る—メーガン法の可能性』	中央公論新社
	大川浩明, 保坂亨	「性的虐待と『バックラッシュ』問題を考える」, 保坂亨(編著)『日本の子ども虐待』	福村出版

表3 性的虐待に関する訳書（戦後から2007年まで）

出版年	著者・編者・訳者	書籍名	出版社
1990年	ジェニー・ハートロツ/著 田上 時子/訳	『わたしのからだよ! 教則本 子どもを性的虐待から守るための入門書 不快なふれあいには、「いや」と言うことから』	ビデオ・ドック
1991年	エレン・パス, ルイーズ・ソートン/編 森田 ゆり/訳	『誰にも言えなかった 子ども時代に性暴力を受けた女性たちの体験記』	築地書館
	J.エニュー/著 戒能 民江[他]/訳	『狙われる子どもの性 子ども買春・ポルノ・性的虐待』	啓文社
	パトリシア・キーホー/作 キャロル・ディーチ/絵 田上 時子/訳	『ライオンさんにはなそう いやなことがあったけど、はなすのがこわいの 性的虐待を受けた子どものために』	ビデオ・ドック
1992年	バルバラ・カーフェマン, イングリッド・ローシューター/著 中野 京子, 五十嵐 路子/訳	『強姦する父 娘への性的虐待』	未来社
1994年	リンダ・シンカロ/著 田上 時子/訳	『あなたが悪いのではない 子ども時代に性的虐待を受けた女性たちをカウンセリングする』	バンドラ
1995年	トニ・A.H.マナロン, ヤーロー・モーガン/著	『記憶の底から 家庭内性暴力を語る女性たち』	青弓社
1997年	マリ・フランス・ボツ/著 堀田 一陽/訳	『子どものねだん バンコク児童売買地獄の四年間』	社会評論社
1999年	クリア・バーク・ドゥッカー/著 北山 秋雄/訳	『子どもの性的虐待サバイバー 癒しのためのカウンセリング技法』	現代書館
	ジェリル・L.カーブ, トレイシー・L.バトラー/著 坂井聖二, 西沢哲/訳	『虐待を受けた子どもの治療戦略 被害者からサバイバーへ』	明石書店
	リンダ・ウォルウード・ジラード/著 北沢 杏子/訳	『わたしのからだはわたしのもの 性暴力被害をはねかえす絵本4』	アーニー出版
	リンダ・ウォルウード・ジラード/著 北沢 杏子/訳	『知らない人にはついていけない 性暴力被害をはねかえす絵本2』	アーニー出版
	リンダ・ウォルウード・ジラード/著 北沢 杏子/訳	『いや! というのはどんなとき? 性暴力被害をはねかえす絵本1』	アーニー出版
	ジュディス・L.ハーマン/著 中井久夫/訳	『心的外傷と回復』	みすず書房
	ローレンス・ライト/著 稲生 平太郎[他]/訳	『悪魔を思い出す娘たち よみがえる性的虐待の「記憶」』	柏書房
	ガンザレイン R.C., ビュークリ B.J./著 白波瀬 文一郎/訳	『近親姦に別れを—精神分析的集団精神療法の現場から』	岩崎学術出版社
	ジュディス・L.ハーマン/著 斎藤 学/訳	『父・娘 近親姦—「家族」の闇を照らす』	誠信書房
	E.F.ロフタス, K.ケッチャム/著 仲 真紀子/訳	『抑圧された記憶の神話—偽りの性的虐待の記憶をめぐって』	誠信書房
2001年	ステイシー・ヘレンズ/著 伊藤 友里/訳	『性的虐待を受けた人のポジティブ・セックス・ガイド』	明石書店
	デイヴィッド・ジョーンズ/著 作田 明, 一前 春子/訳	『児童性的虐待』	世論時報社
	ロジャー・J. R. レヴェスク/著 萩原 重夫/訳	『子どもの性的虐待と国際人権』	明石書店
	ポリエ・スヴェッソン/著 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち/訳	『CAPNAブックレット No.2 101人の少年たち—性的虐待の研究』	子どもの虐待防止ネットワーク・あいち
	リンダ・ハリディ=サムナー/著 箱崎 幸恵/訳	『リンダの折り 性虐待というトラウマからあなたを救うために』	集英社
2003年	ヴァージニア・フリードマン, マルシア・モーガン, ライン・アンダーソン・インマン/著 西澤 哲/訳	『性的虐待を受けた子どもから話を聞くには アナトミカル・ドールを使った面接法』	トロール出版部
	ウェンディ・ボーク 他/著 藤川 洋子 他/訳	『子どもの面接ガイドブッカー 虐待を聞く技術』	日本評論社
	エドガー・W. バトラー, ジョー=エラン・ヒューブナー=ディミトリウス, ヒロシ・フクライ, リチャード・クルース/著 黒沢 香, 庭山 英雄/訳	『マクマーチン裁判の深層 全米史上最長の子ども性的虐待事件裁判』	北大路書房
	ローラ・ディヴィス/著 麻島 澄江, 鈴木 隆文/訳	『もし大切な人が子どもの頃に性虐待にあっていたら とともに眠りともに笑う』	青木書店
2004年	クリスティアン・D.イェンセン/著 山下 文/訳	『ぼくの話聞いてほしい 児童性的虐待からの再生』	講談社
	フィル・モロン/著 中村 裕子/訳	『フロイトと作られた記憶』	岩波書店
	ジェーン・A.W.サツロー, パット・A.ブラッドウェイ, ロベルタ・ラッセル/著 三輪 妙子/訳	『男の子を性被害から守る本』	築地書館
	リチャード・B. ガートナー/著 宮地 尚子, 岩崎 直子/訳	『少年への性的虐待 男性被害者の心的外傷と精神分析治療』	作品社
	パメラ・D.シュルツ/著 颯田 あきら/訳	『9人の児童性虐待者』	牧野出版

児童虐待に関する文献研究（第6報）

子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析

研究代表者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）
共同研究者 大川 浩明（子どもの虹情報研修センター）
南山今日子（子どもの虹情報研修センター）
大塚 齊（子どもの虹情報研修センター）
長尾真理子（子どもの虹情報研修センター）
土岐 玲奈（千葉大学大学院教育学研究科）

第1部 子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析

本研究は、「子ども虐待」に関する文献、実践報告等を概観、分析することを目的としている。第1報から第4報までは、子ども虐待を「危機的状況」ととらえ、戦後の研究、文献のレビューを行い、子ども虐待に対する認識や対応の流れを、その背景にある社会的状況を考察しながらまとめた。

その後は、各年に発刊された文献と雑誌の特集をレビューすると共に、年ごとに重点テーマを絞り、研究論文も含め、より詳細に分析することとした。

第5報では、「性的虐待」と「発達心理学の教科書の分析」をテーマとした。

今回扱うテーマは、「子ども虐待と発達障害との関連」である。子ども虐待と発達障害とは、共に90年後期以降、社会的に大きな問題として取り上げられてきた問題である。近年、子ども虐待が発達障害を生じさせるなど、この関係が決して小さくないことが指摘されるようになってきている。90年後半以降のこのテーマに関連した研究論文や文献等を概観、分析し、理解や視点の変遷を明らかにしようとして試みた。

また本報告においては、2008年に発刊された文献や雑誌の特集を一覧にしているが、その中から4冊を取り上げ、文献紹介をすることとした。

児童虐待に関する文献研究は今後も引き続き行っていくが、今後も1年ごとの子ども虐待に関する研究、文献等のリスト作成と一部紹介を行うと共に、重点テーマを設定し、それについての研究論文等をより詳細にレビューし、分析を行っていく方針である。

なお、本報告からは、児童虐待に関するテーマを広く扱うため、これまでの「児童虐待の援助法に関する文献研究」から「児童虐待に関する文献研究」にタイトルを変更した。

（※報告書の紀要への掲載は主なものとしておりますので、詳細は研究報告書をご覧ください）

1. 虐待のハイリスク要因としての発達障害

子ども虐待と発達障害はどちらも1990年代から社会的注目を集めるようになったが、その当時両者の関係性を指摘する論考はほとんど見られていない。当時の発達障害は先天的な脳の障害として理解されており、一方、子ども虐待は、当然のことながら極めて環境的な問題であり、それによる症状や問題は後天的であると理解されていた。そのため、両者が全く別の次元の問題として扱われるのは自然であったといえよう。子ども虐待は主に児童福祉の臨床領域で扱われる傾向があり、これに対して発達障害は、子どもの先天的障害として、主に医療や教育分野で扱われる問題であった。

両者の関連性が注目されるようになったのは、先天的な発達障害が、養育者の虐待行為を誘発する危険性に対する指摘からである。例えば門（1999）は、子ども虐待と発達障害との関係性において、「虐待を誘発しやすいリスクファクター」として発達障害をとらえ、特に注意欠陥多動性障害（ADHD）が虐待を誘発しやすいことをあげている。白石（2005）も、発達障害を「先天的な障害であり、育て方や育児環境を原因とする後天的な障害ではない」とした上で、発達障害が「虐待のハイリスク」の要因となることを強調している。1990年代後半から2000年代中頃にかけて、このような「虐待発生リスクファクター」として発達障害を指摘する論考が目立つようになる。（浅井他,2002；白石,2004；定元,2005）。さらにこうした視点を支持した上で、松原他（2001）は、乳幼児健診が発達障害の早期発見のみならず、虐待の予防において意味があることを強調している。中根（2007）も「医学的な障害（引用者注：発達障害）を発見することができず、不適切な対応を放置することが結果として補償要因（引用者注：虐待発生を防ぐための因子）を減らしてしまうことにつながる」と述べ、早期診断の重要性を指摘している。発達障害の早期発見・支援が、虐待防止に有効として、乳幼児健診を重視する報告が増えていく（松原他,2001；横田,2006；岡他,2006；中村,2008）。

このことは乳幼児健診の場に限らない。例えば、平岡（2005）は児童相談所が受理する児童虐待ケースの中に高機能広汎性発達障害が疑われるケースがあることを指摘し、先天的なハンディが不適切な養育に影響を与える可能性を念頭に置いて援助にあたるべきであると唱えている。浅井他（2002）は、あいち小児保健医療総合センターの育児支援外来を受診した児童の中で、虐待に至ったケースおよびそのリスクが高いケースのうち6割が軽度発達障害合併症例であったことを示し、「発達障害の存在そのものに気付かれていないために、子ども側の要因が無視され、周囲が親の育児を責める結果となり、そのことが親側の不適切な関わりをさらに憎悪させるケースが非常に多いこと」を指摘している。

また、子ども虐待の要因として、養育者の発達障害を指摘する報告もある。浅井他（2005）は、子ども虐待ケースの親側の要因として高機能広汎性発達障害が存在するケースがあるとし、親への治療を積極的に行う必要のあることを指摘した。杉山（2007a）は、あいち小児保健総合センターを受診した203名の広汎性発達障害の内、母子ともに高機能広汎性発達障害という組み合わせが36組あり、その内28組（78%）に虐待が認められたとして、母子ともに高機能広汎性発達障害の組み合わせが子ども虐待のハイリスクになることを指摘した。

2. 虐待の結果としての発達障害

同時期、発達障害がその後発生する虐待のリスクファクターとなるとの指摘に対して、被虐待体験が発達障害様症状を形成あるいは促進するという指摘も散見している。例えば、浜谷（2002）は、被虐待児が、ADHDの多動・衝動性という行動特徴を高率で持ち合わせていることを指摘した上で、その違いとして「（引用者注：ADHDの子のように）外界からの刺激に反応して多動になるというよりも、（引用者注：被虐待児は）内から湧き上がる不安感を鎮めようとして多動・衝動的になっているよう」であると指摘している。つまり被虐待児の多動・衝動性は発達障害ゆえのものではなく、虐待体験によって形成された全く別次元からくるとの指摘である。被虐待児の多動・衝動性については、児童福祉施設等の臨床現場では頻繁に観察され、被虐待児

■ 研究報告 ■

の示す一つの特徴的な症状とされていた（四方他,2001）。

定森（2002）は、被虐待体験が発達障害の原因となり得るとし、虐待と発達障害との関係を、①虐待を受けたことによる発達障害、②発達障害であるがために虐待を受けてしまう、③発達障害を持っている保護者が主にその障害のもつ問題ゆえに虐待してしまう、の3つに整理している。

またこの時期、脳科学の領域で、虐待体験のある成人の脳の形成学的な異常についての国外の知見が日本で紹介され始める。虐待が脳の機能や構造に影響をもたらすとしたTeicher（2002）の報告を石浦は邦訳、報告し、虐待という環境的要因が脳の機能障害に関与する可能性を提示した。Teicherと共同研究を行った友野（2006）は虐待体験という「子ども時代の（精神的）ストレスは、その後の脳の発達における2つの決定的な要素（シナプス形成および髄鞘形成）に影響を与える」と述べている。

杉山他（2006a）は、あいち小児保健総合センターを受診した被虐待児492名を分析した結果、270名（55%）に何らかの発達障害の診断が可能であったことを示した。さらに被虐待児の臨床像が、幼児期には反応性愛着障害の症状を示し、小学生になると多動性障害が目立ち、思春期に向けて解離や外傷後ストレス障害が明確になり、その一部が非行に推移するという症状の変遷を述べ、併せて虐待体験者の脳画像所見を示した国外の研究が広範囲にわたって異常所見を認めていることから、被虐待児を「第4の発達障害」とみなすことを提唱した。

同氏（2007a；2007b）は、翌年にさらにケース数を増やし、575名の被虐待児を分析した結果、22名の児童が反応性愛着障害と広汎性発達障害の診断基準を満たしたとし、その識別は治療を行いながら症状の変化をとらえることで可能であると述べている。症状の変化とは反応性愛着障害の場合、抑制型から脱抑制型への変化、ひねくれ行動の出現などである。ただし、年齢が高くなるとこうした変化が生じにくい点についても指摘している。また虐待と広汎性発達障害との関連性について、虐待の臨床においては広汎性発達障害の問題が注目されず、広汎性発達障害の臨床において、虐待の問題が注目されてこなかった点を指摘し、相互が密接に関係していることを理解することの必要性を説いた。

また杉山（2006b；2007b）はその治療についても言及している。まずは虐待関係からの保護と愛着を形成できる愛着対象者の提供、次いで刺激を減らした生活の構造化によって行動化を鎮めること、その上での薬物療法による衝動のコントロール、および、解離に焦点を当て、状況依存的衝動行為と過覚醒状態の統制を目的とした、さらには外傷性のフラッシュバックに対する対処を目的とした個別の精神療法が有効であると述べ、環境構造を含めた包括的な治療が必要であると説明している。

虐待と発達障害との関係、特に虐待が発達障害を生むという視点は、2000年代中頃の杉山を中心とした一連の報告を機に注目が集まったといえよう。杉山は2007年に、これまでの報告をまとめ、『子ども虐待という第四の発達障害』との直接的で印象強いタイトルの著作を刊行している。ちなみに、第1が精神遅滞、肢体不自由などの古典的発達障害、第2が自閉症候群、第3が学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害、第4が発達障害としての児童虐待である。

杉山の指摘をまとめると、子ども時代の被虐待体験が脳の機能に何らかの影響をもたらし、特異な発達障害を生じさせ、その症状の表れは、一つの診断カテゴリーに収まらないほどの状態の多様さや年齢による変化を生じさせるということである。このため一つの診断名の背景に、先天的なものと虐待による影響の双方が想定され、この点について例えば遠藤他（2006）は、先天的なADHDでなくとも虐待の後遺症としてADHD様の症状を呈することはまれではないとし、発達障害と情緒障害の両方の視点を持つ必要性を述べている。

3. 発達障害概念の拡大

子ども虐待が発達障害を生むという視点を含め、子ども虐待と発達障害との関係が注目を集める中、2008年

に発達障害学会の機関紙である『発達障害研究』第30巻2号で、「発達障害と子ども虐待」という特集が生まれ、両者の関係性について複数の専門家の論評が掲載されている。その中で宮本（2008）は、両者の関係性を「発達障害が虐待の背景要因となっている状況」と「子ども虐待の結果として発達障害が生じている状況」とに大きく分け、前者をさらに「子どもが発達障害の場合」と「保護者が発達障害の場合」とに整理し、後者の「虐待の結果として発達障害が生じている状況」を「発達障害の出現」と「発達障害の増悪」の2つに分類している。虐待の結果として生じる発達障害としては、身体的虐待による脳への直接的損傷と長期間のネグレクトが原因の知的障害、虐待の結果としてのADHD様特徴と「広汎性発達障害」様特徴をあげている。また杉山の提唱した「第4の発達障害」について、「確かに『発達障害』とみなすことは可能とも思われる。一方、被虐待児は、様々な精神障害も合併しやすいことが知られており、精神障害も脳機能の障害とみることも可能であり、被虐待児にみられるそうした精神障害と『発達障害』とをどこで区切るかなどの課題はあるかもしれない」と述べている。

林（2008）は、発達障害の子どもと虐待を受けた子どもとが適応困難となる過程について、発達障害の場合、素因的な認知特性により、予測のし難い不安な体験を繰り返し、不安とそれへの対処困難さから生じるパニック行動ゆえに適応困難となるのに対して、被虐待児の場合、主観的体験は予期せぬ事象の連続で、そのために不安とパニック行動を誘発してしまうという。両者のもともとの原因は異なっても、二次障害の発生メカニズムには類似性があると指摘する。

玉井（2008）は、発達障害と虐待の結びつきは、次の3極に集約されるとした。A「子どもの発達障害に対する理解と受容に問題があり」、結果として虐待的対応に傾斜していくもの。B「虐待的な養育がおこなわれてきたことで、子どもに発達障害に類似・酷似した状態像が生じ」、その結果さらなる虐待状況へと悪循環に至っていくもの。C「保護者自身に発達障害的な特性があるために親子関係の構築に困難が生じている」もの。こうした整理の上で、AとBの特徴的なケースを報告し、支援に必要な視点をまとめている。Aの場合、その中心に障害の否認というテーマがあり、否認の背景として、子どもの発達に関する知識不足、保護者に発達障害がある場合、認めることができない家族システムなどをあげている。Bの場合、親の養育態度を修正に向かわせるには相当の困難があるものの、その道筋として、「①子どもへ対応する困難さを前面に出して保護者との共感的な関係を樹立、②子どもの行動を適切に統制するための具体的なかかわり方の試行と評価、③かかわり方を変えたことの成果の確認と、これまでのかかわり方の問題点の自覚、④不適切なかかわり方をしてきた背景としての虐待的な心情への介入、といった手順が考えられる」と述べている。保護者に発達障害がある場合は、「具体的なかかわり行動の例示を伴った教育的アプローチが重要になる」と述べている。

いずれの論考も、被虐待体験が発達障害を生じさせる可能性を肯定し、それを含めて発達障害の背景要因を整理し、その発症メカニズムや対応等を検討している。これらは白石（2005）らの指摘にあった「発達障害は先天的な脳の器質障害を根拠とする」という理解に変更を求めるものである。しかし後天的な脳障害や発達障害を認めた場合、少なくとも次の2つの疑問が生じてくる。

①児童虐待が背景にある発達障害と先天的な発達障害の識別はどのようになされるのか。

②どこまでを発達障害とみなすのか。

①について、杉山（2007b）は治療を行いながら症状の変化をとらえることで識別は可能であると述べた。しかしこの識別は非常に困難であると指摘する声は多い。さらには、そもそもそうした識別が必要であるかという指摘もある。田中（2007a；2007b）は、被虐待児と広汎性発達障害との間には「過緊張、衝動性、攻撃性、解離体験」が重なり、被虐待児と注意欠陥多動性障害との間には「多動性、衝動性、攻撃性」が重なりやすいとした上で、その識別は非常に難しく、それを識別しようとするのは先天的なものか環境的なものかの正答を得られない課題への接近であり、答えを求めて過去に焦点を当てることよりも、これからをどう生きるかの

■ 研究報告 ■

未来に焦点を当てることが重要であると述べている。

②について明確な回答を述べた論考は見られない。2004年に制定された「発達障害者支援法」では、「『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー障害その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とし、「法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、ICD-10における『心理発達の障害（F80-F89）』及び『小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）』に含まれる障害であること」とされている。F90-F98には、脳の障害とは無縁であろうとみなされがちな行為障害、反応性愛着障害、分離不安障害等が含まれていることに留意が必要である。法律では、発達障害の定義の中心に脳機能の障害をおき、その上で多様な診断分類を発達障害として認めており、すでに発達障害概念の拡大が見て取れる。

一方で、精神医学的診断（ICDやDSMの診断基準）においては、脳の所見を前提にはしていない。この点について、滝川（2008）は、発達障害の診断について、「発達障害をめぐる解説書、啓蒙書を開くとそのほとんどに判で押したように『なんらかの脳障害』ないし、少し曖昧にぼかして『脳の機能障害（機能不全）』が原因とか原因に推定されるとか述べられている。けれども、実際にはDSMでもあきらかなごとく、脳の所見のいかんは診断基準にまったく入っていない。脳障害（脳機能障害）を証明ないし推測させる検査所見から、それを根拠に診断しているわけでは全然ないのである」と指摘をしている。DSMやICDに基づいた精神医学診断においては、発達障害と診断されたとしても、それは症状や問題のある診断カテゴリーに分類したにすぎず、先天的か否か、あるいは脳障害があるか否かは全く問われていないということである。

このように発達障害を扱う上で重要な異なる領域で、発達障害についての認識に根本的な差が見られるのである。このことは、一般も含めて多くの現場における発達障害への理解に誤解を生じさせよう。先述した法的な定義では、発達障害が脳機能の障害を根拠にしていながら、そこで用いられているICDの診断は、脳障害の有無を問題にしていない。このことを理解していなければ、医師が診断したら脳障害であるとの誤解を招きかねない。また発達障害は先天的なものとの認識が一般的であるため、概念の拡大によって、例えば明らかに環境的な背景を持つ行為障害までもが先天的な障害と理解される可能性もないとは言えない。実際ある領域（例えば教育現場）では発達障害と理解されていた子どもが、別の領域（例えば福祉領域）では、愛着障害と理解されるなど、発達障害の認識に混乱が生じている状況は見受けられる。

4. まとめ

子ども虐待と発達障害との関連について文献を整理、分析し、1990年代の終わりから始まる流れについて、「全く別の領域の問題として扱われていた段階」から「発達障害が虐待のリスクファクターであるとした段階」、そして「被虐待体験が発達障害を生じさせる可能性を認識したと共に、発達障害概念が拡大した段階」へと進む変遷が明らかとなった。特に「人生早期の虐待的環境が脳に影響をもたらす」という杉山（2006a）の指摘は、脳の機能障害を原因とした病理の幅を、これまで主に先天的なものに限られていた病理から環境因（特に乳幼児期の不適切な環境）を原因とする病理にまで拡大させることとなった。このことは同時に、これまで脳の障害という、押し並べて先天的なものと考えやすい一般的な認識に対して、その修正を求めた点で意義が大きいといえよう。現段階では脳障害あるいは脳の機能障害が生じるレベルについては少なくとも以下の3つに整理されよう。

- ① 遺伝子レベルの障害
- ② 胎児期・周産期に被る障害
- ③ 出生後に被る障害

①および②はこれまで先天的な脳障害とされてきたものである。杉山の指摘はここに③を加えたこととなる。シナプスの過形成と刈り込みによる脳神経のネットワーク構築が初期環境との相互性の中で育まれる等、脳の発達における人生初期段階での環境のもつ影響は非常に大きいことが分かっており、人生初期の劣悪な環境が脳機能に障害をもたらす可能性は否定できない。

ただ改めて環境のもたらす影響を考えてみれば、環境因による脳障害は③のみとは限らないことに気づく。②については近年、胎児虐待と呼ばれるように、自ら階段から落ちたり、パートナーに腹部を蹴らせるなど母体を故意に傷つけたり、高ストレス下にある母親の母体環境の汚染等が問題視される場所である。また①についても人工的な遺伝子操作や環境物質の遺伝子への影響等、環境によるこのレベルへの影響も指摘されている。つまり、先天のとされてきた胎児期の発達に対する環境的影響が無視できなくなっている。必要なことは、あらゆるレベルに環境が影響するとして、それぞれのレベルで受ける影響が、どの程度なのか、そしてどのようなメカニズムによって影響を受けるのかが明らかにされることであろう。これは現段階では到底解決困難な課題と思われる。

一方で、こうした認識の変化は発達障害概念の拡大を招くことになった。これについて宮本（2008）は「精神障害も脳機能の障害とみることも可能」と指摘しており、こうなると脳の機能障害の範疇はますます拡大し、それに併せて様々な問題が発達障害概念に組み込まれていくことになる。こうなると発達障害がそもそも何であったのかという本来の定義がぼやけていくことになる。改めて定義の整理を早急に行うべきではなかろうか。

また、法的定義では、脳の機能障害を定義の中心におくが、発達障害（明確に脳損傷がある場合を除く）の疑われる子どもの脳の異常所見を見出すことは現段階では不可能で、あくまでそれを推定しているにすぎない。杉山（2006b）の報告も、受診した被虐待児の脳を直接調べたものではなく、脳科学研究上の知見と仮説をもとに導き出された所見である。さらに脳科学研究においてさえも、被虐待児や発達障害児といわれる子どもの脳のどこにどのような障害があるかを示した研究は現在までに存在せず、成人の脳所見や動物実験レベルのデータから、虐待がもたらす脳への影響についていくつかの仮説が示されている段階である。

まだ十分に明らかでない脳の機能障害あるいは脳障害をベースに論議が展開されていることが、発達障害の定義の拡大を促し、臨床現場に混乱をもたらしてはいないだろうか。滝川（2008）が指摘したように、DSMの発達障害の診断基準では、脳障害が全く問題にされていないのであるが、例えば、症状が発達障害の診断基準を満たし、そう診断された子どもが、法的な枠組みの中では、先天的な脳障害として扱われたとしたら大きな問題と認識すべきだが、実際の臨床現場では、こうした事態が少なからず起きている。医師が発達障害と診断し、先天的な脳の障害と理解され服薬や治療プログラムを受けていた子どもが、施設に入所し、安定した生活に馴染むにつれ、比較的早期に診断基準を満たした各種症状が改善されるケースが少なくないのも、こうした事情が背景にあるのではなかろうか。発達障害とは何なのか、改めてその概念の整理を行うことが求められる。

脳障害か否か、あるいは先天的か環境かといった原因への追求、さらには環境が生体に及ぼす影響を特定することなどは、「正答の得られない課題に踏み込んでいった」という田中（2007b）の指摘を真摯に受け止める必要がある。臨床現場を考えたときには、脳の障害か否かを二律背反的にとらえて、その識別を明らかにすることよりも、全てが複雑に絡み合ったものとしていったんは受け入れ、その子どものもつ症状や問題の背景の個別的な理解に努めるべきである。特定の診断名にくくられて理解の幅が狭く、あるいは偏らないように、乳幼児期を重視した生育歴の把握、親子関係を中心にしての家族状況の把握、日常の行動観察等、ケースの全体像について、総合的に情報を把握、分析することである。田中（2007b）が指摘しているような、その子が「これからをどう生きるかの未来に焦点を当て」、その子の今あるあり様の成り立ちの理解に努め、援助のあり方を検討していくという個別かつ総合的なアセスメントが必要である。このことは、心理臨床における本来的

■ 研究報告 ■

な原則でもある。発達障害流行りの観がぬぐえない昨今、誤解を招く診断名によって子どもを偏った枠組みにはめ込んでしまうことは厳に避けねばならない。心理臨床の本来原則に立ち返り、子どもを丁寧にみつめていくことこそ、今の臨床現場に求められているといえよう。

(増沢高)

<引用文献>

- 浅井朋子他 (2002) 「育児支援外来を受診した児童79人の臨床的検討」小児の精神と神経 42 (4), pp.293-299
- 浅井朋子他 (2005) 「高機能広汎性発達障害の母子例への対応」小児の精神と神経 45 (4), pp.353-362
- 遠藤太郎他 (2006) 「多動と子ども虐待」そだちの科学 6, pp.67-71
- 浜谷直人 (2002) 「虐待・ネグレクトを受けた子どもの行動と保育」人文学報 327, pp.25-45
- 林隆 (2008) 「発達障害の危険因子・増悪因子としての子ども虐待」発達障害研究 30 (2), pp.20-29
- 平岡篤武 (2005) 「児童虐待通告に見られる高機能広汎性発達障害を疑う相談事例」子どもの虐待とネグレクト 7 (1), pp.6-13
- 門真一郎 (1999) 「発達障害と虐待－情緒障害児短期治療施設でのケア」世界の児童と母性 47, pp.32-34
- 松原巨子他 (2001) 「子どもの発達障害と児童虐待－母親のSOSをどう把握し、予防的対応を行うか」へるす出版生活教育 45 (7), pp.23-28
- 宮本信也 (2008) 「発達障害と子ども虐待」発達障害研究30 (2), pp.13-19
- 中村敬 (2008) 「乳幼児健康診査の現状と今後の課題」母子保健情報 58, pp.51-58
- 中根成寿 (2007) 「障害は虐待のリスクか？－児童虐待と発達障害の関係について」福祉社会研究 8, pp.39-49
- 岡聡子他 (2006) 「乳児健康診査 (1歳6カ月・3歳) のあり方の再検討について－発達障害児支援および児童虐待早期予防の観点から」アディクションと家族 23 (1), pp.78-85
- 定森露子 (2002) 「虐待と発達障害」教育 52 (11), pp.28-34
- 定元ゆきこ (2005) 「発達障害と児童虐待－非行臨床の立場から見えるもの」子どもの虐待とネグレクト 7 (3), pp.313-318
- 白石雅一 (2004) 「児童虐待と児童福祉実践－発達障害児の家族支援現場から」福音と社会 43 (2), pp.18-25
- 白石雅一 (2005) 「発達障害と児童虐待－予防と早期介入に関する実践報告と考察」宮城学院女子大学発達科学研究 5, pp.31-43
- 杉山登志郎 (2006a) 「発達障害としての子ども虐待」子どもの虐待とネグレクト 8 (2), pp.202-212
- 杉山登志郎 (2006b) 「子ども虐待と発達障害：第4の発達障害としての子ども虐待」小児の精神と神経 46 (1), pp.7-17
- 杉山登志郎 (2007a) 「高機能広汎性発達障害と子ども虐待」日本小児科学会雑誌 111 (7), pp.839-846
- 杉山登志郎 (2007b) 『子ども虐待という第四の発達障害』学習研究社
- 滝川一廣 (2008) 『「発達障害」をどう捉えるか』, 松本雅彦・高岡健 (編) 『発達障害という記号』批評社, pp.44-56
- 玉井邦夫 (2008) 「発達障害と虐待状況が絡み合う事例への援助」発達障害研究30 (2), pp.40-48
- 田中康雄 (2005) 「発達障害への早い気づきとじっくりとした対応」児童心理 59 (16), pp.1532-1536
- 田中康雄 (2007a) 「軽度発達障害と児童虐待との微妙な位置関係」現代のエスプリ 474, pp.197-194
- 田中康雄 (2007b) 「問題行動・精神所見の見方」小児科臨床 60 (4), pp.709-715
- Teicher, M. H. (2002) Scar that won't heal: The neurobiology of child abuse. Scientific American, March 2002. (タイチャー, M・H 石浦章一 (訳) (2002) 「児童虐待が脳に残す傷」日経サイエンス 32 (6), pp.46-55)
- 友田智美 (Teicher, M. H.監修) (2006) 『いやされない傷－児童虐待と傷ついていく脳』診断と治療社
- 横田俊一郎 (2006) 「乳幼児健診における心の問題の発見と対応」母子保健情報 54, pp.94-99
- 四方耀子 他 (2001) 「育ち直りを援助する－情緒障害児短期治療施設でのチームワークによる援助」臨床心理学 1 (6)

表1-1 児童虐待と発達障害に関する論文 (2008年まで)

年	論文
1999	門真一郎 「発達障害と虐待—情緒障害児短期治療施設でのケア」 世界の児童と母性 47, pp.32-34
2001	松原巨子 他 「子どもの発達障害と児童虐待—母親の SOS をどう把握し、予防的対応を行うか」 へるす出版生活教育 45 (7), pp.23-28
2002	浅井朋子 他 「育児支援外来を受診した児童 79 人の臨床的検討」 小児の精神と神経 42 (4), pp.293-299 定森露子 「虐待と発達障害 (特集 困難を抱える子どもたちへの支援—発達障害をどうとらえるか)」 教育 52 (11), pp.28-34 タイチャー, M・H (石浦章一: 訳) 「児童虐待が脳に残す傷」 日経サイエンス 32 (6), pp.46-55
2003	金子龍太郎 「被虐待児の発達障害を改善する施設の提言—臨床発達心理学と協働する臨床福祉学に向けて」 竜谷大学社会学部紀要 22, pp.41-47
2004	白石雅一 「児童虐待と児童福祉実践—発達障害児の家族支援現場から」 福音と社会 43 (2), pp.18-25 白石雅一 「児童虐待と児童福祉実践—発達障害児の家族支援現場から」 福音と社会 43 (3), pp.16-33
2005	浅井朋子 他 「高機能広汎性発達障害の母子例への対応」 小児の精神と神経 45 (4), pp.353-362 藤川洋子 「アスペルガーと虐待の不思議な関係」 そだちの科学 5, pp.77-81 平岡篤武 「児童虐待通告に見られる高機能広汎性発達障害を疑う相談事例」 子どもの虐待とネグレクト 7 (1), pp.6-13 白石雅一 「発達障害と児童虐待—予防と早期介入に関する実践報告と考察」 宮城学院女子大学発達科学研究 5, pp.31-43 下泉秀夫 「障害児と虐待」 小児科診療 68 (2), pp.227-233 但田孝之 「生育歴を読む—生育歴が語ること、生育歴による心理診断—育てやすい子、育てにくい子、母の大変さ、苦しみへの共感—指差し、模倣、概念発達—生育歴に現れる発達障害のサイン (自閉症の診断)—模倣と虐待」 北海道中央児童相談所研究紀要 27, pp.65-111 田中康雄 「発達障害への早い気づきとじっくりとした対応」 児童心理 59 (16), pp.1532-1536 富田拓 「思春期の非行・行為障害」 小児科診療 68 (6), pp.1057-1064 「育児不安・児童虐待・発達障害—子育てに困っている親への援助」 児童心理 59 (12 臨増), pp.1-174 「特集 発達障害と児童虐待」 子どもの虐待とネグレクト 7 (3) 田中康雄 「発達障害と児童虐待 (Maltreatment)」 定本ゆきこ 「発達障害と児童虐待—非行臨床の現場から見えるもの」
2006	遠藤太郎 他 「多動と子ども虐待」 そだちの科学 6, pp.67-71 間宮正幸 「成長・発達の困難と『自己』の形成—軽度発達障害・子ども虐待の検討から」 心理科学 26 (1), pp.1-12 野村陽平 他 「青年精神医学における現在の問題」 医学のあゆみ 217 (10), pp.929-934 岡聡子 他 「幼児健康診査 (1歳6カ月・3歳) のあり方の再検討について—発達障害児支援および児童虐待早期予防の観点から」 アディクションと家族 23 (1), pp.78-85 岡田尊司 「青年期パーソナリティ障害の特徴—発達とパーソナリティの接点を探る」 医学のあゆみ 217 (10), pp.948-952 齋藤知子 「要保護児童における発達障害の問題について」 子どもの虐待とネグレクト 8 (1), pp.39-50 杉山登志郎 「子ども虐待と発達障害: 第4の発達障害としての子ども虐待」 小児の精神と神経 46 (1), pp.7-17 杉山登志郎 「発達障害としての子ども虐待」 子どもの虐待とネグレクト 8 (2), pp.202-212 高橋智 他 「軽度発達障害児の学校不適応問題の実態と対応システムの構築に関する実践的研究」 明治安田こころの健康財団 研究助成論文集 42, pp.13-22 田中康雄 「発達障害と児童虐待」 子どもの虹情報研修センター 紀要 4, pp.34-47 横田俊一郎 「乳幼児検診における心の問題の発見と対応」 母子保健情報 54, pp.94-99
2007	平岩幹男 「主訴が多い、はっきりしない」 小児科診療 70 (11), pp.1830-1832 今野芳子 「『不登校』の多様化に対応できる実践力—教員のアセスメントの的確性」 京都文教短期大学研究紀要 46, pp.92-108 井上登生 「非器質性発育不全」 小児科臨床 60 (4), pp.625-631 金井剛 「精神障害・発達の診断 (2) 児童虐待と精神障害・発達障害との関連について」 児童養護 38 (2), pp.35-38 牧正興 「愛着障害および発達障害の特別支援教育に関する一考察—反応性愛着障害 (抑制型) の事例から」 臨床心理学 4, pp.59-64 溝口洋子 他 「ネグレクトによる成長障害を呈した1例」 小児科臨床 60 (8), pp.1731-1735 中根成寿 「障害は虐待のリスクか?—児童虐待と発達障害の関係について」 福祉社会研究 8, pp.39-49 中鹿彰 「発達障害と児童虐待」 追手門学院大学心理学部紀要 1, pp.159-172

	西尾加奈子	「高機能広汎性発達障害児の家庭環境に対する一考察—児童虐待と発達障害との関連性についての比較検討」 武庫川女子大学発達臨床心理学研究所紀要 9, pp.139-144
	野村和代 他	「被虐待児とその養育者に対する治療的アプローチについての一考察」 発達心理臨床研究 13, pp.79-91
	杉山登志郎	「高機能広汎性発達障害と子ども虐待」 日本小児科学会雑誌 111 (7), pp.839-846
	田中康雄	「診察方法 問題行動・精神所見のみかた」 小児科臨床 60 (4), pp.709-715
	田中康雄	「軽度発達障害と児童虐待との微妙な位置関係」 現代のエスプリ 474, pp.187-194
	「特集 虐待・発達障害と里親養育」 里親と子ども 2	
	庄司順一 他	「虐待・発達障害と里親養育」
	久保田まり	「アタッチメントの機能と発達」
	宮本信也	「発達障害と子ども虐待」
	杉山登志郎	「絡み合う子ども虐待と発達障害」
	奥山真紀子	「アタッチメント—トラウマ問題」
	西澤哲	「虐待を受けた子どもの心理的特徴—トラウマと愛着の問題を中心に」
	海野千畝子	「解離」
	田村立 他	「虐待が脳の発達に及ぼす影響」
	青木豊	「愛着障害」
	原仁	「注意欠陥多動性障害—最近の話題」
	原田謙	「反抗挑戦性障害・行為障害」
	宮尾益知	「学習障害」
	杉山登志郎	「虐待を受けた子どもへの精神医学的治療」
	西澤哲	「虐待を受けた子どもの心理療法—トラウマに焦点をあてた心理療法を中心に」
	塩川宏郷	「行動への対応」
	中田洋二郎	「ADHD のペアレントトレーニング」
	山崎知克	「虐待を受けた乳児へのかかわり」
	宮島清	「虐待を受けた子どもを委託する場合—ソーシャルワークの立場から」
	兼井京子	「虐待を受けた子どもを委託する場合—里親支援の立場から」
2008	沖潤一 他	「児童虐待防止法改正後の 3 年間に一地方都市で起きた重篤な子ども虐待 4 例について」 日本小児科学会雑誌 112 (10), pp.1562-1566
	長島明純	「信頼関係がづくりにくい子への援助—被虐待児・発達障害のある子との交流から」 児童心理 62 (1), pp.69-74
	中村敬	「乳幼児健康診査の現状と今後の課題」 母子保健情報 58, pp.51-58
	松田博雄	「発達障害と子ども虐待」 月刊地域保健 39 (11), pp.22-33
	栗山貴久子	「発達障害と子ども虐待」 小児科臨床 61 (12), pp.2585-2590
	東誠	「児童精神科臨床から成人期臨床に求めるもの—医療的視点から」 臨床精神医学 37 (12), pp.1571-1579
	西川みち子	「発達障害と児童虐待—事例研究を中心として」 高野山大学論叢 43, pp.1-19
	石崎優子 他	「日本小児科学会学校保健・心の問題委員会 入院中の患児・家族を支援するシステムに関する二次調査—平成 19 年度アンケート調査：入院患児の心の問題の発見」 日本小児科学会雑誌 112 (3), pp.556-562
	平岩幹男	「思春期の性の社会的背景と問題点」 小児科診療 71 (8), pp.1397-1401
	田中康雄	「法と心理学会第 8 回大会 特別講演 発達障害と虐待、そして加害行為について」 法と心理 7 (1), pp.23-35
	東誠	「発達障害と児童虐待」 治療 90 (8), pp.2281-2285
	後藤武則 他	「栃木県の児童養護施設における発達障害児の実態と処遇」 宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要 31, pp.357-363
	「特集 発達障害と子ども虐待」 発達障害研究 30 (2)	
	宮本信也	「企画趣旨」
	宮本信也	「子ども虐待の理解」
	宮本信也	「発達障害と子ども虐待」
	林隆	「発達障害の危険因子・増悪因子としての子ども虐待」
	下泉秀夫	「発達障害のある子どもへの医療機関での育児支援」
	玉井邦夫	「発達障害と虐待状況が絡み合う事例への援助」
	杉山登志郎	「子どものトラウマと発達障害」
	林真由美 他	「知的障害をもつ成人男性の性ニーズと性知識に関する調査」
	渡辺明広	「通常学校の「特別支援教育コーディネーターチーム」の取り組み：S 県内の特別支援教育コーディネーターの複数指名校についての調査研究」

I. 平成21年度専門研修を振り返って

1. 平成21年度実施の研修の概要

(1) 平成21年度研修の基本方針

子どもの虹情報研修センター（以下「センター」という）は、平成14年度より児童虐待対応等に関わる援助者の専門研修事業を行っています。平成21年度研修は、以下の点を基本方針として企画・運営しました。

① 「参加型」研修の継続

センター研修では、開設以来、全国から集まった参加者が問題意識を持って議論しあうことを通じ、相互に切磋琢磨することにより、子ども虐待対応への専門性の向上をめざした「参加型研修」を基本においています。このため、研修によって異なりますが、参加者自らの業務内容や機関情報をまとめた「フェイスシート」、現状を総合的に把握する「アンケート」、そして関わった事例をまとめる「事例の概要」等を事前課題として提示、提出をお願いしています。加えて、グループ討議やシンポジウム、事例検討等、討論型プログラムの時間配分を多くとりました。事例検討においても、少人数での事例検討を組み合わせています。

② 地域虐待対応研修（各自治体で行う市区町村向けの研修）の充実

全国児童福祉主管課長・児童相談所長合同会議において、厚生労働省より示された資料「児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修の見直しについて」では、市区町村の要保護児童対策地域協議会調整機関職員や児童家庭相談に携わる職員の研修は、各都道府県が主に実施すべきとし、その研修の指導者を養成する研修を国が行うことが示されています。これを踏まえ、センターでは平成19年度より地域で行う虐待対応研修の企画、実施を担う人材を養成する地域虐待対応研修指導者養成研修を実施しています。要保護児童対策地域協議会の充実と市区町村の相談窓口体制の充実は喫緊の課題であり、研修体制の整備を急ぐ必要があります。本年度の研修では、後方支援の1つとして受講した研修の講義に関してはインターネット配信できるシステムを整え、各地で研修を実施する際に活用できるよう工夫しました。

③ 児童福祉施設基幹的職員フォローアップ研修

「社会的養護体制の充実を図るための研修の実施に関する検討会報告書」を受け、各自治体による児童福祉施設基幹的職員の養成研修を実施するための指導者養成研修が国立武蔵野学院で実施されることになりました。これを踏まえ、センターでは各自治体で養成された基幹的職員のフォローアップを視野に入れ、これまでの児童養護施設職員指導者研修や乳児院職員指導者研修および情緒障害児短期治療施設職員指導者研修を、基幹的職員の専門性の向上を図れるよう内容の再編を検討しました。

④ 研修の評価

研修の効果測定について、研究事業とリンクして検討しました。研修に参加したことが、日々の実践に具体的な行動となって展開されるかを軸に評価方法を検討しました。本年度は児童福祉施設に関連した研修を対象に、具体的な援助プランを立てることを目標とした研修プログラムを設定、実施しました。その効果を測定、分析し、実施した研修内容を修正することで、効果的な研修プログラムの開発を目指します。

■ 事業報告 ■

⑤ 児童福祉関係職員長期研修（Web研修）の本格実施

平成20年度の試行実施を踏まえ、平成21年度は本格実施とします。定期的な事例検討を通して、参加者の更なる力量の向上を図ることを目指します。

⑥ 合同研修の更なる充実

これまでも、連携の必要な職種、機関、施設等の合同研修を立ち上げてきました。例えば、児童福祉施設指導者合同研修、地域虐待対応アドバンス研修（市区町村と児相等の合同）、児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司等合同研修等です。今後もより良い協働を構築することを目的に、例えば児童相談所・児童福祉施設職員合同研修等、必要な合同研修を新たに検討する方針です。

（2）平成21年度研修で新設／再編した研修

平成21年度は以下の4つの研修を新設／再編しました。それぞれの研修を簡単に記していますが、詳しい内容については次節「3. 各研修を振り返って」にて説明します。

① 児童相談所常勤医師専門研修

児童相談所における医師の役割の重要性や医師のネットワーク作りを目的に、「児童相談所常勤医師専門研修」を新設しました。17名の参加がありました。研修後、インターネットによる情報交換が活発に行えるよう、全参加者のメーリングリストを作成したところ、相談や情報提供などが活発に行われました。中には児童相談所で抱えた難事例がいくつかあがり、様々な角度から意見や情報が交換されました。

② 児童相談所児童福祉司指導者基礎研修

児童相談所スーパーバイザー研修の経験年数に大きな開きがあること、指導的立場の職員で児童相談所経験年数の低い職員が多いことから、指導的立場で経験年数が3年に満たない職員を対象とした「児童相談所児童福祉司指導者基礎研修」を新設いたしました。81名の参加者があり、新設した意義はあったと考えています。

③ テーマ別研修「性的虐待」「家族への支援」

今年度は、上記の2本をテーマとした研修を設けました。「性的虐待」については現状や支援についての講義や、事実確認をめぐる実践報告、事例検討を行いました。また、「家族への支援」は希望が多く前年度に引き続き設定いたしました。参加者の枠を拡げたため交流会やグループ討議ができず参加者同士の交流が十分にできませんでしたが、社会的問題となっている貧困問題やアセスメント、家族への支援など幅広いテーマを設け講義や実践報告、事例検討を行いました。

④ 児童福祉関係職員長期研修（Web研修）

前年度の試行実施を経て、インターネットを用いて小グループでカンファレンスを定期的に行う「児童福祉関係職員長期研修（Web研修）」を本格実施いたしました。8名の参加者と、定期的な事例検討を重ねました。

2. 参加状況

平成21年度に実施した研修と参加者数は表1の通りです。

全研修で1,485名の参加がありました。前年度の1,469名に比べ15名増となりました（表1）。

表1 子どもの虹情報研修センターで実施した研修一覧と参加者数

研 修 名	期 日	H21年度 参加者数	H20年度 参加者数	H19年度 参加者数
児童相談所長研修<前期>	H21/4/22 (水)～4/24 (金)	62	76	71
児童相談所長研修<後期>	H21/10/7 (水)～10/9 (金)	(64)	(78)	(74)
児童相談所・情緒障害児短期治療施設・ 医療機関等医師専門研修	H21/5/27 (水)～5/28 (木)	24	22	25
児童相談所常勤医師専門研修 (新)	H21/5/28 (木)～5/29 (金)	17		
地域虐待対応研修指導者養成研修 (A)	H21/6/9 (火)～6/12 (金)	39	38	
地域虐待対応研修指導者養成研修 (B)	H21/7/21 (火)～7/24 (金)	41	38	
児童相談所児童福祉司指導者基礎研修 (新)	H21/6/30 (火)～7/3 (金)	81		
大学生・大学院生MDT (多分野横断チーム) 研修	H21/8/6 (木)～8/7 (金)	62	63	80
児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	H21/8/25 (火)～8/28 (金)	66	74	79
地域虐待対応アドバンス研修 (岩手)	H21/9/10 (木)～9/11 (金)	61	33 (秋田)	52 (福島)
地域虐待対応アドバンス研修 (岡山)	H21/9/29 (火)～9/30 (水)	87	79 (岐阜)	79 (松本)
地域虐待対応アドバンス研修 (沖縄)	H22/2/9 (火)～2/10 (水)	66	75 (茨城)	97 (奈良)
地域虐待対応アドバンス研修			52 (宮崎)	62 (山口)
地域虐待対応等合同研修<アドバンス>			-	92
地域虐待対応等合同研修			-	62 (長崎)
情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	H21/9/16 (水)～9/18 (金)	21	24	28
児童養護施設職員指導者研修	H21/10/13 (火)～10/16 (金)	80	84	96
治療機関・施設専門研修	H21/11/24 (火)～11/26 (木)	82	67	85
児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	H21/12/1 (火)～12/4 (金)	48	51	-
児童福祉施設指導者合同研修	H21/12/16 (水)～12/18 (金)	84	85	89
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	H22/1/12 (火)～1/15 (金)	84	87	97
乳児院職員指導者研修	H22/1/26 (火)～1/29 (金)	48	43	49
児童福祉施設心理担当職員合同研修	H22/2/17 (水)～2/19 (金)	88	87	89
テーマ別研修「H21年度：性的虐待」	H22/3/3 (水)～3/5 (金)	84	141 ※1	97 ※3
テーマ別研修「H21年度：家族への支援」	H22/3/10 (水)～3/12 (金)	111	99 ※2	99 ※4
参 加 者 計		1,336	1,319	1,520
児童福祉施設職員地域研修	H21/9/8 (火)	64 (滋賀)	46 (大阪)	52 (宮城)
児童福祉施設職員地域研修	H21/10/27 (火)	30 (広島)	104 (山梨)	41 (埼玉)
児童福祉施設職員地域研修	H22/1/19 (火)	47 (愛知)	-	47 (茨城)
児童福祉施設職員長期研修 (Web研修)	H21/6月～H22/3月	8		
参 加 者 計		1,485	1,469	1,660

テーマ別研修のうち、※1「親への支援」※2「児童虐待に関する諸問題」
※3「性的虐待」※4「非行と児童虐待」を示す。

3. 各研修を振り返って

各研修のプログラム、講師名、時間配分等を表2～18に示しました。

センターでは、研修終了時に、研修後アンケートを実施し、研修に対する評価、今後の研修への要望を聴取していますが、その一部も加えてそれぞれの研修ごとに振り返ることとします。

(1) 児童相談所長研修（表2-1、2-2）

平成16年度の児童福祉法改正により義務化された研修で、対象は、4月から新しく着任された児童相談所長です。研修プログラムは厚生労働大臣が告示した基準に合致するように構成された内容を＜前期＞＜後期＞に分けて策定しました。＜前期＞研修では所長として必要な基本的事項を中心に、＜後期＞は半年間の実務経験を踏まえ、事例検討やグループ討議等により児童虐待等への具体的対応のあり方等について学べるプログラムとなっています。

表2-1 児童相談所長研修＜前期＞

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童家庭福祉の動向と課題	太田和男(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課)	1.0
	講義	児童相談所の運営 - 児童虐待への対応と危機管理 -	加藤芳明(神奈川県保健福祉部)	1.5
	講義	マスコミから見た児童相談所	大久保真紀(朝日新聞社)	1.5
2	講義	少年非行の理解と対応	橋本和明(花園大学)	2.0
	講義	法医学からみた被虐待児の実態と課題	長尾正崇(広島大学大学院)	1.5
	講義	児童虐待への対応 - 法的対応のあり方 -	磯谷文明(くれたけ法律事務所)	2.0
	討議	児童相談所の運営	参加者＜グループ討議＞ 松橋秀之(日本水上学園) 小出太美夫(横浜市西部児童相談所) 佐々木宏二(子どもの虹情報研修センター) 川崎二三彦()	1.5
3	講義	要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携	安部計彦(西南学院大学)	1.5

表2-2 児童相談所長研修＜後期＞

日	形式	講義名	講師等	時間
1	討議	児童相談所の運営	加藤芳明(神奈川県保健福祉部) ＜グループ討議＞	2.5
	演習	事例検討 児童虐待の初期対応	津崎哲郎(花園大学)	2.0
2	演習	事例検討 適切な法的対応	磯谷文明(くれたけ法律事務所)	3.0
	演習	事例検討 少年非行への対応	橋本和明(花園大学)	1.5
	討議	子どもの権利擁護	伊達直利(旭児童ホーム) ＜グループ討議＞	3.0
3	討議	要保護児童対策地域協議会との役割分担と連携	才村 純(関西学院大学) ＜グループ討議＞	3.0

本年度は、計62名の参加がありました。＜前期＞のグループ討議では、児童相談所経験年数が少ない参加者が集まったグループには、児童相談所経験が長い方が助言として入り、参加者からの質問に答えられる時間になりました。＜後期＞研修では、参加者から事前に提出された事例の検討や討議を中心に行いました。例年、グループ編成は＜前期＞＜後期＞で同一メンバーとして、参加者相互の情報交換や交流が進むように配慮しております。参加者は、＜前期＞研修の後で、全国児童相談所長会議（7月）が開催され、そのあとに＜後期＞研修が行われるなど、定期的に顔を合わせる機会が多いため、相互の交流・情報交換が進んでいるようです。センターとしても、引き続き児童相談所長間の交流のネットワークが整備されるよう工夫していきたいと思えます。

（2）児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修（表3）

児童相談所や情緒障害児短期治療施設、医療機関等に勤務する医師を対象にした専門研修です。

平成21年度は、24名の参加がありました。内訳は児童相談所医師17名、情緒障害児短期治療施設医師4名、児童自立支援施設医師1名、医療機関・施設・大学等2名でした。

表3 児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修：宿泊研修（仙台）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	性加害と性被害への対応	藤岡淳子（大阪大学大学院）	2.0
	講義	児童福祉領域における児童精神科医療について	小野善郎（宮城県精神保健福祉センター）	1.0
	討議	現場の課題	参加者＜意見交換会＞	2.0
2	演習	事例検討 被虐待児と家族への援助と医師の役割	参加者 岩佐嘉彦（いぶき法律事務所）	2.0
	演習	事例検討 被虐待児と家族への援助と医師の役割	参加者 小倉 清（クリニックおぐら）	2.0

講義は、どの機関でも対応が難しい「性加害と性被害への対応」をテーマにしました。講師は、このテーマに関する著書も多々ある藤岡先生にお願いしました。

2日目午前の事例検討では、昨年度に引き続き助言者に弁護士をお招きし、児童相談所に勤務する医師からの法的対応に絡む事例を検討しました。午後の事例は、児童相談所の医師が特に親対応に積極的に関わっている事例検討を行いました。参加者は日頃から虐待事例に携わっているためか、午前・午後ともに、活発な意見交換となりました。

この研修は、リピーター参加者が多いのも1つの特徴です。平成14年度から8年間継続して参加された方もおられます。また、研修後アンケートでは、「普段単独で仕事をしているため、研修に参加して支えられていることを確認できた」という声がありました。一人職場が多い中、同じ立場の方が集まる研修は貴重な機会となっているようです。

■ 事業報告 ■

(3) 児童相談所常勤医師専門研修 (表4)

表4 児童相談所常勤医師専門研修：宿泊研修 (仙台)

日	形式	講義名	講師等	時間
1	討議	児童相談所医師の役割と課題	参加者<グループ討議> 金井 剛 (横浜中央児童相談所) 伊東ゆたか (東京都児童相談センター)	2.0
2	実践報告	被虐待児と家族への援助と医師の役割	小野善郎 (宮城県精神保健福祉センター) 神田秀人 (山形中央児童相談所)	2.5

本研修は、児童相談所で働く医師からの希望で今年度より新設しました。参加者は17名と多くはありませんでしたが、研修後にはメーリングリストを作り、参加者同士の交流を研修後も続けられるようにしました。討議や実践報告から、児童相談所によって医師の役割が異なっていることが共有され、参加者自身の児童相談所での立ち位置や役割を考える機会になったようです。

(4) 地域虐待対応研修指導者養成研修 (2グループ実施) (表5-1、5-2)

この研修は、市区町村等地域で研修を行う際の指導者を養成することを目的とした研修です。市区町村が児童家庭相談を行うことに伴い、都道府県は市区町村への研修を含めたバックアップを担当することとなりました。そのような実情を踏まえ、センターでは市区町村への研修を企画・実施する担当者への研修を平成20年度より開催しています。対象は、児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員及びこれらの機関を所管する本庁の職員など研修講師、企画立案担当予定者であり、都道府県・政令市からの推薦を受けた方を参加の要件としました。

表5-1 地域虐待対応研修指導者養成研修 (グループA)

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童虐待法制度の理解	坂井隆之 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局)	2.0
	講義	研修の意義と計画	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	2.5
2	講義	児童虐待の心身の発達に及ぼす影響	増沢 高	2.0
	講義	要保護児童対策地域協議会の運営	加藤曜子 (流通科学大学)	1.0
	演習	個別ケース検討会議等の運営	加藤曜子	2.5
3	実践報告	虐待を受けた子どもと家族・ハイリスク家庭の支援	瀧本美子 (大阪府熊取町) 金内京子 (足立区こども家庭支援センター)	2.5
	講義	リスクアセスメントのあり方	佐藤拓代 (大阪府富田林保健所)	1.0
	演習	リスクアセスメントの実際(グループ討議を含む)	佐藤拓代	3.0
4	討議	研修計画とプログラムの作成	古塩節子 (神奈川県保健福祉部) グループ討議<参加者>	2.5

表5-2 地域虐待対応研修指導者養成研修（グループB）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童虐待法制度の理解	千正康裕（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）	2.0
	講義	研修の意義と計画	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	討議	自己紹介	グループ討議＜参加者＞	0.5
2	講義	児童虐待の心身の発達に及ぼす影響	増沢 高	2.0
	講義	要保護児童対策地域協議会の運営	加藤曜子（流通科学大学）	1.0
	演習	個別ケース検討会議等の運営	加藤曜子	2.5
3	実践報告	虐待を受けた子どもと家族・ハイリスク家庭の支援	内山節子（福岡県遠賀郡水巻町児童少年相談センター） 佐藤正高・春日祐子（新潟県長岡市子ども家庭センター）	2.5
	講義	リスクアセスメントのあり方	佐藤拓代（大阪府富田林保健所）	1.0
	演習	リスクアセスメントの実際（グループ討議を含む）	佐藤拓代	3.0
4	討議	研修計画とプログラムの作成	古塩節子（神奈川県保健福祉部） グループ討議＜参加者＞	2.5

A、Bグループ併せて50自治体（政令市を含む全67の内）80名の参加がありました。参加者の内訳は、児童相談所職員が49名（61.3%）、市区町村職員が26名（32.5%）、本庁職員5名（6.3%）という内訳でした。

研修は、行政説明等の最新情報から、児童虐待分野における研修の意義と計画や、児童虐待が子どものこころに及ぼす影響など幅広く盛り込みました。また、要保護児童対策地域協議会の運営、リスクアセスメントの2テーマに関しては、前半は講義、後半は演習という形式をとり、参加者が地域に戻って研修を実施する際に参考になることを意識して構成しました。

この研修の参加者は、地域に戻ってから実際に研修を企画していく必要があります。センターでは後方支援の1つとして「講義映像配信事業」を行っています。本研修で行った講義をそのままインターネットを通じて配信し、利用登録をすれば全国どこでも講義を見ることができる事業です。講義と演習がセットになっているテーマに関しては、講義はこの配信映像を用い、演習は参加者自身で行うということもできます。平成20年度、21年度の参加者に申し込みを呼び掛けたところ、登録者数は31名（27自治体）でしたが、映像配信を用いた研修を行った自治体は5か所のみで、システム上の問題で利用できなかった自治体もありました。また、平成20年度の参加者に、1年後を目安に研修の実施状況を聴取した結果、研修を企画・実施した自治体は27か所で、参加自治体（58か所）の46.6%でした（回答率63.2%）。今後は、研修を実施するように参加者に強く促すと同時に、研修参加者が受講後に地域で研修を行う際の後方支援について今後も検討していく必要があります。

（5）児童相談所児童福祉司指導者基礎研修（表6）

センターでは、毎年実施している児童福祉司スーパーバイザー研修参加者の経験年数に大きな開きがあった状況や、自治体の人事異動システムにより指導的立場として児童相談所に配置されるが、児童相談所経験年数の低い職員が多いという現状を受け、児童相談所経験年数が3年に満たない職員を対象とし、今年度より本研修を新規開催しました。

表6 児童相談所児童福祉司指導者基礎研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	プレセッション	ジェノグラムについて	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	講義	児童相談所教育・訓練・指導担当者としての役割	川崎二三彦	1.5
	討議	児童相談所の抱える現状と課題	参加者<グループ討議> 佐藤隆司（神奈川県厚木児童相談所） 齊藤幸芳（東京都品川児童相談所） 影山 孝（東京都児童相談センター） 清水孝教（横浜市中心児童相談所） 嶋津常弘（横浜市南部児童相談所） 井上保男（神奈川県中央児童相談所） 佐々木宏二（子どもの虹情報研修センター）	2.0
2	講義	虐待に対する法的手段の適切な活用	高橋 温（新横浜法律事務所）	2.5
	演習	虐待事例の検討（職権一時保護・立入調査）	松風勝代（大阪府福祉部子ども室）	2.0
	演習	虐待事例の検討（28条関連事例）	松風勝代	2.0
3	講義	虐待の心身の発達に及ぼす影響	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.5
	演習	虐待事例の検討（在宅ケースの事例） 小グループ	金井 剛（横浜市中心児童相談所） *小出太美夫（横浜市西部児童相談所） 松橋秀之（日本水上学園） 渡辺 忍（名古屋市児童福祉センター） 川崎二三彦	2.0
		演習	虐待事例の検討（在宅ケースの事例） 小グループ	金井 剛 *同上
4	講義	ケースの「見立て」について	近藤直司（山梨県立精神保健福祉センター）	2.5

参加者は81名で、平均経験年数は3.7年でした。10年以上のベテラン児童福祉司も5名（6.2%）いましたが、3年未満が52名（64.2%）と多くが児童相談所経験の少ない方でした。本研修では希望者を対象にプレセッションを設け、ジェノグラムの書き方について演習を行いました。また、指導的立場としての役割についての講義や、法的対応についての講義など、基本的な知識を習得できると同時に、事例検討からは実践で使えるスキルも学べるよう工夫しました。参加者からの評価も概ね良好であり、新設した意義は大きかったと考えます。

（6）児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修（表7）

本研修は、児童相談所で中心的・指導的立場にある児童福祉司（スーパーバイザー）を対象とした研修です。本年度は66名の参加（平均経験年数8.9年）がありました。

児童相談所運営指針によると、児童相談所児童福祉司スーパーバイザーは、少なくとも10年程度の相談援助活動経験が求められますが、経験10年以上の児童福祉司となると、該当する参加者が少ないため、センターでは、児童相談所経験5年以上を参加条件として設定して研修を実施しております。

表7 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童相談所におけるスーパービジョンについて	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	児童相談所の抱える現状と課題（情報交換）	参加者<グループ討議>	2.0

2	講義	虐待に対する法的手段の適切な活用	高橋 温 (新横浜法律事務所)	2.0
	演習	事例検討 虐待事例の検討 (職権一時保護・立入調査)	津崎哲郎 (花園大学)	2.0
	演習	事例検討 虐待事例の検討 (28条関連事例)	津崎哲郎	2.0
3	討議	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーのあり方	川崎二三彦 参加者<グループ討議>	2.0
	講義	ケースの「見立て」について	金井 剛 (横浜市中央児童相談所)	2.0
	演習	事例検討 虐待事例の検討 (在宅ケースの事例)	小出太美夫 (横浜市西部児童相談所) 佐藤隆司 (神奈川県厚木児童相談所) 山本恒雄 (日本子ども家庭総合研究所) 才村 純 (関西学院大学) 川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター) 佐々木宏二 ()	2.0
4	演習	事例検討 非行相談事例の検討	渡辺 忍 (名古屋市児童福祉センター)	2.5

「児童相談所経験5年以上」の参加者ということで、研修内容は応用編として位置づけました。例年好評である「法的対応」に関する講義では、参加者から事前に提出された質問事項に講師（弁護士）が応えるQ&A方式を継続するなど、参加者の悩みやニーズに直接対応できる内容としました。事例検討も「職権一時保護・立入調査」「法的対応（法28条事例）」「在宅指導（家族再統合を含む）」「非行事例」など、児童相談所で対応する事例を幅広く取り入れました。しかし、参加者からはスーパーバイズに特化したものをもっと盛り込んでほしいという意見があり、今後の課題となりました。

（7）児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修（表8）

本研修は、従来「児童相談所心理職員指導者研修」として実施されてきたものですが、法改正に伴い、児童心理司スーパーバイザーが明確に打ち出されたことを機に、平成20年度より「児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修」として再編したものです。この研修も、児童相談所経験年数を5年以上として、参加者の質をある程度揃えて研修を実施しています。

今年度は48名の参加がありました。参加者の児童相談所の平均経験年数は9.9年でした。

表8 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童相談所の今日的課題	坂井隆之 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局)	1.5
	討議	児童虐待対応における 児童相談所児童心理司の役割	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	児童虐待と生命の危機 - 救急医療の現場から -	市川光太郎 (北九州市立八幡病院小児救急センター)	2.0
	講義	アセスメント	菅野道英 (滋賀県中央子ども家庭相談センター)	1.5
	演習	アセスメント	菅野道英	2.0

■ 事業報告 ■

3	講義	性的虐待への対応	山本恒雄（日本子ども家庭総合研究所）	2.0
	演習	事例検討	神田秀人（山形県中央児童相談所）	2.0
		小グループ	*小出太美夫（横浜市西部児童相談所） 柴田長生（京都府京都児童相談所） 中垣真通（静岡県西部児童相談所） 山野則子（大阪府立大学）	
	演習	事例検討	神田秀人	2.0
小グループ		*同上		
4	討議	児童相談所児童心理司の スーパービジョンについて考える	参加者<グループ討議>	2.5
	講義	スーパービジョンの実際	平岡篤武（静岡県立吉原林間学園）	2.0

内容については、児童心理司も理解しておくことが望ましい行政説明を最初に設定し、2日目には深刻な児童虐待事例に触れることで、児童虐待の子どもへの影響の大きさを実感するとともに、児童福祉司等とともにチームを組んで虐待問題に取り組む意識を改めて持ってほしいと考え、小児救急医療現場からの講義も組み込みました。また、担当心理司としても、スーパーバイザーとしても常に力量を磨いておくべきアセスメントについて、講義と演習を盛り込みました。事例検討では、児童心理司として担当したケースだけでなく、スーパーバイザーとして関わったケースも検討しました。今回は、児童心理司としてのスーパービジョンの実際について、児童相談所で長年指導的立場におられた講師から学びましたが、この問題に対する参加者のニーズは高く、スーパービジョンに関して内容の充実を求める声が多く寄せられております。

(8) 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修（表9）

児童相談所において中核的役割を担う児童福祉司と児童心理司の合同研修として再編した研修で、今年度で3年目の実施です。本年度は84名の参加（児童福祉司55名、児童心理司29名）を得て行われました。

表9 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童相談所の今日的課題について	坂井隆之（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）	1.0
	討議	児童相談所の役割と課題（情報交換）	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	児童虐待と生命の危機 - 救急医療の現場から -	市川光太郎（北九州市立八幡病院救急救命センター）	2.5
	講義	児童虐待の理解と対応	平岡篤武（静岡県立吉原学園）	2.0
	講義	性的虐待の心身に及ぼす影響	小西聖子（武蔵野大学）	2.0
3	講義	ケースの「見立て」について	金井 剛（横浜市中央児童相談所）	2.0
	演習	事例検討（大グループ）	金井 剛	2.0
		事例検討（小グループ）	*才村 純（関西学院大学） 小出太美夫（横浜市西部児童相談所） 佐々木宏二（子どもの虹情報研修センター） 川崎二三彦（ ）	
	演習	事例検討（大グループ）	金井 剛	2.0
事例検討（小グループ）		*同上		

4	講義	家庭裁判所と児童相談所との連携	鈴木俊也（横浜家庭裁判所）	2.0
	討議	児童虐待対応における児童福祉司と児童心理司との連携・協働について	川崎二三彦 参加者 <グループ討議>	3.0

内容については、職種間の相互理解と協働が推進されるプログラムとしました。児童福祉司・心理司ともに理解しておくべき内容として行政説明や救急現場での虐待対応、性的虐待についてなど、幅広いテーマを盛り込んだ講義を設定しました。また、法28条ケースが増えている中、「家庭裁判所との連携」も組み入れ、申請の流れから申請内容まで学びました。事例検討では、大グループ・小グループどちらかで、児童福祉司、児童心理司からの報告を両方聞けるように工夫し、両者の立場を生かした「協働」に力点が置かれた事例検討が行われました。しかし、もっとお互いの具体的な仕事内容や困難を抱えていることなどを共有したかったという意見もあり、グループ討議を増やす等の工夫が課題として残りました。

(9) 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修（表10）

この研修は、平成15年度から、新設もしくは開設予定の情緒障害児短期治療施設職員、既存施設の新任職員を対象とした研修として実施していましたが、平成20年度からは、全国情緒障害児短期治療施設協議会で新設施設（及び新人）対象の研修を行い、センターでは経験を積んだ指導者対象の研修を行っています。

本年度は、21名の参加があり、平均経験年数は8.3年でした。

表10 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	情短における治療的援助の本質	滝川一廣（学習院大学）	2.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	2.0
2	演習	事例検討 子どもの育ちの実際	小倉 清（クリニックおぐら）	2.5
	演習	事例検討 子どもの育ちの実際	平田美音（名古屋市児童福祉センター）	2.5
	討議	被虐待児への治療的援助について	参加者<グループ討議>	1.5
3	シンポジウム	子どもの暴力と性化行動への対応	福井伸弥（あゆみの丘） 高田 治（横浜いずみ学園）	2.5

昨年度より、議論をより深めることを目的にグループ討議を4人で行うことを始め、好評でした。今年度はさらに改変し、初日は開所年度でグループ分けし昔からある情短と最近できた情短が混ざるようにし、2日目のグループでは職種ごとのグループにし、3日間ですできるだけ多くの方と討議できるように工夫しました。

事例検討で報告された事例は、それぞれ多くの課題をもった子どもたちであり、どう支援していくか子どもに沿った視点で検討された貴重な事例検討でした。ただ、指導者としての点を重視したプログラムも盛り込んでほしいという意見もあり、今後の課題となりました。

(10) 児童養護施設職員指導者研修（表11）

この研修は、児童養護施設において子ども達を直接支援する職員のうち、指導的立場にある職員を対象としたものです。

■ 事業報告 ■

今回は80名の参加がありました。児童養護施設は570ヶ所（平成21年6月現在）ありますが、8年間で研修に参加された施設は401施設（69.8%：平成21年度末現在）となりました。

表11 児童養護施設職員指導者研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童養護施設の今日的課題	桑原教修（舞鶴学園）	2.0
	討議	児童養護施設の現状と課題の共有	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	職員チームのあり方 －良好なチームを目指して－	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	演習	日々の養育を考える	参加者<グループ討議> 増沢 高 大川浩明（子どもの虹情報研修センター） 南山今日子（ ）	3.0
3	講義	施設における家族への援助	島川丈夫（同仁学院）	2.0
	演習	事例検討	村瀬嘉代子（北翔大学大学院）	2.0
		事例検討（小グループ）	*島川丈夫 齋藤新二（齋藤ホーム） 橘川 英和（共生会伊豆長岡学園） 増沢 高	
	演習	事例検討	村瀬嘉代子	2.0
事例検討（小グループ）		*同上		
4	講義	子どもの発達と生活	青木紀久代（お茶の水女子大学大学院）	2.0
	演習	ケアプランの作成	青木紀久代 増沢 高 大川浩明 南山今日子	2.5

プログラムは、「アセスメント」「家族支援」「チームワーク」を3大柱とし、研修を企画しました。本研修は、昨年度より演習、振り返りを多く取り入れ、より参加型の研修にしています。事前課題でまとめてきたケースについて、4日間かけ、最終的にケアプランを作成する流れになっています。昨年度からこの研修に関しては、研修評価の研究を行っています（「Ⅱ. 研修評価の試み」を参照）。こういった研修のあり方がより参加者に有意義なものになるか、今後も評価を行いながら検討していきます。（本紀要には島川先生『施設における家族への援助』を収録しております。）

(11) 治療機関・施設専門研修（表12）

情緒障害児短期治療施設、小児医療施設、小児精神科医療施設、児童相談所等の治療に携わる職員を対象に、治療施設関係諸機関合同研修として実施している研修です。平成21年度は、情緒障害児短期治療施設（18名）、児童相談所（一時保護所職員を含む）（60名）、医療機関・施設（3名）、市区町村（1名）と各方面からの参加がありました。参加者の職種も、児童心理司、セラピスト、児童福祉司、児童指導員、保育士、保健師、看護師等、多職種によって構成されております。

表12 治療機関・施設専門研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	乳幼児期の発達について	遠藤利彦（東京大学大学院）	2.0
	討議	被虐待児の治療的援助	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	性の発達について	浅野恭子（大阪府池田子ども家庭センター）	2.0
	講義	性加害と被害への対応（グループ討議含む）	藤岡淳子（大阪大学大学院）	4.5
3	演習	事例検討 子どもと親への治療的援助（小グループ）	平岡篤武（静岡県立吉原林間学園） 志村浩二（亀山市子ども総合支援室） 山喜高秀（志学館大学） 笠井華英（東京都杉並児童相談所） 鈴木 清（横浜市北部児童相談所） 高田 治（横浜いずみ学園）	2.5
	演習	事例検討 子どもと親への治療的援助	村瀬嘉代子（北翔大学大学院）	2.5

治療機関・施設からの参加者ということ意識して内容を設定しました。講義では「乳幼児期の発達について」というテーマで、特に愛着形成について学びました。2日目は「性」をテーマに、一般的な発達に関する講義の後、性加害と被害への対応について、実際に行われているプログラムもあわせて講義をして頂きました。事例検討は、前半は10人単位での小グループで、後半は、参加者全員が一堂に会して行いました。事例の検討だけではなく、臨床家としての姿勢について考える時間となったという声が寄せられており、有意義な時間となったようです。（本紀要には遠藤先生『乳幼児期の発達について』を拡張収録しております。）

(12) 乳児院職員指導者研修（表13）

平成18年度から内容を大幅にリニューアル、事例検討などを取り入れた研修として実施しています。本年度の参加者は43名でした。8年間を通して、約8割以上（88.5%）の乳児院から研修に参加されています。

表13 乳児院職員指導者研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	乳幼児母子関係と虐待の心身の発達に及ぼす影響	渡辺久子（慶應義塾大学）	3.0
2	講義	乳児院の現状と課題	長井晶子（久良岐乳児院）	2.5
	講義	チームアプローチについて	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	講義	対応の難しい親への理解と援助について	山崎知克（浜松市発達医療総合福祉センター）	2.0
3	演習	事例検討（小グループ）	窪田道子（神奈川県立中里学園） 阿部佳子（カリタスの園つぼみの寮） 芝 太郎（ドルカスベビーホーム） 大川浩明（子どもの虹情報研修センター） 南山今日子（ ）	2.0
	演習	子どもの情緒発達とケアの実際	青木紀久代（お茶の水女子大学大学院）	3.5
4	講義	乳児院における里親支援	庄司順一（青山学院大学）	2.5

今年度より、事例検討を7名程度の小グループで行ったところ、積極的に意見交換が行われたようでした。そして、子どもの情緒発達を促進するためのケアプランをたてる演習を行いました。2-3名のさらに小さな

■ 事業報告 ■

グループに分かれ、事前課題でまとめたケースについてディスカッションを通して具体的なケアプランを立てました。講義も、「乳児院の現状と課題」「乳幼児母子関係と虐待が及ぼす影響」「チームアプローチ」「親支援」「里親支援」など、子どもへの支援だけでなく親や里親への支援もテーマに取り入れました。現場のニーズに即したものが多く好評でしたが、一方でもっと他施設と情報交換したかったという声もありました。講義と演習のバランスを検討することが課題として残りました。

(13) 児童福祉施設指導者合同研修 (表14)

この研修は、児童養護施設職員指導者研修、乳児院職員指導者研修の発展形として、平成17年度より実施している研修です。平成18年度から、母子生活支援施設、児童自立支援施設を、平成19年度から情緒障害児短期治療施設にも参加を呼び掛けたこともあり、多施設合同の研修となりました。平成21年度は84名の参加がありました。今年度は児童養護施設54名、母子生活支援施設から10名、乳児院からは15名、情緒障害児短期治療施設からは3名、児童自立支援施設からは2名の参加がありました。

表14 児童福祉施設指導者合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	アセスメントについて	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	討議		参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	施設における ファミリー・ソーシャル・ワークについて	坂口繁治 (ことりさわ学園)	2.5
	シンポジウム	子どもの未来像を描く 第Ⅰ部：海外視察報告 「英国治療施設での取り組み」 第Ⅱ部：実践報告「ケースから学んだこと」	増沢 高 深沢 武 (白百合パークハイム) 下木猛史 (鹿児島自然学園)	3.5
3	演習	事例検討 子どもと親への援助 (1)	西田寿美 (三重県立小児心療センター あすなろ学園)	2.5
		事例検討 (小グループ)	* 国分美希 (至誠学園) 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター) 大川浩明 () 南山今日子 ()	
	演習	事例検討 子どもと親への援助 (2)	西田寿美	2.5
		事例検討 (小グループ)	* 同上	

まず、講義として「アセスメント」と「家族支援」というどの児童福祉施設においても子ども(母子)を支援していく上で共通のテーマを設定しました。

2日目午後には「子どもの未来像を描く」というテーマでシンポジウムを行いました。本年度は2部構成にし、第Ⅰ部ではセンターが行った海外視察の報告として、英国における治療施設の取り組みについて、ハード面、ソフト面両方から紹介しました。第Ⅱ部では「ケースから学んだこと」というテーマで、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設の職員による実践報告を行いました。いずれの事例も長い経過があり、多くの課題を抱えた子どもやその家族でした。しかし、担当者を始め施設全体がチームとなり、日常の中での支援を重ね、また家族の変化という転機を捉え、あきらめずにつきあった結果、ケースの「未来」が開けていったという実践報告でした。

昨年度よりグループ編成にひと工夫いれ、初日の情報交換では多施設混合の編成とし、合同研修ゆえの交流ができるように設定しました。また、3日目の事例検討では、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設混合のグループと、乳児院、母子生活支援施設それぞれのグループを作成し、同種施設が集まることである程度の共通理解の上で事例検討が行えるように設定しました。グループ編成に関しては、参加者の意見を取り入れながら、工夫を重ねていきたいと思えます。

(14) 児童福祉施設心理担当職員合同研修 (表15)

児童福祉施設に勤務する心理担当職員を対象に平成15年度より実施している研修です。現場のニーズは高く、毎年定員を超える参加希望があります。平成21年度は88名の参加がありました。また、平成18年度からは児童自立支援施設、母子生活支援施設等に勤務する心理職にも参加対象を拡大しており、今年度は児童養護施設66名、母子生活支援施設から8名、乳児院からは6名、情緒障害児短期治療施設からは7名、児童自立支援施設からは1名の参加がありました。

表15 児童福祉施設心理担当職員合同研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	子どもの記憶について	仲 真紀子 (北海道大学大学院)	2.0
	討議	施設における心理職の役割と課題	参加者<グループ討議>	2.0
2	演習	事例検討 子どもの援助について (1)	青木紀久代 (お茶の水女子大学大学院)	2.5
		事例検討 (小グループ)	内海新祐 (旭児童ホーム) 古谷みどり (光の子どもの家) 瀧井有美子 (横浜いずみ学園) 吉野りえ (同仁学院) 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	
	演習	事例検討 子どもの援助について (2)	青木紀久代	2.5
		事例検討 (小グループ)	内海新祐 古谷みどり 瀧井有美子 吉野りえ 南山今日子 (子どもの虹情報研修センター)	
3	講義	施設内における性的被害や加害への対応	平岡篤武 (静岡県立吉原林間学園)	2.5

昨年度に続き、今年度も、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設のグループと、乳児院のグループ、母子生活支援施設職員のグループという、施設単位でのグループ編成としました。参加者である心理担当職員は、各施設で1人職種であることが多く、心理職としての仕事も各自で立ち上げていかなくてはならない部分も多くあります。また、施設心理職の研修機会も少ないため、同種施設が集まったのグループ討議や事例検討は、ある程度の共通理解のもとに、情報交換やディスカッションが行われることとなり、参加者からは好評でした。

この研修は、参加者募集が始まってすぐに定員に達してしまうため、参加申し込みをお断りする方が年々増えています。そこで、来年度は同じ内容のものを2回開催することとしました。また、長く施設心理職として勤務されている方と、経験0~2年の新しい職員の方と参加者の層も2分してきているので、経験年数の扱いは今後の課題です。(本紀要には仲先生『子どもの記憶について』を再編収録しております。)

■ 事業報告 ■

(15) テーマ別研修「性的虐待」(表16)

センターでは、合同研修の一形態として「テーマ別研修」を実施しております。その年度のテーマは参加者アンケートで要望の多いものやその時に関心の高い問題など、時宜に適ったテーマを設定しています。機関・職種を問わず参加が可能なこともあり、テーマによりませんが、定員を大幅に超えることも少なくありません。過去のテーマを挙げると「発達障害と児童虐待」「介入の意義と方法」(平成17年度)、「発生予防」「親への支援」(平成18年度)、「性的虐待」「非行と児童虐待」(平成19年度)、「親への支援」「児童虐待に関する諸問題」(平成20年度)を取り上げました。平成21年度は、参加者からのニーズの高い「性的虐待」について、再度取り上げることにしました。

参加者は、84名で、内訳は、児童相談所(43名)、児童養護施設(22名)、乳児院(1名)、市区町村(3名)、母子生活支援施設(5名)、情緒障害児短期治療施設(6名)、母子生活支援施設(6名)、児童自立支援施設(3名)、医療関係(1名)でした。参加者募集開始から早々に定員となり、多くの方をお断りすることとなってしまいました。

表16 テーマ別研修「性的虐待」

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	日本における性的虐待の実態と対応の現状	山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所)	3.0
	討議	課題の共有	参加者<グループ討議>	1.5
2	講義	性的被害を受けた子どもの理解と対応	白川美也子(昭和大学精神医学教室)	2.5
	実践報告	事実の確認をめぐって	鈴木浩之(神奈川県中央児童相談所) 加藤典子(大阪府吹田子ども家庭センター)	4.0
3	講義	性的被害と加害への対応	藤岡淳子(大阪大学大学院)	2.5
	演習	事例検討 性的虐待ケースへの対応	報告:三浦由起(大阪府東大阪子ども家庭センター) 助言:小野善郎(宮城県精神保健福祉センター)	2.5

プログラムは、日本における性的虐待の実態から性的被害・加害への支援まで幅広く盛り込みました。昨今特に児童相談所での取り組みが増えている「事実確認」については、先進的に取り組んでいる2か所の児童相談所の実践を報告して頂きました。児童福祉施設からの参加者にとっては、子どもが入所する前に児童相談所でどんなことを行ってきたのかを知る機会ともなりました。また、3日目には性的虐待ケースを検討し、初期対応から施設入所までの支援、そして施設入所後の様子まで丁寧に関わっている経過を報告していただき、予後考えた際、非加害親が子どもを守る行動をとれるかどうか非常に重要で、そのためには本人だけでなく、非加害親への支援が大切であることを学ぶことができました。(本紀要には山本先生『日本における性的虐待の実態と対応の現状』を収録しております。)

(16) テーマ別研修「家族への支援」(表17)

もう1本のテーマ別研修は「家族への支援」としました。昨年度「親への支援」というテーマで多くの申し込みがあり、参加者のニーズも多く、子ども虐待対応において親・家族への対応の困難さがますます深刻になっている状況を鑑み、今年度も実施しました。今年も定員拡大したため、交流会やグループ討議はプログラムに盛り込むことが困難な状況にありました。さらに、講義中心で構成されたプログラムのため、息抜きに、そして少しでも参加者相互の意見交換の場になればということで代わりに喫茶コーナーを設けました。

参加者は、児童相談所、市区町村を中心に、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院等から、111名の参加がありました。本研修も、年度末の人事異動や施設入所児童の卒業、卒園という多忙な時期にもかかわらず、

非常に多くの方々の参加をいただきました。

表17 テーマ別研修「家族への支援」

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	子育て支援の現状と課題	中板育美（国立保健医療科学院）	2.0
	講義	家族の貧困問題と子ども	山野良一（神奈川県厚木児童相談所）	2.0
2	講義	家族のアセスメント	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	講義	ハイリスク家族への支援 －特に、「多問題家族」の問題を中心に－	志村浩二（三重県亀山市子育て総合支援室）	1.5
	講義	家族再統合に向けた支援	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.0
3	実践報告	家族への支援	犬塚峰子（大正大学） 西島平子（興望館杏樹学荘） S.トムソン（横浜女子短期大学） 手塚真樹子（大阪府摂津市家庭児童相談室）	2.5
	演習	事例検討	報告：小山菜生子（旭児童ホーム） 助言：菅野道英 （滋賀県中央子ども家庭相談センター）	2.5

今回のテーマ別研修では、まず、「子育て支援」「貧困」をテーマに現状と課題についての講義を頂き、「アセスメント」「ハイリスク家庭」「家族再統合」と家族支援を行う上で欠かせないテーマを盛り込みました。参加者からは「多角的に研修を組んであり、抱えている問題と重ねたり、これからの目標を見出すことができた」という感想がありました。3日目には実践報告を設け、児童相談所、市、児童養護施設から実際の家族支援の取り組みを報告して頂きました。事例検討では児童養護施設に入所している子どもとその家族への支援のケースを検討しました。具体的な実践や事例を聞き、参加者自身が抱えているケースと重ねることで、実践の振り返りや課題を見出すことにつながったようです。

また、このテーマ別研修も多分野からの参加者が集まったこともあり、参加者同士の交流の時間は十分に確保できなかったのですが、「自分たちの機関が行う支援とともに、地域の中で何を構築していくのが必要かヒントをもらえた」等の意見もあり、さまざまな機関連携の重要性を感じ取られた方が少なくありませんでした。

(17) 地域虐待対応等アドバンス研修（表18-1～18-3）

平成18年度から「市町村虐待対応等セミナー」を「地域虐待対応等合同研修」に再編した本研修ですが、平成20年度より「地域虐待対応等アドバンス研修」というステップアップ研修として実施しています。研修会場は、今までの開催場所等を考慮して、岩手、岡山、沖縄の3ヶ所としました。参加者は、岩手61名、岡山87名、沖縄66名で、主に児童相談所と市区町村からの参加でした。

表18-1 地域虐待対応等アドバンス研修（岩手）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	子どもを守る地域ネットワーク活動のあり方	安部計彦（西南学院大学）	1.5
	講義	リスクアセスメント	安部計彦	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0

■ 事業報告 ■

2	講義	保護者への対応と支援	秋山邦久（文教大学）	2.0
	演習	事例検討 要保護児童対策地域協議会構成機関の連携	秋山邦久	2.5

表18-2 地域虐待対応等アドバンス研修（岡山）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	子どもを守る地域ネットワーク活動のあり方	九鬼 隆（大阪府泉大津市保健センター）	1.5
	講義	リスクアセスメント	神田真知子（大阪府中央子ども家庭センター）	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	保護者への対応と支援	菅野道英（滋賀県中央子ども家庭相談センター）	2.0
	演習	事例検討 要保護児童対策地域協議会構成機関の連携	菅野道英	2.5

表18-3 地域虐待対応等アドバンス研修（沖縄）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	子どもを守る地域ネットワーク活動のあり方	加藤曜子（流通科学大学）	1.5
	講義	リスクアセスメント	加藤曜子	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	保護者への対応と支援	菅野道英（滋賀県中央子ども家庭相談センター）	2.0
	演習	事例検討 子どもを守る地域ネットワークの連携	菅野道英	2.5

本年度も児童相談所と市区町村との連携を軸に、「地域ネットワーク活動のあり方」「リスクアセスメント」「保護者支援」の講義を組み入れました。また、昨年度から事例検討を盛り込んだことにより事前課題で自身が関わった事例をまとめることが必要になりました。特に市区町村担当職員は事例をまとめる作業に不慣れなことが多く、事例を振り返るだけでなくこの作業自体が研修の一環となることを狙っています。そして研修当日は実際の事例をもとに、グループ討議をはさみながら家族理解、アセスメントから支援まで検討しました。様々な地域に出向くたびに、グループ討議や事例検討を通して体制や対応に地域差があるように感じています。また、人事の問題も絡み、専門性の積み上げに課題もあるようです。今後、この地域差・専門性の向上をどう図っていくかが大きな課題です。

(18) 児童福祉施設職員地域研修（表19-1～19-3）

石川県、鹿児島県（平成16年度：試行実施）、鳥取県、千葉県、神奈川県（平成17年度）、群馬県、岩手県、三重県（平成18年度）、宮城県、埼玉県、茨城県（平成19年度）、大阪府、山梨県（平成20年度）に続き、平成21年度は滋賀県、広島県、愛知県にて実施しました。

約5ヶ月前より各地域の事務局と協議を重ね、午前中は講義、午後は事例検討という基本構成は残しつつ各地域のニーズに合わせたプログラムを作成しました。

参加者は、滋賀県では児童養護施設を中心に、広島県、愛知県では母子生活支援施設を中心に、他児童福祉施設、児童相談所、里親、保育園など多機関・多職種となりました。県外からの参加者がいた研修もあり、ネットワークの拡がりを感じています。

表19-1 児童福祉施設職員地域研修（滋賀）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	子どもの発達と見立て	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	演習	ケースカンファレンス	助言：同上	3.5

表19-2 児童福祉施設職員地域研修（広島）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	子どもの発達障害	志村浩二（三重県亀山市こども総合支援室）	2.0
	演習	ケースカンファレンス	助言：同上	3.5

表19-3 児童福祉施設職員地域研修（愛知）

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	保護者への理解と支援	金井 剛（横浜市中心児童相談所）	2.0
	演習	ケースカンファレンス	助言：同上	3.0

この研修は、センターにとっても、その地域特有の現場の苦労や優れた取り組み、工夫を知り、学ぶ機会となることもあり、開催の意義は非常に大きいことを感じています。センターで実施する研修との関係もあり、開催の調整が難しいこともありますが、今後も続けていきたいと考えております。

(19) 大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修（表20）

センターでは、平成18年度から大学生・大学院生を対象とした研修を開催しております。学生時代から児童虐待の現状を知り、そして多分野協働の重要性を学ぶことで、就職後の多機関連携がより推進されることを期待して開催しています。平成21年度の参加者は62名で、内訳は、心理学関係の学部が多く、ついで、社会福祉、保育、教育、医学、看護でした。

表20 大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講義	児童虐待とは	川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	講義	児童虐待と生命の危機	市川光太郎（北九州市立八幡病院小児救急センター）	1.5
	講義	虐待を受けた子どもの理解と援助	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	課題の共有	参加者<グループ討議>	1.5
2	演習	事例検討	秋山 邦久（文教大学）	2.5
	討議	発生予防のための啓発活動について	参加者<グループ討議>	2.0

研修内容は、事例検討や児童虐待防止に関する啓発活動に関するグループ討議など、少人数で討議する時間を多く設定しました。専攻分野の異なる学生が意見交換することにより、多様な見方、考え方に触れ視点が広がると同時に、自分の専門性を認識することができたという感想がありました。また、専攻している分野の言葉が他の領域（参加者）には伝わらないということを体験することで、連携の難しさと重要性を確認できたようです。

■ 事業報告 ■

(20) 公開講座 (表21)

表21 公開講座

日	形式	講義名	講師等	時間
1	講演	マンガで届ける子ども虐待防止	椎名篤子 (児童虐待防止全国ネットワーク)	1.0
	対談	「愛とさずな」を振り返る	椎名篤子 岩田泰子 (クリニックいわたsono)	2.0

センターでは、毎年「児童虐待防止推進月間」と定められた11月に公開講座を開催しています。本年度の公開講座では、「子ども虐待防止の啓発」をテーマに、ノンフィクション・ライターである椎名篤子先生による講演、そして、虐待を受けた子どもの治療に長く携わってこられた岩田泰子先生(クリニックいわたsono)との対談を行いました。当日は、まず椎名先生がちょうど連載を終えた、「愛とさずな」(原作：椎名篤子著『『愛されたい』を拒絶される子どもたち』)という、虐待を受けた子どもの治療に焦点を当てたマンガを紹介し、その後に椎名先生が子ども虐待防止に取り組んできた経緯や内容をお話し下さいました。後半は、虐待が子どもに与える影響について岩田先生と対談をしながらこれから子ども虐待防止のためにどんなことができるか話し合いました。マンガという親しみやすい素材をベースに、子ども虐待や防止活動について参加者の方と考える機会になったのではないかと思います。

(今回の公開講座における椎名先生の講義録が本紀要に収録されております。)

(21) 児童福祉関係職員長期研修 (Web研修) (表22)

Web研修とは、インターネットを活用し、少人数のグループによる定期的なグループ討議、事例検討等を通して、援助技術の向上を図るとともに、社会的養護に関連した研究や講師を担える人材の育成を目指して平成21年度より本格実施しました。事務局もあわせて10名がWeb画面上に一堂に会し、カメラとマイクを使い、双方向にやりとりができるシステムを利用しています。今年度の参加者は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設に勤める方8名であり、平均経験年数が13年と全員が児童福祉施設で一定程度経験を積んだ方ばかりでした。6月のプレ研修会では事例をもとにジェノグラムを書く演習を行い、オリエンテーションも含めてこれから1年間事例検討を行うメンバーで顔合わせを行いました。7月より月に1回、事例検討を行い、参加者が一人一回発表する機会を設け、Web画面上で事例検討を行いました。3月には修了研修会ということで、事例検討を通してでてきた課題の1つである「児童相談所との連携」「学校との連携」について現状と課題を討議しました。

表22 児童福祉関係職員長期研修 (Web研修)

月 日	プログラム	内 容	時間
6月4日(木)～5日(金)	プレ研修会	【講義と演習】ジェノグラムについて(川崎二三彦：子どもの虹情報研修センター) 【討議】自己紹介と問題意識の共有 【オリエンテーション】	
7月13日(月)	事例検討		2.0
8月24日(月)	事例検討		2.0
9月25日(金)	事例検討		2.0
10月21日(水)	事例検討		2.0
11月2日(月)	事例検討		2.0

12月14日(月)	事例検討		2.0
1月18日(月)	事例検討		2.0
2月22日(月)	事例検討		2.0
3月18日(木)–19日(金)	修了研修会	【討議】 児童相談所と児童福祉施設の協働 【討議】 研修の振り返り 【討議】 児童養護施設と学校の協働（保坂亨：千葉大学）	

4. 研修の課題と平成22年度研修の方向

平成21年度研修ででてきた課題や昨今の児童虐待の事件の増加、深刻化など社会情勢を踏まえ、平成22年度は次のような取り組みを行っていきます。

(1) 地域虐待対応研修（各自治体で行う市区町村向けの研修）の充実

平成19年度より地域で行う虐待対応研修の企画、実施を担う人を対象とした「地域虐待対応研修指導者養成研修」を実施しています。要保護児童対策地域協議会の充実と市区町村の相談窓口体制の充実は喫緊の課題です。研修では、昨年度から受講した研修の講義に関してはインターネット配信できるシステムを整え、各地で研修を実施する際に活用できるよう工夫しました。参加者が人材育成プランを検討し、具体的な研修の企画・実施ができることを目的にしていますが、研修実施の率は決して高い状況にありません。今後は市区町村の児童家庭相談担当を中心とした人材育成についての研究等を踏まえ、人材育成体系のモデルを示すなどの支援と地域で実施可能で具体的な研修プログラムの提供に努めます。併せて、この指導者養成研修の啓発をさらに図っていく必要があります。

(2) 児童福祉施設の人材育成体系に則った研修の位置付け

児童福祉施設への基幹的職員の配置に伴い、新人から中堅、ベテランまでの人材育成を目的とした研修体系の構築が各施設協議会や都道府県で求められ、その取り組みが始まっています。センター研修は、これまで行ってきた児童養護施設職員指導者研修や乳児院職員指導者研修および情緒障害児短期治療施設職員指導者研修を、ベテランや基幹的職員のフォローアップを原則とし、リーダー養成としての側面をより強めていくことが課題と考えます。研修内容として「アセスメント」「家族への支援」「チームアプローチ」を中心的テーマとし、この点でのリーダーシップをはかれるよう内容を検討します。

(3) 研修の評価

昨年度は、児童養護施設研修において、新たな研修評価の試みを行いました。参加者の感想の域を出ないアンケート調査だけでなく、取り組みの成果を実際的に評価する試みでした。評価のための作業に時間がかかりますが、こうした評価方法をさらに検討し、他の研修にも広げていけたらと考えています。

■ 事業報告 ■

(4) 児童福祉関係職員長期研修(Web研修)の継続実施

平成21年度は本格実施しました。参加者の評価は高く、継続しての実施を希望する声が多かったため、来年度は、希望者は継続とし、欠員となったメンバー数のみ募集します。来年度は今年度の反省を生かし、時間数を伸ばすなどの改善を行います。また今年度の参加者の中で課題研究に携わるなどの動きが始まりました。こうした事業の参加機会も提供することで、幅広く人材育成がはかれるような体系化を検討します。現在児童福祉施設職員のみ実施しておりますが、グループ数を増やすことや児童相談所等種別の異なる職員グループでの実施等検討します。

(5) 合同研修の更なる充実

これまで、連携の必要な職種、機関、施設等の合同研修を立ち上げてきました。来年度は「教育機関と児童相談所との合同研修」、および「児童相談所と児童福祉施設の合同研修」を新たに実施します。前者にあっては古くから学校と児童相談所との連携強化が課題となっていました。岸和田事件以来、小中学生の虐待による死亡等の事件が繰り返されており、最近では東京都江戸川区で死亡事件が発生しましたが、連携がより大きな問題として認識されています。こうした状況を踏まえ、文部科学省にも承認をいただきこの研修を実施することとします。

後者については、施設入所の段階のアセスメントや家族再統合の検討をはじめ、ケースのアセスメントや家族支援を行う上で児童相談所と施設との協働作業の充実が求められるようになっていきます。そこで「児童相談所と児童福祉施設の合同研修」実施することとします。

児童虐待対応において多機関協働は不可欠であり、そのためにも近接する機関の合同研修は非常に重要と認識しています。これまでの合同研修の内容を見直し、改善を図るとともに、これからも必要な合同研修が実施できるよう検討します。

(6) 「児童福祉施設心理担当職員合同研修」受入れの拡大について

平成14年度より開催しています「児童福祉施設心理担当職員合同研修」への参加申し込みが年ごとに増加し、昨年は募集開始後数週間で参加定員を大幅に上回り、かなりの参加をお断りしました。こうした状況を踏まえ、来年度は2回開催とし、参加希望者の受け入れの拡大を図ります。来年度の課題研究では、児童養護施設における心理職の役割をテーマに研究を行う予定で、その中で施設心理職の人材育成のあり方についても検討する予定です。こうした研究結果も踏まえて、施設心理職への研修体系を検討していく方針です。

II. 研修評価の試み

1. はじめに

研修の実施にあたっては、その研修内容が研修目的にどれだけ適ったものであったかの評価は欠かせません。しかしその一方で、妥当性が確保された精度ある効果測定を行うことは非常に困難であることも事実であります。そのような中、センターでは、研修をより有意義なものにしていくために、児童養護施設職員指導者研修において、研修を評価する試みを行いました。

平成20年度児童養護施設職員指導者研修は「アセスメント」「家族支援」「チームワーク」を3大柱とし、研修を企画しました。この研修目標にそうよう内容を企画し、参加者の主観的な感想を超えて、参加者が何を学んだかおよび臨床現場で役に立つか否かをより客観的に評価し、それに基づいて、企画された研修について、さらに修正、工夫していく視点を導き出すことを目的にしました。

その中でも特に「アセスメント」に焦点を絞り、研修の評価を試みました。研修ではアセスメント力向上に向け、次の作業を参加者に求めました。

- (1) 「事例の概要」の作成（事前課題）
- (2) 講義：心的発達に関連した内容
- (3) 演習：参加者それぞれが作成した「事例の概要」をベースに日々の生活場面でどのように支援しているか、小グループで討議を行いながら、具体的なケアプランを作成する
- (4) 「振り返りシート」への記入：以下の視点で自由記述を求めた
 - ① ケースについての理解の深まり（5件法）と、深まった具体的な内容
 - ② 施設での実践に必要と感じた事柄、印象に残った事柄

2. 評価方法

研修評価は次の4つの側面から行いました。

- (1) 参加者の研修に対する感想：「研修後アンケート」の回答
- (2) 実効性のある具体的な援助プランが策定できたか否か
- (3) 研修を通しての知識がどれほど深まったか、新たに気づけたことは何か（「振り返りシート」）
- (4) そのプランが実際の支援において有用であったか否か（研修終了1年後に評価）

3. 援助プランの評価結果（(2)（3）について）

何らかの具体的な場面を設定して援助プランが立てられた参加者は90%以上で、具体的な方法を考えられた参加者は98.7%でした。

振り返りシートに記載された自由記述の内容を分析したところ、「1. 情緒発達と愛着の理解」、「2. 子どもの理解」、「3. 支援のあり方・工夫」、「4. 研修方法」、「5. 施設の見直し・チームワーク」、「6. 援助者自身の振り返り」の6カテゴリーが抽出されました。多い順に「子どもの支援のあり方・工夫」（81.0%）、「研修方法」（51.9%）、「子どもの理解」（49.4%）でした。アセスメントに関係したカテゴリーが多くを占めており、これ

■ 事業報告 ■

からも研修目的にかなった研修ができたと思われま

す。詳細は平成20年度研究報告書「研修評価に関する研究」にまとめておりますので、そちらをご参照ください。

4. 援助プランの有効性～1年後アンケート結果（(4) について）

さらに、1年後に行ったアンケートの結果を報告します。参加者84名のうち回答者は40名、回収率47.6%でした。

現在その子どもを担当しているか尋ねたところ、17名（42.5%）が担当していると回答がありました。「他の担当に変更した」は10名（25%）、「退所した」は7名（17.5%）、「研修時すでに退所していた」は6名（15%）でした。

(1) 援助プランの実施について

研修でたてた援助プランについて尋ねたところ、「研修後、実施した」と回答した方は8名（20%）、「研修後、修正を加えて実施した」と回答した方は22名（55%）、「実施していない」と回答した方は10名（25%）でした（図1）。計73.2%の人が研修で作成した援助プランをベースに実践を行いました。

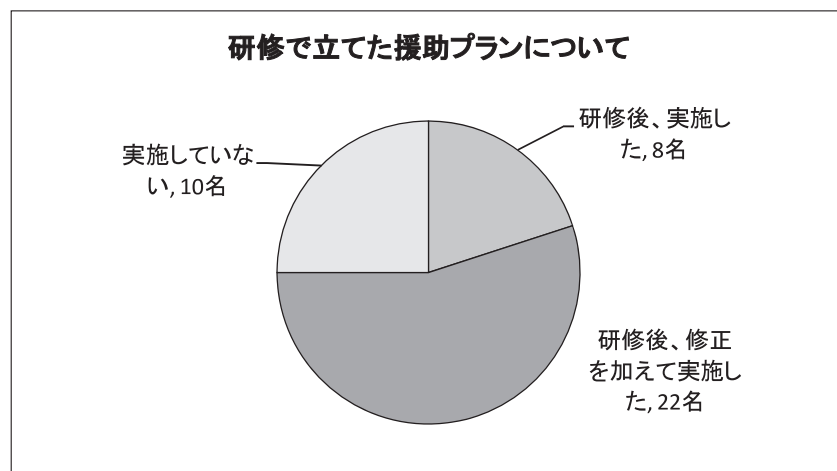


図1 援助プランの実施について

(2) 援助プランの役立ち度について

続いて、「研修後、実施した」「研修後、修正を加えて実施した」と回答した方（30名）に、援助プランはどの程度役に立ったか尋ねたところ、「大変役に立つ」と回答した方が3名（10%）、「まあまあ役に立つ」が23名（76.7%）、「どちらでもない」が2名（6.7%）、「あまり役に立たない」、「役に立たない」が0名でした（図2）。「大変役に立つ」と「まあまあ役に立つ」と回答した人はあわせて92.9%でした。以上の結果から研修内容が実践にも生かされていることが示されました。

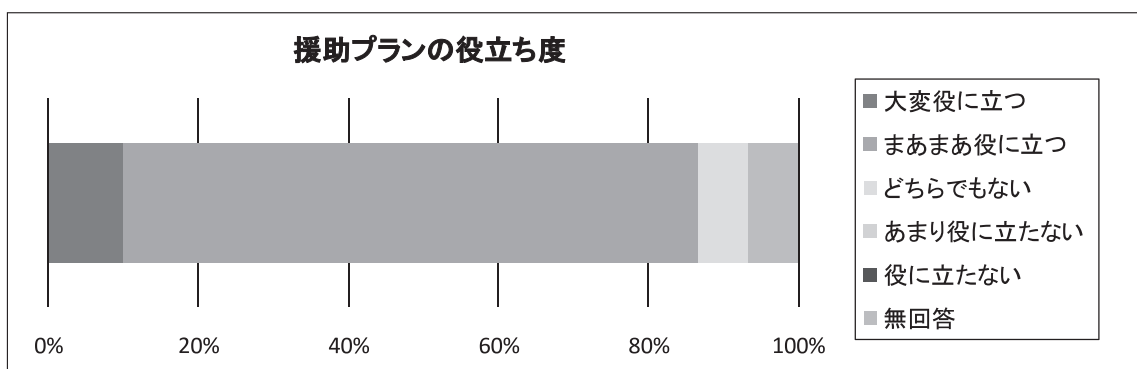


図2 援助プランの役立ち度について

(3) 効果・感想 (自由記述)

援助プランを実行した後の効果や感想を自由記述で求めました。子どもの援助に直接的に効果がみられたという感想だけでなく、研修で援助プランを考えたことにより、子どもを見る視野が広がったという意見や、子どもに関わる上での意識の持ち方が変わったという感想がありました。また、支援プランを実施するにあたり、他職員とのチームの問題も浮き彫りになってきたという感想もありました。この援助プランの実施を通して、職員自身が子どもをどう理解するか、どういう支援が有効なのか、など主体的に考える姿勢を学ぶことができたと考えられます。以下にその一部を紹介します。

【肯定的意見】

- 子どもが食事時間以内に食べられるようになり、私の声かけや注意が減った。子どもも担当者もゆったりと食事が取れるようになった。
- 子どもの状態が良くなった。毎日の積み重ねで、他の職員との連携も取れるようになった。
- 道程を追って支援をしていくことで、予測も付けやすくなり、提案もしやすくなった。
- すぐに効果を出すことは難しいと実感したが、別の方法を研修で考えたことは、違った方向から子どもを見ることが出来て良かった。
- 直接関わっている者とは違った視点での関わりの工夫を実際に実施出来たのが良かった。
- 計画通りの実施ではなかった。支援プランのことを気かけながら子どもの様子に合わせてみようと思っていたところ、結果として実施出来た。ただ効果を実感出来ていない。
- その都度、対応する際に深い視野で考えることが出来るようになったので、自分自身に効果を感じている。
- 短期的な課題に対しては順調にしていると思われるが、長期的課題に対して新たな問題点があるため、支援プランの変更を考える必要がある。

【実施後の困難さ】

- 自施設の性格もあり、学んだとおりに行かない点が多々あり悩んでいる。効果についてはまだ実感まで至っていない。
- 実施を試みるため、様々なデータを集計するのみに止まり、その後は自分自身の意識の希薄化と、児童が落ち着いてきたことで実施は頓挫してしまった。
- 個別対応職員として、他の職員とは異なる対応を意識して子どものリズムに合わせた関わりをした。そ

■ 事業報告 ■

の結果、とても良い時間を共有出来たが、その継続性を考えると、担当者としての意識が強く出すぎてしまい、他児との関係で調整が難しくなった。

(4) 実施できなかった理由（自由記述）

研修で立てた援助プランを「実施していない」と回答した方に理由を尋ねたところ、以下の回答が得られました。日々の業務の忙しさや、保護者との関わりがネックとなったという意見や、退園したため実施できなかったという意見がありました。そのような場合は、柔軟に援助プランを修正・変更し、新たに援助プランを立てる必要があるでしょう。以下に、一部を紹介します。

- 日々の業務に追われてしまい、振り返る時間もなく過ぎてしまった。
- 担当として、子どもが卒園しても支えていけるように連絡を取り合っているが、親への関わりはこちらが伝えたいようにはいかず、殆ど力になれていない。卒園後はもっと難しくなった。
- 児童自身が安定してきて、問題行動が減ってきた。
- 研修後すぐに、退所してしまい関われなくなった。
- 実施前に問題行動があり、措置変更となった。

(5) 研修への意見（自由記述）

援助プランを立てることを目標とした研修について意見を求めたところ、以下の内容が得られました。援助プランを立てる考え方そのものが活用されている様子が記述されており、本プログラムが継続性という点からも有効であることがうかがえました。一方、時間が足りなかったという意見や、助言者が欲しいという意見もありました。これらの意見を受け、来年度は時間の確保と助言者を準備するなどの工夫を行いたいと思います。

<肯定的意見>

- 目先のプランだけでなく、見通しを持ってその子の将来に向けてもっと具体的な支援を立てていくことの大切さを感じた。
- 施設全体で、支援体制についての話し合いを繰り返し、共通理解のもと協力体制を強化することが必要と感じた。
- 「支援プランの立て方」の研修というのが、あるといいと思うときがある。様々な資料等で事例は参考に出来るが、具体的に学べる場が欲しい。
- どのように支援したいか、目標は持つことが出来るが何もしないと目標は遠く感じる。支援プランを立てて、それに沿って進めていくことで確実に遂行出来た。
- 施設の中では処遇に行き詰まる場合が多いため、研修で改めて支援を考えてみることはとても勉強になった。
- 支援プラン通りに出来なくても、その時に有効と思われる事柄について考えることは、大切なのではないかと感じた。
- 事例を作るのは大変だが、とても参考になる。
- お互いのケースについて支援プランを話し合うことが、とても新鮮だった。

<要望>

- 支援プランを実施してみて、その後について見直しや報告が出来る研修があれば、より充実するのではないかと思う。
- 自分のプランを組み立てるので精一杯だった。現在進行形のケースについて、プラン作成→評価を行うことの方が勉強になりそうな気がする。自分ではどうして良いか分からないようなケースで、プランを立ててカンファレンスを受けて、実践してみるような経験を積みたい。
- もう少しじっくり考える時間があつた方が良かった。具体的なことまでプランを立てられなかった。
- もう少し多くの参加者に意見を聞けたら良かったのではと思う。
- 支援プラン作成時は、上手く進行しなかったことを仮定し、どう支援の変更に着手していくのか、実施者のモチベーションを持続させられるか等への助言があれば良いと思った。
- グループ討議の時間を利用して、参加者一人一人のケース概要の細やかな検討をし、グループ内で考えられるプランを提案していくことで、参加者自身があらゆる方向性を見つけ出せるような研修内容が実現出来たらと思う。

5. まとめ

研修評価の試みとして、H20年度児童養護施設指導者研修で作成した援助プランの具体性を評価したところ、大多数の参加者が具体性のある援助プランを作成していました。さらに、援助プログラムが実際に用いられたかどうか調べるため、1年後に行ったアンケートをもとに結果をまとめました。回収率が低かったものの、援助プランを実践し、実践の役に立ったという回答が大半でした。以上の結果から、研修内容が実践に役立つアセスメント力習得につながっていくことが示され、一定の研修効果が確認されました。今後は、修正を加えながら、よりアセスメント力、援助プラン作成力の向上につながるプログラムを構築していきたいと考えています。

Ⅲ. 平成21年度の専門相談について

子どもの虹情報研修センター専門相談室では、児童虐待等の問題に関わっている児童相談所や児童家庭支援センター、児童福祉施設、市区町村の相談窓口等の機関を対象にして、各現場で抱えている事例の処遇・援助に関する相談や情報の提供等の相談を行っております。

相談は、電話、Eメール、FAX、面談などにより、主に当センターの職員が対応しておりますが、法的対応に関する相談については必要に応じて専門相談員として委嘱している弁護士により相談・助言等を行っております。

当相談室については、主に当センターにおける研修や、地域に向いて実施している研修（地域虐待対応等合同研修、及び児童福祉施設職員地域研修－出前研修）等を通して周知を計って参りましたが、平成15年度の開室以来、相談の件数も年々増加し、その内容も幅広いものになっております。

1. 平成21年度の相談状況

(1) 相談受案件数

相談受案件数は、平成21年度は242件でした。これは、開設当初の3.2倍の伸率となります。

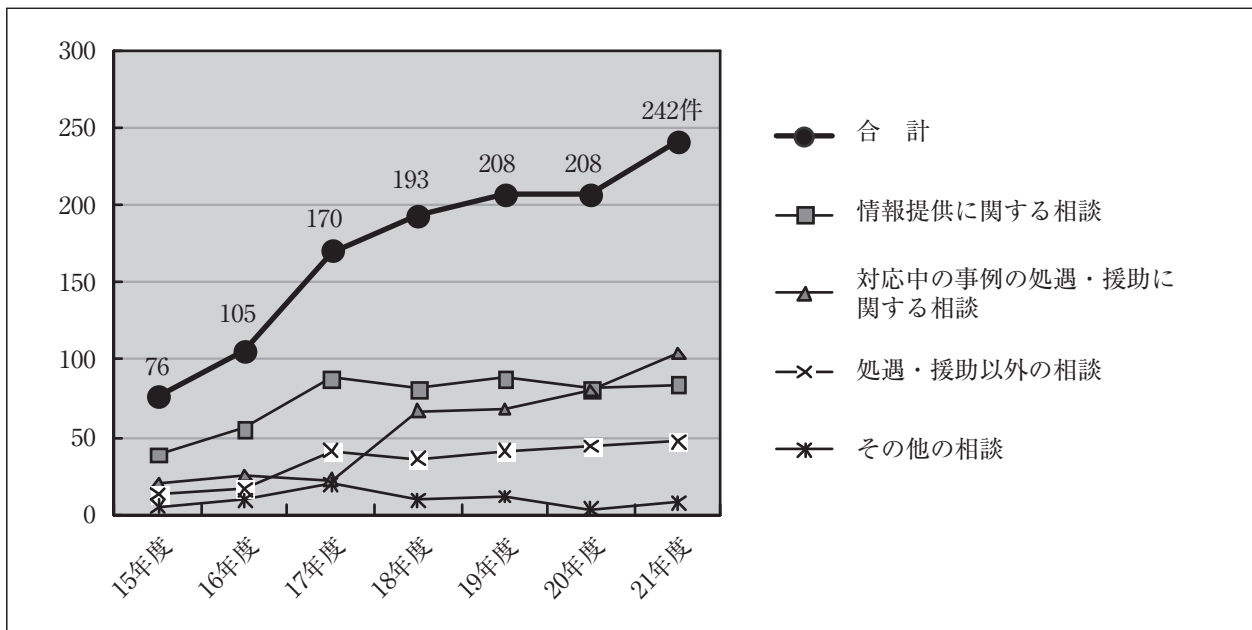


図1 年度別受案件数の推移 (単位：件)

なお、各月の受理状況は下記のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
12件	14	26	34	18	16	28	16	21	25	18	14	242

(2) 相談の方法 (手段)

電話による相談が全体の5割以上を占め、Eメールが2割となっています。

右図の「面談」は、当センターの研修における参加者からの相談で、「その他」は、要請のあった地域に出向いて行う児童福祉施設職員地域研修（出前研修）の会場等での相談です。

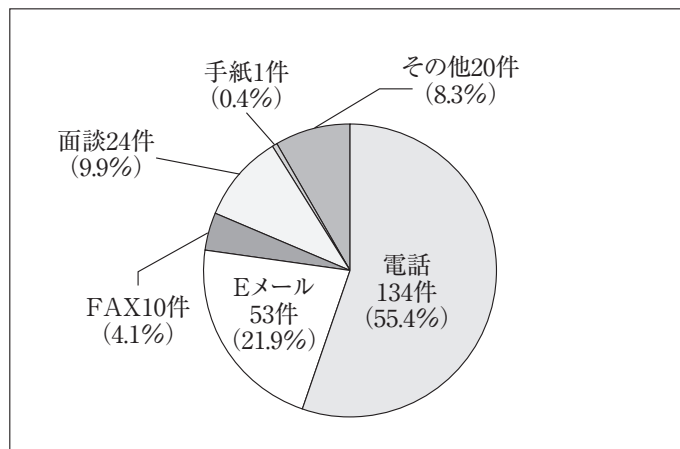


図2 相談の方法

(3) 平成21年度分野別・内容別相談状況

相談の内容別にみると、最も多いのが処遇・援助に関する相談で、104件（43.0%）と大きく増えております。次いで、研修講師の相談や文献資料の照会などの情報提供に関する相談で84件（34.7%）、そして、制度利用や機関連携のあり方などケース援助関連以外の相談が47件（19.4%）となっています。

分野別では、福祉が最も多く91件（37.6%）、次いで法律が62件（25.6%）、心理が56件（23.1%）と続いています。この中で心理相談の伸びが目立ち（昨年度35件—16.8%）、現場での対応の深刻化が伺えます。

全体としては、福祉に関する情報提供の相談が最も多く52件（21.5%）、次いでケースの処遇・援助に関する法律相談48件（18.6%）、そしてケースの処遇・援助に関する心理相談が33件（13.6%）、となっています。

分野別・内容別相談状況（単位：件）

内容	分野						計
	法 律	保健・医療	心 理	福 祉	その他		
処遇・援助に関する相談	48	2	33	19	2	104 (43.0%)	
処遇・援助以外の相談	13	4	8	15	7	47 (19.4%)	
情報提供に関する相談	1	8	14	52	9	84 (34.7%)	
その他の相談	0	0	1	5	1	7 (2.9%)	
計	62 (25.6%)	14 (5.8%)	56 (23.1%)	91 (37.6%)	19 (7.9%)	242 (100%)	

■ 事業報告 ■

(4) 平成21年度機関等別受理状況

平成21年度における機関等からの相談受理状況は、児童相談所からの相談が47.5%と最も多く、次いで地方公共団体が15.3%、児童養護施設6.2%となっています。

機 関	件数 (%)	機 関	件数 (%)
医療機関	3 (1.2)	母子生活支援施設	10 (4.1)
地方公共団体	37 (15.3)	家庭児童相談室	3 (1.2)
児童相談所	115 (47.5)	保健所・保健センター	6 (2.5)
乳 児 院	2 (0.8)	福祉事務所	1 (0.4)
児童養護施設	15 (6.2)	報道機関	7 (2.9)
児童自立支援施設	2 (0.8)	教育委員会	3 (1.2)
情緒障害児短期治療施設	6 (2.5)	大学・大学生・大学院生	5 (2.1)
里 親	2 (0.8)	個人 (市民)	11 (4.5)
ファミリーグループホーム	1 (0.4)	その他	13 (5.4)
		合 計	242 (100)

2. 平成21年度の相談事例から (抜粋)

【法的分野】

- ① 現在、一時保護中の17歳の児童の児童養護施設入所が28条で承認されたが、抗告期間中に児童が18歳に達してしまう。18歳を超えて措置することになるが法的に問題ないだろうか。
- ② 15歳女子の妊娠中絶について。本児は中絶を望み、実母と本児の相手の男性 (未成年) は出産を望んでいる場合、本児の意志だけで中絶できるか。

【保健・医療分野】

- ① 代理によるミュンヒハウゼン症候群の加害親について医学的フォローが出来る専門医の情報について
- ② 要保護児童対策地域協議会の代表者会議に消防本部も入っており、先日の消防本部担当者から、救急搬送する場合の虐待の見極めについて市と確認をしたいと言われた。医師等については虐待の発見マニュアル等あるということは聞いたことがありますが、救急隊に向けてマニュアル等があれば提供あるいは紹介してほしい。

【心理分野】

- ① 現在6年生の里子について。小1で受託してから未だに添い寝をしているが、一緒に寝ていても消灯ができないでいる。修学旅行も寝るのが怖くて安定剤を持って行き、友人宅へ泊りに行っても怖くなって帰ってきてしまう。どのように接して行けばよいか？
- ② 児童養護施設の児童について。解離が頻発し、認知のゆがみや感覚の過敏さと鈍感さがずれているなどの問題を持つ子が、随分と落ち着いてきた。今後必要なことは何か。

【福祉分野】

- ① 高校卒業後、進学希望の里子の措置延長に関することと、その場合の措置費（生活費、学費）について
- ② 虐待の安否確認で家庭訪問した場合に、相手から拒否されて子どもに会わせてもらえない場合の対応等について（市区町村）

【その他】

- ① 児童養護施設の建て替えを検討しているが、大舎から小舎への転換など、参考になる資料や、具体例を紹介してほしい
- ② 虐待の統計の取り上げ方に関して（要支援児童の捉え方など）

専門相談室

電話 045-871-9345（直通）

F A X 045-871-8091

Eメール soudan@crc-japan.net

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

子どもの虹情報研修センター紀要 No. 8

平成22年12月29日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編 集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

印 刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)